

# 令和6年度短期大学認証評価結果報告書

令和7年3月24日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 目 次

はじめに	1
令和6年度短期大学認証評価結果について	
1. 令和6年度短期大学認証評価結果	3
2. 令和6年度短期大学認証評価結果決定までの日程	4
3. 令和6年度短期大学認証評価の経過	5
4. 「適格」判定に改善意見を付した短期大学の評価の経過	6
5. 評価結果の構成	7
資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要	8
資料2 短期大学評価基準	12
資料3 評価組織	
理事会理事及び監事一覧	38
短期大学認証評価委員会委員一覧	38
短期大学認証評価委員会2号委員一覧	39
認証評価審査委員会委員一覧	39
資料4 評価員一覧	40
令和6年度短期大学認証評価結果	(都道府県別・五十音順)
<令和6年度短期大学認証評価>	
1 修紅短期大学	43
2 仙台赤門短期大学	52
3 秋田栄養短期大学	61
4 聖霊女子短期大学	70
5 羽陽学園短期大学	79
6 つくば国際短期大学	89
7 桐生大学短期大学部	97
8 群馬医療福祉大学短期大学部	106
9 新島学園短期大学	117
10 川口短期大学	126
11 埼玉女子短期大学	134
12 植草学園短期大学	143
13 清和大学短期大学部	151
14 愛国学園短期大学	158

15	上野学園短期大学	167
16	戸板女子短期大学	177
17	東京立正短期大学	186
18	相模女子大学短期大学部	195
19	長野短期大学	205
20	松本短期大学	214
21	浜松学院大学短期大学部	224
22	愛知医療学院短期大学	232
23	愛知学院大学短期大学部	241
24	愛知産業大学短期大学	250
25	修文大学短期大学部	259
26	京都西山短期大学	268
27	藍野大学短期大学部	277
28	大阪学院大学短期大学部	286
29	堺女子短期大学	295
30	東大阪大学短期大学部	304
31	神戸教育短期大学	313
32	姫路日ノ本短期大学	322
33	山口短期大学	331
34	徳島文理大学短期大学部	340
35	松山短期大学	348
36	九州女子短期大学	356

< 「適格」判定に改善意見を付した事項の改善が認められた短期大学 >

1	名古屋文化短期大学	365
参考 1	用語解説	367
参考 2	会員校一覧	386

## はじめに

### 一般財団法人大学・短期大学基準協会が行う認証評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき大学・短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から短期大学、令和 2 年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学・短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

短期大学の認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の短期大学認証評価委員会の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、短期大学認証評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。それゆえ、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。さらに、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。

### 短期大学評価基準

短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この 4 基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成 30 年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第 2 評価期間における選択

的評価（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

## 令和6年度短期大学認証評価結果について

### 1. 令和6年度短期大学認証評価結果

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、令和6年度短期大学認証評価に申請のあった36短期大学に対して「令和6年度短期大学認証評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定めた「短期大学評価基準」の評価の考え方により36短期大学を「適格」と認定しました。

また、令和3年度短期大学認証評価結果において「改善意見」を付した1短期大学について評価を行った結果、意見の付された事項について改善がなされたことを確認し、短期大学評価基準を満たしていると認定しました。

(都道府県別・五十音順)

#### (1) 「適格」と認定した短期大学 (36 短期大学)

修紅短期大学  
仙台赤門短期大学  
秋田栄養短期大学  
聖霊女子短期大学  
羽陽学園短期大学  
つくば国際短期大学  
桐生大学短期大学部  
群馬医療福祉大学短期大学部  
新島学園短期大学  
川口短期大学  
埼玉女子短期大学  
植草学園短期大学  
清和大学短期大学部  
愛国学園短期大学  
上野学園短期大学  
戸板女子短期大学  
東京立正短期大学  
相模女子大学短期大学部  
長野短期大学  
松本短期大学  
浜松学院大学短期大学部  
愛知医療学院短期大学  
愛知学院大学短期大学部  
愛知産業大学短期大学  
修文大学短期大学部

京都西山短期大学  
 藍野大学短期大学部  
 大阪学院大学短期大学部  
 堺女子短期大学  
 東大阪大学短期大学部  
 神戸教育短期大学  
 姫路日ノ本短期大学  
 山口短期大学  
 徳島文理大学短期大学部  
 松山短期大学  
 九州女子短期大学

- (2) 「適格」判定に改善意見を付した事項の改善が認められた短期大学 (1 短期大学)  
 名古屋文化短期大学

## 2. 令和6年度短期大学認証評価結果決定までの日程

### (1) 令和6年度の短期大学認証評価

令和5年	7月31日	令和6年度短期大学認証評価申込受付締切日
	8月23日	ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会 （オンライン開催）
	9月14日	評価を受ける短期大学（評価校）の決定
令和6年	6月28日	自己点検・評価報告書の提出締切日
	7月10日	評価員研修会の実施（ウェブサイトへの説明動画掲載 及びオンライン研修）
	7月～8月	評価員による書面調査の実施
	8月下旬～10月 下旬	評価員による訪問調査の実施
	11月1日	評価チームから基準別評価票の提出（最終締切日）
	11月15日・ 18～19日	短期大学認証評価委員会分科会の審議
	12月2～3日	〃
	12月12日	短期大学認証評価委員会の審議
	12月16日	理事会への機関別評価案の報告
	12月17日	評価校への機関別評価案の内示
令和7年	1月16日	異議・意見申立書の提出締切日
	1月29日	短期大学認証評価委員会の審議
	2月6日	認証評価審査委員会の審議 認証評価審査委員会への意見申立ての審議結果の報告

2月20日	短期大学認証評価委員会の審議
2月21日	理事会による評価結果の審議
3月10日	短期大学認証評価委員会の審議
3月14日	理事会による評価結果の最終決定
3月17日	評価校への評価結果通知
3月24日	短期大学認証評価結果の公表

### 3. 令和6年度短期大学認証評価の経過

(1) 本協会は令和5年7月末日を締め切りに、令和6年度短期大学認証評価の申込受付を行いました。その結果、評価を希望する36短期大学の申請を受理し、令和6年度短期大学認証評価の評価校として決定しました。

(2) 令和6年度評価実施に先立ち、令和5年8月23日に会員校のALO（認証評価連絡調整責任者）を中心に「令和6年度認証評価ALO対象説明会」をオンラインで開催しました。当該説明会では、本協会の目指す認証評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALOには、認証評価の円滑な実施のため本協会及び評価員に対する窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。

(3) 短期大学認証評価委員会では、評価員候補者のうちから164名の評価員を選出し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成するとともに、各評価チームにチーム責任者（理事長、学長及び評価員の経験を有する幹部職員等）を置きました。

(4) 評価員は、本年度の認証評価に関する基本的な考え方に関する説明動画（本協会ウェブサイト掲載）及び7月10日オンラインによる研修会を通じて共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。

#### ① 各評価員による評価

評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査を通して、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。

#### ② 評価チームによる基準別評価

評価チームは、それぞれオンラインで評価員会議を行うとともに、訪問調査終了後には各評価員の区分及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、短期大学認証評価委員会へ提出しました。



- (5) 短期大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として8分科会を設けました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票を基に当該チーム責任者と意見交換を行い、その結果を踏まえて機関別評価原案を作成しました。
- (6) 短期大学認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに令和6年12月16日に開催された理事会へ機関別評価案の報告を行い、12月17日に各評価校へ内示しました。
- (7) 短期大学認証評価委員会からの内示に対して、1短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立書の提出がありました。  
令和7年2月6日、認証評価審査委員会は提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を慎重に審査し、その適否を明示して令和7年2月21日開催の理事会に報告し、理事会は同審査委員会による審査結果を承認しました。
- (8) 令和7年2月21日及び3月14日、理事会において機関別評価案を審議し、本協会の「短期大学評価基準」を満たしているものとして、令和6年度の評価校36校を適格と認定しました。

#### 4. 「適格」判定に改善意見を付した短期大学の評価の経過

- (1) 令和4年6月30日付けで、令和3年度改善状況に関する報告書が提出され、令和4年7月14日開催の短期大学認証評価委員会において改善状況等について確認を行いました。
- (2) 令和5年6月30日付けで、令和4年度改善状況に関する報告書が提出され、令和5年7月20日開催の短期大学認証評価委員会において改善状況等について確認を行いました。
- (3) 令和6年6月11日付けで、令和5年度改善状況に関する報告書が提出され、令和6年7月18日開催の短期大学認証評価委員会において改善状況等について確認を行いました。
- (4) 書面調査に基づき評価原案を作成し、令和6年9月19日開催の短期大学認証評価委員会において審議の上、評価案を作成しました。さらに令和6年12月16日開催の理事会に評価案の報告を行い、12月17日に当該校へ内示しました。
- (5) 短期大学認証評価委員会からの内示に対する異議申立て等はありませんでした。
- (6) 令和7年2月21日開催の理事会において、意見の付された事項の改善がなされたことを確認し、本協会の短期大学評価基準を満たしていると認定しました。

## 5. 評価結果の構成

各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「機関別評価結果の事由」で構成されています。「機関別評価結果の事由」には、「総評」、「三つの意見」、「基準別評価結果」が含まれています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、短期大学としての水準を満たしているか否かについて、本協会では「適格」又は「不適格」と判定しています。

「総評」には、本協会の評価基準に定める4基準の概略を記載しており、これは「機関別評価結果」に示す判定に至った理由に相当します。

「三つの意見」には、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解をまとめています。これは、評価校の教育活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」について、後に述べる各評価基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取り組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待できる事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、それらの記載事項は、各評価基準の評価結果（合・否）と直接連動するものではありません。さらに、「早急に改善を要すると判断される事項」には、問題・課題等が深刻で、速やかな対応が望まれる事項をまとめています。例えば、短期大学評価基準や短期大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示した上で、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

## 資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要

### 1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての大学・短期大学は、当該大学・短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状況について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

この学校教育法の改正前に、短期大学の水準の維持・向上及び自己点検・評価による改善の支援を目的に設立された任意団体「短期大学基準協会」は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に短期大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、平成17年3月31日に財団法人として文部科学大臣から許可を受けました。

以来、本協会は、学校教育法に基づく短期大学の認証評価を実施するとともに、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続けてきました。平成24年には公益法人制度改革に伴い一般財団法人となり、さらに令和2年3月30日、大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受けたことをもって、令和2年4月1日、一般財団法人大学・短期大学基準協会と改組し、現在に至っています。

### 2. 短期大学認証評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学の教育の質保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う認証評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

### 3. 短期大学認証評価の実施体制

#### (1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、短期大学の認証評価を行う組織として短期大学認証評価委員会を設けています。同委員会では、認証評価に関する基本方針の策定、認証評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関することなど、認証評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、認証評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

#### ○ ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）といい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

#### ○ 評価員（評価チーム）

短期大学認証評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、

書面調査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

○ 短期大学認証評価委員会分科会

短期大学認証評価委員会の下に、原則 3 名の短期大学認証評価委員会委員及び同委員会が必要と認めた者で構成される短期大学認証評価委員会分科会を設け、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 認証評価審査委員会

短期大学認証評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に認証評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

(2) 評価の手順

① 短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、短期大学の教育活動などの状況を多角的に評価するため、4 基準で構成されている短期大学評価基準に基づき、認証評価を実施します。また、各短期大学が短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この 4 基準に 2~4 のテーマ（合計 12 テーマ）を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（合計 33 区分）として設定しました。さらに各区分を理解し、分析するため、評価の観点を示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分及び評価の観点を踏まえ、教育活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が短期大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の 2 段階による評価を行います。

b. テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに 4 段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分評価及びテーマ評価に基づき、訪問調査中に行う評価員会議を経て、訪問調査終了時に評価チームとしての評価を検討します。そこでは合・否の 2 段階による評価を行うとともに、評価校の内部質保証の取組状況について「内部質保証ルーブリック」を用いた評価も踏まえ、基準別評価として集約します。

また、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば短期大学設置基準未充足など、短期大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

### ③ 短期大学認証評価委員会による機関別評価

短期大学認証評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び短期大学認証評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

#### a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と意見交換を行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育活動などの状況が短期大学全体として、短期大学の水準を満たしているか否かを審議します。

#### b. 短期大学認証評価委員会

短期大学認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出する必要があります。短期大学認証評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、「適格」とし、認められない場合には、「不適格」とします。

なお、「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがあります。当該意見については、当該評価校から提出された報告書を基に評価し、評価の結果、問題の改善が見られる場合にはその旨公表し、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付しその旨公表します。

また、機関別評価結果において「不適格」と判定された短期大学は、改善が必要とされた事項について再評価を受けることができます。再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価し、本評価の結果と合わせて「適格」又は「不適格」の判定を行い、その結果を公表します。

### ④ 認証評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の指摘事項に対する異議申立ての機会を保証することとし（短期大学認証評価実施規程 第11条第1項）、評価に重大な事実の誤認などがな

いように努め、評価校から、内示に対して異議申立てが出された場合は、直ちに、認証評価審査委員会で審査します。同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を十分審議し、必要な修正を行うよう理事会に報告します。

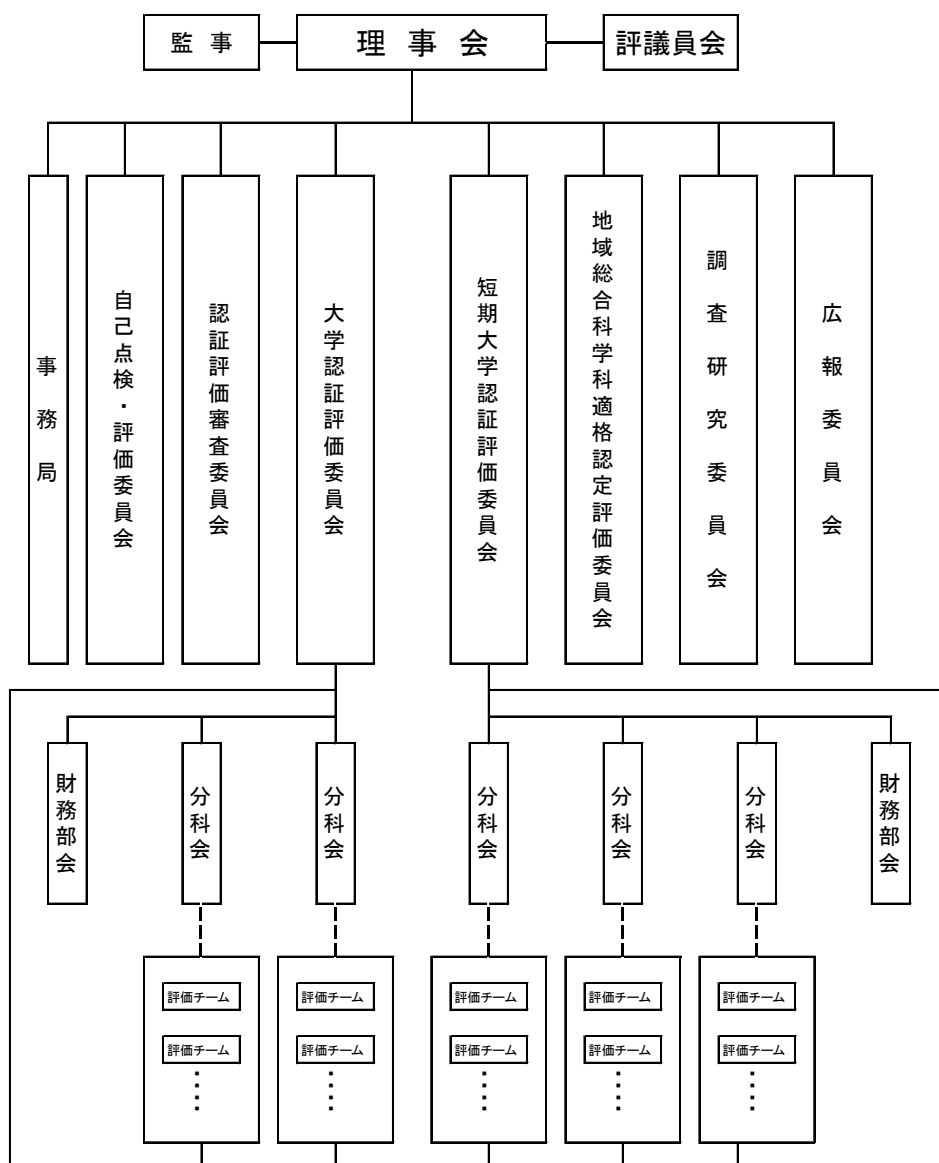
⑤ 理事会での決定

理事会は、短期大学認証評価委員会から提出された機関別評価案、認証評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（短期大学認証評価実施規程 第12条）、各評価校へ通知します。

⑥ 評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、その所属する短期大学を対象とする認証評価業務に従事できないこととしています（短期大学認証評価実施規程 第16条）。

4. 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 組織図



## 資料2 短期大学評価基準

### 短期大学評価基準

平成16年10月制定

令和2年6月改定

#### 短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、認証評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

#### 短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～8）として表した。4基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

## 基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育目的・目標、学習成果（Student Learning Outcomes）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。

建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有し、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。また、時代や社会の変化の中にあつて社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

短期大学は地域・社会の文化の担い手である。地域住民をはじめ地域・社会の公共機関や企業などから必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域・社会の幅広いニーズに応えその活性化を図る責務を果たさなければならない。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことに鑑み、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育目的・目標により定めた学習成果を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下、三つの方針という）を一体的に策定し、また、学習成果を実際に学生が獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は三つの方針の関係を見直し整備するための PDCA サイクルを含む系統的なものである。短期大学は、自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証が求められる。

### A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。

基準 I-A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。



- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

## B 教育の効果

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

## C 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、大学の管理運営組織が自己

点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、建学の精神から成る教育目的・目標、学習成果及び三つの方針を学内外に明確に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を獲得させなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の獲得に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学生が獲得した学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

学習成果には、単に教育課程の卒業要件の単位を充足することや資格を取得するという専門的なものだけでなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力などの汎用的なものも含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、卒業認定・学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。

学習成果の査定には、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

### A 教育課程

短期大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかななければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は實際生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うことも求められる。

教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

- (2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学選抜の方法は、入学受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

## B 学生支援

短期大学は、学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活用して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に捉え、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援や進路支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**基準Ⅱ-B-2** 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**基準Ⅱ-B-3** 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ・B・4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源と捉えるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に関係する諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

#### A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を通じて、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。



- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

## B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校

舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

**基準Ⅲ-B-1** 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

**基準Ⅲ-B-2** 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### **C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。

**基準Ⅲ-C-1** 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために

技術的資源を整備している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③年度予算を適正に執行している。
  - ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ②人事計画が適切である。
  - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報の公表・公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。理事長と学長は、リーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる必要がある。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たすべきである。

短期大学は、学生の在学中に経営破たん陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップの重要な責務である。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に情報を公表・公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的に情報の公表・公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。

### A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理

性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ②理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤教授会の議事録を整備している。
  - ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

## C ガバナンス

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

理事会の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会がその役割を担い、責任を果たす。

監事は、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、事業に関する中期的な計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員との諮問に答えなければならない。

基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。



## 専門職学科の評価基準

専門職学科については、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

### ◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 (2) ⑥を削除する。

「基準Ⅱ-A-4」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。

- (1) 学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、教育課程の構成等不断の見直しを行う体制が確立している。
- (2) 教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。
- (3) 教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

「基準Ⅱ-A-5」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (8) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### ◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ B 学生支援

基準Ⅱ-B-2 (7) を削除し、以下番号を順に繰り上げる。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ B 物的資源

「基準Ⅲ-B-1」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しているほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (9) 適切な面積の体育館を有している。
- (10) 多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる場合、適切な場所を整備している。

## 専門職短期大学の評価基準

専門職短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

- ◆「短期大学」は、「専門職短期大学」に読み替える。  
「短期大学設置基準」は、「専門職短期大学設置基準」に読み替える。

### ◆基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果：テーマ A 建学の精神

「基準Ⅰ-A-2」を次のとおりとする。

基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として産業界、地域社会に貢献している。

- (1) 産業界、地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 産業界、地域社会の地方公共団体、企業等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて産業界、地域社会に貢献している。

### ◆基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果：テーマ B 教育の効果

「基準Ⅰ-B-1」を次のとおりとする。

基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が産業界、地域社会の要請に  
応えているか定期的に点検している。

### ◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ A 教育課程

「基準Ⅱ-A-2」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）  
を明確に示している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ①専門職短期大学設置基準にのっとり産業界、地域社会との連携により体系的に編成している。
  - ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間

又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④成績評価は学習成果の獲得を専門職短期大学設置基準等にとり判定している。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

「基準Ⅱ-A-3」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、専門職短期大学設置基準にとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。

(1) 学科・専攻課程に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、教育課程の構成等不断の見直しを行う体制が確立している。

(2) 教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

(3) 教育効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

「基準Ⅱ-A-4」を削除し、以下を繰り上げ、「基準Ⅱ-A-4」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-4 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

(6) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。

(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

(8) アドミッション・オフィス等を整備している。

(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ B 学生支援

基準Ⅱ-B-2 (7) を削除し、以下番号を順に繰り上げる。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ B 物的資源

「基準Ⅲ-B-1」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は専門職短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は専門職短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しているほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (9) 適切な面積の体育館その他のスポーツ施設を有している。
- (10) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

## 公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

### ①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1 (1) ①は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ②は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ④は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ⑧は、「教育研究経費は経常収益の 20%程度を超えている」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) の⑩と⑪を削除する。

基準Ⅲ-D-1 (2) を削除する。

### ②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。
- (2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。
- (4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。
- (5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。
- (6) 専任教員及び学生 1 人当たりの経常費は適切である。
- (7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。
- (8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。
- (4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ

①公立大学法人の場合

「基準IV-A-1」を次のとおりとする。

基準IV-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

基準IVの「テーマA 理事長のリーダーシップ」を削除する。

◆基準IV リーダーシップとガバナンス：テーマC ガバナンス

①公立大学法人の場合

「基準IV-C-1」及び「基準IV-C-2」を次のとおりとし、「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、公立大学法人の業務、財産の状況及び役員（監事を除く）の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。
- (3) 監事は、公立大学法人の業務、財産の状況及び役員（監事を除く）の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事長に提出している。

基準IV-C-2 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。
- (6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。
- (7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。

②公立大学法人以外の場合

「基準IV-C-1」を次のとおりとし、「基準IV-C-2」及び「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学長の選考は適切である。
- (2) 短期大学運営の意思決定は適切である。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができている。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みができている。
- (5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。
- (6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。



### 資料3 評価組織

#### 理事会 理事及び監事一覧

◎:理事長 ○:副理事長 ☆:監事

◎ 原田 博史	岡山学院大学・岡山短期大学／理事長・学長
○ 麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
○ 川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
石田 憲久	青森中央学院大学・青森中央短期大学／理事長
大谷 岳	桜花学園大学・名古屋短期大学／学長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
加藤 映子	大阪女学院大学・大阪女学院短期大学／学長
工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会／顧問
小坂 慎治	一般財団法人大学・短期大学基準協会／事務局長
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
澤辺 桃子	函館短期大学／学長
志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
中野 正明	京都華頂大学・華頂短期大学／学長
福井 洋子	大手前短期大学／副理事長・学長
村崎 文彦	徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部／理事長
百瀬 義貴	フェリシアこども短期大学／理事長
☆ 谷本 榮子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／理事長・総長
☆ 富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
☆ 平尾 和子	愛国学園短期大学／学長

(令和7年3月現在)

#### 短期大学認証評価委員会委員一覧

◎:委員長 ○:副委員長

◎ 志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
○ 二木 寛夫	山口学芸大学・山口芸術短期大学／理事長
麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構／参与
沖 清豪	早稲田大学／教授
奥田 吾朗	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部／理事長
加藤 真一	金城大学・金城大学短期大学部／理事長
川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
桐原 由美	国際学院埼玉短期大学／教授

坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間 美羊	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／副理事長・短期大学副学長・教授
清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
高木 明郎	国際短期大学／学長
田久 昌次郎	いわき短期大学／学長顧問・教授
谷本 和子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／短期大学学長
富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
野澤 智	城西短期大学／教授
平野 幸治	上智大学短期大学部／教授
福井 洋子	大手前短期大学／副理事長・学長
堀井 祐介	大阪大学／教授
和賀 崇	岡山大学／准教授

(令和7年3月現在)

#### 短期大学認証評価委員会2号委員一覧

片岡 一正	就実短期大学／常務理事・法人事務局長
鈴木 建生	ユマニテク短期大学／学長
鈴木 弘充	湘北短期大学／教授・ALO
乳井 英雄	函館大谷短期大学／教授
平田 孝治	西九州大学短期大学部／副学長・学科長・教授
山口 眞理	大阪夕陽丘学園短期大学／教授、キャリア創造学科長、ALO
横川 剛毅	和泉短期大学／教授
吉村 斉	高知学園短期大学／図書館長

(令和6年12月現在)

#### 認証評価審査委員会委員一覧

◎：委員長

◎ 佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会／顧問
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
田中 義郎	桜美林大学／特命副学長（グローバル）・大学院教授

(令和7年3月現在)

## 資料4 評価員一覧（令和6年度）

（五十音順）

赤塚 剛生	太田 卓馬	桑野 聡	田久 昌次郎
赤塚 徳子	大嶽 さと子	小玉 智章	竹澤 昭任
赤間 公子	大谷 岳	小松 由美	竹重 文雄
秋山 展子	大塚 健樹	小宮 全	辰巳 勝則
秋山 祐治	岡崎 寛	権田 宜子	田中 利砂子
阿久津 毅	岡田 絵梨奈	紺野 昇	棚橋 泰之
安達 幸成	岡本 正志	齊藤 絵里加	田辺 和秀
新井 啓泰	織田 潤二	酒井 真由子	丹木 博一
安藤 嘉則	小野 英生	坂本 達彦	丹下 義人
池田 哲	小野 里佳	佐久間 康	津久井 康明
石井 洋	加賀谷 崇文	佐藤 永一	寺川 夫央
石松 健男	影山 美佐子	佐藤 佳子	寺田 達也
磯部 哲夫	片山 学	佐藤 寛之	手良村 昭子
一前 春子	加藤 博	佐野 真一郎	遠山 佳治
伊藤 恵美	神谷 昌史	澤井 明裕	豊永 和範
伊藤 恵里子	萱嶋 泰成	澤田 和也	中岡 寛
伊藤 佳代子	河崎 峰子	澤辺 桃子	中西 勤
伊藤 桂子	河崎 雷太	塩川 雅史	中西 喜彦
伊藤 顕史	河田 健二	下尾 直子	永松 俊哉
伊藤 宏	川並 弘順	白井 朗	中村 直樹
犬伏 直人	川村 高弘	白鳥 金吾	中村 博文
井上 幸一	菊地 達夫	菅原 陽心	中村 麻衣子
今林 俊一	菊池 由美子	杉戸 博記	西村 泰長
宇田 伊公子	木下 茂	鈴木 敦之	根布谷 豪
内桶 真二	木下 幸彦	鈴木 英悟	農野 寛治
宇野 世史也	木村 典子	鈴木 浩二	野原 八千代
江上 邦博	國本 真吾	住野 好久	野本 敬
江田 壮一	國谷 尊之	田内 英臣	橋本 光能
大賀 恵子	久保 小枝子	高橋 秀行	長谷川 雅美
大久保 直幸	倉重 加代	高橋 太志	波田 埜 英治

早坂 三郎	矢野 沙織
林 あつみ	山田 実加
原田 倫子	山本 朗登
阪田 直美	山本 光憲
平塚 豊	山本 淳子
黄 禧晶	湯地 寿
福岡 昭雄	横山 さつき
藤井 龍彦	吉崎 誠
藤井 仁人	吉崎 泰弘
藤岡 敬久	吉見 昌弘
藤田 奈美子	吉村 真理子
堀内 弓子	與那原 馨
前田 明美	寄 ゆかり
松尾 広	渡邊 洋
松本 昭彦	以上 (164名)
松本 透	
松元 理恵子	
眞鍋 穰	
三浦 哲也	
三浦 直修	
三國 信夫	
宮田 篤	
百瀬 志麻	
森 利夫	
森井泉 仁	
森田 裕子	
森本 圭祐	
森本 喜彦	
八木 浩雄	
柳町 悟司	

# 令和 6 年度短期大学認証評価結果

## 修紅短期大学の概要

設置者 学校法人 健康科学大学  
理事長 笹本 憲男  
学 長 吉瀬 献策  
A L O 館山 壮一  
開設年月日 昭和 28 年 4 月 1 日  
所在地 岩手県一関市萩荘字竹際 49-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

修紅短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月24日付で修紅短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「信愛」、「健康」、「報恩」を建学の精神に据え、ウェブサイト等で学内外に表明している。

公開発表会として「子どものためのファンタジックフェスティバル」を開催し、市民に親しまれている。また、一関市との地方創生に関する連携協定や、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」への参画等、地域に貢献する優れた人材の育成に寄与している。

短期大学及び学科の教育目的を学則に定め、学習成果は卒業認定・学位授与の方針において定めている。三つの方針は、全学教学・IR委員会において策定し、教授会で審議・制定の上、ウェブサイト等で学内外に表明している。

自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイト等で公表している。

各授業科目と、卒業認定・学位授与との方針、学習成果との関連はシラバスに示され、学習成果の測定方法としてGPA制度を導入し卒業判定に活用している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果を示している。短期大学設置基準にのっとり、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の習得を目的として、「教養に関する教育科目」と「専門に関する教育科目」を体系的に編成している。入学者受入れの方針は、学生募集要項に掲載している。

「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」調査を実施している。調査結果は資料にまとめ、専任教員に配付し、教授会でも報告しており、各教員は授業の改善等に活用している。

全専任教員が学生の情報を共有し、個々の学生に応じた単位履修や学生生活、就職等に関する支援が行われている。また、「学生生活に関するアンケート」を通じて意見の聴取を行い、教職員組織である学生委員会が学生生活の支援を行っている。

キャリア支援センターが毎年「就職の手引き」を作成して配付し、就職活動の指針としている。就職ガイダンスを学生在籍期間の2年間に計画的に行い、「OB・OG懇談会」も実施している。就職担当職員やクラス担任等が連携して学生の就職に対する多様なニーズを把握・共有し、学生の志望する就職を実現するための支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を充足している。教員の採用・昇任については規程を定めて運用している。研究活動及び競争的資金に関する規程を整備し、研究倫理の遵守に努めている。

事務長は、事務組織の職務分掌と責任体制を明確にして統括している。事務職員の就業環境や諸規程も整備している。FD委員会や職員能力開発向上(SD)委員会が教職員研修会を開催し、職能向上に努めている。教職員の就業に関する諸規程も整備している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室や演習室、実験実習室、音楽教室、体育館、図書館等を設置し、学内LANやフリーWi-Fiを整備している。諸規程を整備し、施設設備を維持管理している。

防火・避難訓練やコンピュータ・システムのセキュリティ対策に取り組んでいる。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、設置校間が遠距離であることから早期よりオンライン会議システムの活用等を行い、学校法人の運営に適切にリーダーシップを発揮し、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督している。

学長は、経験と識見を生かしながら、教育研究上の重要事項について教授会の意見を聴取し、短期大学の運営にリーダーシップを発揮している。教授会は、審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務、財産状況及び理事の業務執行の状況について適正に監査を実施し、理事会や評議員会において決算及び監査報告や意見具申を行っている。

評議員会は、適正に構成され、諮問機関としての機能を適切に果たしている。教育情報、財務情報等は、ウェブサイト等で公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 教養に関する教育科目の「生活と環境」において、学長が建学の精神及び沿革について説くとともに、複数の特別講師を招聘して地域の歴史や文化、産業等、地域創生に向けての知識を得る試みを行っている。「東日本大震災からの教訓」と題し、保育者として子



どもたちの命を守る使命感についても取り上げている。

[テーマ B 教育の効果]

- 「学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか」について、地方創生に向けた協定を締結している一関市から毎年意見聴取を行っている。同市からは免許資格取得率や就職率の高さが評価されている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養に関する教育科目として、幼児教育に関する知識と技能を習得し発表を行うなかで、様々な分野の教養を深めることを目的とした「総合表現」がある。公開発表会として一関文化センターにおいて「子どものためのファンタジックフェスティバル」を開催しており、専門的知識・技術を実際の場面に応用し、自らの活動を省察し改善していく確かな実践力を身につける科目となっている。
- 「卒業研究」では、学生が研究倫理審査委員会委員長から研究倫理について説明を受けた上で、担当教員の指導の下、数名のグループで共通の研究テーマに取り組み、実習や調査を実施している。
- 全ての入学者選抜において面接を実施し、入学者受入れの方針に定める、幼児教育及びボランティア活動への意欲と興味・関心や、コミュニケーション能力等を確認している。また、総合型選抜においては実技試験を取り入れ、童謡の歌唱と絵本の読み聞かせを課して技能や表現力を評価したり、評価校が力を入れている女子バレーを対象とした学校推薦型選抜（スポーツ特別奨学生）を行ったりするなど、高大接続の観点から多様な選抜の実施に努めている。

[テーマ B 学生支援]

- 就職活動に必要な情報が網羅されている「就職の手引き」を作成し、2年生を対象とした卒業生を招いてのOB・OG懇談会を継続して実施するなど、学生の就職活動を手厚く支援している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果等を検証する目的でアセスメントポリシーを定めているが、量的・質的データを用いて学習成果の獲得状況を測定する手法の確立には至っていないので、測定方法について検討することが望まれる。
- 年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、医療・保健・福祉の幅広い分野で社会に貢献できる人材の育成を目指し、「信愛」、「健康」、「報恩」と定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。教養科目の「生活と環境」における学長や複数の特別講師の講話等により、学内においても共有されている。

地域貢献活動として、一関修紅高等学校保育コースの生徒と修紅短期大学附属認定こども園の園児との合同で「子どものためのファンタジックフェスティバル」を開催し、市民に親しまれている。また、一関市との地方創生に関する連携協定や、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」への参画等、地域に貢献する優れた人材の育成に寄与している。毎年、「学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込れているか」について、一関市から意見聴取を行っており、同市からは免許資格取得率や就職率の高さが評価されるとともに、地域の活性化に向けた取組みの更なる推進等が要請されている。

短期大学及び学科の教育目的は学則に定められており、学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において定められている。

三つの方針は、全学教学・IR委員会等において策定し、教授会で審議・制定している。学習成果と三つの方針の一体的な策定について、より一層の検討が望まれる。三つの方針は、それぞれ学生便覧や修紅短期大学要覧、Campus guide、学生募集要項、ウェブサイト等に掲載し、学内外に表明している。学習成果の査定については「幼児教育学科アセスメントポリシー」に基づき実施している。

自己点検・評価委員会において自己点検・評価を実施し、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイト等で公表している。教職員が少人数であることから、教育活動を行いつつ複数の委員会活動も担うなかで、結果的に全員が日常的に自己点検・評価活動に参画している。同学校法人内の一関修紅高等学校や修紅短期大学附属認定こども園と「一関地区合同会議」を開催して意見を聴取し、改革・改善に活用している。

アセスメントポリシーを策定し、学習成果と各授業科目との関連がシラバスに部分的に記載されている。教育課程と学生支援に関する事項について学内で共通理解が図られているが、PDCAサイクルを活用して実際の教育活動を展開するという組織の構築には至っていない。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、変更等を確認し遵守している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果を示しており、学生便覧・授業計画や大学要覧等に掲載している。

教育課程編成・実施の方針に従い、短期大学設置基準にのっとり、「教養に関する教育科目」と「専門に関する教育科目」を体系的に編成している。学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。成績評価は短期大学設置基準等にのっとり、必要な項目を明示した「授業計画（シラバス）」に記載する「成績評価の方法と基準」に基づいて行われており、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連も示されている。教養教育と専門教育との関連については、修紅短期大学要覧の教育活動欄にセメスターごとの履修科目を記載し、2年間を通じた教養科目と専門科目の関連を学生に示している。職業教育の効果を測定・評価する手法として「就職先からの卒業生に対する評価のアンケート」結果を参考にしており、卒業生を招いての「OB・OG 懇談会」も毎年開催している。

高校までに培った学力の三要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の到達度と、入学者受入れの方針との合致度を多様な選抜方法で多面的・総合的に評価しており、その基本方針は学生募集要項に掲載している。

学習成果の量的測定方法として GPA 制度を導入し、卒業判定等に活用しているほか、卒業生調査や就職先からの「就職先からの卒業生に対する評価のアンケート」等があるが、学習成果をどのような指標で測定するかが十分検討されておらず、量的・質的データを用いて学習成果の獲得状況を測定する手法の確立が望まれる。

教員は、学生の成績及び免許・資格取得状況や授業評価結果、定期的な FD 活動等を通じ、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。事務職員は各部署において学生の学習環境を整え、教育目的・目標の達成に寄与し、SD 活動等により学生支援の充実に努めている。図書館の利用については、新入生オリエンテーションでガイダンスを行うとともに、初年次教育プログラムにおいて学生が互いに本の紹介を行う取組み等により、利用を促している。学習上の悩みについては、担任・学年主任・学生支援室の教職員など複数の窓口を設けるなど支援体制が整えられている。

少人数教育の利点を生かし、全専任教員が学生の情報を共有し、個々の学生に応じた単位履修や学生生活、就職等に関する支援が行われている。また、「学生生活に関するアンケート」を通じて意見の聴取を行い、教職員組織である学生委員会が学生生活の支援を行っている。

キャリア支援センターが毎年「就職の手引き」を作成して1年生に配付し、就職活動の指針となるようにしている。就職ガイダンスが学生在籍期間の2年間に計画的に実施されており、就職担当職員やクラス担任等が連携して学生の就職に対する多様なニーズを把握・共有しており、学生の志望する就職を実現するための支援が行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、各種免許状・資格を取得できる教育課程を編成しており、専任教員数及び教授数は短期大学設置基準を充足している。教員の採用・昇任については規程を定めて運用し、ウェブサイトにおいて専任教員に関する情報や教育研究活動を公表している。研究活動や競争的研究費に関する規程を整備しており、FD 委員会は授業評価アンケートを実施しているほか、研究倫理やコンプライアンス、授業力向上に関する研修を実施している。

事務長が事務部門全体を統括して、教育研究活動等に係る事務組織の各職務分掌と職務責任体制を明確にしている。事務職員が能力や適性を十分に発揮できる状況と職場の物的環境が整えられているほか、事務関係諸規程も整備され、事務室は職務分掌と学生の利便を考慮した配置となっている。「職員能力開発向上 (SD) 委員会規程」も整備され、FD 委員会と合同で教職員研修会を開催し、教職員のレベル向上に努めている。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、人事労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室、演習室、実験実習室、音楽教室、体育館、図書館等を設置し、学内 LAN やフリー Wi-Fi を整備している。

諸規程を整備し、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。防火訓練や避難訓練、コンピュータ・システムのセキュリティ対策にも取り組んでいる。学生の情報技術向上のための科目を設置しており、短期大学が整備したコミュニケーションツール等を活用し、学生各自が授業評価等も行っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人健康科学大学を代表し、修紅短期大学附属認定こども園や一関修紅高等学校、修紅短期大学、健康科学大学にわたる各学校園との意思疎通を図り、建学の精神を基に学校法人全体の運営に適切にリーダーシップを発揮している。学校法人本部と短期大学とが遠距離にあるため、早期からオンライン会議システムを活用した関係教職員の朝礼や打合せを頻繁に行い、連携を深めている。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督している。

学長は、「学長選考規程」に基づいて選考され、大学運営・学会活動等に関する経験と識見を生かしながら、建学の精神を教育研究の機軸に据え、教職員の意見を十分に聞き、短期大学の運営にリーダーシップを発揮している。学長は、学生の入学や学位の授与等の教育研究上の重要事項について、教授会の意見を聴取しており、教授会は審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務、財産状況及び理事の業務執行の状況について定期的に、かつ必要に応じて監査を実施している。監事は理事会、評議員会に出席し学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について必要な意見具申を行っている。また、

## 修紅短期大学

監事は毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出し、理事会と評議員会で決算及び監査報告をしている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員により組織されている。評議員会は私立学校法の規定に従い適切に運営しており、理事長を含め役員の諮問機関としての機能を果たしている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報をウェブサイト及び大学ポータルサイトに、また私立学校法に基づく財務情報や修紅短期大学ガバナンスコードをウェブサイトに公表・公開している。

## 仙台赤門短期大学の概要

設置者 学校法人 赤門宏志学院  
理事長 坂本 正憲  
学 長 佐竹 正延  
A L O 平尾 由美子  
開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日  
所在地 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-41

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

仙台赤門短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月21日付で仙台赤門短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人赤門宏志学院は看護師の人材育成を通じて宮城県・東北地方の医療福祉に貢献すべく、平成30年、仙台赤門短期大学を開校した。建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されている。ガイドブックには、その内容を集約した端的な文言で「専門性と総合力を兼ね備えた看護師の育成を通じて、地域社会に貢献する」とし、短期大学の使命を表している。

開校以来、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、公開講座へ講師派遣している。また、「地域貢献プロジェクト」として、地域住民が無料で利用できる「赤門まちかど保健室」には学生もボランティアとして参加している。

教育目的は、短期大学の使命に従って学則に定めている。学習成果は「自立」、「尊厳」、「融和」とし、それぞれの解釈も含めて定めており、卒業認定・学位授与の方針に反映されている。三つの方針は組織的な議論を経て策定されており、学習成果とともに学生便覧・ガイドブック・ウェブサイト等で表明されている。

自己点検・評価活動は、自己点検・自己評価実施要領を定め、自己点検・自己評価委員会が中心となって実施している。その結果は、「自己点検・自己評価報告書」としてウェブサイト上に公表されている。令和5年度からは自己点検・評価結果の活用に重点を置いた委員会である質保証点検委員会を発足させ、評価結果を踏まえた改革・改善に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従っており、その編成は短期大学設置基準にのっとり体系的になされている。また、質保証点検委員会等による継続的な点検を通して、教育課程の見直し・改善が行われている。入学者受入れの方針は学生募集要項やウェブサイトにより学内外に表明し、入学者選抜の方法は選抜方法ごとにそれぞれの選考基準を設定し、公正性と透明性が確保されている。

教職員は教育資源を有効に活用し、学生の学習成果を最大限に引き出すための環境が整備されている。学習支援は入学前から卒業に至るまで、きめ細かに行われており、教員が連携し、学生の学習状況を共有することで、丁寧な指導が実現されている。さらに、電子



教科書の導入など ICT を積極的に活用することで、学習環境の充実を図るとともに、快適に学生生活を送るための空間の提供、奨学金制度の充実、組織的なキャリア教育や就職指導など、学生の多様なニーズに応えるための取組みが行われている。

教員組織は「仙台赤門短期大学教員選考規程」に基づき適切に編制され、短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を満たしている。専任教員は専門領域の学会に所属し、論文発表・学会活動等の研究活動を行い、成果をあげている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、障がい者への対応もなされている。教育課程編成・実施の方針に基づき、授業に必要な施設設備、機器・備品等が整備される中、電子教科書を全面的に導入していくなど、新しい情報技術を活用した授業を積極的に行うとともに、FDSO 研修等で情報技術の向上を図っている。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去 2 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与しており、法令及び寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。学長は、教学運営の最高責任者であり、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教授会は学則及び教授会規程により開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、寄附行為及び監事監査規程に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査している。評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報は、法令に従って短期大学及び学校法人のウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「地域貢献プロジェクト」として、開校以来、保健室に立ち寄った地域住民との会話の中で保健医療福祉に関する様々な相談に対応する「赤門まちかど保健室」活動を行い、全教員が担当している。また、その活動の一部である「健康講座」には複数名の学生ボランティアが参加し、地域社会を理解する機会になっている。

## [基準Ⅱ 教育課程と学生支援]

### [テーマ A 教育課程]

- 看護の各領域において学期中のいつ、どのようなレポートを学生に課しているのか、リストアップし、教員間で共有するとともに、学生の学習進度を把握した上で、教員間の連携により学生の学習成果獲得の支援に努めている。

### [テーマ B 学生支援]

- 学生が利用できるラウンジやパウダールームといった学内アメニティが準備されている。また、遠方からの入学生が利用可能なドミトリーが整備され、快適な学生生活空間の提供がなされている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ A 人的資源]

- 設置母体である学校法人は、一般に開かれた組織として令和元年「日本伝統医療看護連携学会」を設立している。学会長は短期大学学長であり、そこで開催される年1回の学会及び学会誌「伝統医療看護連携研究」の発刊に関しても教員が積極的に参画している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ A 人的資源]

- FD 活動及び SD 活動は実施されているが、FD 活動・SD 活動のそれぞれの目的に沿って規程を整備することが望まれる。

### [テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報セキュリティ及びネットワーク保護対策等については、規程を策定し、教職員と学生に具体的な対応について周知することが望まれる。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### [テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されている。ガイドブックにはその内容を集約した端的な文言で「専門性と総合力とを兼ね備えた看護師の育成を通じて、地域社会に貢献する」とし、短期大学の使命を表している。教育理念は、「養成する人材像」として明確に示している。そこでは「看護実践者とは、人間に関する「実践知」を基盤としつつ、個々の人間に全人的に寄り添い、人間を守る専門職業人であると定義し、そのような看護師を育成すること」としている。

なお、建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されているが、ステークホルダーに対して、分かりやすい「建学の精神」が示されること、及び学生が建学の精神に触れる機会を工夫し、その浸透を図る取組みが望まれる。

地域貢献として、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、公開講座へ講師派遣などを実施している。また、「地域貢献プロジェクト」として開校以来「赤門まちかど保健室」活動を行い、全教員が担当している。健康講座には、複数名の学生ボランティアが参加している。

教育目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、豊かな人間性と高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の生活に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と学則に定めている。

学習成果は「自立」、「尊厳」、「融和」とし、それぞれの解釈も含めて定めている。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に反映されており、卒業時点の学生の学習到達目標となっている。三つの方針は組織的な議論を経て策定されており、学生便覧・ガイドブック・ウェブサイト・学生募集要項により公表するとともに学生に説明し周知している。

自己点検・評価活動は、自己点検・自己評価実施要領を定め、自己点検・自己評価委員会を中心に実施されている。その結果は、自己点検・自己評価報告書として、ウェブサイト上に公表されている。自己点検・評価活動は、所属する委員会等を通じて全教職員が関与している。また、令和5年度からは自己点検・評価結果の活用を特に意識した委員会である質保証点検委員会を発足し、評価結果の改革・改善に取り組んでいる。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針を踏まえて明確に示されている。教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成され、かつ柔軟に改訂され、質保証点検委員会等による継続的な改善が行われている。看護学の各領域を専門とする教員による授業や、講義・演習・臨地実習を組み合わせた実践的な教育、そして臨地実習の総まとめとしての統合実習の実施など、看護師として必要な知識と技能を習得するための教育課程が整備されている。また、カリキュラム・ツリーによって、各授業科目の関連性が可視化され、学生が教育課程の全体像を把握できるようになっている。年間において履修登録できる単位数の上限は学則に定めている。

教養教育は専門教育と関連性を持ち、体系的に構築されている。職業教育も実践的な科目編成がなされており、教養教育、職業教育ともに、その見直し・検討には学生からの授業評価アンケートを積極的に取り入れ、その結果を基に改善が行われている。入学者受入れの方針は、看護を含む医療への理解、看護師を目指す熱意及び地域医療に貢献する志を有することを入学者に求めており、学生募集要項やウェブサイトに掲載している。入学者選抜の方法は、選抜方法ごとにそれぞれの選考基準を設定し、公正性と透明性が確保され、実施されている。

学習成果は明確かつ体系的に設定されている。各授業科目の学習成果（授業の到達目標）はシラバスに明記されており、また、それらが学習成果の「自立」、「尊厳」、「融和」のいずれに対応しているかも明確に示されている。学習成果の獲得状況は GPA や模擬試験の成績、国家試験の合格率、就職率などのデータを用いて測定され、学生調査による学生の意見を反映した改善が行われている。卒業後の評価として就職先へのアンケートも行われ、教育の質向上に努めている。今後は学生の学習成果に対する自己評価も取り入れることが期待される。

教職員は教育資源を有効に活用し、学生の学習成果を最大限に引き出すための環境が整備されている。学習支援は入学前から卒業に至るまできめ細かに行われ、担任制の導入により学生はいつでも相談できる体制が整っている。教員同士が連携し、学生の学習状況を共有することで、丁寧な指導が実現されており、学生からの要望等には担任の教員、学生委員会、教務委員会、事務部学生係が窓口となり、積極的に対応している。さらに、電子教科書の導入など、ICT を積極的に活用することで、学習環境の充実を図っている。

ラウンジやドミトリー（学生寮）といった快適に学生生活を送るための空間の提供、奨学金制度の充実、そして学生の健康管理体制の強化など、生活支援も充実しており、学生の多様なニーズに応えるための取組みが行われている。

進路支援では、キャリア支援委員会が組織的にキャリア教育や就職指導を行うとともに、卒業生の就職状況を把握して効果的な支援体制を構築している。進学希望者には個別にアドバイスが提供され、一人ひとりのニーズに合わせたサポートが行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員の職位については、「仙台赤門短期大学教員選考規程」があり、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が適切に編成され、短期大学設置基準に定める専任教員数

及び教授数を満たしている。全教員が修士号・博士号の学位を取得するよう働きかけ、成果をあげているほか、専任教員は、専門領域の学会に所属し、論文発表・学会活動等の研究活動を行っている。また、科学研究費補助金やその他の外部研究費も獲得しており、研究においても成果をあげている。研究活動に関する規程は整備され、研究倫理を遵守するための取組みが行われており、倫理委員会規程による倫理委員会も設置されている。FD活動においては授業・教育方法の見直しなど、テーマを定めて実施しているが、規程の策定が望まれる。

設置母体である学校法人は、一般に開かれた組織として令和元年「日本伝統医療看護連携学会」を設立している。学会長は短期大学学長であり、そこで開催される年1回の学会及び学会誌「伝統医療看護連携研究」の発刊に関しても教員が積極的に参画している。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、教員と事務職員の関係部署が連携している。日常的に業務の見直しや改善を行っているが、SD活動においても規程の整備が望まれる。教職員の就業に関する規程は整備され、学内LANを通じて周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室のほか、演習室、実習室についても整備されている。また、手すりや障がい者用トイレが整備されているほか、学内にはエレベーターも設置され、障がい者対応への配慮もなされている。図書館においては、様々な分野の書籍が幅広くそろえられており、パソコンも自由に利用できるなど整備されている。

施設設備、物品の維持管理は、施設管理規程、固定資産及び物品管理規程に基づいて適切に行われている。火災・地震対策のため、防火管理規程（消防計画）、災害対策マニュアルを制定し、火災・地震等への対応に備え、年1回、学生と教職員全員の避難訓練を実施している。

技術的資源については、授業に必要な機器・備品や施設設備が整備されている中で、情報技術の向上のために、学生には授業で、教職員にはFDS研修において情報を提供している。また、電子教科書を全面的に導入していくなど、新しい情報技術を活用した授業を積極的に行い、学習環境の向上に尽力している。なお、情報セキュリティ及びネットワーク保護対策等について規程を策定し、教職員と学生に具体的な対応について周知する活動が望まれる。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去2年間で収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与しており、学校法人の代表として学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。理事会は、自己点検・評価活動を通じて認証評価に対する役割を果たし責任を負っており、短期大学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、建学の精神を理解し、運営に関して学識及び識見を有している。

学長は、教学運営の最高責任者であり、その権限と責任において、教授会の意見を参酌

して最終的な判断を行っている。教授会は、学則及び教授会規程により開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。学長は、教授会規程に基づき毎月定例の教授会、また必要に応じて臨時の教授会を開催し、教授会の意見を聴取した上で、入学、卒業、学位の授与等を決定している。学長は校務をつかさどり、教授会あるいは各種委員会を介して所属職員を統督している。

監事は、寄附行為、監事監査規程に基づき、内部監査人、公認会計士、常勤理事との面談等を行い、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また、監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するとともに、出席して、意見を述べるなど、監事としての役割を果たしている。なお、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学則や教育研究上の基礎的情報等の教育情報については、学校教育法施行規則に基づき短期大学のウェブサイトで公表している。また、財産目録等の私立学校法に定められた情報は、学校法人のウェブサイトに公表・公開している。

## 秋田栄養短期大学の概要

設置者 学校法人 ノースアジア大学  
理事長 小泉 健  
学 長 小泉 健  
A L O 池田 隆幸  
開設年月日 昭和 28 年 4 月 1 日  
所在地 秋田県秋田市下北手桜守沢 46-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
栄養学科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし



## 機関別評価結果

秋田栄養短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月31日付で秋田栄養短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

設置者古田重二良氏が目指した「真理・調和・実学」を建学の精神とし、学生には各学期はじめのオリエンテーションや新入生研修会等において理解を促している。また、建学の精神を定期的に確認し、時代に合わせた簡潔な文章で学内外に広く発信している。

移動公開講座や高大連携授業、企業との産学連携プロジェクトによる未利用食材の利用開発等に取り組み、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的に基づき、学則に学科の教育目標を定め、学内外に周知している。建学の精神を具現化するため、教育目標に基づき「知識」、「技能」、「態度」3領域15項目（知識3項目、技能8項目、態度4項目）を学習成果としている。三つの方針は学習成果の達成を基軸に組織的かつ一体的に策定し、学内外に公表している。

自己点検・評価については「自己点検及び自己評価委員会」を設置するとともに、全教職員による作業部会でPDCAサイクルを活用した自己点検・評価活動を実施し、内部質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針には卒業及び資格取得等に必要な要件を示し、教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つの基本的枠組みで構成し、系統的に編成している。シラバスには成績評価基準及び必要項目を明示している。入学者受入れの方針も学習成果に対応し、入学者選抜の方法ごとに選考基準を設定して公正・適正な実施に努め、高等学校の意見や要望を点検し、改善に生かしている。学習成果は2年間で達成可能であり、その獲得状況は様々な量的・質的データを活用して学生個人レベル及び全体レベルで測定している。

教員は授業評価アンケート、FD活動における専任教員の「相互授業参観」と「意見交換会」にて、学習成果の獲得状況を把握・評価し、学生FDミーティングを活用して学習支援方を点検している。事務職員は教員と協働で学生の履修及び卒業に至る支援、成績記録の保管を行い、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

丁寧な入学前教育を行い、入学後は組担任による個別の学生支援体制を整えている。併設大学との合同学生委員会は学生生活全般を支援し、学生の顕著な社会的活動に対し学長賞表彰制度がある。健康・メンタル面の支援、独自の奨学金制度、障がい学生への合理的

配慮、就職活動の支援も組織的に整備している。

教員数は、短期大学設置基準を充足し、教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。研究活動に関する規程を整備し、専任教員は外部研究費等を獲得し成果をあげている。また、「研究倫理教育・コンプライアンス教育」が実施され研究倫理の遵守に取り組んでいる。

事務組織は組織規程に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 活動は、要綱に基づき研修を実施しており、職員は外部研修会等にも積極的に参加し知識・能力の向上に役立っている。就業に関する諸規程を整備し、服務全般については法人統括部人事課において適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づいた教室等を整備している。図書館は、利用しやすい環境が整備されている。施設設備、物品及び消耗品等は規程に従って適切に維持管理している。防火・防災対策については防災管理規程に基づき施設設備の点検及び予防管理を行い、全学生、教職員を対象に避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、敷地内の緑地管理や環境対策も進めている。全学生が個人ノートパソコンを持参し、ポータルサイトを利用し学習に必要な情報等を得ており、教員も学生同様にポータルサイトを活用して効果的な授業や学習支援を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しており、寄附行為に基づき理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は理事の職務執行を監督し、短期大学運営の法的責任を認識して学内外の必要な情報を収集し、規程の点検・整備を行っている。理事は、学校法人の健全な運営について学識及び識見を有している。

理事長は学長を兼ね、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教職員を統督している。学則に基づき教授会を設置して教育研究上に関する重要事項を審議し、短期大学の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査するとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。評議員会は、寄附行為に定められた理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

教育情報及び学校法人の情報について「情報の公開及び開示に関する要綱」を定め、公開する情報及びその公開方法を明確にし、ウェブサイトで公表・公開して説明責任を果たしている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 平成 20 年度より、2 年生後期に卒業必修「ゼミナール」の単位認定条件となる「卒業試験」を導入している。各科目の単位認定試験とは別に基本的な知識と技術の習得度を確認するために筆記試験と実技試験の両方を実施し、合格基準に達しなかった学生には補習授業の実施による支援と再試験を行い、一定レベルの能力を保証している。
- 入学前教育、入学後の実力確認テストや少人数制の演習科目を導入し、模擬試験及び卒業試験の実施により教育効果を高めている。学生による到達度セルフチェック、卒業生や就職先等からの意見聴取に基づき、全専任教職員で教育の質向上に向けて PDCA サイクルによる検証と改善を行っている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 各学期末にコメントを付した成績表を保護者宛に送付している。特に成績不良の学生に対しては、学科長と組担任が面談を実施し、学生の日常生活や予習復習の時間等の実態を把握し、授業時間外の学習方法や工夫等についてきめ細かく指導している。学生一人ひとりに目を配る指導体制を組織的に構築している。
- 教育方法の研鑽を目的に「相互授業参観」と「意見交換会」からなる「授業研究会」を毎年開催している。授業参観者は「授業の進め方（導入・展開・まとめ）」と「授業全体について」のレポートを作成する。これを基に学科の教員全員で授業の進め方等について意見交換を行い、授業評価アンケートの結果と合わせて改善計画を作成し、教職員及び学生に提示している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 3 月末に開催している理事会及び評議員会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がないため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

#### **(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

設置者古田重二良氏が目指した「真理・調和・実学」を建学の精神及び教育理念とし、これらに基づき短期大学の教育目的を学則に定めている。建学の精神は、「学習要覧」に明記され、学生には各学期はじめのオリエンテーションや新入生研修会等において理解を促し、ウェブサイトやオープンキャンパス等を通じて表明している。また、建学の精神を定期的に確認し、時代に合わせた簡潔な文章で学内外に広く発信している。

移動公開講座、大学コンソーシアムあきたとの共催による高大連携授業、企業との産学連携プロジェクト等による未利用食材の利用開発等に取り組み、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的に基づき、学則に学科の教育目標を定め、学内外に周知している。教育目的・目標を確立するため、教務委員会及び教授会において地域社会の要請に応じているかを毎年度点検している。

建学の精神を具現化するために、教育目標をさらに「知識」、「技能」、「態度」の3領域に分け、具体的な学習成果（「教育目標に基づく学修成果の到達目標」として15項目（知識3項目、技能8項目、態度4項目）を定め、カリキュラムマップにより学習成果の到達目標と各科目との関連性について視覚化し、「学習要覧」に掲載し周知している。学習成果の評価には5段階の評価基準となるルーブリック指標を利用した、学生による自己評価「学修目標への到達度セルフチェック」を活用している。定期的な学習成果の点検は、教務委員会及びFD委員会が担当している。

三つの方針は学習成果の達成を基軸として相互の関連性を考慮し、組織的かつ一体的に策定され、定期的な議論と組織的な見直しを経て学内外に公表している。

自己点検・評価は、規程に基づき「自己点検及び自己評価委員会」を設置するとともに、全教職員による作業部会で具体的な点検及び自己点検・評価作業が進められ、実施体制は確立している。学外関係者の意見は入試広報活動として高等学校を訪問した際や、就職先や実習先の担当者から意見や評価を聴取し、PDCAサイクルを活用して内部質保証に取り組んでいる。

学習成果の検証は、学業成績、GPA、卒業試験成績、実習評価結果、「学修目標への到達度セルフチェック」等により行っている。到達度セルフチェックの結果は各委員会からの報告を経て、具体的かつ組織的に評価、検証し、ウェブサイト等で公表している。学習成

果の査定の手法については、教務委員会及び FD 委員会を中心に専任教員の相互授業参観や意見交換会等を通じて検討し、改善と向上に努めている。

各種関係法令を適宜確認し、改正に伴う学内関連規程の整備状況を各委員会や教授会を通して教職員に周知し、教育の質を保証している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、必要な要件を示すとともに定期的に点検している。卒業要件及び資格要件は社会的・国際的な通用性を有している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は「基礎教育科目」と「専門教育科目」の枠組みで定め、教育内容を 7 領域（①学科基礎科目、②社会生活と健康、③人体の構造と機能、④食品と衛生、⑤栄養と健康、⑥栄養の指導、⑦給食の運営）に区分して系統的に編成し、年間において履修登録できる単位数の上限を履修内規に定めている。また、カリキュラムツリーにより、科目間のつながりや学習の順序など学習内容の系統性を示している。学習分野のシラバスに、到達目標、成績評価の方法、成績評価基準等、必要項目を明示している。教育課程は毎年度点検して必要な改善を行っている。

専門教育と教養教育の接続性を明確にし、教養教育の効果については授業評価アンケートにより測定し、教員はその結果等を踏まえて授業に活用している。栄養士免許取得のための必修科目を中心とした職業教育は、実施体制が明確である。職業教育の効果は、独自の制度として各科目の単位認定試験とは別に、卒業を認定するための卒業試験や学外実習の受入れ施設からの評価で測定している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学者選抜要項等に示されている。授業料やその他入学に必要な経費等を明示し、受験に関する問い合わせ対応も適切である。入学者選抜の方法ごとに選考基準を設定し、公正かつ適正な実施に努め、高等学校の意見や要望を点検・改善に生かしている。

学習成果は「教育目標に基づく学修成果の到達目標」の「知識」、「技能」、「態度」3 領域 15 項目（知識 3 項目、技能 8 項目、態度 4 項目）とし、2 年間で達成可能である。学習成果の獲得状況は、科目別の学業成績及び GPA や卒業試験の成績、学内外における実習授業の評価結果、授業評価アンケート、到達度セルフチェック及び卒業時の卒業生アンケート等により、学生個人レベル及び全体レベルで測定しており、到達度セルフチェックの解析結果をウェブサイトで公表している。

教員は授業評価アンケート、「相互授業参観」と「意見交換会」により、学習成果の獲得状況を把握・評価し、教員が直接学生から意見を聴く学生 FD ミーティングを活用して学習支援方策を点検している。授業評価アンケートを踏まえた授業改善レポートの作成を教員に義務付けているが、カリキュラムマップに示された「教育目標に基づく学習成果の到達目標」15 項目に対する評価項目がなく、学習成果の獲得に向けた改善の取組みとして更なる検討が期待される。

事務職員は教員と協働で学生の履修及び卒業に至る支援、成績記録の保管を行い、学習成果の獲得に貢献している。図書館は法人内で共有し、専門的職員が利便性と学習向上を

支援している。全教職員にパソコンを貸与して利用技術の向上を図り、学生にはパソコン購入を義務化している。

高校生活から短期大学生活への円滑な移行の支援として、丁寧な情報提供や入学後の学習意欲につなげるための入学前教育を行い、入学後は組担任が学生カルテを活用して個別に指導・支援を行っている。併設大学との合同学生委員会は学生生活全般を支援し、学生の主体的な課外活動も合同で行っている。学生の顕著な社会的活動に対し学長賞表彰制度がある。健康・メンタル面の支援、独自の奨学金制度、障がい学生への合理的配慮も組織的に整備している。

進路支援については、組担任が個別の就職支援を行い、キャリアセンターは進路支援の直接の窓口となり、保護者向けのイベント等で就職活動への理解を促している。教職員は資格取得の学習支援と就職試験対策を行い、就職先アンケート、卒業時の学生及び卒業生へのアンケート結果を就職支援に活用している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数及び職位等を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき編制している。主要授業科目は専任教員が担当し、組織編制に必要な非常勤教員も適切に配置している。教員の採用及び昇任は規程に基づき適切に行っている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、外部研究費等を獲得するなど成果をあげている。研究活動に関する規程を整備し、「研究倫理教育・コンプライアンス教育」を実施している。FD活動では、学生による授業評価アンケートの実施、「授業研究会」（「相互授業参観」、「意見交換会」）の開催など、授業・教育方法の改善に役立てている。なお、専任教員の研究成果を発表する機会として発行している研究紀要「栄養研究」は、電子的な学術成果として広く公表するためにも、ウェブサイトへの公表について検討が期待される。

事務組織は組織規程に基づき組織・職制を定め、責任体制は明確である。SD活動は、要綱に基づき学内研修会の実施や外部研修会等に積極的に参加して情報収集し、知識・能力の向上に役立てている。事務職員は「業務マニュアル」を作り効率化を図っている。教職員の就業に関する諸規程を整備し、サービス全般については法人統括部人事課で適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室、実験・実習室、ゼミ室等の施設設備を整備している。障がい者への配慮については、スロープやエレベーターの設置、障がい者用駐車スペースの確保等の対応がなされている。図書館は、規程に基づき図書を購入・廃棄を行い、利用しやすい環境が整備され、ラーニング・コモンズでの学習支援や双方向型の授業を実施する環境も整備されている。

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を経理規程に含めて整備し、消耗品等は各部署で適正に維持管理している。防災管理規程等に基づき、年に一度、全学生、教職員を対象に避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策については基本方針と要綱に基づき強化を図っており、また、広大な緑地管理やLED照明への順次交換等にて環境保全対策も進めている。学内のWi-Fi環境強化の取組みとしてアクセスポイントを増設し、

ネットワークサーバを最新に交換するほか、基幹部分のネットワークは光回線で構築するなど学内 LAN 環境を整備している。全学生が持参した個人ノートパソコンを使用し、教員も学生と同様にポータルサイトを活用して効果的な授業を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営がなされ、理事の職務執行を監督し、短期大学の運営に関する法的責任を認識して学内外の必要な情報を収集し、規程の点検・整備を行っている。理事は、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事長が学長を兼ね、短期大学の向上・充実に努力している。学長は、学生に対する懲戒の手続を定め、校務をつかさどり教職員を統督している。学則に基づき教授会を設置し、教授会運営規程に従って教育研究に関する重要事項を審議し適切に運営している。また、学長の下に各種委員会を置き、適切に運営している。

監事は、寄附行為に従い選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、公認会計士から監査内容の報告を受けるとともに情報交換を行っている。また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べており、監事の職務は適切に機能している。

評議員会は、寄附行為に定められた理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会は、寄附行為により定例会を開催し、私立学校法に基づき、寄附行為に定めた諮問事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴き適切に機能している。なお、3 月末に開催している理事会及び評議員会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がないため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

学校教育法施行規則に規定された教育情報、及び私立学校法に規定された学校法人の情報を、ウェブサイト公表・公開している。また、「情報の公開及び開示に関する要綱」を定め、公開する情報及びその公開方法を明確にし、説明責任を果たしている。



## 聖霊女子短期大学の概要

設置者	学校法人 聖霊学園
理事長	マッテユ フィリップ
学 長	マッテユ フィリップ
A L O	高山 裕子
開設年月日	昭和 29 年 4 月 1 日
所在地	秋田県秋田市寺内高野 10-33

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活文化科	生活文化専攻	50
生活文化科	生活こども専攻	50
生活文化科	健康栄養専攻	60
	合計	160

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	健康栄養専攻	15
	合計	15

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

聖霊女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月10日付で聖霊女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、カトリックの価値観に基づく、神の人間に対する愛と命の尊厳を基本理念としており、それに基づいた教育理念とともに学内外に表明している。建学の精神について、年度はじめに理事長・学長が全教員及び学生に説明する機会を設けるなど、学内での共有が図られている。

地域・社会に向けては、高大連携授業やセミナー等を実施するなど、地域に根差しつつ、国際性を重視した教育研究を実践し、それらの成果が地域に浸透するよう貢献活動を行っている。また、秋田県内の企業との連携による商品開発など、地域社会との交流事業が行われている。

建学の精神に基づき、短期大学及び学科・各専攻課程の教育目的を学則等に規定している。学習成果については建学の精神と学科・各専攻課程の教育目的に基づき定められ、科会議及び専攻会議などで毎年度点検が行われている。三つの方針も学科及び各専攻課程で一体的に定めている。教育目的、学習成果、三つの方針は、学生便覧・ウェブサイト等で学内外に公表している。

自己点検・評価活動は、全教職員が関与して取り組む仕組みができており、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。学習成果を焦点とする査定は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとに設定された多様な方法により行われ、それらの手法については委員会等で定期的に点検している。

卒業認定・学位授与の方針は、学科及び各専攻課程で定められており、社会的・国際的なニーズを踏まえた内容を明確に示し、広く通用性を有している。学科及び各専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程はそれぞれの専攻課程で体系的に編成されており、学科全体の教育内容も含めて教養教育科目・専門教育科目の位置付けが明確である。入学者受入れの方針は、学科及び各専攻課程で定められ、入学者選抜実施要項等に明確に示している。

学習成果の獲得状況は、様々な指標を用いて測定・評価され、学生の学習成果獲得のための学生指導に活用している。

入学試験の合格者には「合格者心得」等を送付して学生生活に関する情報を提供し、入

学者にはガイダンス等を実施するなど、新入生の学習意欲向上の動機づけに資する取組みが行われている。

学生の生活支援では、教職員の組織として学生部会を設置するとともに、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。進路支援として進路支援部を設置し、各専攻課程の教員を主体に就職開拓特別チームが組織され、就職先の開拓や専門職としての就職に係る学生指導に力を入れている。卒業生の動向や職場実態の把握に努め、収集した情報の分析結果を全教職員で共有し、在学生の指導に生かしている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。専任教員数及び教授数は短期大学設置基準を充足しており、教員の学位、研究業績等をウェブサイトで公表している。

事務組織は、「事務組織およびその運営に関する規則」に基づいて責任者を明確にし、事務職員は兼務により多様な業務に対応する体制をとっている。教職員間の連携はよく、学生に対しても学生支援全般において丁寧な対応を行っている。FD・SD活動として、教職員研修委員会規程に基づいた教職員研修会が開催され、様々なテーマでの研修・講話が行われている。教職員の就業に関する諸規程が整備されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための諸施設、機器・備品を整備している。令和4年度に新設されたグローバルラウンジは、空間が開放的で雰囲気もよくアクセスがしやすいことから、多くの学生が集う場所として活用されている。

固定資産管理規程等に基づき、施設設備、物品は適切に維持管理されている。「消防計画」を定め、防災訓練は学生を含めて毎年全学的に実施されている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適切になされている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人を代表して、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事長は、学校法人の意思決定機関としての理事会を適切に運営している。

学長は理事長が兼任しており、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮しながら、職務遂行に務めている。また、学長は、短期大学の教育研究上の審議機関として教授会を適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査を実施し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として機能を果たすよう運営されている。

教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な

改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 地域に根差しつつ、国際性を重視した教育研究を実践する中で、秋田県の「私立大学等即戦力人材育成支援事業」に採択され、地域の親子を対象とした事業や県内企業と連携した商品開発、秋田県の地域文化理解と情報発信力養成の活動を行うなど、専攻課程の特徴を生かした地域貢献活動に取り組んでいる。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価報告書の作成は、全教職員に本協会の評価基準の内容を一覧にした「自己点検・評価報告書作成資料依頼先一覧」を配付し、基準が求めている内容を理解した上で、各自が自己点検・評価を行い自己点検・評価報告書作成記述資料として提出することにより、全教職員が取り組む仕組みができています。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ B 学生支援]

- 「自己コーチングスペース」を設け、キャリア形成に向けて自分をみつめることに活用できるスペースや、他者との関係構築に生かすことができる6つの機能（ブース）により、学生を支援する独自の仕組みが備えられている。
- 進路支援室は学生玄関近くのガラス張りのスペースに設置されており、テーブルや椅子が置かれ、学生が集いやすく、気軽に立ち寄れる工夫がなされている。進路支援室は平日以外に土曜の午前中も開室しており、進路支援部長と専任の事務職員が学生の相談に応じている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

##### [テーマ B 物的資源]

- 令和4年度の学生食堂の改修後に新設されたグローバルラウンジは学生の自主的・主体的な学習活動の支援を目的として、学生が昼休みに教員と英語で会話したり、日本をはじめ世界の踊りを見たり、様々な国の料理を楽しむなど、世界の文化に触れる機会を提供している。カフェ風の広々とした空間は開放的で雰囲気もよくアクセスがしやすいことから、多くの学生が集う場所として活用されており、教員とのコミュニケーションの場にもなっている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおいて、特に「準備学習（予習・復習）の内容および、時間」の表記が教員ごとにばらつきがあり、記載内容に不十分な点がみられるため、シラバスの適切な作成と組織的なチェック体制の強化が望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、カトリックの価値観に基づく、神の人間に対する愛と命の尊厳を基本理念としており、それに基づいた教育理念とともに、ウェブサイト等を通して学内外に表明されている。年度はじめには理事長・学長が、教員に対して建学の精神、教育理念、教育方針について説明し、内容の理解と浸透が図られている。学生に対しても、全学必修科目の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」をはじめ、学内行事など理解を促進する機会を設け、共有が図られている。

地域・社会貢献活動として、保育、食物栄養、語学などをテーマにした高大連携授業、セミナー等を実施している。令和5年度に秋田県の「私立大学等即戦力人材育成支援事業」に複数の取組みが採択され、県内企業との連携協定による商品開発や、秋田県児童会館との協定による地域の親子を対象とした支援事業などの取組みが行われている。さらに、秋田県や秋田市での様々なボランティア活動に学生・教職員が参加するなど、地域貢献に重点を置いている。

教育目的は、学科及び各専攻課程で学則等に規定されており、学生便覧・ウェブサイト・オープンキャンパス等で表明されている。短期大学の人材の育成が地域社会の要請と合致しているかについては、就職先へのアンケート調査や地域貢献活動後の報告等から検証されている。

学習成果は、建学の精神と学科及び各専攻課程の教育目的に基づき定められている。また、それぞれの学習成果は学生便覧・ウェブサイト等に公開されており、学内外に表明されている。その点検は科会議、専攻会議などで毎年度行われている。

三つの方針は、学科及び各専攻課程で一体的に定められている。三つの方針を意識した教育活動が行われており、それらを見直す議論を組織として積極的に行っており、三つの方針は学生便覧・ウェブサイト等で学内外に公表している。

自己点検・評価のための規程を定め、自己点検・評価委員会を組織している。毎年、本協会の評価基準の内容を一覧にした「自己点検・評価報告書作成資料依頼先一覧」をあらかじめ配付し、教職員各自が自己点検・評価を行う仕組みができており、全教職員で取り組んでいる。自己点検・評価活動において、学生募集に関わることについては、入試説明会などで高等学校教員から意見を聴取するとともに卒業生及び就職先アンケートの集計結果を全教職員が共有している。

学習成果を焦点とする査定は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとに多様な方法を設定し、査定を行うとともに、PDCA サイクルを活用して教育の向上・充実に取り組んでいる。査定の手法については委員会等で定期的に点検している。また、アセスメント・ポリシーは、学科及び各専攻課程において協議を重ね、策定を進めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科及び各専攻課程で定められており、内容はそれぞれの学習成果に対応している。卒業の要件、資格取得の要件は学則に定め、学生便覧に記載して周知している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科及び専攻課程ごとに定められている。教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程を体系的に編成しており、カリキュラムマップで授業科目と学習成果との関連性を明確にしている。単位の実質化のため、学期ごとに履修登録できる単位数の上限を学則に定めて運用し、成績評価も適切に行われている。なお、シラバスにおいて、特に「準備学習（予習・復習）の内容および、時間」の表記が教員ごとにばらつきがあり、記載内容に不十分な点がみられるため、シラバスの適切な作成と組織的なチェック体制の強化が望まれる。

教育課程は、学科全体の教育内容も含めて、各専攻課程の教養教育科目・専門教育科目の位置付けが明確である。教養教育は、専門教育科目において専門的知識や技能を習得するために必要な基礎力を養う内容としている。また、各種アンケート等を通して、教育の効果を測定・評価するとともに、改善がなされている。

職業教育については、全学共通必修科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」において職業観を養成し、進路に応じた校外実習・職場体験学習等が実施されている。全学で就職につながる教育の体制をとっており、高い就職率を含めて、その効果も検証されている。

入学者受入れの方針は、学科及び専攻課程ごとに定めており、入学者選抜実施要項等に明確に示している。入学者選抜は多様な方法を設け、それぞれの選考基準により公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況については、様々な指標を用いて測定しており、学科全体では学位取得率、資格試験や国家試験の合格率等、各専攻課程においては GPA による成績評価、資格取得の状況、就職率等を活用している。

卒業生の評価は、卒業後約1年を経過した学生の就職先を対象にアンケートを実施することで得ており、それを職種・専門別で整理し教員間で共有している。

教員は、シラバスに記載された成績評価基準に基づき、質的側面も考慮して総合的に到達目標の達成度を測り評価している。全教員が年に2回、学生による授業評価を受け、その結果を基に授業改善計画を作成している。授業や学生指導に関わる教職員間のコミュニケーションも活発である。

入学試験の合格者に対して合格通知とともに「合格者心得」等を郵送し、オリエンテーションの日程や奨学金などの情報を提供している。また入学者に対しては、課題図書や読書感想文など入学前課題の提出を求め、入学前後に実施するガイダンス等において、専攻課程ごとのコース制度や進路、履修科目について説明を行い、新入生の学習意欲向上の動

機づけに資する取組みが行われている。クラス・アドバイザー制を採り、学生の修学状況をきめ細かく把握するとともに、専攻課程の教員間で情報を共有し、入学から卒業に至るまでを指導している。また、学生と教職員の距離が近く、個々の学生の学習成果の獲得状況に合わせた個別の指導が行われている。

学生の生活支援には、教職員の組織として学生部会を設置している。学友会執行部、サークル等には顧問教員を置き、学生の主体性に配慮しつつ、活動が安全かつ円滑に行われるように支援している。経済的支援では、日本学生支援機構その他の奨学金について紹介を行っている。保健室には専任看護師を配置し、学生の健康管理等の相談に応じている。メンタルヘルスケアやカウンセリングは、「学生相談室規程」を定め、相談体制のほか、連携体制等を整備し、運営している。

職業教育及び就職指導を行う組織として進路支援部を設置し、進路支援部会を定期的に開催し、情報交換や協議を行っている。また、専門職への就職を推進する組織として、専攻課程の教員を主体に「保育者就職開拓特別チーム」、「栄養士就職開拓特別チーム」を組織し、就職先の開拓や専門職としての就職に係る学生指導に力を入れている。卒業生の動向や職場実態の把握に努め、収集した情報の分析結果を全教職員で共有し、在学生の指導に生かしている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。専任教員数及び教授数は短期大学設置基準を充足しており、教員の学位、研究業績等をウェブサイトで公表している。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、研究活動を行っており、研究成果発表の機会として研究紀要を発行している。専任教員の研究活動には個人研究費が配分されており、外部研究費等については、科学研究費補助金の獲得の実績があり、秋田県の「私立大学等即戦力人材育成支援事業」に毎年度申請し採択されている。研究倫理の遵守に関する取組みは、学内の教職員研修会でテーマとして取り上げ、令和5年度は全教職員が聴講しているほか、全専任教員が外部の講座を受講している。FD・SD活動は、教職員研修委員会規程に基づいて、教職員それぞれが職務を遂行する能力の向上を目的に、様々なテーマでの研修・講話が行われている。なお、教員研修委員会活動記録、過去の研修会の企画立案など研修会に関する資料等については、適切に整備することが望まれる。

事務組織は、「事務組織およびその運営に関する規則」に基づいて責任者を明確にし、事務職員は兼務により多様な業務に対応する体制をとっている。また、教員と事務職員の連携、業務の効率化のため教員も事務職を担っている。教職員間の連携はよく、学生に対しても、学生支援全般において丁寧な対応を行っている。

教職員の就業に関する諸規程が整備され、新任教職員の採用時には事務長がこれらの説明・周知を行っている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための諸施設、機器・備品は適切に整備されている。各教室には、プロジェクター、スクリーン、ピアノなど教育課程に合わせた設備が備えられている。令和4年度にザビエルホール(旧学生食堂)を改装して新設された「グローバルラウンジ」は、



「グローバル文化交流」、「AI リテラシー教育」、「デジタル国際交流」、「英会話レッスン」の4つの教育を目的とした空間であり、開放的で雰囲気もよくアクセスがしやすいことから、多くの学生が集う場所としても活用されている。

経理財務規程、固定資産管理規程等に基づき施設設備、物品は適切に維持管理されている。「消防計画」を定め、防災訓練は学生を含めて毎年全学的に実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適切になされている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、各専攻課程に必要な技術サービス、専門的設備が備えられている。1年前期に全学必修科目「情報システム論」を開講し、学生の情報技術の向上を図っている。デスクトップパソコンを備える教室はレポート作成や課題などで自由にパソコンを使用することができる。教学用グループウェアを活用し、学生への課題の提示・回収、確認テストの実施、出欠の管理などが行われている。「AI リテラシー委員会」が組織され、教職員のサポートにあたっており、またセキュリティ対策を講じている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、理事・副学長の任を経て令和3年度の就任より学校法人を代表して、その業務を総理し、建学の精神・教育理念、教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与している。理事長は寄附行為の規定に基づいて、理事会を開催し学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、原則として2か月に1回開催されており、認証評価についての計画や内容についての報告を受け、認証評価に対する責任を理解している。理事は、法令及び寄附行為に基づき選任されており、建学の精神を理解し、健全な学校法人運営に係る学識や見識を有している。

学長は理事長が兼任しており、学長任用規則に基づき理事長により任命され、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮しながら職務遂行に努めている。年度はじめの全体会において、建学の精神について全教職員に対して講話を行い、教育活動重点事項を示している。学長は学則及び教授会規則に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査を実施し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員は、寄附行為にのっとり選任されており、評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として機能を果たすよう運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づいて、教育情報をウェブサイト公表している。また、私立学校法に定められた学校法人の情報をウェブサイト公表・公開している。

## 羽陽学園短期大学の概要

設置者	学校法人 羽陽学園
理事長	原田 久雄
学 長	渡邊 洋一
A L O	高桑 秀郎
開設年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
所在地	山形県天童市大字清池 1559

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	25
	合計	25

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

羽陽学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月20日付で羽陽学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

羽陽学園短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神として定め、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行う人間性豊かな人材の育成」と定めた教育理念の中に建学の精神は明確に示されている。

幼児教育や介護福祉をテーマとした公開講座、障害児保育研究センター所員による育児・保育上の相談指導や地域活動への講師派遣、ゼミやサークル単位のボランティア活動等により、学科の専門性を生かした地域・社会貢献を行っている。

建学の精神及び教育目的に基づいて、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの学習成果を定めている。また、三つの方針はいずれも組織的議論により策定され、学習成果とともに、大学概要、学生便覧、ウェブサイト等によって学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は自己評価委員会が主導し、全教職員が関与して自己点検・評価報告書の作成に取り組み、毎年度公表している。外部評価委員会においても意見を収集し、評価の結果は教授会で共有し改善に活用している。また、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、学習成果については、関係するデータを大学改革推進センターIR推進部門で分析し、教授会で定期的に点検しており、教育の質向上のためのPDCAサイクルを実行している。

卒業認定・学位授与の方針は機関レベルの学習成果に対応したものとして策定されている。卒業の要件、資格取得の要件等は学則に定め、学生便覧等で明確に示している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程は1年次から2年次の学習の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なる科目を体系的に編成している。カリキュラム・マップに学習成果と科目との対応関係を示し、「個人ポートフォリオ」に学習成果の獲得状況を集積し、測定する仕組みを整備して教育目標の達成に努めている。

入学者受入れの方針を定め、学生募集要項、ウェブサイト等で公表している。多様な入学者選抜の方法を設けてそれぞれ選考基準を設定し、受験生の能力や適性から総合的に評価しており、公正かつ適正に実施されている。

教員はシラバスに記載した評価方法と成績評価基準に基づき、学習成果の獲得状況を適切に把握している。FD・SD活動に積極的に取り組み、「定例FD・SD懇談会」を定期的

に実施している。入学予定者に対する入学前教育から、入学後のクラス担任制の実施、就職指導、卒業後の「就職アフターケア巡回」まできめ細かく学生支援を行っている。学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」を設けている。

就職支援は、就職指導委員会を設置し学生課と連携を図りながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。教員の採用及び昇任については規程に基づき適切に行われている。専任教員の研究活動に関する規程は整備されており、研究倫理教育を定期的実施し研究倫理の遵守に取り組んでいる。

事務組織は「組織規程」に基づき責任体制が明確で、事務関係の諸規程も整備されている。事務職員は教員及び各種委員会と連携し、学生の学習成果の向上に向けた適切な支援を行う体制がとられている。教職員の就業に関する規程等は整備されており、学内ネットワーク上で閲覧ができる。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館は蔵書検索エンジンのシステム刷新により、スマートフォン等の外部端末からの蔵書検索が可能となり利用環境が向上している。施設設備は規程に基づき適切に維持管理している。火災や地震等の危機管理は、規程を整備し、全学生・教職員を対象に避難訓練も実施している。遠隔授業システム用機材一式を整備し、対面と遠隔のハイブリッド式の授業ができる環境を整えている。さらに情報処理システムの更新を進め、演習室のパソコンとモニター等を更新し、教職員も ICT 研修を受講している。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解し、学校法人を代表しその業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、学長選考規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。また、教授会を学則等の規定に基づき短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営するとともに、建学の精神に基づいた教育研究に邁進している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報及び私立学校法に定められた学校法人の情報をウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 付設する障害児保育研究センター所員による幼稚園等の巡回指導、保育所における職員研修への大学教員の派遣、連携協定を結ぶ高等学校における介護福祉に関する実習の事前・事後指導の授業、学生による地域団体と連携した学習支援教室の支援・レクリエーション指導等により、地域の子育て支援に取り組むとともに地域で必要とされる人材の育成に貢献している。

[テーマ B 教育の効果]

- 教育目的に基づく人材育成の検証のために毎年度「卒業生の職場アンケート」を実施するだけでなく、卒業生の就職先を「就職アフターケア」として訪問し、評価を口頭で聴取している。この2種類の検証方法を併用することで、地域・社会が幼児教育や介護福祉の場に求める人材の資質をより明確に把握することが可能になっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教育課程は、カリキュラム・マップに3つのステップ、14項目の目標を設けて、それらの達成状況を「個人ポートフォリオ」に集積して成果を測定できる仕組みを整備し、学習成果の獲得を支援している。また、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」等のデータも管理しており、これらは、「実習ノート」への業績記録を基に対話を行う取組みや、在学中の学びが就職後に生かされているかを査定する際の基礎になっている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD・SD活動は、事務職員も参加する2か月に1回の「定例FD・SD懇談会」を開催し、テーマに応じて学生も参加している。他大学が主催する「FDネットワークつばさ」が行う合同研修会への参加、教員全員が同じ授業を参観して行う「学内公開授業・授業検討会」の開催、各教員が年度はじめに具体的に掲げた個人目標に対する自己評価の学内掲示、「卒業時満足度調査アンケート」や「授業改善アンケート」の実施など、全学を

あげて積極的に学習成果獲得の向上に取り組んでおり、これらの結果を「FD・SD 活動報告書」としてまとめ、学内やウェブサイトで公表している。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、平成 29 年度に大学改革推進センターを設置した。IR 推進部門、入試企画部門、地域連携・高大連携推進部門、大学間連携推進部門の 4 部門で出発し、令和 5 年度に全学の情報システムを更新したのを機に情報化推進部門を加えて改善を図ってきた。さらに、地域連携・高大連携推進部門と大学間連携推進部門を地域連携推進部門に統合し、学長自らがセンターの所長として、短期大学の向上・充実に努めている。

#### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」及び「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

#### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

羽陽学園短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神として定め、それを敷衍化し「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」を教育理念としている。建学の精神、教育理念は大学概要等によって学内外に表明している。教職員に対しては年度はじめに開催する臨時教授会において建学の精神を確認・共有し、学生には式典や1年次科目「基礎教養入門」等を通して建学の精神に基づく学びについて伝えている。

地域・社会に向けて、幼児教育や介護福祉をテーマとした公開講座を開講し、付設する障害児保育研究センターでは、所員による育児・保育上の相談指導や幼稚園等の巡回指導を行い、個別支援を必要とする幼児の保育研究に取り組んでいる。また、連携協定を締結した高等学校との意見交換会や介護福祉に関する実習の事前・事後指導、地域の地方公共団体や教育機関等の要請を受けた活動への講師派遣、ゼミやサークル単位のボランティア活動等により、学科の専門性を生かした地域・社会貢献を行っている。

教育目的を建学の精神に基づき確立し、学生便覧やウェブサイト等で学内外に表明している。教育目的に基づく人材の養成が地域・社会の要請に応えているかどうかを「卒業生の職場アンケート」の分析や外部評価委員会の評価により定期的に点検している。

建学の精神及び学科の教育目的に基づいて、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの学習成果を定め、学生便覧とウェブサイト等を通じて学内外に表明している。また、学習成果については次年度の教育計画策定と社会的貢献等の観点から目的ごとに分け、教授会で定期的に点検している。

教育理念に基づき、三つの方針を一体的に定めている。運営委員会及び教授会における組織的議論により三つの方針を策定し、学生便覧やウェブサイト等を通して学内外に表明している。三つの方針を踏まえて、教育課程レベルの学習成果である4つの能力の育成をねらいとした教育活動を行っている。

自己点検・評価活動は、規程に基づき、自己評価委員会主導の下で全教職員が関与して自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいる。地元のステークホルダーがメンバーである外部評価委員会においても自己点検・評価に関する意見を聴取している。自己点検・評価活動の結果は理事会に報告され、教授会で共有し、改善に活用しており、自己点検・評価報告書は毎年度、ウェブサイトに公表している。

学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、各レベルの学習成果を査定している。卒業認定、資格の取得状況や専門職への就職率、「個人ポートフォリオ」等により機関レベル、教育課程レベルでの学習成果を査定し、学習成果に関わるデータは大学改革推進センターIR推進部門で分析し、教授会で定期的に点検している。さらに、学内公開授業・授業検討会等を取り入れ、その結果を学習指導の改善、科目の学習成果の査定に生かしており、教育の質向上のためのPDCAサイクルを実行している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

機関レベルの学習成果「専門職としての自覚および技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力」に対応して、卒業認定・学位授与の方針を定め、ウェブサイト等で学内外に示している。卒業の要件、資格取得の要件等は学則に定め、学生便覧等で明確に示している。

教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程は幼児教育、介護福祉の免許・資格取得に関わる科目を体系的に編成し、1年次から2年次への学習の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なるよう科目を開講している。カリキュラム・マップにおいて、教育課程レベルの学習成果（4つの能力）を3つのステップに示し、14項目に設定した科目の学習成果を明示している。シラバスには成績評価の方法・基準等の必要項目に加え、科目と卒業認定・学位授与の方針等の関連を記載し、教育課程の中での位置付けを明確に示している。なお、学期ごとに履修登録できる単位数の上限については学生便覧に記載して運用しているが、学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

基礎教養科目においては、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を開講し、専門科目においては、専門分野の視野を広げ、人間の成長・発達の過程、老化の過程双方の観点から人間全体を俯瞰し、人間理解を深めることができるような教育課程を編成している。職業教育については、実習の事前事後指導や実習報告会、各科目での振り返りを丁寧に行い、理論と実践を往還しながら学べるよう配慮している。

入学者受入れの方針に基づき、多様な入学者選抜の方法を設けてそれぞれ選考基準を設定し、受験生の能力や適性から総合的に評価しており、公正かつ適正に実施されている。入学者受入れの方針については、進学懇談会の機会や、教職員による高等学校への巡回訪問において意見を聴取している。

学習成果は観点・基準を定めた「学修成果ルーブリック」を用いて定期的に測定できる仕組みを整備している。実習の成果は、「実習ノート」にまとめられ、教員が点検して面談等に活用されている。さらに、量的データでは「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率」及び「免許・資格取得率」を活用して測定している。「卒業生の職場アンケート」等を実施し、在学中に学んだことが就職後に生かされているかどうかを測定している。また、卒業生・修了生の就職先を訪問し、職場での評価を口頭で聴取している。それらの結果は大学改革推進センターIR推進部門が中心となり評価・分析し、学習成果の把握と教育活動の見直しを行っている。



教員は、成績評価基準に基づき、学生の学習成果の獲得状況を評価している。また、授業評価アンケートによる学生の意見聴取や、学内公開授業・授業検討会等により、組織的に授業の改善に取り組んでいる。クラス担任・ゼミ指導教員は、学習状況を教授会資料などで把握してきめ細かな指導を行い、学生の履修状況等は事務局と情報共有している。事務職員は、教育課程及び学生生活に関するオリエンテーションを実施するとともに、学習状況を把握して学生を支援している。

入学希望者には、オープンキャンパスや進学ガイダンス等で入学後の学習や学生生活全般に関わる具体的な情報の提供を行い、総合型と学校推薦型選抜入試で合格した入学予定者には入学前教育としてプレキャンパスを実施している。入学者には、学習成果の獲得に向けて履修に必要な情報についてオリエンテーション等を実施している。またクラス担任制を設け、学生の学習上の悩みの窓口となるとともに、学生生活や卒業、就職の指導を行う体制をとっている。学友会の課外活動を学生委員会が支援している。経済支援として、学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」を設けるほか、地方公共団体等が設ける給付制度の説明等も行っている。学生の健康管理やメンタルヘルスについては、専任教員と非常勤のスクール・カウンセラーに相談できる体制を整えている。学生の地域貢献活動は、「個人ポートフォリオ」に記載し、積極的に評価している。

就職指導委員会を設置し学生課と連携しながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。2年次には「就職指導講座」にて、就職活動の進め方や卒業生による就職活動の経験報告などの就職活動情報を提供している。また、進路指導室を設置し、学生の進学相談や面談等に活用されている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が編制され、短期大学設置基準を充足する教員が配置されている。専任教員の採用及び昇任は、「教員選考規程」と「教員選考基準」に基づいて行われており、教員の学内外での業務等を正確に把握するための「教員の個人評価制度」を導入している。また、教育研究と社会貢献活動の充実を目的に、「特任教員」の採用制度を設けるなど、新たな取り組みがなされている。

専任教員の教育研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われ、研究成果の発表の場として発行する紀要は「羽陽学園短期大学リポジトリ」で公表されている。研究活動を促進する風土が醸成されており、外部研究費については科学研究費補助金の獲得に加え、令和5年度には山形県私立短期大学協会による教育研究支援事業から研究補助金を受けている。また、研究倫理に関する規程を制定し、研究倫理教育も定期的実施し研究倫理の遵守に取り組んでいる。FD・SD活動は、事務職員も参加する「定例FD・SD懇談会」を2か月に1回開催し、テーマにより学生も参加している。この結果を「FD・SD活動報告書」としてまとめ、学内掲示やウェブサイトで公表している。

事務組織は、「組織規程」に基づき事務局長が業務を主管し、責任体制が明確であり、事務関係の諸規程も整備されている。事務職員は各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学習成果獲得の向上に向けて適切な支援を行う体制がとられている。

教職員の就業は、就業規則等を整備し、教職員は学内ネットワーク上で自由に閲覧でき

るよう整えている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。幼稚園教諭二種免許状、保育士及び介護福祉士養成のための十分な講義室、演習室、実習室、機器、備品等が設置されている。障がい者への対応として、玄関のスロープや段差の解消、多目的トイレやエレベーターの設置など、利便性に配慮した設備を整備している。図書館は蔵書検索エンジンのシステム刷新により、スマートフォン等の外部端末からの蔵書検索が可能となり図書館利用環境が向上している。大型絵本を多数備えており、在校生に加えてオープンキャンパス参加者や地域の児童等にも活用されている。遠隔授業システム用機材一式を整備し、遠隔授業の際に講堂や講義室からの授業配信が可能となり、対面と遠隔のハイブリッド式の授業にも対応している。

施設設備は、「経理規程」及び「固定資産管理規程」、「物品管理規程」により維持管理している。火災や地震、防犯対策等の総合的な危機管理は、「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を整備して対応しており、全学生・教職員を対象に避難訓練も実施している。コンピュータシステムについては、令和4年度から5年度にかけて全学の情報システム及びセキュリティ対策を更新し、省エネルギー対策は、空調電源の事務室での集中管理や、デマンド監視装置の活用等により、節電に努めている。

技術的資源については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。情報処理演習室のパソコンとモニター等を更新し、学生はこれらの機器を使って、必修科目「情報処理演習」を中心に、情報技術の向上を図っている。教職員に対してはFD・SD合同研修会にてICT研修を実施している。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学園経営改善短期アクションプラン」及び「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解し、地域のステークホルダーとの良好な関係を築き、学校法人を代表しその業務を総理している。

理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督し、また、学校法人及び短期大学運営に必要な規則・規程等の整備を行っている。理事は寄附行為に基づき選任され、建学の精神を理解し、健全な運営についての学識及び見識を有している。

学長は、学長選考規程に基づき教授会での選考を経て選任され、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。教授会は学則等の規程に基づき適切に開催されており、教育研究上の審議機関として運営されている。年度はじめには臨時教授会が開催され、学長から建学の精神、教育方針等についての説明がなされ、学習成果及び三つの方針に対する認識の共有を図っている。また学長は、規程等に基づき、教授会の下に教育上の委員会等を設け適切に運営するとともに、大学改革推進センターを設置し運営体制の改善を図り、短期大学の教育研究活動の向上・充実に努めている。さらに、山形県内の他の短

期大学との連携や研究活動の向上・充実にも力を注いでいる。学生の懲戒の手続に関する規程は整備されている。

監事は、監査計画書を作成し、法令等に基づいて、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事会及び評議員会に出席し意見を述べるほか、事業所を訪問して業務監査を実施し事業所長との意見交換を行い、教  
学面での状況把握にも努めている。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されており、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員  
の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報、及び私立学校法に定められた学校法人の情報をウェブサイト  
で公表・公開している。また、令和 3 年度には羽陽学園短期大学ガバナンス・コードを定め、ウェブサイト  
で公表しており、積極的に情報を公開し説明責任を果たしている。

## つくば国際短期大学の概要

設置者 学校法人 霞ヶ浦学園  
理事長 高塚 千史  
学 長 高塚 千史  
A L O 池田 正雄  
開設年月日 昭和 41 年 4 月 1 日  
所在地 茨城県土浦市真鍋 6-20-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		100
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

つくば国際短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月15日付でつくば国際短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

つくば国際短期大学の建学の精神は、「白梅」に託し、それを象徴としており、教育理念を「白梅の花実両全の姿から導き出される忍耐、進取の気概及び初志貫徹の精神の涵養」と定め、明確に示している。建学の精神は、ウェブサイトや大学案内、学生便覧等への掲載などにより学内外に表明されている。また、入学式やオリエンテーション等で説明するなど、学内において共有されている。

教育・研究の成果を地域に還元する活動として、公開講座が毎年実施されている。また、生涯学習に関する講話が近隣の市及び町の生涯学習課等と連携して行われている。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、学則に建学の精神に基づく教育目的・目標を定めている。建学の精神に基づき学習成果を定めており、ウェブサイト等を利用し学内外に表明している。三つの方針は建学の精神に関連付け策定されており、三つの方針を踏まえた学生募集、教育課程編成、卒業認定等が適切に実施されている。

自己点検・評価規程を整備し、委員会が組織され点検・評価活動を実施しており、その結果を毎年公表している。教育の質保証については、4つの学習成果を「学習手段・学習方法・評価方法」に区分し、学科の教育について系統立てて評価できるように工夫している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。カリキュラムマップを策定し、学習成果と授業科目の関連を明確に示しており、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は教育理念に基づく基礎教育に該当する内容となっている。また、専門教育と教養教育に関連性をもたせながら職業への接続が図られるように教育課程を編成している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、さらに学力の3要素にも結びついていることから、高等学校での学びと短期大学での学びのつながりが明確である。

学習成果の内容や査定項目が構造化されており、シラバスには各科目の到達目標に対応した学習成果及び査定項目を明記している。また、量的・質的データの両方を用いて、学習成果の獲得状況を測定する仕組みを備えている。卒業生の就職先に対して「採用学生に

関するアンケート」を実施し、その結果を学習成果の点検に活用している。

事務職員は、学生の成績管理や資格申請業務を通じて、学生の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。学生の学習成果獲得に向けて図書館資料の整理や利便性の向上に努めている。学生へコンピュータの貸し出しを行うなど、施設設備等を有効活用している。

入学手続き者に対し4つの課題を与え基礎学力の向上に努めている。入学後は学習及び学生生活のためのオリエンテーションを行っている。学生部長を中心に教職員による学生支援の組織的な体制を整えている。進路支援は、学生部長、2年生担任、事務局の就職支援担当者が連携して対応している。就職相談室を設け、事務局の就職支援担当者が常駐し、教員と連携して就職支援を行っている。

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。FD活動は規程に基づきFD委員会が組織され、活動内容を審議している。

事務関係諸規程が整備されており、事務組織の責任体制が明確である。就業規則など人事・労務関係の諸規程のほか、ハラスメント防止に関する規程も整備され、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、併設大学と共用の運動場、体育館を適切に整備している。火災、地震、防犯対策は防災管理規程、防災マニュアルが整備され、年1回避難訓練が行われ、防災への意識付けがされている。情報セキュリティはサーバにより対策が講じられている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営し、学校法人の建学の精神及び教育理念等に基づき法人運営にリーダーシップを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学長は学長選考規程に基づき選任され、学校法人全体の構想の下に短期大学運営の職務遂行に努めている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法の規定に従い、適切に運営されている。

学校教育法施行規則に規定する教育情報、私立学校法に規定する財務情報等の学校法人の情報について、ウェブサイトそれぞれ公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神を詩歌とした作品を募集する「白梅詩歌大賞コンクール」の実施やその作品集の発刊等、様々な行事を通して教育目的・目標を表明している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに到達目標と学習成果、査定項目を明記することで、学生が評価の観点を理解しやすくなっている。さらに、シラバスに教員からのコメントを明示することで、それぞれの教員の意図や学習内容をわかりやすくしている。学生の学習意欲の喚起を促す独自性のある試みである。

[テーマ B 学生支援]

- 保育実習における実習日誌の質的内容の向上のために、「プラムドリル」を実習科目ごとに創作して使用している。これにより、実習における学生の文章力向上、思考力、観察力の向上に寄与している。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備等が整備されている。特にピアノ演習室は入学定員の半数の個室が設けられ充実している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

つくば国際短期大学の建学の精神は、「白梅」に託し、それを象徴としており、教育理念を「白梅の花実両全の姿から導き出される忍耐、進取の気概及び初志貫徹の精神の涵養」と定め、明確に示している。建学の精神は、入学式や学位授与式における学長訓示を始め、ウェブサイトや大学案内、学生便覧等への掲載などにより、学内外に表明されている。建学の精神は、入学前教育やオリエンテーション等で説明するなど、学内において共有されている。

教育・研究の成果を地域に還元する活動として公開講座が毎年実施されている。また、生涯学習に関する講話が近隣の市及び町の生涯学習課等と連携して行われている。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、学則に建学の精神に基づく教育目的・目標を定めている。また多くの保育者を輩出することで、地域・社会の人材要請に添えており、その点検は科内会議や自己点検・評価委員会にて定期的に行われている。

建学の精神に基づき学習成果を定め、シラバスやウェブサイト等を利用し学内外に表明している。

三つの方針は建学の精神に関連付けて策定されている。また、三つの方針の策定については自己点検・評価委員会、教授会で審議決定されており、組織的に議論が行われている。三つの方針を踏まえた学生募集、教育課程編成、卒業認定等が適切に実施されている。

自己点検・評価規程を整備し、委員会が組織されている。自己点検・評価活動は全教職員が分担し、その結果を毎年公表している。高等学校からの意見、要望等を聴取し、自己点検・評価活動につなげている。

教育の質保証については、4つの学習成果のそれぞれの査定もしくは評価方法を「学習手段・学習方法・評価方法」に区分しており、学科の教育について系統立てて評価できるように工夫している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。カリキュラ



ムマップを策定し、学習成果と授業科目の関連を明確に示しており、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は教育理念に基づく基礎教育に対応する内容となっている。教養科目と学習成果の関連が明確に示され、教養科目によって専門科目が深まるように編成されていることから、教養教育と専門教育の関連が明確である。

専門教育と教養教育に関連性をもたせながら職業への接続が図られるように教育課程を編成している。就職先向けの「採用学生に関するアンケート」と卒業生向けの「短期大学卒業生調査」の実施・分析を行うなど、職業教育の効果の測定・評価、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、さらに学力の3要素にも結びついていることから、高等学校での学びと短期大学での学びのつながりが明確である。

学習成果の内容や査定項目が構造化されており、シラバスには各科目の到達目標に対応した学習成果及び査定項目を明記している。また、シラバスに記載した成績評価方法ののっとり評価を行い、学習成果を適切に把握している。

卒業生の就職先に対して「採用学生に関するアンケート」を実施し、評価を聴取している。アンケートの項目は学習成果の査定内容及び査定項目を踏まえており、就職先がどの学習成果を重視しているかを分析して学習成果の点検に活用している。

事務職員は、学生の成績管理や資格申請業務を通じて、学生の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。学生の学習成果獲得に向けて図書館の資料の整理や利便性の向上に努めている。また、コンピュータの貸し出しを行うなど、施設設備等を有効活用している。

入学手続き者に対し4つの課題を与え基礎学力の向上に努めている。入学後は学習及び学生生活のためのオリエンテーションを行っている。また、保育実習における実習日誌の各項目の理解と気づきの書き方や、実習課題の考察に基づく課題への連続性の意識化を目指す「プラムドリル」を創作し、学生の実習日誌の質的内容の向上に努めている。

学生部長を中心に教職員による学生支援の組織的な体制を整えている。学内でのマナーについて、年2回マナーアップシートでアンケート調査を行い、学生生活の充実を目指している。併設大学と共用の食堂や売店等のキャンパス・アメニティは、適切に整備されている。

進路支援は、学生部長、2年生学級担任、事務局の就職支援担当者が連携して対応している。就職相談室を設け、事務局の就職支援担当者が常駐し、教員と連携して就職支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づいて編成されている。また、配置されている教員は科目を担当するに相応しい教育実績、研究業績があり、適正な職位、学位を有している。教員の採用、昇任については教員選考規程、教員資格審査基準に従い適切に審査し、教授会で審議し理事長が決定している。

専任教員の研究活動については、共同研究に関する規程、個人研究費に関する内規等が整備され、研究倫理遵守はコンプライアンス責任者である学科長が指導を行っている。FD活動は、規程に基づきFD委員会が組織され活動内容を審議しており、授業公開、「授業評価アンケート」を実施している。

事務関係諸規程が整備されており、事務組織の責任体制が明確である。事務職員は適切な人数で構成され、各部署の担当が協力し、運営に努めている。また、事務職員は各種研修会へ参加し専門能力を高めている。就業規則など人事・労務関係の諸規程のほか、ハラスメント防止に関する規程も整備され、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、併設大学と共用の運動場、体育館を適切に整備している。障がい者への対応としては、エレベーター、自動ドア、点字ブロック等が整備されている。教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備等が整備されている。特にピアノ演習室は入学定員の半数の個室が設けられ充実している。

火災、地震、防犯対策は防災管理規程、防災マニュアルが整備され、年1回避難訓練が行われ、防災への意識付けがされている。情報セキュリティはサーバにより対策が講じられている。

全ての学生にメールアドレスを与え、オンライン授業、学生への連絡等に活用している。情報技術向上を目的とした科目「保育と情報処理」を開講し、学習した授業の予習・復習等に活用できる貸出用ノートパソコンが用意され、教育実習指導案作成等にも利用されている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、10か所の事業所の経営課題と予想される問題等について指導するなど、法人運営にリーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しており、理事の理解と業務執行への意見を得るよう努力している。また、学外の各種団体の役職を務めるなど、内外の情報を収集し、法人運営に役立てている。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学長は学長選考規程に基づき選任され、学校法人全体の構想の下に短期大学運営の職務遂行に努めている。学長は、教授会を学則の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営しており、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、公認会計士との連携を強化し、適切に監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法の規定に従い、近年の短期大学キャンパスの併設大学敷地内への移転問題などについて意見を述べるなど適切に運営されている。

学校教育法施行規則に規定する教育情報、私立学校法に規定する財務情報等の学校法人の情報についてウェブサイトそれぞれ公表・公開している。

## 桐生大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 桐丘学園  
理事長 関崎 亮  
学 長 山崎 純一  
A L O 橋爪 博幸  
開設年月日 昭和 38 年 4 月 1 日  
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美 606-7

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
アート・デザイン学科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

桐生大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月31日付で桐生大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」、教育理念は「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」と明確に示し公共性を有し、「学生生活ハンドブック」やウェブサイト等で学内外に表明している。地元のみどり市と連携包括協定を結び、市民を対象とした講座開講などを実施し、地域・社会へ貢献している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに確立し、学生・高校生・教職員に周知するとともに、ウェブサイト等で公表している。学習成果は建学の精神に基づき定め、学科ごとの学習成果を定めている。三つの方針を一体的に定め、自己点検評価委員会をはじめとする機関において組織的議論ができる体制がある。これらの内容は、大学案内やウェブサイト及び入学式やオリエンテーションなどで、学内外に表明している。

自己点検・評価活動は「内部質保証の方針」に基づき実行し、各部署長からの伝達にて全教職員が関与・共有している。自己点検・評価報告書は毎年作成し、ウェブサイトなどで公表している。アセスメント・ポリシーを設定し、学習成果の査定を行い、客観的に教育活動を見直している。査定の手法はIR推進センターにおいて点検している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。履修登録単位数の上限を履修規程に定め、シラバスには必要な項目を明示している。各学科の学習成果と対応した入学者受入れの方針を定め、学生募集要項等に明確に示している。各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果を具体的に盛り込み、教育課程を編成している。学習成果の獲得状況については、アンケート・調査を実施し、結果をIR推進センターが分析し把握している。教員はシラバスに示した評価基準・評価方法に基づき各科目の学習成果の獲得状況を評価している。事務職員は様々な窓口業務を通じて学生を支援し、学科の教育目的・目標の達成状況について十分に把握している。図書館員は学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、専任教員数及び昇任を含む教員の資格審査、非常勤教員の採用については、「教員の資格審査運営規則」及び「教員の資格基準」に基づき厳正に行われている。専任教員の研究活動については教育課程編成・実施の方針

に基づいて行われており、毎年度、「研究業績集」にまとめられウェブサイトで公開している。規程に基づき FD・SD 活動を実施している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、適切な面積の図書館、体育館等を有している。

固定資産や物品の管理については、固定資産及び物品管理規程に基づき適切に行っている。火災・地震対策、防犯対策として、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」を定め、「予防対応」及び「危機管理」について規定している。教育課程編成・実施の方針に基づいて ICT 学習環境を整備し、インターネット環境が整っている。学内のコンピュータについても技術的資源と設備の両面において計画的に維持されている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有し、学校法人代表としてその業務を総理し、適切にリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また、日常的な短期大学の教務に関する意思決定を行っている。ただし、評価の過程で、学則及び教授会規程の審議事項に学位の授与に関する事項が規定されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員は、寄附行為の規定に従って選任し、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成されている。また、評議員会の諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に基づき、適切に運営している。財務情報、教育情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づきウェブサイトや広報誌に掲載し公表・公開している。また、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るために、ガバナンス・コードを策定し掲載している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 突発的な経済的困難等の理由により教科書の購入が困難な状況となった学生に対し、登録された教科書を貸し出す「教科書ローンプログラム」の制度を設けている。毎年度、貸出し実績があり、学生への経済的支援の一つとして機能している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 学長のリーダーシップの下、「みどりキャンパス学術交流会」を企画し、教員の研究成果の発表と相互理解及び交流の場を設けている。教員が互いに交流することで研究に対する意識向上への取組みがされている。

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策、防犯対策として、「危機管理マニュアル」だけでなく「防災マニュアル」、「応急処置マニュアル」、「不審者対応マニュアル」も定めている。また、地方自治体や地元企業と災害に関する協定等を締結し、継続的に災害対応体制を整備している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会が併設大学と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。教授会規程には、併設大学と合同で開催できる旨が規定されておらず、また、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学則及び教授会規程の審議事項に、学校教育法で定める学位の授与に関する事項が規定されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 41 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。



### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」、教育理念は「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」と明確に示し公共性を有しており、「学生生活ハンドブック」やウェブサイト等で学内外に表明している。平成 20 年度より地元であるみどり市と連携包括協定を結び、市民を対象とした講座開講や学科特性を生かした事業などを実施し、地域・社会へ貢献している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに確立しており、「学生生活ハンドブック」や大学案内に記載し学生・高校生・教職員に周知するとともに、ウェブサイト等で公表している。また短期大学の教育面について、客観的な視点から意見を取り入れるため、地元みどり市から教育活動に関する評価を収集し、自己点検評価委員会にて内容を確認している。

短期大学の学習成果は建学の精神に基づき定め、学科ごとの学習成果は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、アセスメント・ポリシー、シラバスなどにおいて具体的に定めており、大学案内、「学生生活ハンドブック」、ウェブサイトなどで学内外に表明している。

三つの方針は関連付けて一体的に定め、自己点検評価委員会をはじめとする機関において組織的議論を重ねている。これらの内容は、大学案内やウェブサイト及び入学式やオリエンテーションなど学生生活において、学内外に表明している。

自己点検・評価活動は「内部質保証の方針」に基づき実行し、各部局長からの伝達にて全教職員が関与・共有している。自己点検・評価報告書は毎年作成されウェブサイトなどで公表している。アセスメント・ポリシーを設定し、学習成果の査定を行い、客観的に教育活動を見直している。査定の手法は IR 推進センターにおいて点検している。自己点検評価委員会、内部質保証推進会議の議事録内容を確認したが、令和 5 年度は自己点検・評価報告書作成に注力されており、PDCA サイクルに基づく具体的な改善の形跡を確認することができなかった。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に

示している。策定にあたっては、「建学の精神」、「教育方針」、「教育目的・教育目標」を踏まえ、学科特性・地域特性を十分に考慮している。卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。「基礎科目」と「専門科目」を配置し、さらにそれらの学習を統合、発展させる科目を配置し実践的な教育を行っている。履修登録単位数の上限を履修規程に定めている。シラバスには必要な項目を明示しているが、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を学生が把握しやすいよう一層の可視化が望まれる。

教養教育については、生活科学科では、生活を身近な問題からグローバルなテーマまで理解できるよう基礎科目を配置し、アート・デザイン学科では、「人間の生活空間」、「環境」、「コミュニケーション」等に関わる知識を学ぶ基礎科目を配置している。

両学科ともに専門性が高く、職業への接続に必要な能力を育成する科目を多く設置している。大学と地域産業界、学部機関との連携の下、生活科学科では「校外実習」の科目を、アート・デザイン学科では「フィールドワーク」の科目を設置している。

各学科の学習成果と対応した入学者受入れの方針を定め、学生募集要項等に明確に示している。入学者選抜については入試広報委員会、入試広報課を中心に組織体制を確立し公正かつ適正に行っている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果を具体的に盛り込み、それを2年間で達成できるように教育課程を編成している。学習成果の獲得状況については、アセスメント・ポリシーに基づき授業評価アンケートをはじめとする多様なアンケート・調査を実施し、その結果をIR推進センターが分析し提言として学長に報告するなど、各種データを活用している。

教員はシラバスに示した評価基準・評価方法に基づき各科目の学習成果の獲得状況を評価している。授業評価アンケートを実施し集計結果を公開している。各教員は年度末に「教育・研究・学生指導等活動報告書」を提出し、授業評価アンケート結果を検証している。事務職員は様々な窓口業務を通じて学生を支援し、学科の教育目的・目標の達成状況について十分に把握している。図書館員は学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。

入学時のオリエンテーションでは、初年次教育プログラムにおいて、大学での学習に必要な基礎的な知識について学ぶ機会を設けている。学科学年ごとに担任制を採用し、日常的に相談、助言を行える体制と環境を整えている。欠席の多い学生や基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、学科会議において専任教員間で情報を共有し学習指導を実施している。学生の生活支援のための組織として、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターが置かれている。年1回全学生に対して「学生生活実態調査」を実施している。障がいのある学生への支援は教務・学生課学生係が窓口となり学習上の配慮を行っている。進路支援の組織として学生支援センターが設置され、進路相談、進路指導等を行っているが、就職・進学支援専任の教職員は配置されておらず、担任・副担任、職業教育を担当する教員が主な相談窓口となっている。資格試験対策講座を実施するなど、資格取得のための支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、専任教員数及び昇任を含む教員の資格審査、非常勤教員の採用については、「教員の資格審査運営規則」及び「教員の資格基準」に基づき、審査会によって厳正に行われている。

専任教員の研究活動については教育課程編成・実施の方針に基づいて行われており、各自の研究については毎年度、研究業績集にまとめられウェブサイトで公開されている。研究費は、配分、管理、使用に関する必要な事項を規程によって定められた支援が行われ、行動規範についても規程が整備され、研究倫理を遵守し、研究が行われる体制を構築している。FD活動は、規程に従いFD委員会を中心に実施・運用されており、全教職員に対して研修を基に知見を広げ授業改善に役立つ内容で行っている。

教育研究活動等に係る事務職組織の責任体制は、組織機能規程により明確に定められている。事務職員は、規程に基づき能力、資格、専門性及び経験によって適切に配置されている。SD活動は、FD委員会規程により、職員の資質・能力向上のために全教職員に対してテーマに沿った研修会の開催等を行っているが、SDに関する規程等を整備することが望まれる。

教職員の就業に関しては、就業規則の規程及び就業に関する諸規程が整備されており、教職員へ周知している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。障がい者への配慮として、エレベーター、障がい者用トイレ、車いす用スロープの設置等の対策が講じられている。適切な面積の図書館、体育館を有しており、図書館は図書の購入と除却は規程等に基づき行われ、研究目的を達成するため整備活用している。

経理規程において財務諸規程を定め、固定資産や物品の管理については、固定資産及び物品管理規程に基づき適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策として、リスク管理規程、危機管理マニュアルを定め、危機に対する「予防対応」及び「危機管理」について規定している。地方自治体や地元企業と災害に関する協定等を締結し、継続的に災害対応体制を整備している。また、年1回、防災訓練を実施している。防犯対策として、「犯罪防止講演会」を年1回開催し、1年生については全員出席するように指導している。

多くの講義室・演習室・実習室内では、無線LANを使用できる環境にあり、情報セキュリティポリシーにのっとり、メディア情報センターと学校法人事務局が連携しながらセキュリティ対策を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づいてICT学習環境を整備し、技術サービスとしてはコミュニケーションツールを利用し高速通信に接続しており、インターネット環境が整っている。学内のコンピュータについても技術的資源と設備の両面において計画的に維持されており、教職員及び学生にとって授業や様々な連絡が学校運営に活用できる整備された状態を保持している。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有している。毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めるなど学校法人の代表としてその業務を総理し、適切にリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき原則として年 4 回理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また、日常的な短期大学の教務に関する意思決定において、教学面での適切なリーダーシップを発揮している。学長の選考は、学長選考規程に基づき理事会によって行われており、人格が高潔で学識に優れ、建学の精神に対し深い理解のあることを要件としている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

ただし、教授会は併設大学と合同で開催されているが、学則及び教授会規程には、教授会を併設大学と合同で開催できる旨が規定されておらず、合同教授会規程もないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。なお、学則及び教授会規程の審議事項に、学校教育法で定める学位の授与に関する事項が規定されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事の職務を支援するために内部監査室を設置している。

評議員は、寄附行為の規定に従って選任し、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成されている。また、評議員会の諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に基づき、適切に運営している。

財務情報、教育情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づきウェブサイトに掲載するとともに、広報誌に掲載し公表・公開している。また、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るために、ガバナンス・コードを策定し、ウェブサイトに掲載している。

## 群馬医療福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 昌賢学園
理事長	鈴木 利定
学 長	鈴木 利定
A L O	土屋 昭雄
開設年月日	平成 8 年 4 月 1 日
所在地	群馬県前橋市川曲町 191-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
医療福祉学科		40
	合計	40

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	診療情報管理士教育専攻	20
	合計	20

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

群馬医療福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月7日付で群馬医療福祉大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

群馬医療福祉大学短期大学部は、建学の精神である「仁」を基盤にして、教育理念を「知行合一」、教育目標を「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」と定め、教育基本法等に基づいた公共性を有しており、「GUIDE BOOK」やウェブサイト等で内外に表明している。オリエンテーションでは、学長自らが建学の精神や根本的な教育理念などを語り伝えている。

短期大学の教育研究の専門性を生かした出前授業や出前講座を開講しており、地域・社会に貢献している。

建学の精神及び教育理念に基づく教育目的は、学則に定められ、教育目標とともにウェブサイト等で公表している。学生に対して、「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」を伝統的に教育面で重視してきた行動目標と示し、学生の自主的なボランティア活動、環境清掃活動、挨拶の励行を通じた全人格育成を重視した教育実践が行われている。

全学的な自己点検・評価活動の中心的役割を担う組織として「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」を構成し、アセスメント・ポリシーが検討され策定されている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき、全学、短期大学部の学科及び4コースのディプロマポリシーとしてそれぞれ示されている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科・コースの特性を踏まえて明確に示し、教育課程を編成している。入学者受入れの方針は、求める学生像と入学者選抜の基本方針として明確に示し、学生募集要項やウェブサイト等で公開している。

学習成果については、資格取得率、国家試験合格率、GPA、授業アンケート、社会人基礎力、知識・技能の獲得、汎用性能力、職業観など、独自の調査で検証するとともに、修学ポートフォリオも活用している。また、令和2年度在学生から学習成果を可視化でき、短期大学での学びの実情を学生自身で把握する「ディプロマ・サプリメント」をWEBポータルサイト上で確認できる体制を整えている。

教員は、クラス担任制により、出席状況や成績を把握、面談や進路相談を実施するなど、きめ細やかな学生指導が行われている。事務職員は、学生の視点に立った情報提供や学生生活の支援を日々行っており、学習成果の獲得に関する面で、総合的な修学支援を行って

いる。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、介護福祉士の養成及び国家試験の合格を重視した現場経験豊富な教員を配置している。専任教員の職位、及び採用については、学内規程に基づき適正に行っている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、ウェブサイトで公開している。研究成果については、「群馬医療福祉大学紀要」で発表している。全学的な FD・SD 研修及び学科等による FD 研修を実施し、非常勤教員についても研修を受けることとしている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。自家用車で通学する学生が多く、キャンパスに隣接した広い駐車場を整備している。キャンパス内には体育館に加え、公式競技大会にも活用できる規模のアリーナを整備している。講義室のほか、介護実習室、調理実習室、資格試験対策として学生が活用できる教室などを整備している。WEB ポータルサイトを導入し、学生は、シラバスや出席の確認、ボランティアの登録等に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目標を明確に理解し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

ただし、評価の過程で、短期大学に関する多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されているが、その根拠規程が定められていない、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項が教授会で審議されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び学校法人の情報は、法令に基づき、ウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、

優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 建学の精神を基礎として、さらに「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」と定め、具体的教育行動目標を学生の自主的なボランティア活動の支援、学生と教職員の協働による環境清掃活動、挨拶の励行と示して全人格育成を重視した教育実践が行われ、福祉や医療を目指す学生の成果として建学の精神や教育理念をわかりやすく示したタグラインとして「仁－思いやりで未来を創る大学」を学生の意見に基づき設定している。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果を高め、学生へのきめ細やかな指導をするためにクラス担任制を置くとともに、1年次前期は特に手厚い教育を行うなど、学習年次を考えた学生指導を進めている。特に、建学の精神「仁」に基づく人間形成、対人関係育成のためのボランティア活動の取り組みやサービス・ラーニングとしての単位化、大学の特徴を生かした多職種連携教育としての基礎科目「チームケア入門」を置いて、大学の有する専門性と特色を打ち出している。

[テーマ B 学生支援]

- 「学生支援センター」運営のほか、委員会を設置し、教職員一体となって学生支援を行っている。学生全体で参加できる行事が複数企画され、学生生活の充実が図られている。寮が完備され、寮監職員は介護福祉士とケアマネージャーの有資格者であり、学生や保護者にとって安心できる体制である。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報セキュリティとして、サイバーリスク保険に加入するほか、サーバを二重化し、想定外の障害に対応できるように努めており、また、前橋警察署との連携によるフィッシング詐欺被害の予防訓練を行っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]



- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のためにその結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 一部のシラバスに時間数と授業回数不明確なところがあり、また科目ごとの到達目標は明示されているが、具体的な評価内容は示されていないものが散見された。予習、復習についても内容の記載が少ないものがあり、学習効果を高めるために、今後改善されることが望まれる。
- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設大学と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう改善が望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会規程をはじめ多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されているが、その根拠規程がないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組みたい。
- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項

が教授会において審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとつて適切な教授会運営に取り組みたい。

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 38 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとつて適切な管理運営に取り組みたい。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、創立者の遠祖、長尾影仲（昌賢）が宝徳元（1449）年に設立した「学問所」の建学の精神「仁」を伝承し、教育理念を「知行合一」、教育目標を「質実剛健」、「敬愛」「至誠」、「忠恕」と定め、教育基本法等に基づいた公共性を有しており、「GUIDE BOOK」やウェブサイト等で内外に表明している。学生に対しては、全学共通に1年次全員が履修をする「基礎演習」において、建学の精神に関する講習のプログラムが組まれ、オリエンテーションでは、学長自らが建学の精神や根本的な教育理念などを語り伝えている。地域貢献では、短期大学の教育研究の専門性を生かした出前授業や出前講座を開講し、リカレント教育では、医療・福祉分野に関するスキルアップ研修のプログラムを用意することや併設大学と協働して地域自治体と連携した介護人材養成など教員の専門性を生かした活動を行っている。

教育目的は、建学の精神及び教育理念にのっとり、学則第1条で、「教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、社会福祉を科学的に教授・研究し、高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成することを目的とし、社会福祉の発展に直接寄与することを使命とする。」と定め、教育目標とともにウェブサイト等で公表している。また、学生に対して、「奉仕の精神」、「環境の美化」、「礼儀正しい人になる」を行動目標と示し、学生の自主的なボランティア活動、環境清掃活動、挨拶の励行を通じた全人格教育を重視して教育実践を行っている。

学習成果については、建学の精神、教育理念と目標に基づく「全学共通ディプロマポリシー」、「短期大学部学科ディプロマポリシー」及び「介護福祉、福祉総合、介護福祉士実践、医療事務・秘書コースの各ディプロマポリシー」を定め学内外に表明している。学生自身が振り返る「修学ポートフォリオ」を運用し、これら学習成果はIR室長を通じて教員と共有し、FD・SD研修テーマの検討に反映されるなど改善活動上重要な資料として活用されている。これらの成果は、理事長・学長を最高責任者とする大学改革推進センターとIR室、教学マネジメント部会を原動力として各部門が点検し、教授会等を通じて共有化が図られるが、地域連携・キャリアセンターの「卒業時調査」、「卒業生調査」や連携協定高校教員との意見交換の場などでも定期的に点検を行っている。

三つの方針は、組織的議論を経て一体的に策定され、「学生募集要項」、「学生生活 HAND BOOK」、ウェブサイト等で公表している。

全学的な自己点検活動の中心的役割を担う組織として自己点検・評価・コンプライアンス委員会を構成し、アセスメント・ポリシーが検討され策定されている。査定される各指標は IR 室で収集し、学内共有するとともに「ファクトブック」としてウェブサイト上で公開している。しかしながら、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降学外に公表されていないことから改善が望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針については、建学の精神に基づき、「全学共通ディプロマポリシー」と短期大学部の「医療福祉学科ディプロマポリシー」を示すとともに、4つのコースでは、取得できる資格と特徴を踏まえ「介護福祉コースディプロマポリシー」、「福祉総合コースディプロマポリシー」、「介護福祉実践コースディプロマポリシー」、「医療事務・秘書コースディプロマポリシー」として示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科・コースの特性を踏まえて明確に示し、教育課程を編成している。カリキュラムの見直しと改正では、指定規則変更時や日本医師会の協力により医療事務・医療秘書資格取得のカリキュラムを置くなど、実学の学びをさらに展開し、実習施設等をはじめ関係方面と密な連携をとって教育にあたっている。しかしながら、一部のシラバスに不明確なところや内容の記載が少ないものがあり、改善が望まれる。また、CAP 制に関する具体的な定めを学則上に規定することが望まれる。

教育課程は、教養教育に関する科目群と専門教育の科目群との2階層の編成になっており、教養教育は、初年次教育やアカデミック・スキルの育成も視野に入れながら、建学の精神や教育理念、教育目標を達成することをねらったもの（「基礎演習」・「総合演習」など）、また、総合的な人間力の育成を図りながら、実社会との接点を作ることをねらったもの（「サービス・ラーニング」）は、特に短期大学の教養科目の土台となるものであり、いずれの科目も、実社会や生活現場に即した問題解決能力を養うことや、行動力、コミュニケーション能力の育成を目指すものである。

職業教育として、医療福祉現場で求められるコミュニケーション能力の向上のため、多職種連携を想定した演習を取り入れるなど、大学の特徴を生かして取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、求める学生像と入学者選抜の基本方針として、明確に示し、学生募集要項やウェブサイト等で公開している。また、介護福祉コースの学生を確保するための入学選抜については、入学者受入れの方針を再考するとともに今後の入学生数を視野に入れて再検討される予定である。

学習成果については、資格取得率、国家試験合格率、GPA、授業アンケートなどのほか、社会人基礎力、知識・技能の獲得、汎用性能力、職業観など、独自の調査で検証し、個々の学生の「修学ポートフォリオ」では、学生が理解しやすいグラフなどを導入している。GPA 評価については、適正性を保つことを意図して相対評価を前提としているが、今後も継続した検討を視野に入れている。卒業生の就職先にアンケートを実施し、人物やコミュニケーション能力についての評価をフィードバックしてもらい取り組みをしている。

教員は、10名程度の学生で構成されるクラス担任制により、出席状況や成績を把握し、

面談や進路相談を実施するなど、きめ細やかな学生指導が行われている。事務職員は、学生の視点に立った情報提供や学生生活の支援を日々行っている。特に履修や実習に関する事務手続きなど、学習成果の獲得に関する面で、総合的な修学支援を行い、円滑な教育活動が年間を通じて進行するよう業務に取り組んでいる。また、WEBポータルサイトを活用し、教務課や地域連携・キャリアセンターなどの組織や各種委員会の連携による学生支援が行われている。入学前指導やeラーニングによる「入学前準備教育」、入学早期の「フレッシュャーズ・キャンプ」、「学生生活 HAND BOOK」の発行など、入学前から学生を支援する体制が整っている。基礎学力が不足する学生や学習上の悩みに対して補習授業や個別指導の実施、「学習なんでも相談」で対応しているが、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や支援については、導入の可能性を検討している。

学生の生活支援業務は、学生課が中心となって行っており、教職一体となって運営される「学生支援センター」のほかに各種委員会を設置し、学生支援を行っている。学生生活の支援では、エレベーター未設置棟に構造上の課題があるという問題の解消や、学生が授業以外の時間を快適に過ごせる場の改善を目指している。

進路支援では、国家資格取得や就職試験対策等、1年次から継続的・組織的な指導支援が行われている。ボランティア活動を正規科目とし、地域貢献を通じた人間力の育成に力を入れており、その成果として高い就職率を誇っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、介護福祉士の養成及び国家試験の合格を重視した現場経験豊富な教員を配置している。専任教員の職位及び採用については、学内規程に基づき適正に行われている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、ウェブサイトで公開している。研究成果については、「群馬医療福祉大学紀要」で発表している。全学的なFD・SD研修及び学科等によるFD研修を実施し、非常勤教員についても研修を受けることとしている。なお、3年間において研究業績の無い教員がおり、短期大学の研究活動への組織的な支援制度の構築が望まれる。

短期大学が所在する前橋キャンパスは、併設大学と共用しており短期大学部専任の事務職員3名が、教務事務、就職支援、施設管理を所掌している。教職員の就業については、諸規程に基づき適正に管理されており、教職員の就業に関する諸規程は、共有ドライブに規程データを保存し、教職員の閲覧に供している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。自家用車で通学する学生が多く、キャンパスに隣接した広い駐車場を整備している。キャンパス内には体育館に加え、公式競技大会にも活用できる規模のアリーナを整備している。山々を見晴らす階段教室等の講義室のほか、介護実習室、調理実習室、資格試験対策として学生が活用できる教室などを整備している。電子図書の学外アクセスの整備、情報セキュリティに係る人材確保及びラーニングコモンズの設置を課題とし、それらの整備のために財務状況の改善計画の立案と実行を進めたいとしている。

「学校法人昌賢学園 固定資産及び物品管理規程」を定め、「群馬医療福祉大学 施設管理

規程」を準用して、施設設備の維持管理を行い、年に1度、全教職員及び全学生参加による防災訓練を行っている。情報セキュリティとして、サイバーリスク保険に加入するほか、サーバを二重化し想定外の障害に対応できるように努め、前橋警察署との連携によるフィッシング詐欺被害の予防訓練も行っている。

WEBポータルサイトを導入し、学生たちは、オリエンテーションで使用方法を学び、シラバスや出席の確認、ボランティアの登録等に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目標を明確に理解し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。理事長は、短期大学部創設にあたり建学の精神を策定し、また、短期大学部開学以来学長を兼務している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。IR室及び内部監査室が、学内外の必要な情報を理事会に提示している。

「群馬医療福祉大学学長に関する規程」に準じて学長が選任されている。理事長兼学長は、短期大学部教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、「大学改革推進センター」の長も学長充て職として兼務している。なお、教授会規程をはじめ多くの規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されていたが、その根拠規程が定められていなかった点、また、教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項が教授会において審議されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、「教授会・教員会」と称する併設大学・短期大学合同の教授会開催については、学則に根拠規定があるものの、合同教授会規程がないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営が望まれる。学長は、1年次の必修科目である「基礎演習」及び2年次の必修科目である「総合演習」において建学の精神を訓話し、また、環境美化活動及びサービス・ラーニングを短期大学教育に根付かせ、教育目的の達成を図っている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べ、また、内部監査室からの報告を受け、学校法人の業務及び財産の状況について監査しており、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、公認会計士とも連携している。ただし、監事監査報告書に、理事の業務の執行状況の監査の記載が十分ではないため、改善が望まれる。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い運営されているが、しかしながら、評議員会議事録署名人の取扱いが寄附行為の規定と異なるように見受けられるため改善が望まれる。

前回の認証評価において、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関

すること」の公表が不十分であったことを受け、改善が図られている。教育情報及び学校法人の情報は、法令に基づき、ウェブサイト等で公表・公開している。

## 新島学園短期大学の概要

設置者 学校法人 新島学園  
理事長 湯浅 康毅  
学 長 岩田 雅明  
A L O 前田 浩  
開設年月日 昭和 58 年 4 月 1 日  
所在地 群馬県高崎市昭和町 53

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
キャリアデザイン学科		130
コミュニティ子ども学科		50
	合計	180

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし



## 機関別評価結果

新島学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月26日付で新島学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である新島襄のキリスト教主義教育を基本とし、「真理」、「正義」、「平和」を教育のモットーとして掲げている。建学の精神は、学内での宗教的講話を中心とした「チャペル・アワー」を代表として広く共有されており、これは全ての教職員・学生が参加できるよう時間的な配慮がされている。地域・社会に向けた「新島学園短期大学 公開講座」の開講や子育て支援のボランティア活動である「チャイルド広場」を開催するほか、学生を中心に多種多様なボランティア活動に参加している。さらに、地域の高等学校や地元の諸団体とも連携し、継続した地域貢献活動が長期にわたり実施されている。

教育目的・目標は建学の精神に基づき学則において確立しており、学生便覧やウェブサイトにおいて学内外に表明され、定期的な点検も行われている。学習成果は、建学の精神に基づいて定められ、短期大学と学科に分けて、それぞれウェブサイト等に表明されている。三つの方針の点検、見直しを行い、三つの方針を相互に十分関連付け一体的なものに全面的に改訂し、令和6年度からウェブサイトや学生便覧に掲載している。

自己点検・評価活動は、規程に基づき自己点検・評価委員会を組織し、当該委員会を中心に全学で実施している。学科ごとに学習成果を査定する方法を定め、定期的に点検している。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があり、学長、副学長、学科長等で構成する「3ポリシー策定に向けてのミーティング」により定期的に点検されている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、体系的に教育課程を編成している。成績評価の適切な実施、シラバスの改善などが行われ、カリキュラムマップの追記など定期的な点検も実施している。

教養教育は、高等教育のレベルに見合う内容を備え、体系的に配置されるとともに、その後習得する専門教育の基礎となるよう体制が整えられている。

学生の希望に即した細やかな職業教育を行っており、非常勤教員に現場経験者や現役保育者などを採用することで実践教育を展開している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項や大学案内に入学者選抜方法や授業料等の情報とともに明示している。

学習成果は、「期待される学習成果（目標）」としてシラバスに明示されており、資格取得率、GPA 分布、履修カルテ・ポートフォリオ等を活用して測定している。

卒業生の進路先に対して「外部評価アンケート」を実施し、その結果を全教員に配付している。

教員はシラバスに示した成績評価方法に沿って学習成果を評価し、学生による授業評価や教員相互の授業参観などにより授業改善に努めている。

入学前オリエンテーションなどで授業や学生生活についての情報を提供し、対面により成績を告知し、補習が必要な学生や成績優秀な学生などにも必要な情報を提供するなど、学習支援を組織的に行っている。コースやゼミの教員が学生の生活上の支援を行っている。就職委員会とキャリアセンターが各ゼミ教員等と連携をとって進路就職支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準に基づき、専任教員数・教授数を充足している。専任教員の採用及び昇任は、新島学園短期大学教員任用規程、新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程にのっとり、適正に選考されている。専任教員には毎年、「研究計画調書」に基づいた研究実績により研究費が支給されるなど研究支援体制が整備されている。

事務職員は、各種事務規程に基づき職務及び事務分掌を定め、責任体制を明確にしている。教職員の労務管理は、学校法人新島学園就業規則を中心に各種規程を遵守して実施している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場・体育館・図書館・講義室等を設置し、学科・コースに応じた機器備品類を整備している。施設設備のメンテナンスや改修は、中・長期計画に基づき年度計画を立て実施している。火災・地震時の対応及び防犯等は規程等を整備し、定期点検や全学を対象とした防火防犯訓練を実施している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神及び教育理念に基づいて「第5次中期経営計画」を示し、運営上の責任と計画実行を教職員・保護者・同窓生等に発信するなど、リーダーシップを発揮している。

学長は、長年培った様々な経験を生かし、教学運営全般の最高責任者として、教授会や各種委員会等からの意見を参酌しながらリーダーシップを発揮している。

監事は、学校法人の業務・財産の状況及び理事の業務執行の状況について都度監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度の監査報告書を作成し、翌年度5月の理事会・評議員会で報告している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法にのっとり運営されている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報及び私立学校法に基づく財務情報等をウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神である新島襄のキリスト教主義教育を中心とした「チャペル・アワー」をはじめ、地域・社会に対する子育て支援活動として、家庭内保育の乳幼児とその保護者を対象に「チャイルド広場」を開催するなど、教職員及び学生が公開講座やボランティア活動を通じて地域・社会に貢献している。学生を中心に多種多様な分野の地域社会貢献活動に参画していることは教育機関としての役割・効果を果たしている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- キャリアデザイン学科が導入している eラーニングによる学習システム「新短ラーニング」を「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」などと連動させて、学生の継続的な利用を促すとともに、成績評価に組み込み、成績優秀者を表彰するなど学習意欲の向上に計画的に活用している。

[テーマ B 学生支援]

- 成績評価の提示については、ポータル表示のみならず、ゼミ担当教員から対面の上、紙面で直接示し、学習上の相談に応じるなど個別のきめ細かい対応を行っている。教員は、オフィスアワーを利用し、学習上や生活上の悩み等の相談を受けるなど、細やかな対応を行っている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 施設設備等の管理は総務財務課が所管し、学生の意見も取り入れ、学習環境の整備を積極的に行っている。旧市立高校時代からの歴史ある建造物を維持・活用しながら、最新のフォレストホールに至る施設が学生や地域に開放され、新旧の施設が有機的に活用されている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長のリーダーシップの下、年1回の「理事・監事・評議員合同研修会」が実施され、建学の精神、キリスト教主義教育を中心としたテーマで学校法人全体の考え方や方向性が統一されている。また、その後の交流会でも各役員などから意見聴取等を実施し、

経営指針に反映されている。

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長を中心とした教職員で経営戦略構想の実現のための「構造改革プロジェクトチーム」を発足し、短期大学のコース再編や学科増等について検討を重ねるなど定期的に具体的な取組みを検証している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である新島襄のキリスト教主義教育を基本とし、「真理」、「正義」、「平和」を教育のモットーとして掲げている。建学の精神は、学内での宗教的講話を中心とした「チャペル・アワー」を代表として広く共有されており、これは全ての教職員・学生が参加できるよう時間的な配慮がされている。なお、建学の精神とキリスト教主義教育の概要において、様々な表記・表明がなされている。新島学園の学生や地域社会・第三者などのステークホルダーに対してわかりにくい表記も感じられ、学園としての組織的・統一した表記・表明として点検整備されることが望まれる。

地域貢献では、「新島学園短期大学 公開講座」が開催され、月に1回の頻度で開催される子育て支援の「チャイルド広場」は令和6年度で18年目を迎えるなど、息の長い地域活動を継続している。また、近隣の高等学校3校と高大連携協定を結び、群馬県内・高崎市内の大学・短期大学との地域連携活動に積極的に参加して成果を上げている。

教育目的・目標は建学の精神に基づき学則において確立しており、学生便覧やウェブサイトにおいて学内外に表明され、定期的な点検も行われている。学習成果も短期大学と学科に分けてウェブサイト等に表明されている。さらに学長、副学長、両学科長、事務長、三つの方針に精通した教員で構成する「3ポリシー策定に向けてのミーティング」が令和5年度に開催され、積極的な見直しと点検が行われ、三つの方針を相互に関連付け一体的なものとして改定した。

自己点検・評価活動等の実施体制については「自己点検・評価委員会」が組織され、規程に基づいた取組みが行われている。学科ごとに学習成果を査定する方法を定め、定期的に点検している。また両学科とも「FD・SD研修会」を定期的に開催して情報共有に努めるとともに、法令の遵守に努めている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があり定期的に点検されている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、体系的に教育課程を編成している。成績評価の適切な実施、シラバスの改善などが行われ、カリキュラムマップの追記など定期的な点検も実施している。学期ごとに履修登録できる単位数の

上限については履修規程に定めて運用しているが、CAP 制に関する学則上の規程がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

教養教育は、高等教育の初期的レベルに見合う内容を備え、体系的に配置されるとともに、その後に習得する専門教育の基礎となるよう、体制が整えられている。教養教育の効果は、「授業評価アンケート」や卒業時に行う「新島学園短期大学満足度調査」などで測定・評価している。

学生の希望に即した細やかな職業教育を行っており、資格関連科目を多数開設し、非常勤教員に現場経験者や現役保育者などを採用することで実践教育を展開している。また「新島学園短期大学満足度調査」や「外部評価アンケート」を活用して改善に努めている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、学生募集要項や大学案内に入学者選抜方法や授業料等の情報とともに明示し、複数の提携高校と定期的な意見交換の際に点検している。

学習成果はシラバスに「期待される学習成果」として明示されており、一定期間内で獲得可能である。資格取得率、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、履修カルテ・ポートフォリオ等を活用して測定している。

卒業生の進路先に対して「外部評価アンケート」を実施し、その結果を全教員に配付するとともに、学外に配布するリーフレットにもその評価項目別の主な結果について掲載し公表している。

教員はシラバスに示した成績評価基準に沿って学習成果を評価し、学生による授業評価や教員相互の授業参観などにより授業改善に努めている。キャリアセンターでは事務職員が職務を通じて就職・編入に向けてきめ細かい支援を行い、図書館では、学生の要望をかなえた選書を行い、利用率を向上させている。

入学前オリエンテーションなどで授業や学生生活についての情報を提供している。対面により成績を告知し、補習が必要な学生や成績優秀な学生などにも必要な情報を提供するなど、学習支援を組織的に行っている。また、キャリアデザイン学科は明確な目標をもったコース制であり、「新短ラーニング」という e ラーニングによる学習システムを導入し、学習意欲の向上を促している。

コースやゼミの教員が学生の生活上の支援を行っており、クラブ活動やボランティア活動へ主体的に参加する学生が多い。健康管理に関しては、相談室のカウンセラーが月 2 回対応し、学内に開室情報が掲示されているなど、組織的な支援が行われている。しかし、日常の体調不良に関しては、学生の健康管理に対応する専門職を常駐させることが望まれる。

教員組織である「就職委員会」とキャリアセンターが各ゼミ教員等と連携をとって進路就職支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に基づき専任教員数・教授数を充足し、適正に配置している。専任教員の採用及び昇任は、教育実績・研究実績等の経歴により新島学園短期大学教員任用規程、新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程にのっとり、適正に選考され

ている。その過程において、新島学園短期大学人事委員会や教授会での審議を経たのち、常任委員会・理事会の議を経て理事長が任命している。なお、前回の認証評価で指摘のあった短期大学設置基準で算定する教授数の不足について、改善済みである。

専任教員には毎年、「研究計画調書」に基づいた研究実績により、専任教員個人に研究費が支給されるなど研究支援体制が整備されている。専任教員は、学生の学習成果の獲得の状況について各学科内で情報を共有し、「授業評価アンケート」により教育課程の検討や授業方法の改善を行っている。

事務職員は、各種事務規程に基づき職務及び事務分掌を定め、責任体制を明確にしており、日本私立短期大学協会や日本学生支援機構等が主催する職務に関連する研修会やセミナーに参加し、自己研鑽に励み、専門知識を習得している。

教職員等の労務管理は、「学校法人新島学園就業規則」を中心に各種規程を遵守しているが、規程に基づく管理において、労働時間の把握については客観的な記録等の運用を検討されたい。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場・体育館・図書館・講義室等を設置し、学科・コースに応じた機器備品類を整備している。施設設備等の管理は、各種法令を遵守して日常点検・保守がなされている。施設設備のメンテナンスや改修は、中・長期計画に基づき年度計画を立て実施している。火災・地震時の対応及び防犯等は防災規程等を整備し、定期点検や全学を対象とした防火防犯訓練を実施している。

教育研究に関する情報ネットワークはおおむね良好に整備されている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念に基づいて「第5次中期経営計画」を示し、運営上の責任と計画実行を教職員・保護者・同窓生等のステークホルダーに発信するなど、リーダーシップを発揮している。また、寄附行為にのっとり理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

学長は、長年培った様々な経験を生かし、教学運営全般の最高責任者として、教授会や各種委員会等からの意見を参酌しながらリーダーシップを発揮している。また、様々な課題に対応するため、「構造改革プロジェクトチーム」を立ち上げ、将来的な諸課題解決に向け取り組んでいる。なお、一部の委員会の規程や議事録の未整備や、組織の更新情報が共有されていない事例が散見されたので、定期的な見直しと確認が望まれる。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について都度監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度の監査報告書を作成し、翌年度5月の理事会・評議員会で報告している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって構成し、私立学校法にのっとり運営されている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報及び私立学校法に基づく財務情報等をウェブサ

イトで公表・公開し、説明責任を果たしている。



## 川口短期大学の概要

設置者 学校法人 峯徳学園  
理事長 峯岸 正教  
学 長 石井 大貴  
A L O 長沼 秀明  
開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日  
所在地 埼玉県川口市木曾呂 1511

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ビジネス実務学科		100
こども学科		190
	合計	290

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

川口短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月23日付で川口短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「知・徳・技」で、「人格の完成をめざし、学術研究を通じて自己の使命を自覚しその職責を遂行しうる、創造性豊かな、実践的な人材を育成する」という教育理念を明確に示しており、学生便覧やウェブサイト、広報誌等で学内外に公表されている。

地域貢献としては、併設大学とも協働して、地域の地域おこし団体等と連携した活動やシンポジウムに参加し、地域貢献活動を進めている。さらに、環境省と学校法人との間で締結された「国立公園オフィシャルパートナーシップ」に基づき、日本の国立公園の魅力を世界へ向けて発信するとともに国内からの国立公園利用者の拡大と地域の活性化とを図る取組みを積極的に推進している。

教育目的は建学の精神に基づき学則に定められており、短期大学の学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針で示し、受験広報誌 **Guide Book** やウェブサイト等で公表している。

三つの方針は、大学教育3ポリシーの確認・検証・検討委員会において既存の各方針の確認・検証を行った上、一体的に策定されており、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価委員会は規程に基づいて設置されており、自己点検・評価活動のとりまとめを行っている。定期的に自己点検・評価を実施し、報告書をウェブサイトで公表している。学習成果を焦点とする査定の方法を有し、また、査定の方法を定期的に点検し、教育の質保証のために活用している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果の項目に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にしており、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成等により適宜点検している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成している。

教養教育は、各学科の特性に合わせた科目を設置し、専門教育への関連付けがされている。職業教育については、各学科が主体となり企画や点検・評価を実施し、キャリア支援課やエクステンションセンターとも連携し、より充実した職業教育体制を整えている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針で示されている諸能力や学習成果に

対応しており、学生募集要項等に明示されている。

学習成果は、学科ごとに具体的に示され、多様な指標により測定可能である。学習成果の獲得状況は、GPA 分布やルーブリック等を活用して評価している。卒業生アンケート、就職先アンケートを実施し、学習成果の点検に活用している。

教員はシラバスに示した方法・基準で成績評価を行い、学生による授業アンケート等で学習成果を確認し授業改善に生かしている。事務職員は、SD 研修会において学習成果や教育目標・目的等について学び、教員とともに学習成果の達成に向けて業務に携わっている。基礎学力が不足する学生に対して授業時間外に個別に指導、進度の速い学生については別途課題を与えるなどして配慮を行っている。

担任（チューター）や学生課、学生相談室を中心に学生支援を行い、悩み事等の相談に応じる体制を整えている。スクールバスの無料運行、短期大学独自の奨学金制度、障がい者用トイレや車いす用スロープの設置等、学習支援も充実している。

学生の就職支援のための組織としてキャリアセンターを設置するほか、就職対策として就職基本講座や学内合同説明会を開催するなど、進路支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、教育目標及び教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。「川口短大紀要」を発行し、研究の成果の蓄積、発信を行い、FD 活動や学生による授業アンケートを活用し、教育活動の改善に努めている。事務組織は、事務関係諸規程を整備し、責任体制を確立し、事務職員は、SD 活動等を通じて能力の向上に努めている。教職員の就業に関しては、就業規則をはじめ各種の労務管理規程を定め、適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、施設設備、その他の物的資源が活用されている。図書館は、蔵書数や施設設備が十分に整備されている。施設設備の維持管理は固定資産管理規程等の各種規程に基づき適切に実施している。防災対策として、危機管理規則等に基づいて、全学的な避難訓練及び消火訓練を毎年定期的に実施している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、学校法人全体の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為の規定に従い、理事会を招集し議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切な運営ができるよう努めている。

学長は、教授会の意見を参酌して最終判断をし、短期大学の運営にリーダーシップを果たしている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、全ての理事会、評議員会に出席し意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員で組織し、私立学校法の規定に従って、適切に機能している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報及び財務等を含む学校法人の情報については、ウェブサイト公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 「かわたんシート」(学修評価表：入学時設定した目標の達成度を学生自身とゼミ担当教員とで確認するもの)は、学習内容の自己評価と次段階の目標の設定に寄与しており、学生の授業の習熟に効果を発揮している。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 授業公開に関しては、保護者が参観し短期大学の教育方針を理解してもらう機会を設けている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「知・徳・技」で、「人格の完成をめざし、学術研究を通じて自己の使命を自覚しその職責を遂行しうる、創造性豊かな、実践的な人材を育成する」という教育理念を明確に示している。建学の精神を具現化するために、少人数制で一人ひとりの学生を大切にし、温かいまなざしをもって丁寧に教え育まなければならないという認識に立ち、「一人ひとりへ温かいまなざし」を大学教育のコンセプトとして定めた。学生便覧やウェブサイト、受験広報誌等で学内外に公表されている。

地域貢献としては併設大学とも協働して、地域の地域おこし団体等と連携した活動やシンポジウムに参加し、地域貢献活動を進めている。さらに、環境省と学校法人との間で締結された「国立公園オフィシャルパートナーシップ」に基づき、日本の国立公園の魅力を世界へ向けて発信するとともに国内からの国立公園利用者の拡大と地域の活性化とを図る取組みを積極的に推進している。

教育目的は建学の精神に基づき学則に定められており、「深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に貢献しうる、創造性豊かで実践的な人材を育成するとともに、広く国際社会に目を向けつつ、開かれた大学として地域文化の形成に寄与することを目的とする」とし、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針で示し、ビジネス実務学科、こども学科とも建学の精神を反映したそれぞれの教育目標に基づいて定められており、受験広報誌 **Guide Book** やウェブサイト等で公表している。

三つの方針は、大学教育3ポリシーの確認・検証・検討委員会において既存の各方針の確認・検証を行った上、一体的に策定されており、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価委員会は規程に基づいて設置されており、自己点検・評価活動のとりまとめを行い、2年に1回、定期的に報告書を作成、公表している。教育の質保証についてFD委員会と連携して分析・評価・改善等を行い、短期大学の改善に努めている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各学科の学習成果に対応している。また、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則上に明確に示している。卒業認定・学位授与の方

針は、各学科における専門教育において求められる知識や態度を示しており、社会的・国際的に適用性がある。卒業認定・学位授与の方針は、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成等により適宜点検している。

教育課程は短期大学設置基準にのっとり、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って編成されている。教養教育は、各学科の特性に合わせた科目を設置し、専門教育への関連付けがされている。職業教育については、各学科が主体となり、企業から講師を招聘して授業を行い現場や業界について生の声を聴くことで働くイメージができるような機会を提供するなど、企画や点検・評価を実施し、キャリア支援課やエクステンションセンターとも連携し、より充実した職業教育体制を整えている。

入学者受入れの方針は、各学科の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応するとともに、学習成果を獲得するために入学者に求められる高等学校等で身につけた諸能力の把握・評価を示している。入学者受入れの方針はウェブサイトや学生募集要項により学内外に明示されている。入学者受入れの方針を踏まえ、多様な選抜を行い、それぞれの選考基準を設定して公正かつ適正に実施している。入試広報課がアドミッション・オフィスの機能を果たし、受験の問い合わせや高等学校関係者の意見聴取を定期的に行っている。

学習成果は卒業者、退学者、休学者の状況や免許・資格の取得状況、就職状況、単位認定状況の量的な統計数値の動向、学生アンケートによる評価、「かわたんシート（学修評価表）」等、多様な指標により測定可能である。学習成果の獲得状況の測定については、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率に相当する指標に加え、令和5年度からGPA分布、ルーブリックを導入し、活用している。学習成果は量的・質的データに基づき評価されており、可能な範囲で学内外への公表を行っている。

学生の卒業後評価については、卒業生アンケートを実施し、短期大学での学習成果について調査している。また、就職先アンケートを実施し、学習成果の点検に活用している。

教員はシラバスに示された到達目標（学習成果）により学習成果の獲得状況を評価している。学生による授業アンケートを年2回実施し、その結果を踏まえて授業改善に取り組んでいる。事務職員はSD研修会において学習成果や教育目標・目的等について学び、教員とともに学習成果の達成に向けて業務に携わっている。基礎学力が不足する学生に対して授業時間外に個別に指導、進度の速い学生については別途課題を与えるなどして配慮している。担任（チューター）や学生課、学生相談室を中心に学生支援を行い、悩み事等の相談にのる体制を整えている。学生食堂、売店（コンビニエンスストア）を設置している。自宅外通学生には住居の物件を紹介しており、また、スクールバスを無料で運行している。奨学金は日本学生支援機構以外にも短期大学独自の奨学金制度を設けている。

学生の就職支援のための組織としてキャリアセンターを設置するほか、就職対策として就職基本講座や学内合同説明会を開催するなど、進路支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定められている教員数を充足している。また、専任教員と非常勤教員は学科ごとの教育研究上の目的及び教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織として配置されている。教員の採用・昇任に関しては運営会議の下に教員選考委

員会を設置し、短期大学設置基準に沿って、独自の教員選考基準と任用規程に基づいて行っている。

専任教員には研究室が整備され、研究、研修する時間の確保に配慮されている。「川口短大紀要」や学会誌への論文投稿や学会発表等を通して研究活動の成果を公表している。また、毎年数名の専任教員が科学研究費補助金の助成事業に採択されている。FD 活動は、FD 委員会を設置し、規定に基づき年 2 回の研修と 1 回の講演会を実施している。専任教員は、教育活動全般にわたって事務職員と連携し、学生の学習成果の獲得に努めている。

事務組織は、事務組織及び事務分掌規則などの事務関係諸規程を整備し、責任体制を確立している。専任事務職員は併設大学と共催の SD 研修会に積極的に参加し、専門的な職能向上に努めている。また、学生の学習成果の獲得向上のため、事務局長をはじめとする事務職員が、教授会をはじめ各委員会に参画し、事務局としての専門的知識やデータに基づき情報の提供を行い、常に緊密に連携をとっている。教職員の就業については、学内規程に基づき適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、バリアフリー対応となっており、適切な面積の運動場及び体育館を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室等を設置し、必要な機器、備品等を整備している。図書館は、適切な面積、蔵書数、座席数等を確保し、購入図書選定システムや廃棄システムを確立している。

経理規程及び有形固定資産管理規程等、諸規程を整備し、施設設備の維持管理を適切に行っている。防災対策としては、危機管理規則及び危機管理マニュアル等を整備し、全学的な避難訓練及び消火訓練を毎年定期的に行っている。

学習成果を獲得させるための技術的資源として、情報メディアセンター、多目的ルーム、音楽教室、ピアノ個人レッスン室等を設置し、適切な維持、管理に努めている。学生が主体的に学習することができる施設として、自習スペースやゼミ室を活用しているが、学生数に対して十分なスペースが確保できていないため、空き時間等に利用できる施設等の設置が望まれる。学内無線 LAN を整備し、学内各所でネットワーク接続が可能となっている。情報セキュリティ対策としては、諸規程を整備し対策を行っている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は私立学校法、寄附行為にのっとり理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しており、理事長のリーダーシップの下で、理事会の業務は適正に行われている。

学長は併設大学の学長を兼ねており、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して最終判断をし、リーダーシップを発揮して円滑な運営が行われるよう配慮している。また、教授会、運営会議、委員長会議において学長が議長となり、意思決定の権限を持ちその責任を負っている。これらの議事内容は議事録として記録されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、全ての理事会、評議員会に出席し意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員で組織し、私立学校法の規定に従って、適切に機能している。

情報公開については、学校教育法施行規則に基づく教育情報及び私立学校法に定められた情報を教授会に報告して、ウェブサイトにおいて公表・公開している。



## 埼玉女子短期大学の概要

設置者	学校法人 川口学園
理事長	川口 拓也
学 長	楯沢 栄一
A L O	三ツ木 丈浩
開設年月日	平成1年4月1日
所在地	埼玉県日高市女影 1616

<令和6年5月1日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商学科		150
国際コミュニケーション学科		150
	合計	300

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

埼玉女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月28日付で埼玉女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「不偏不羈」は、その精神を敷衍した教育理念「中庸・自立」としてより平易な表現でも示されており、教学マネジメント委員会を中心に定期的な確認が行われ、学生ハンドブックやウェブサイトによって学内外に広く周知している。

一般市民対象の公開講座や科目等履修制度による正課授業の開放など、地域貢献活動に取り組んでいる。また、問題解決型学習（PBL）形式での専門ゼミは実践的な学びの場として、地方公共団体や企業と連携を図っており実績を上げている。

両学科の教育目的は建学の精神に基づき定められ、社会ニーズの変化や学生の質の変化に対応すべく、アンケート調査等を基に学内の関係組織で議論し、点検を行っている。短期大学全体の学習成果、及び各学科の学習成果（「専門的学修成果」及び「汎用的学修成果」）は、それぞれ明確に示されている。三つの方針は、教学マネジメント委員会において組織的議論を重ね、相互に関連付けて一体的に定められており、学習成果とともにウェブサイト等により学内外に表明している。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心にそれぞれの教職員と連携して実施しており、報告書作成後に各執筆担当者自身による「自己点検・評価報告会」を行い討議することで全学的な意識醸成を図っている。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的視点を踏まえて策定されている。教育課程編成・実施の方針に従って教育課程が編成されており、各学期において履修登録可能な単位数の上限の設定及び成績評価の厳格化を活用した単位の実質化が図られている。シラバスには必要事項を記載するほか、科目と学習成果との関連性を明示している。教養教育及び職業教育は、その実施体制が明確であり、多角的なアセスメントを通して改善に取り組んでいる。入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学者選抜においては適正かつ公正に選考が実施されている。学習成果の獲得状況については、GPA分布、学位取得率、資格取得率などを活用して測定する仕組みを構築している。

教員は、学生の授業評価を受け、FSD研修会を通して学習支援方策の改善を行っている。学習支援では、多様化する学生への対応として、補習授業やGPA制度を活用した履修登録上限の拡大や学長表彰等を行っている。学生支援は学生委員会や学務課を中心に組織的

に行っている。就職支援体制はキャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会を中心に組織を整備し、活動している。就職内定状況については学科、コース、ゼミ単位で毎月末に集計・分析を行い、教授会でも報告されている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、専任教員と非常勤教員をバランスよく配置している。研究活動に関する規程及び環境は整備され、研究紀要が発行されている。FD 活動に関しては、規程を整備し、FSD 研修会等を実施しており、学習成果獲得の向上のための教員同士や学内関係部署との連携を強固にしている。

事務組織に関しては事務局長を中心とする責任体制が明確になっており、SD 研修のほか、自己啓発支援や外部研修を通じた能力開発が適切に行われている。人事・労務管理は必要な規程が整備され適切な管理体制が確立されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うために必要な施設設備も整備されている。固定資産等は規程に基づき適切に維持管理している。教職員及び学生を対象とした災害等に対する訓練も実施している。コンピュータシステムは ICT・メディア委員会を中心に管理しており、情報セキュリティに関する規程を整備し、適切に運用している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去 2 年間収入超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念の具現化に向けてリーダーシップを発揮しており、学校法人を代表し、その業務を総理するなど、適切に学校法人運営の責任を果たしている。理事会は寄附行為に基づき、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、短期大学運営にあたり、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌して意思決定をするなど、リーダーシップを発揮し、教学マネジメントの中心的役割を果たしている。教授会は三つの方針に対する認識を共有し、学習成果について各種アセスメントにより獲得状況を把握している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施しており、理事会、評議員会に出席し意見を述べるなど、適切に監査業務を行っている。評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- ICT・メディア委員会及び教学マネジメント委員会の共同企画による「不偏不羈エッセイコンクール」を開催し、学生自身が建学の精神を掘り下げて考え、文章で表現する場を創出している。また、学生サポーターによる「不偏不羈」をテーマとした動画を制作し一般公開していることなど、建学の精神を浸透させるための活動に工夫がなされている。
- 問題解決型学習（PBL）形式による専門ゼミにおいて、地方公共団体や地域企業と連携を図り、実践的な学びを行うことで自己肯定感を高めるとともに、学外の大会への参加における優秀賞の受賞やメディアに取り上げられるなど、実績を上げており、地域貢献活動にとどまらず、学生にとっても地域にとっても意義のある活動となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 少人数のプロジェクト形式で学ぶ専門ゼミや語学の上級クラスなど一部の少人数授業を対象に、成績評価規程に定める成績評語の割合の目安を別途設定しており、学生のモチベーションを高める試みがなされている。
- キャリア教育及び職業教育の効果測定・評価において、学生からメンバーを集め、教職員と協働する運営側として参加させ、その後、メンバーの成長結果を評価するとともに、プロジェクト参加による教育効果を分析し、教育改善に生かす取組みがなされている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生主体の活動の一形態として、サークルのほかに設けられた学内ボランティア活動の「学生サポーター活動」は、先輩が後輩を指導したり、同じ立場の学生が支え合ったりするなど、ピアサポートの側面を持っており、多岐にわたる活動に参画する仕組みを作ることで、学生の成長につながっている。
- 入学時の履修指導では、履修経験者である2年生が、学科の各コースの新入生の履修計画時に、サポートメンバーとして計画を補助することで、より具体的な学習成果を意識した履修登録が可能となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、多くの近隣高等学校の学校長との面談を通し、積極的な高大接続に結びつけるなど、短期大学の抱える課題に真摯に向き合い、自らが改善に向けたリーダーシップを発揮している。

#### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおける「学習到達目標」の記載が、授業概要を示す内容にとどまっている科目や、「事前事後学習（内容・時間）」の記載に具体性が欠けている科目、及び「学修成果・DP との関連性」の項目について、担当者によって統一性がない科目が散見されるため、シラバスの組織的なチェック体制等の構築が望まれる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去2年間収入超過となっている。今後、「学校法人川口学園経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

#### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「不偏不羈」であり、また、その精神を敷衍した教育理念を「中庸・自立」としてより平易な表現で明確に示しており、教育基本法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、教学マネジメント委員会を中心に定期的に確認を行うとともに、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどの各種印刷物やウェブサイトによって広く周知している。学生自身が建学の精神を掘り下げて考え、文章で表現する場を創出するなど、建学の精神を浸透させるための活動に工夫がなされている。

地域・社会活動では、一般市民対象の公開講座を開設するとともに、科目等履修生制度による正課授業の開放を行うことで、地域貢献に努めている。また、地方公共団体、企業、教育機関との協定締結により、様々な取組みを積極的に行っている。さらに、専門ゼミにおける問題解決型学習（PBL）形式での学びでは、地方公共団体や企業と連携を図り実践的な学びの場となっている。

学科の教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに学則に定められており、学内外に表明している。各学科の教育目的については、社会ニーズの変化や学生の質の変化に対応すべく、インターンシップ協力企業等からの聞き取りや就職先企業への卒業生評価アンケート調査を基に、学内の関係組織で議論し、適宜点検を行っている。

短期大学全体の学習成果は建学の精神に基づき定めており、各学科の学習成果に関しては、それぞれの教育目的・目標に合致した内容を「専門的学修成果」及び「汎用的学修成果」として定めている。これらの学習成果に関しては、「アセスメント・プラン」に基づく各種アセスメント結果などを参考に策定し、定期的に点検がなされている。三つの方針は、教学マネジメント委員会において組織的議論を重ね、建学の精神及び教育理念・目的に基づき、相互に関連付けて一体的に定められており、学習成果とともにウェブサイト等により学内外に表明している。

自己点検・評価を実施するにあたり、規程に基づき自己点検・評価委員会を開催し、点検・評価が定期的に行われており、自己点検・評価報告書は短期大学ウェブサイトにおいて公表されている。委員会を中心にそれぞれの教職員と連携して自己点検・評価を実施しており、報告書の作成にとどめることなく、各執筆担当者自身による「自己点検・評価報告会」を行い討議することで、自己点検・評価活動に対する全学的な意識醸成を図っている。また、ステークホルダーによる「外部評価ヒアリング会」を実施し、外部の意見を改

善に結び付けている。さらに、自己点検・評価の結果を受けて、年度の重点項目を定め、教学マネジメント委員会の主導により改善活動が行われている。教育の向上・充実については、年間計画として専任教員により「自己申告書」が作成され、年度末の教員の自己評価を基に学科長による他者評価を行うことによって PDCA サイクルを機能させている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

両学科の教育目的と三つの方針との整合性が図られており、各種印刷物やウェブサイトを通して学内外に周知するとともに、各種アセスメント結果を用いて定期的に点検がなされている。卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的視点を踏まえて策定されており、具体的な卒業要件は学則に定められている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に明記した学習成果に対応し、教育課程は短期大学設置基準にのっとり編成している。各学期で履修科目として登録することができる単位数の上限（CAP 制）に関する規程を整備するほか、成績評価については、評価基準を厳格化するために成績評語の目安（割合）を定め、遵守することで単位の実質化を図っている。シラバスには必要事項を記載するほか、科目と学習成果との関連性を明示している。なお、シラバスにおける「学習到達目標」等に関して、組織的なチェック体制の構築が望まれる。

教養教育は、必須科目のほか、3つの教養科目群に分類され、多様な学びの機会を確保できるよう適切に授業科目が設けられており、それぞれの科目群が有機的に結び付き、社会人基礎力の錬成につながっている。職業教育は、マナー・ホスピタリティ教育及びキャリアデザイン教育が専門教育と教養教育をつなぐ役割を果たし、さらに職業につながる教育となっている。キャリア教育及び職業教育の効果は、学生と教職員が協働する体制で、測定・評価し、教育改善に生かしている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項に入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。入学者選抜の方法は選抜区分ごとに選考基準を設定し、公正かつ適正に選考が実施されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、学位取得率、資格取得率などを活用して測定する仕組みを構築している。

卒業生の進路先からの評価聴取は、企業関係者に対するアンケート調査やヒアリングを通して定期的に実施し、学習成果の点検に活用している。

教員は、学習到達目標に照らし適切に評価を行うとともに、学生の授業評価を受け授業改善にも取り組んでいる。事務職員も各部署の職務を通じて学習成果を認識し、学生の情報を教員とともに共有して、学習成果の獲得に向け貢献している。

学習支援として、入学手続者等への情報提供や新入生へのオリエンテーションなど、短期大学の学びへの円滑な接続を支援している。基礎学力不足の学生には補習授業を行い、進度の速い学生には、履修登録上限の拡大や学長表彰等を行うなど、学生に相応した取組みを行っている。

学生委員会や学務課を中心に学生支援を組織的に行っている。保健室、カウンセリングルームの設置やオンラインによる対応も導入することで学生の健康管理、メンタルヘルスケアに取り組んでおり、独自の奨学金など、経済的支援も行っている。また、投書箱やウ

ウェブフォームを活用した相談コーナーを設け、学生の意見・要望の聴取に努めている。

キャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会を整備し、同委員会ではキャリア形成指導の企画・運営等を担っている。1年生全員を対象とした就職試験対策や多くの資格検定対策講座を実施し支援を行っている。就職内定状況については学科、コース、ゼミ単位で毎月末に集計分析を行い、教授会でも報告されている。また、編入学等の進学希望者や留学希望者に対しても個別指導を通して支援を行っている。学内ボランティア活動の「学生サポーター活動」は、ピアサポートの側面を持ち、多岐にわたる活動に参画する仕組みとして、学生の成長につながっている。入学時の履修指導では、2年生がサポートメンバーとして、新入生の履修計画を助けている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき整備され、短期大学設置基準に定める教員数を充足するとともに、専任教員と非常勤教員をバランスよく配置している。実業界出身の教員を数多く配置することで専門性の高い教育を行っている。任用委員会が設置され、教員の採用及び昇任が適切に行われている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、専門分野に関する研究活動において成果を上げ、その発表の機会として研究紀要が発行されている。研究活動に関する規程及び環境は整備され、研究倫理の遵守については規程を設け、研修等を行っている。なお、過去5年間の専任教員の研究業績において業績が全くない教員が散見されるため、研究推進支援体制の強化が望まれる。FD活動に関しては、規程を整備し、FSD研修会等を通して授業・教育方法の改善につながる機会を設けるとともに、学習成果獲得の向上のための教員同士や学内関係部署との連携を強固にしている。

事務組織に関しては事務局長を中心とする責任体制が明確になっており、SD研修のほか、教育訓練・自己啓発支援や外部研修を通じた能力開発が適切に行われている。人事・労務管理は必要な規程が整備され、適切な管理体制が確立されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づく授業展開が可能となるよう適切に運動施設、講義室、演習室、必要設備が整備され、障がい者対応もなされている。図書館は十分な面積を有し、かつ蔵書数も適切である。全ての教室からオンライン双方向授業の配信ができるよう整備されており、また動画編集・撮影が可能な専用教室を整備している。

固定資産等は規程に基づき適切に維持管理している。施設設備の管理には専門業者を常駐させ、安全点検や防災対応、省資源対策にあたっている。教職員及び学生を対象とした災害等に対する避難訓練等も年に1回以上実施している。コンピュータシステムはICT・メディア委員会を中心に管理しており、外部からの不正アクセスに対応するとともに、情報セキュリティに関する規程を整備し、適切に運用している。省エネルギー対策としては、節水トイレの整備、LED照明への移行など計画的に実施されている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っており、情報技術の向上に関する学生向けトレーニングや、教職員向けシステムの有効活用等に関するICT研修会などを実施している。



財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去 2 年間収入超過となっている。今後、「学校法人川口学園経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念の具現化に向けてリーダーシップを発揮し、学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、短期大学教育の継続的な質の保証と、短期大学の主体的改革・改善を支援する機関であることを認識し、毎年度作成される自己点検・評価報告書に基づく課題解決に際しても、学長と協力し改善に努めるなど、認証評価に対する責任を果たしている。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、多くの近隣高等学校の学校長と面談をするなど、短期大学の抱える課題に真摯に向き合い、改善に向けたリーダーシップを発揮している。学長は学識に優れ、大学運営に関する識見にも優れており、短期大学関連団体の役員も務めている。教授会は三つの方針に対する認識を共有し、学習成果については各種アセスメントにより状況を把握し、FSD 研修会や学科会において情報共有を図っている。なお、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教授会の下に教育上の委員会を設置し定期的に会議を行うほか、必要に応じて教授会で審議・報告を行っている。

監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施するとともに、全ての理事会・評議員会に出席し、審議内容に対し適宜意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに、監事、会計監査人、内部監査室による監事監査会議を実施するなど三様監査を重視しており、内部監査室は毎年テーマを決めて内部監査を進めている。

評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって適切に組織されている。予算、事業計画、寄附行為の変更などの重要事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聴取するなど、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営がなされている。

学校教育法施行規則に規定される教育情報及び、私立学校法に規定される学校法人の情報は、ウェブサイト公表・公開されている。

## 植草学園短期大学の概要

設置者	学校法人 植草学園
理事長	植草 和典
学 長	中澤 潤
A L O	植草 一世
開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
所在地	千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3

< 令和 5 年度入学定員（令和 6 年度募集停止） >

### 設置学科及び入学定員

学科	専攻	入学定員
こども未来学科		100
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	特別支援教育専攻	30
	合計	30

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

植草学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月20日付で植草学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」とし、教育目的とともに、ウェブサイトや履修要項等に掲載して広く学内外に発信し、入学式の祝辞や授業などでも周知している。

「子育て支援・教育実践センター」等において、地域の保護者の子育て支援活動とともに、子育て支援講座をはじめとした公開講座を開設している。学生は特別支援の学びを生かした福祉施設等での社会貢献に参画している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立し、学外からの意見聴取により点検している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められ、アセスメント・ポリシーを踏まえ、多様な評価方法で点検している。

三つの方針は、建学の精神に基づいた卒業認定・学位授与の方針、これを実現する教育課程編成・実施の方針を策定し、これらの方針に基づいて入学者受入れの方針を定めている。三つの方針は関連づけて定められ、入学試験要項、ウェブサイトなどで表明している。

規程に基づき全教職員が自己点検・評価活動に参加している。評価の過程で明らかになった課題は各種委員会、教授会等で解決策を検討している。連携高等学校などに意見聴取を行うなど、教育の質を保証するアセスメント方法を有している。

学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいている。教育課程は、共通基礎科目、専門科目、キャリア形成及び主体的学修、卒業研究で構成され、体系的に授業科目を編成している。また、履修登録できる単位数は細則において上限を定めている。

教育課程は、幅広く教養を培うよう編成し、共通基礎科目においては、卒業認定・学位授与の方針と専門科目のつながりを重視している。

「教職・公務員支援センター」との連携によるキャリア支援に関わる取組み等を実施するなど、職業教育の実施体制は整っている。

入学者受入れの方針は、建学の精神に基づいており、教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針に対応して策定され、入学試験要項に入学前の学習成果の把握・評価方法

が示されている。キャリア支援課を中心に進路の支援を行っている。また、「卒業生就職先企業アンケート」が実施され、結果をキャリア支援委員会において分析し、「キャリアガイダンス」等の科目で活用している。

教員はシラバスに従って成績評価を行い、「ティーチング・ポートフォリオ」等の活用で授業改善を図っている。学生の学習や生活の支援は、クラス担任やゼミ担当が中心に相談等に応じている。また、ラウンジ等の整備、通学バスの拡充、奨学金等の充実を図っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に配置している。専任教員の採用、職位、昇任については、規程等に基づき審議、決定している。FD研修を毎年実施している。また、専任教員の研究成果の発表の場として、毎年研究紀要が発行されている。専任教員には研究室、研究日・研修日が確保されている。

事務組織は組織規程を整備し、責任体制を明確にしており事務職員が能力・適性を発揮できる職場環境が整備されている。職員研修については規程を定め体系的に進められている。また、教学系の各委員会に事務職員が参加し学生の学習成果獲得の向上に努めている。就業関係の諸規程に基づき適切に教職員の就業管理を行っている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場、体育館等の必要な施設を有している。施設設備は障がい者に対応した整備がなされている。各教室には機器備品を揃え、ネットワーク接続環境も整備している。情報機器の教育・職務利用については、セキュリティ対策のガイドラインを作成している。また、全ての教職員と学生が参加する避難訓練を毎年実施している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。なお、令和6年度の学生募集を停止している。

理事長は寄附行為に基づき学校法人を適切に運営している。理事会における議題の整理や理事会からの委任事項を審議、決定する機関として、常任理事会を設置し、学校法人の中期計画の策定、管理運営上の諸問題への対応等、広範囲にわたって協議している。

学長は、教授会を適切に運営し、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。中期目標の設定、「教職・公務員支援センター」の設立等、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べ、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会、評議員会に提出している。評議員会の運営は、寄附行為にのっとり適切に行われている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイト公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「子育て支援・教育実践センター」(小倉キャンパス 通称「こいっくおぐ」)では、地域の保護者への子育て支援活動とともに、子育て支援講座を開設している。学生が絵本の読み聞かせなど子育て支援活動の企画・運営や保護者と関わる機会に携わり、保育者になるための生きた経験と実践の場として学習の効果が得られている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- インクルーシブ保育の視点で保育者が ICT 活用の意図と方法を提案する能力を習得できる科目「インクルーシブ保育・教育と ICT 活用」を開講している。また、図書館には点字機器等の展示コーナーがあり、障がい者支援の最新機器が展示されているなど、短期大学の教育目的に沿った時代の要請に合わせた取組みが行われている。

[テーマ B 学生支援]

- 教員、公務員(保育士)への就職支援のため、「教職・公務員支援センター」において、元学校長等のコーディネーターが教員と連携して教員採用試験や保育職の公務員試験に向けて支援を行っている。就職ガイダンスのほかに、「現場の先生の話聞く会」等を実施し、学生が実践的、主体的に学習に取り組み友人と協同的に学び合う環境が整えられている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 防災対策は、規程を整備し、避難訓練を毎年全教職員、全学生で実施している。訓練では教職員と学生はメール等のネットツールを使って、避難直後に安否確認を行っている。また、学内の各部屋には掲示物「地震が発生したら」によって学内避難所と非常時の5つの対処方法等が明示されており、日頃の危機管理が行われている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」とし、入学式などにおける学長式辞・理事長祝辞や新入生オリエンテーションのほか、授業等でも周知している。平成29年度より建学の精神を反映した「インクルーシブを学び実践する学園」を掲げ、学内外に表明している。

地域社会のニーズに応えるべく、短期大学の保育・特別支援教育の特色を生かしたインクルーシブ保育等に関する多様な公開講座、生涯学習、「子育て支援・教育実践センター」による子育て支援活動などを展開している。学生は科目「ボランティア体験実習」や、特別支援の学びなどを生かして福祉施設や子育て支援での社会貢献に参画している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいており、千葉市及び幼稚園協会等との定期的な意見聴取を行うことにより点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められている。また、学習成果は、アセスメント・ポリシーに基づき、「幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための評価シート」等の評価方法を実施し、教務委員会、教授会等で点検している。三つの方針は、建学の精神に基づいた卒業認定・学位授与の方針と、これを実現するための教育課程編成・実施の方針を策定し、これらの方針に基づき受け入れる学生像を入学者受入れの方針として示している。このように三つの方針は関連づけて一体的に定められている。これらは入学試験要項、履修要項、ウェブサイトによって表明している。

自己点検・評価については自己点検評価委員会規程に基づいて行っている。自己点検・評価活動には全教職員が参加し、自己点検・評価活動で明らかになった課題や問題点は各種委員会、関連部署、教授会等で解決策を検討している。

また、附属高等学校や連携高等学校との高大連携推進協議会における年2回の話し合いによって教育内容の意見聴取を行うなど、教育の質を保証するアセスメント方法を有している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を

明確に示している。学科の教育課程編成・実施の方針は、学則の目的と卒業認定・学位授与の方針に基づいて策定され、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状が取得できるよう編成されている。

教育課程は、共通基礎科目、専門科目、キャリア形成及び主体的学修、卒業研究で構成され、相互の関連を考慮して体系的に編成している。また、履修登録できる単位数は細則において上限を定めている。教育課程の見直しは、教務委員会、学科会議において実施され、必要な場合は教授会における審議により学長が決定している。

共通基礎科目は人文、社会、自然、外国語、体育、異文化理解から構成され、教育職員免許法施行規則等に対応した「幼児教育と ICT の基礎 (演習)」、建学の精神に基づいた「道徳と福祉の心」、専門教育と関連づけた「インクルーシブ保育・教育と ICT 活用」などによって、幅広く教養を培うよう編成されている。

「教職・公務員支援センター」と連携し職業への接続を図るなど、職業教育の実施体制が整っている。

入学者受入れの方針は、「徳育」を教育の根幹とする建学の精神に基づいており、教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針に対応して策定されている。入学前の学習成果を、調査書と小論文の提出によって把握・評価している。短期大学と併設大学、連携高等学校の共同による高大連携推進協議会において入学者受入れの方針について意見聴取している。また、大学・短期大学運営会議、関係する委員会、教授会において選抜方法及び選考基準を検討している。

学生の卒業後評価は「卒業生就職先企業アンケート」の結果をキャリア支援委員会において分析し、「キャリアガイダンス」等の科目で活用している。

教員はシラバスに示した成績評価基準に従って成績評価を行い、「ティーチング・ポートフォリオ」等の活用で授業改善を図っている。入学者にはオリエンテーションで資格・免許取得に関わる科目選択等の指導を行い、基礎学力が不足する学生にはクラス担任やゼミ担任が中心になって相談等に応じるなど、学習支援を組織的に行っている。教職員で学生委員会を構成し、学生の生活支援としてラウンジ・売店等の整備、通学バスの拡充、奨学金等の充実を図っている。キャリア支援課を中心に進路の支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員、非常勤教員や非常勤助手を配置している。専任教員の採用、職位、昇任については規程等を整備し人事委員会で審議、決定している。

教員研究費及び教員研究旅費規程を整備し研究活動の支援を行い、倫理審査は規程を定め実施し、FD 研修で研究倫理の研修を実施している。研究成果を発表する機会として毎年研究紀要を発行している。専任教員には研究室を確保し週 1 日を研究日・研修日としている。

事務組織は組織規程を整備し責任体制を明確にしており、事務職員が能力・適性を発揮できる職場環境が整備されている。職員研修については規程を定め体系的に進めている。また教学系の各委員会に事務職員が参加し学生の学習成果獲得の向上に努めている。



教職員の就業については職員就業規程等を整備して学内のグループウェアで開示し、適切に就業管理を実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場、体育館等の必要な施設を有している。学内の施設設備は障がい者に対応した整備がなされている。教育課程編成・実施の方針に基づき、各教室にパソコンや視聴覚機器等の必要な備品を整備している。図書館は併設大学と共用で必要な蔵書、学術雑誌等を揃え、ラーニングcommonsが整備されている。

施設設備等の維持管理は規程等に従い適切に実施している。防災対策は規程を整備し、法令に基づいて施設設備を定期点検している。また、毎年、全ての教職員と学生が参加する避難訓練を実施している。校舎の耐震改修は完了している。情報機器の安全な教育・職務利用については、ガイドラインを作成した上で実施している。

情報技術について、学生はガイダンスや授業科目を通して学習し、教員間ではオンラインで新機能等の情報共有を行い、向上を図っている。学生に貸し出すパソコンを準備しており、全校舎で無線LANを整備して学習支援を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は寄附行為に基づき、学校法人の運営に関する職務を適切に実施している。理事会における議題の整理や理事会からの委任事項を審議・決定する機関として、常任理事会を置き、学校法人の中期計画の策定、管理運営上の諸問題への対応等を協議している。法令の改正等に伴う規程の改廃は、常任理事会において協議した後に理事会で審議・決定している。また自己点検・評価については理事が自己点検・評価報告書の作成に関わり、その役割を果たし責任を負っている。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会において教員の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は建学の精神に基づいて、教職員が短期大学の教育研究の質向上に取り組むよう、中期目標の設定、アセスメント・ポリシーの策定、「教職・公務員支援センター」の設立、教員の自己目標設定・自己評価の実施等を行いリーダーシップを発揮している。また、地域介護福祉専攻の廃止、こども未来学科への名称変更、短期大学の令和6年度学生募集停止等への対応などを行った。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会の運営は、寄附行為にのっとり適切に行われ、学校法人経営に対する意見聴取や審議を行っている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報、私立学校法に定められた財務情報については学園のウェブサイト公表・公開している。

## 清和大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 君津学園  
理事長 真板 竜太郎  
学 長 真板 竜太郎  
A L O 佐々木 竜太  
開設年月日 昭和 42 年 4 月 1 日  
所在地 千葉県木更津市東太田 3-4-2

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

清和大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月19日付で清和大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である「真心教育」は7つの項目、3つの指針により具体化され、ウェブサイトや入学式、オープンキャンパス等により学内外へ表明している。

地域・社会貢献として木更津市と連携した様々な公開講座や高大連携事業を推進している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立され、ウェブサイトにより学内外に表明されている。学習成果は建学の精神に基づき定められており、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

三つの方針は関連づけられ一体的に策定されており、大学案内や学生便覧、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は、清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則に基づき実施され、併設高等学校の教員との協議の場で得た意見を自己点検・評価活動に反映している。教育の質保証を図る査定の手法を有し、定期的な点検を行っている。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準等を明確に示し、定期的な点検もされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は学習成果に対応し、短期大学設置基準にのっとり編成されている。

教養教育は、専門教育を学ぶ上での基礎として位置づけられており、両者の関連は明確である。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項に明確に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、多様な選抜が公平公正に実施されている。学習成果は5項目に定められ一定の具体性がある。学習成果の獲得状況を把握するため、GPA分布図、学位取得数、免許・資格取得率などが活用されている。

卒業生の就職先に対する「卒業生の勤務状況に関するアンケート」で求める人材を把握し、学習成果の点検に活用している。

学生支援については、定期的に学生の状況を把握する機会を設けるなど、担当教員による支援が行われている。入学手続者に対し、入学前教育をはじめ希望者にはピアノの事前

指導を実施している。学生生活委員会が設置され、学生生活の支援が行われている。健康管理やメンタルヘルスの面では、教職員・養護教諭が支援する体制、就職進路支援は、進路指導室において教職員が協働で対応する体制が整えられている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、専任教員の職位、採用等は規程に従って適正に決定している。毎年、発行する「清和大学短期大学部紀要」により、教員の研究成果を発表する機会を確保している。教育改善（FD）委員会が組織され、授業改善を図っている。

事務組織は規程に基づき編制され、指揮命令系統や職務分担を明確にしている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たす十分な面積を確保しており、多目的トイレ、エレベーターを設置するなど、障がい者への対応も積極的である。教育課程編成・実施の方針の実現のための教育施設、機器、備品が各種整備されている。施設設備、物品等の維持管理は規程に基づき適切に行われている。消防計画を策定の上、定期的に避難訓練等が実施されている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為に基づき学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の教育の改革や充実についてもリーダーシップを発揮し発展に寄与している。また、定期的に理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮しており、規程に基づいて教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事定数に対し、2倍を超える評議員で組織されており、私立学校法、寄附行為にのっとり、理事長を含め役員の間問機関として適切に運営されている。学校教育法施行規則で規定する教育情報及び私立学校法で規定する財務情報を含む学校法人の情報については、ウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### （1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- キャンパス内には障がい者用の駐車スペースや多目的トイレ、エレベーターや階段の手すりの設置など、障がい者への対応に積極的に取り組まれている。アクティブラーニング機能を充実させた「ラーニング・コモンズ」のほか、学生が自由にピアノの練習ができる音楽室と教材が用意されている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「真心教育」を踏まえた教育理念や理想を学則に明記し、入学式やオープンキャンパス、ウェブサイト等にて建学の精神を学内外に表明している。また、毎年3月末の非常勤教員も一堂に会する講師会議（兼FD・SD合同研修）においても、共有する機会を設けている。学生には、建学の精神を深く学べるように基礎科目に1年次1単位の卒業必修科目「真心教育」を開講するなど、学内外への表明、共有だけでなく、学びへの反映にも結びつけている。

地域貢献活動においては、木更津市と連携した「きさらづ市民カレッジ」を開催し、様々な講座を開講している。また、高大連携事業を推進しており、幼稚園教諭や保育士の仕事理解に役立ち、高校生の進路選択に資する講座となっている。令和5年度にはボランティアサークル「サランヘヨ！清和！」が創設され、教員と学生が地域の様々な団体と交流し、貢献している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立され、ウェブサイトにより学内外に表明されている。ただし、教育目的「専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成」と教育目標「豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者の養成」がほぼ同一内容に見えるため、教育目的（人材の養成）を具体化したものとして教育目標を検討することが望まれる。学習成果は建学の精神に基づき定められており、学科の学習成果は教育目的・目標に基づき定められ、ウェブサイトにより学内外に表明されている。三つの方針は関連づけられ一体的に策定されており、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

自己点検・評価活動については、清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則に基づき実施され、各委員会、事務局各部署の反省と新たな課題を聴取し、併設高等学校の教員との協議の場で得た意見とともに自己点検・評価報告書に反映させている。また、教育の質保証を図る査定の仕組みについては、査定の手法を有し、定期的な点検を行っている。ただし、組織と役割を明確にし、進捗状況を把握し、改善の実施等を全専任教職員が認識しながら自己点検・評価を行い、質の保証とPDCAサイクルの活用につながる組織的な体制づくりが望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準等を明確に示し、定期的な点検もされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、教育課程編成・実施の方針に従い、短期大学設置基準にのっとり学習成果に対応して編成されている。教育課程は、定期的に見直しが行われている。授業科目は、「学生による授業評価アンケート」や就職先に対する「卒業生の勤務状況に関するアンケート」の回答結果を踏まえて改善の取組みがなされている。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成され、職業教育が実施されている。職業教育の効果の一層の測定・評価が望まれる。

年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修登録に関する規程に定めて運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項に明確に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、多様な選抜が公平・公正に実施されている。

学習成果は5項目定められ一定の具体性がある。学習成果の獲得状況を把握するため、GPA分布図、学位取得数、免許・資格取得率などが活用されている。

GPA分布図、学位授与の取得数、免許・資格取得率、「学生による授業評価アンケート」や履修カルテ等を用いて学習成果の点検に活用している。

学生の卒業後評価に取り組んでいる。「卒業生の勤務状況に関するアンケート」を実施して勤務態度や状況等を聴取している。就職先がどのような人材を求めているのかを把握し、学習成果の点検に活用している。

学生支援については、入学手続き者に対し、希望者にはピアノの事前指導を実施するなど学習支援を行っている。入学式当日にオリエンテーションを行い、入学直後から学習の動機づけを行っている。学習面をはじめ、学生生活上の様々な悩み事等に対して担当教員が相談にのる体制がとられており、また担当教員による個人面談を実施し定期的に学生の状況を把握する機会を設けるなど、担当教員による支援が行われている。学生生活委員会が設置され、学生生活の支援が行われている。健康管理やメンタルヘルスの面では、教職員・養護教諭が支援する体制が整えられている。

就職進路支援については、就職委員会に所属する教員や進路指導室の事務職員が就職活動・就職試験の支援を行っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織が編成され、専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、専任教員の職位、採用等は規程に従って適正に決定している。毎年、「清和大学短期大学部紀要」を発行しており、教員の研究成果を発表する機会を確保している。FD活動では、教育改善(FD)委員会が組織され、「学生による授業評価アンケート」と講師会議(兼FD・SD合同研修会)の開催を実施し、授業・教育方法

の改善を行っている。

事務組織は事務組織諸規程に基づき編制され、指揮命令系統や職務分担を明確にして構築されている。SD 活動や「チャレンジシート」を通じて事務職員の能力向上を図り、学生の学習成果獲得への努力がされている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たす十分な面積を確保している。運動施設についても十分なスペースを確保している。キャンパス内には障がい者用の駐車スペースや多目的トイレ、エレベーターを設置するなど、障がい者への対応に積極的である。教育課程編成・実施の方針を実現するための教育施設である講義室、音楽室、調理実習室、保育実習室、美術室及び「ラーニング・コモンズ」が設置されている。また、機器、備品についてもピアノ、調理機器、保育用備品など各種整備されている。施設設備、物品の維持管理は規程に基づき適切に行われている。また、「清和大学短期大学部消防計画」を策定の上、定期的に避難訓練等が実施されている。

情報センターに専任職員を常駐させ、情報機器の整備や技術支援にあたっている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人君津学園中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の教育の改革や充実についてリーダーシップを発揮し発展に寄与している。また、定期的に理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。決算報告や事業報告については、監事の監査を受け理事会の議決を経ており、規程に基づいて管理業務を行っている。

ただし、教授会です承を得た自己点検・評価報告については、理事会において理事長（兼短期大学学長）より報告はあったとのことだが、議事録の報告事項として記載されることが望ましい。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長室会議を設置して重要事項について企画立案を行っている。規程に基づいて教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査をし、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監査結果については毎会計年度、監査報告書を作成し、毎会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出しており適切に業務を遂行している。

評議員会は理事定数に対して、その 2 倍を超える現員で組織されており、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

私立学校法、寄附行為に規定されている事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、その後に理事会にて議決するなど、諮問機関として適切に運営されている。私立学校法に定められている学校法人の情報、学校教育法施行規則に定める教育情報についてウェブサイトにおいて公表・公開している。



## 愛国学園短期大学の概要

設置者 学校法人 愛国学園  
理事長 織田 奈美  
学 長 平尾 和子  
A L O 小田島 祐美子  
開設年月日 昭和 37 年 4 月 1 日  
所在地 東京都江戸川区西小岩 5-7-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
家政科	生活デザイン専攻	50
家政科	食物栄養専攻	50
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

愛国学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月13日付で愛国学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、校訓「親切正直」とともに、創立から現在まで堅持されており、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

地域・社会貢献活動については、「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」を方針として掲げ、公開講座及び公開講演会を実施し、ボランティア活動に全学をあげて取り組んでいる。

学科及び各専攻課程の教育目的は建学の精神に基づいている。教育目的はウェブサイト、学校案内、Campus Guide に掲載するとともに、学生には入学時のガイダンス等でも周知を図っている。

建学の精神に定める「社会人」、「家庭人」としての理想の姿を目指し、学科及び各専攻課程の「学修成果（到達目標）」を定めている。学科及び各専攻課程の三つの方針を一体的に定め、各科目と卒業認定・学位授与の方針に記載した能力のつながりを、カリキュラム・マップに示し、Campus Guide に掲載して学生に明示している。

自己点検・評価については、規程に基づき、組織として自己点検・評価委員会を置き、点検・評価活動は教授会及び各委員会を通じて全教職員が参画し実施している。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、アセスメントポリシーに従って、三つの方針に基づき査定する手法を有している。「成績評価・単位取得状況（GPA）」は学期ごと、「資格取得・検定合格状況」は取得の度に更新し、学習成果を把握し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

学科及び各専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。学科及び各専攻課程の入学者受入れの方針を定め、学生募集要項である入試ガイドに明示している。入学者選抜については、多様な選抜方法及び選考基準をそれぞれ設け、公正かつ適正に実施している。

学生が記載する「ポートフォリオ」や「学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」等の実施により学習成果の獲得状況を把握している。また、就職先企業に対するアンケート

ト調査を実施し、その結果を学習成果の点検に生かしている。

学習支援では、基礎学力不足の学生に対して、リメディアル科目と位置付ける「支援科目」を置いている。進度の速い学生や優秀な学生には、各種コンテストへの参加推奨、資格の取得に向けた演習や支援講座開設等、学習上の配慮や学習支援を行っている。学生相談室には有資格の専任教職員を配置し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。経済的事情や時間的制約を有する学生を想定した「長期履修学生制度」を導入している。キャリア支援室では卒業時の就職状況を把握・分析するとともに、就職先のミスマッチを防ぐ取組みを行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制している。研究倫理を遵守するための取組みとして「愛国学園短期大学研究倫理審査会」が設置されている。FD 研修会と SD 研究会とが共同開催されており、学生の学習成果の獲得に向けて教員は事務職員と連携を図っている。

事務局組織規程に基づき事務局を設置し、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は明確である。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な教室や機器・備品を整えている。経理規程に基づき、固定資産や物品に関する関連規程を整備し、施設設備、物品を適切に維持管理している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神を継承し、学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

学長は教学運営の最高責任者として、短期大学の運営上の重要事項について教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。また、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に毎回出席し、意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、私立学校法にのっとり、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び学校法人の情報は、ウェブサイトにおいて、それぞれ公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 授業評価アンケートについて、各科目の前後期の最終回だけでなく、5回目の授業終了時に中間授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて授業の改善を行うことにより、当該期の受講者の学習の向上に取り組んでいる。
- クラス担任制、専任教員によるオフィスアワー、非常勤教員との日常的な情報共有、臨床心理士及び公認心理師による学生相談、事務職員による履修相談等、教職員間のきめ細かな情報共有と学生支援が行われている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 教育研究活動等に係る事務組織の責任体制を明確にするため、「愛国学園短期大学 事務局事務分掌表」が設けられており、職務（職位）、委員会、業務分担が個人ごとに明示されている点が実用的であり、異動や組織改編時等の引継ぎの際にも円滑に利用できる。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のために、その結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いため、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「社会人としては豊かな知識と技術とをもって経済的に独立し、家庭人としては美しい情操と強い奉仕心とをもって一家の幸福の源泉となる、健全な精神と身体とをそなえた女性の育成を目的とする。」と定め、校訓「親切正直」とともに、創立から現在まで堅持されている。建学の精神及び校訓は、ウェブサイト、学校法人の機関紙、式典における理事長及び学長の挨拶の機会などにより、学内外に表明されている。

地域・社会に向けて、「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」を方針として掲げ、公開講座及び公開講演会を実施し、リカレント教育を想定した履修証明プログラムや卒業後の資格取得のために利用可能な科目等履修生制度が開設されている。企業との連携活動では、学生や教職員が参加し調査や研究を伴う取組みが行われており、協定書を交わして実施されている。また、地域・社会貢献の方針に基づく取組みの1つとして「ボランティアセンター」の設置や教育課程の共通科目「ボランティア論」の開設等、ボランティア活動への支援体制を整備し、ボランティア活動に積極的な学生は卒業時に学長名で表彰されている。

学科及び各専攻課程の教育目的は建学の精神に基づいて定めている。教育目的はウェブサイト、学校案内、Campus Guideに掲載するとともに、学生には入学時のガイダンス等でも周知を図っている。教育目的に基づく人材の養成が地域・社会の要請に込んでいるかという点については、就職率や学生の就職先へのアンケート調査結果等で評価し、点検している。

建学の精神に定める「社会人」、「家庭人」としての理想の姿を目指し、学生にも伝わりやすいように学科及び各専攻課程の「学修成果（到達目標）」を定めている。学生の学習成果を発表する機会として、毎年度「学修成果発表会」を開催するとともに、卒業年次の学生の発表内容を「学修成果報告集」として冊子にまとめ図書館に配架し、学内外に公表している。

学科及び専攻課程ごとに三つの方針を一体的に定めている。教育課程の各科目が卒業認定・学位授与の方針に記載した能力のどの項目につながっているかを、カリキュラム・マップに示し、Campus Guideに掲載して学生に明示している。

自己点検・評価活動は、学則に定め、規程を整備するとともに、自己点検・評価委員会を置いて実施している。教授会及び各委員会を通じて全教職員が自己点検・評価活動に参

画しており、自己点検・評価の結果に基づく改善は、各委員会に加えて、各専攻会議により進められている。なお、自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。短期大学の教育研究等の水準の向上のために、その結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、アセスメントポリシーに従って、機関レベル、教育課程（専攻課程）レベル、科目レベル、学生個人レベルで学習成果を可視化するなど、三つの方針に基づき査定する手法を有している。学生の「成績評価・単位取得状況（GPA）」は学期ごと、「資格取得・検定合格状況」は取得の度に更新し、その結果を指導に生かし、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、教育課程や教員組織等の見直しを行っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科及び各専攻課程の学習成果に対応している。学習成果は、学生にも伝わりやすいよう「学修成果（到達目標）」と表して示している。

学科及び各専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。卒業認定・学位授与の方針に掲げた能力の育成に向けて、教育課程を共通科目、家政科コア科目、専攻科目、支援科目の4つの科目群に分け、体系的に編成している。また、三つの方針、教育目的、学修成果（到達目標）を一体的に記載し、各科目との関連を示した履修系統図を Campus Guide に掲載し、教育活動での活用を開始している。学則及び履修規程において、年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。シラバスには、必要な項目が明示されている。

教養教育は「共通科目」と「家政科コア科目」の2つの科目群を設けている。家政科コア科目は、教養科目と専門科目をつなぐ枠組みとして位置づけられており、教育課程における教養教育と専門教育との関連性は明確である。

両専攻課程の「共通科目」では、社会生活において重視されるコミュニケーション能力を高めるための演習や、キャリア教育のほか、情報技術関係の科目、外国語（語学）科目等を配置している。さらに、各種資格検定試験の受験資格が取得できる科目等を配置するなど、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

学科及び専攻課程ごとの入学者受入れの方針を定め、入学時に求める学生像とともに、評価の観点等を学生募集要項である入試ガイドに明確に示している。多様な入学者選抜の方法及び選考基準をそれぞれ設け、公正かつ適正に入学者を選抜している。なお、入試ガイドにおいて、入試方法の区分ごとに募集定員に対する割合が記載されているが、受験生に分かりやすいよう人数での表記を検討することが望まれる。

履修系統図は教育目的及び卒業時の学習成果に加え、科目区分ごとに学習成果（「科目区分ごとの学修・教育目標」）を明示している。教育課程は、2年間で学習成果を獲得できるように構成されている。

学習成果の獲得状況を把握するため、GPA 分布状況、全学生の全科目の成績（前学期・後学期終了時点）、資格取得状況等の資料を作成し、専攻会議、委員会、教授会において検

討している。また、学生が記載するポートフォリオや「学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」等も学習成果の獲得状況の把握に活用している。

卒業後評価として、就職先企業に対するアンケート調査を実施し、その結果を教授会に報告し、学習成果の点検に生かしている。

授業評価アンケートについては、前後期の最終授業での実施に加え、5回目の授業終了時に中間授業評価アンケートを実施するなど、アンケート結果を授業改善に結び付ける工夫がなされている。短期大学運営体制の基本的な方針として教職協働を掲げており、事務職員も学習成果を認識し、学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学手続き者及び入学見込者に対し、入学準備学習の日程、長期履修学生制度、奨学金制度等、必要な情報を提供している。基礎学力が不足する学生を支援するためにリメディアル科目と位置付ける「支援科目」を置いている。進度の速い学生や優秀な学生に対し、各種コンテストへの参加推奨、資格の取得に向けた演習や支援講座の開設等、学習上の配慮や学習支援を行っている。

学生の生活支援には、教職員によって組織される学生支援委員会を設置している。学生ラウンジや学生ホール等、学生の居場所は十分に設けられている。学生相談室には有資格の専任教職員を配置し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。経済的事情や時間的制約を有する学生を想定した長期履修学生制度を導入している。

進路支援では、キャリア支援小委員会がキャリア支援全体のコーディネートを行っている。キャリア支援室では専任職員が就職や四年制大学への編入学等の支援を行い、卒業時の就職状況の把握・分析をするとともに、早期の離職への対策として、「職業興味検査・価値観検査」を実施し就職先のミスマッチを防ぐ取組みを行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の採用及び昇任については、教員組織規程及び教員任用規程に基づき行われている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に従って研究活動を行い、科学研究費補助金等の外部研究費を獲得するなど、成果をあげている。また、研究倫理を遵守するための取組みとして、「愛国学園短期大学研究倫理審査会」が設置されており、人を対象とした調査・実験等の研究等については審査・承認を経た上で行うこととしている。FD研修会とSD研究会とが共同開催されており、学生の学習成果の獲得に向けて教員は事務職員と連携を図っている。なお、FD・SD活動の本来の意味・意義が混同されている点もみられるため、学内での共通認識を図ることを期待する。

事務局組織規程に基づき事務局が設置されており、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制が明確である。事務関係諸規程は整備され、各課の業務は「愛国学園短期大学 事務局事務分掌表」に明確に示されている。事務職員は、教授会ほか各委員会及び小委員会に構成員として参加しており、教員との連携がなされている。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、採用時に周知するとともに、必要に応じて説明を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。校舎のエントランスに



は、障がい者に対応したスロープ及びリフトが設けられている。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な講義室、演習室、実験・実習室等の施設、各種情報機器や実験・実習に要する機器・備品を整えている。

施設設備については、学校法人愛国学園経理規程を定め、これに基づき、固定資産や物品に関する管理規程等を整備し、適切に維持管理している。火災・地震対策として、消防計画に基づく定期的な点検や、学生を含めた避難訓練等は実施されているものの、防火管理に関する規程がないため、整備が望まれる。

技術的資源については、情報・IRセンターを設置し、計画的に情報演習室等の維持・整備を行い適切な管理に努めている。学生に対しては、入学時に情報演習室の利用等に関する説明を行い、必修科目「情報技術」において、基本的なソフトウェアの活用や情報倫理上のマナーについての指導がなされている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、併設校である愛国中学校・愛国高等学校の教員・校長としての経歴を持ち、建学の精神の涵養に努め、学校法人の代表としてその業務を総理している。また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、法令及び寄附行為に基づき選任され、適切に構成されている。

学長は教学運営の最高責任者として、短期大学の運営上の重要事項について教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学生の退学、停学及び訓告の処分に関わる懲戒の手続きについては、学則及び学生懲戒規則に定めている。学長は、教授会構成員の一人として事務局長を置き、一部の事務職員も教授会を傍聴することで学内の諸課題に係る情報を共有し、事務局業務の円滑な執行を図っている。教授会については、全て議事録として記録し、保管している。教授会の下に教育上の各種委員会を置き、適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査しており、理事会及び評議員会には毎回出席し、意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。評議員会は、私立学校法の規定にのっとり、理事長からの諮問事項に応えるなど、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報については、短期大学ウェブサイトに表示している。また、私立学校法に規定された学校法人の情報については、短期大学及び併設大学のウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 上野学園短期大学の概要

設置者	学校法人 上野学園
理事長	石橋 香苗
学 長	石橋 香苗
A L O	内田 有一
開設年月日	昭和 27 年 4 月 1 日
所在地	東京都台東区東上野 4-24-12

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
音楽科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	音楽専攻	10
	合計	10

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

上野学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月24日付で上野学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「自覚」であり、教育理念・理想を明確に示しており、教学マネジメント組織委員会が定期的な確認を行い、学生便覧や学校案内、ウェブサイトを通じて内外に表明されている。

地域・社会に向けて「草加市民のための音楽教養講座」、「国際ハーブフェスティバル」の実施、生涯学習活動や地域でのボランティア演奏など、地方公共団体、教育機関と連携し、社会貢献に努めている。

教育目的は、建学の精神に基づき、学則に定められ、学内外に表明している。学習成果の獲得へ向けた具体的な取組みとして、クリティカル・シンキング手法によるグループレッスンや、学生による「学修成果に関する記録」を実施している。三つの方針は、組織的議論を重ね、建学の精神に基づき一体的に策定されており、学校案内やウェブサイトで公表されている。

自己点検・評価活動については、規程に基づき自己点検・評価委員会が設置され、その活動には全教職員が関与するとともに、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトで学内外に周知されている。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成され、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを整備している。入学者受入れの方針は、ウェブサイト等で周知し、入学者選抜試験要項に明確に示されている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にしており、科目レベルではシラバスに各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法が明示されている。学習成果の獲得状況は、量的データとしてのGPA、単位修得、学位取得、資格取得や、質的データとしての授業評価アンケートや「学修成果に関する記録」などにより測定・評価している。

学生支援として、入学前教育、クラス分けテストの実施や、基礎学力が不足する学生に対する補習授業科目の開講など、学習成果の獲得に向けた支援が組織的に行われている。学生生活における学生が抱える様々な問題や悩みは、実技担当教員をはじめ全教職員で対応し、内容によっては短大事務部の職員と学生委員が相談にあたっている。就職・進学支

援のためのキャリア支援センターを設置し、キャリアカウンセラーが常駐して個別指導を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織が整備され、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員の研究活動に関する規程は整備され、教育研究活動において成果を上げている。FD・SD活動は、それぞれの委員会を中心に規程に基づき、研修会等を実施し、全教職員で専門的な職能の向上を図っている。

事務組織は組織運営規程等により責任体制を明確にし、事務関係諸規程に基づき組織編成及び職員の配置が適切になされ、事務職員はOJTや研修会等により、資質向上に努めている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、バリアフリー対策として、点字ブロック等を設置している。講義室や合奏・合唱のためのスタジオ等が教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、授業に必要な機器・備品を整備している。図書館には専任の司書を配置しており、蔵書数、座席数ともに適切である。教育課程編成・実施の方針に基づいて学内LANや情報処理室等の技術的資源を整備している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の今後の展望における行動計画を示し、学校法人運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、私立学校法の規定に基づき選任された理事により構成され、寄附行為に基づき開催されており、学校法人の意思決定機関として運営されている。ただし、評価の過程で、令和6年度の短期大学の名称変更に伴う諸規程の改定が完了していないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は理事長が兼任し、教学運営の責任者として最終的な判断を行い、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また、教授会規程に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として運営している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の学籍異動が報告事項になっており、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づいて、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席して必要に応じて意見を述べている。評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて開催され、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。ただし、情報の公表・公開については、評価の過程で、寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 草加市、草加市文化協会、日本ハープ協会との連携により、平成元年から「国際ハープフェスティバル」を共催しており、地域の文化振興や、日本におけるハープ音楽の発展に貢献している。
- 「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」を開講し、在校生に対して教育課程と連動した形で吹奏楽に関する指導者資格の認定を行い、小学校・中学校・高等学校における部活動の地域移行により求められる、部活動指導員を育成している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 授業科目「専門実技」において、専門実技の個人レッスンの学習に加え、「グループレッスン」を導入し、他者の意見を受け入れ、熟考する力を育てることで様々な価値観に触れる機会を提供している。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 楽器室では、ピアノのほかにチェンバロ等の鍵盤楽器、管弦打古楽器、箏等の邦楽器を有し、楽器室に事務職員を配置し、学生への貸出し、相談に応じている。また、楽器展示室にはヨーロッパの貴重な古楽器が展示されており、教育研究活動にも活用されている。
- 図書館では、アニバーサリーイヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立つ工夫をしている。また、図書館は校舎の最上階に配置されており、眺望が良くゆっくり読書できるよう、ソファ・スペースも設けられており、学習環境が充実している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 防災訓練については、短期大学において学生参加の訓練を実施することが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人上野学園 経営改善計画 令和 3 年度～令和 7 年度 (5 ヶ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 経理規程において、予算の基本方針は理事会が決定すると規定されているにもかかわらず、理事会において審議されていないため、改善が望まれる。

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書が、「理事の業務執行状況」とすべきところ、「理事の財産の状況」と記載されていたため、私立学校法の規定に従って、正確に記載することが必要である。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、令和 6 年度の短期大学の名称変更に伴い、本来行われるべき諸規程の改定が完了していないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組みたい。

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき事項のうち、退学等の学生の学籍異動が報告事項になっている、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われているという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な教授会運営に取り組みたい。

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、私立学校法において公表が義務付けられている寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令遵守の下、自己点検・評価を適切に行い、より充実した情報の公表・公開に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「自覚」であり、教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、学生のためのハンドブック（学生便覧）や学校案内、ウェブサイト等を通じて内外に表明されているほか、必修授業科目「初年次プログラム」で学長が直接、学生に説明するなど、適切な機会を通して共有されている。建学の精神については、教学マネジメント組織委員会が定期的に検討・確認を行っている。

地域・社会に向けて、「草加市民のための音楽教養講座」、「国際ハーブフェスティバル」の実施、生涯学習活動や地域でのボランティア演奏など、地方公共団体、教育機関と連携し、社会貢献に努めている。また、在校生向けの独自の資格である「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」を開講し、教育課程と連動した形で吹奏楽に関する指導者資格の認定を行い、小学校・中学校・高等学校における部活動の地域移行により求められる、部活動指導員を育成している。

短期大学の教育目的は、建学の精神に基づき、学則に定められ、学科の各専門の教育目的とともにウェブサイトや学生便覧等で学内外に表明している。卒業生や就職先への聞き取り調査を行い、学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検を行っている。

学習成果は、建学の精神に基づき定められ、ウェブサイトで公表されているが、学生便覧に記載されていないなど、学内外への表明の工夫及び定期的な点検方法が今後の課題である。学習成果の獲得へ向けた具体的な取組みとして、グループレッスンによるクリティカル・シンキングの手法や、2年間の学習成果とその過程における気づきを記録する「学修成果に関する記録」を導入しており、学生へのフィードバックを含め充実したものになることが期待される。

三つの方針は、組織的議論を重ね、建学の精神に基づき一体的に策定されており、学校案内、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価を実施するにあたり、規程に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価活動には全教職員が関与し、自己点検・評価報告書を作成するとともに、ウェブサイトで公表している。また、併設の高等学校等との連携を図り、関係者からの意見聴取も取り入れ、自己点検・評価に生かしている。

教育の質保証に関しては、アセスメント・ポリシー「学修成果の評価の方針」を定め、



三つの方針を基に学習成果の獲得状況を検証し、教育活動の見直しを行っている。授業評価については、FD委員会が授業評価アンケートを、また、IR委員会が新入生アンケート、学生生活実態調査、卒業生アンケートをそれぞれ主管し、それらの調査の結果を基に学科長・主任会議で改善点等を検討するなど、内部質保証のPDCAサイクルに反映させている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトで学内外に周知されている。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成されており、卒業認定・学位授与の方針と教育課程の関係性を示すカリキュラム・マップと、その体系性・系統性を示すカリキュラム・ツリーを整備している。単位の実質化を図るため、年間において履修登録できる単位数の上限を学則に定めている。

教育課程編成・実施の方針及び短期大学設置基準に基づき、教養科目が設けられている。教学的な見方・考え方が実社会における問題解決において不可欠な資質・能力であることを踏まえ、機器の操作だけでなくデータサイエンスの要素を取り入れた「情報とデータサイエンス」が開設されている。教養教育の効果の把握は、科目担当教員による学習成果の評価や授業アンケート結果等からなされている。職業教育では、資格・免許取得のための養成課程等が設けられその実施体制が明確であり、職業教育の効果の測定・評価は、キャリア支援センター委員会で進捗状況と対策、振り返りを行っている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価が明示されており、入学者選抜試験要項等に明確に示されている。入学者選抜は多様な選抜で、公正かつ適正に行われている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にしており、科目レベルではシラバスに各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法が明示されている。学習成果の獲得状況は、量的データとしてGPA、単位修得、学位取得、資格取得、就職・進学状況などにより測定・評価しており、質的データとしては授業評価アンケートや学生が自身の学習成果を把握することができる「学修成果に関する記録」など、複数の側面から行っている。

卒業後の評価への取組みとして、卒業生とその就職先から聴取した評価の結果はキャリア支援センター委員会で共有され、学習成果の点検及び改善に活用している。

学習支援として、教職員は、施設設備及び技術的資源を有効に活用し、学習成果の獲得に向けた支援を実施している。入学前教育、クラス分けテストの実施や、基礎学力が不足する学生に対する補習授業科目の開講など、学習成果の獲得に向けた支援が組織的に行われており、入学者に対しては、履修指導や学生生活のためのガイダンスを行っている。

学生が抱える様々な問題や悩みは、実技担当教員をはじめ全教職員で対応し、内容によっては短大事務部と学生委員が相談にあたっている。留学生支援、障がい者支援、長期履修学生の受入れ体制が整えられている。

キャリア支援センターが設置され、資格を持ったキャリアカウンセラーが常駐し、個別指導で就職につなげる体制がとられており、専攻科への進学、大学3年次編入学、留学に対する支援体制が整えられている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織が整備され、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員の採用及び昇任は、「専任教員選考規程」等に基づき、適切に実施されている。教員の研究活動に関する規程等は整備され、専任教員に研究室が割り当てられ、研究・研修等の時間を確保している。研究成果は、毎年度研究紀要が発行されている。FD活動は、FD委員会が主導し、学科長を中心に、専任教員・非常勤教員問わず、全教員がFD活動に取り組める環境を整えている。

事務組織は、組織運営規程等により責任体制が明確であり、事務関係の諸規程に基づき組織編成及び職員の配置が適切になされ、事務職員はOJTや研修会等により、資質向上に努めている。SD活動は、規程に基づきSD委員会を設置し、SD研究会を開催し、短期大学運営の活性化を図っている。教職員の就業に関する規程は整備され、教職員学内共有フォルダで周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、バリアフリー対策として、多機能付きトイレ、点字ブロック、音声付きエレベーター等を設置している。講義室や合奏・合唱のためのスタジオ等が教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、授業に必要な機器・備品を整備している。楽器室では、事務職員を配置し、学生への貸出し、相談に応じており、楽器展示室には貴重な古楽器が展示されている。図書館には専任の司書を配置しており、蔵書数、座席数ともに適切であり、アニバーサリーイヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立てる工夫をしている。

施設設備の維持管理は、規程に基づき適切に行われている。防災対策について定期的な点検・訓練を実施しているが、学生参加の防災訓練を実施することが望まれる。コンピュータシステムは、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス等の対策が行われている。省エネルギー対策として、省エネ電球への変更等の工夫をしている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、学内LANや情報処理室等の技術的資源を整備している。学生に対しては「情報とデータサイエンス」等の科目を設け、情報技術の向上を図っている。技術的資源の分配は、経営企画室が見直し、予算案策定を行っている。教員は、ITツールを活用し、授業を運営している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人上野学園 経営改善計画 令和3年度～令和7年度(5ヵ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人を代表しその業務を総理するとともに、今後の展望における行動計画を示し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事は私立学校法の規定に基づき適切に選任されており、理

事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として運営されている。なお、令和6年度の短期大学の名称変更に伴い、本来行われるべき諸規程の改定が完了していなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、予算の基本方針は理事会が決定すると経理規程に規定されているにもかかわらず、理事会において審議されていないため、改善が望まれる。

学長は理事長が兼任し、教学運営の責任者として最終的な判断を行い、リーダーシップを発揮しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また学長は、教授会規程に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として運営している。なお、教授会の意見を聴くべき事項のうち、学生の学籍異動が報告事項になっていた点、また、他の短期大学等で修得した単位の認定が学長決裁により行われていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づいて開催され、理事長を含め役員との諮問機関として運営されている。なお、私立学校法において公表が義務付けられている寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

## 戸板女子短期大学の概要

設置者	学校法人 戸板学園
理事長	湯尾 健児
学 長	白川 はるひ
A L O	沼田 卓也
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	東京都港区芝 2-21-17

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
服飾芸術科		160
食物栄養科		120
国際コミュニケーション学科		120
	合計	400

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

戸板女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月19日付で戸板女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「時代に適応する実学の教授研究により、職業に必要な能力を育成するとともに、知性と品性を涵養し、女性の人格形成と自立を目指す」は、創立者の教育理念・理想を明確に示しており、ウェブサイトや学生便覧等で学内外に表明されている。

ファッション、フード、IT、地域行政などの注目の業界や企業と連携した「企業・地域コラボレーション」を多数展開している。PBL（問題解決型学習）を通じて、高等教育機関の持つ専門性を活用した社会貢献の役割が果たされている。

教育目的は学則に明記され、各学科の教育目標は、建学の精神と教育目的に基づき定められている。卒業認定・学位授与の方針に、身につけるべき5つの能力が学習成果として定められており、アセスメントポリシーに基づき外部評価基準も用いて客観的・定量的に評価されている。

内部質保証の体制を整備して組織的な自己点検・評価を実施し、毎年自己点検・評価報告書を作成するなど、PDCAサイクルの確立に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は教育目標に対応しており、ウェブサイトや学生便覧により学内外に表明されている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。ただし、評価の過程で、オンデマンド型の授業の実施について、学則又は学則に根拠を置いた規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教養教育と各学科の専門教育との関連は明確であり、幅広く深い教養を培うための実施体制として総合教養センターが設置されている。

学科、総合教養センター、キャリアセンターが一体となった職業教育の実施体制を組織し、その効果を就職率や資格取得状況で測定・評価している。

学習成果に対応した入学者受入れの方針を定め、高等学校教員との意見交換会を定期的に実施し、点検・改善を行っている。

学習成果は明確に定められ、獲得状況を数値化して個々の学生にフィードバックするとともに、量的・質的に測定したデータをウェブサイトで公表している。学生の卒業後評価は採用企業先アンケートにより聴取し、その結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得に向けて多様な履修モデルを提供するとともに、総合教養センターや産学連携・起業支援センターを設け、学生の主体的かつ能動的な学びを教職協働で組織的に支援している。

学生の生活支援のために教職員による学生委員会を設置し、学生指導や厚生補導を実施している。また、キャリアセンター等の組織の整備やオンライン選考試験用の専用施設を設けるなど、変化する就職採用環境に対応した支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数を充足し、教員の採用や昇任については規程に基づき適正に実施している。教員はFD活動を通じて積極的に授業改善を図っている。

事務組織は規程に基づき、責任体制を明確にしており、事務職員は学習成果の獲得のため教員や関係部署と連携している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。学習成果の獲得に資するキャリアセンター、図書館、メディアセンター等の施設設備及び技術的資源を整備しており、施設設備等は規程に基づき適切に維持管理されている。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人を代表してその業務を総理しており、理事会は学校法人の健全な経営へ向けた意思決定機関としての役割を果たしている。学長は教学の最高責任者として短期大学の運営全体にリーダーシップを発揮しており、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。監事は公認会計士が行う会計監査と連携を図り、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、理事から業務の報告を聴取している。評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき運営され、諮問機関として適切に機能している。学校教育法施行規則や私立学校法に規定する教育情報、財務情報等をウェブサイトにより公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマC 内部質保証]

○ 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 多種多様な企業と連携・実施している産学連携プロジェクトは、新たなコンセプトや新商品の開発・デザインをする「企業・地域コラボレーション」を多数展開している。高等教育機関としての専門性の高い学びに加え、課題解決力や社会人基礎力などを修得し、学生の成長を促す効果的な教育となっている。

### [テーマ B 学生支援]

- 多くの事務職員が「キャンパスアドバイザー」として、総合教養センターや産学連携・起業支援センターで教員と協働し、様々な形で学生の学びを支援している。
- 学生広報スタッフ「Team といたん」は毎年、高頻度でオープンキャンパスの運営を担当し、SNS等を通じて積極的に広報活動を展開するなど、学生の主体性を重視した活動が推進されている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ B 物的資源]

- 校内緑化の一環として設けられた屋上庭園「ルーフトップ・ラボ」は、授業のみならず地域と連携した環境貢献活動の場としてSDGsに関する取組みをはじめ学びの場の創出に資するものとなっている。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長補佐を事務職員から選出するなど、学長のリーダーシップの下で教員と事務職員の連携強化が図られ、効率的・合理的な短期大学運営が行われている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ B 学生支援]

- 学生の成績記録の保管に関する規程が未整備であるため、文書管理規程等で規定するなど整備が望まれる。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### [テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

る。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、オンデマンド型の授業が一部実施されているが、学則又は学則に根拠を置いた規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。



### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「時代に適応する実学の教授研究により、職業に必要な能力を育成するとともに、知性と品性を涵養し、女性の人格形成と自立を目指す」は、創立者の教育理念・理想を明確に示している。「建学の精神」、「知好楽」、「至誠貫徹」などの創立者の精神を、より学生にとって理解しやすいものにまとめたものが、「建学の精神 現代版」として策定された「Toita's 7 Promises (1、Curiosity 学ぶことを楽しみ、技術を磨きます。)、(2、Communication 自ら明るく挨拶し、相手の目をみてコミュニケーションを行います。)、(3、Sharing 常に相手の身になって考え、ともに問題解決します。)、(4、Sincerity 最後まであきらめずに、何事にも誠実に取り組みます。)、(5、Elegance 感性を磨き、美しい心を持った女性になります。)、(6、Fairness 偏見や差別にとらわれずに、常に公平な心を持つ国際人になります。)、(7、Hospitality 積極的に奉仕の精神を持って、すべての仕事に取り組みます。)」である。これはウェブサイトで学内外に表明され、学生便覧や履修要項に掲載されるとともに学内の要所に掲示され、学内の教職員及び学生が共有しやすい環境が整えられている。

また、公開講座及び生涯学習事業が実施されているほか、産学連携に関する覚書を多数締結するなど各企業、団体との連携促進を図り、高等教育機関として地域・社会に貢献している。正課授業及び正課外活動において、多くの産学連携プログラムが展開されている。学生のボランティア活動を促進するための学生組織を設けるなど、高等教育機関の持つ専門性を活用した社会貢献の役割が十分に果たされている。

教育目的や各学科の教育目標は学則に明記され、建学の精神と教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針が定められている。これらの教育目的・目標は、ウェブサイトに掲載されており、学外からも閲覧可能となっている。また、人材養成の妥当性は、進路・就職委員会及び教授会において組織的に点検されており、地域・社会の要請に応えた人材養成が行われていることが高い就職率に反映されている。

卒業認定・学位授与の方針に、身につけるべき5つの能力が学習成果として定められている。学習成果を獲得するために組織的に取り組む体制が確立され、学習成果を客観的、かつ定量的に評価する方法として、アセスメントポリシーにのっとった手法のほか、外部団体の評価基準（PROGテスト）が用いられている。その結果は学内で共有され、教育の効果を改善するPDCAサイクルに活用されている。

三つの方針は一体的に策定され、ウェブサイトでの公表に加え、履修要綱にも記載されている。

内部質保証のための体制を整備しており、自己点検・評価本委員会を中心に組織的な自己点検・評価が毎年行われており、自己点検・評価報告書はウェブサイトで公開されている。また、高等学校教員を対象とした学校説明会において三つの方針等を説明して意見交換を行い、学校運営や自己点検・評価活動に活用している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は各学科の教育目標に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を、履修要項や学生便覧、ウェブサイトに明示し多面的に検証している。各学科の卒業認定・学位授与の方針は高い就職率や留学実績などからみて、社会的・国際的に通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、あらかじめ明示した成績評価基準により成績を評価している。

教養教育は各学科の専門教育と関連した9つの科目群で構成され、充実した実施体制を確立している。これらの教育効果は入学時と卒業時に実施するPROGテストで測定し、教育課程作成や成績評価基準の改善等に活用している。職業教育の実施体制を組織し、その効果を就職率や資格取得状況で測定・評価している。なお、オンデマンド型の授業の実施について、学則又は学則に根拠を置いた規程が定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、シラバスにおける成績評価及び基準があいまいな表記となっているものが一部見受けられたため改善が望まれる。

学習成果に対応した入学者受入れの方針を定めており、学長を議長とする短大運営会議にて機関決定し定期的に点検・改善を行っている。入学前の学習成果の把握・評価は募集要項やウェブサイトで公表し、入学者の選考基準を設定し公正かつ適正に実施している。学習成果は明確に定められ、その獲得状況は定期試験等、短期大学が定める適切な方法で評価し、ディプロマサプリメントとして数値化して個々の学生にフィードバックするとともに、量的・質的に測定したデータをウェブサイトで公表している。学生の卒業後評価は採用企業先アンケートにより聴取し、その結果を学習成果の点検に活用している。

学生の興味と関心に応じた多様な履修モデルを提供し、総合教養センターを設置して教養科目や就職関連の演習など、資格取得等に向けた活動を積極的にサポートしている。また、産学連携・起業支援センターを設け、PBL（問題解決型学習）を通じて学生の主体的かつ能動的な学びの場を提供・支援している。GPAや学生アンケート等を活用して学習支援方策を点検し、事務職員が「キャンパスアドバイザー」として、教員と協働で学生支援を行うなど学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。なお、学生の成績記録の保管に関する規程が未整備であるため、文書管理規程等の整備が望まれる。

学生の生活支援のために教職員による学生委員会を設置し、学生指導や厚生補導を実施している。また、学生広報組織「Team といたん」を組織し、オープンキャンパスの運営やSNSを通じた広報活動に積極的に参加するなど、学生の自主的な活動を支援している。キャリアセンター等の組織を整備し、オンライン選考試験用の施設整備や多様なインターンシップの提供に注力するなど、就職支援を強化している。卒業時の就職状況を分析し、そ

れに基づいて支援体制や留学支援を一層充実させている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、教員の採用や昇任については規程に基づき適正に実施している。専任教員の研究活動に関する規程が整備され、科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けて研究活動を推進している。FD活動は規程に基づき組織的に行われており、積極的に授業改善が行われている。

事務組織は事務組織業務分掌規程等に基づき、責任体制を明確にしている。事務職員は、外部研修により専門的な知識の習得や能力の開発に努めるとともに、学内で開催するFD・SD活動に積極的に参加するなど能力や適性を十分に発揮できる環境が整えられている。労働基準法等の労働関係法令に基づき、就業規則をはじめとして、懲戒、定年及び給与規程等を整備している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、校舎にはエレベーターやスロープ等を設置してバリアフリー化を進め、障がい者への対応が図られている。講義室、演習室及び実験・実習室は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいてアクティブラーニングルーム等を整備し、各室は多様なメディアに対応している。図書館では、全ての座席にコンセントとUSBアダプタを設置し、「調べる」、「書く」、「印刷する」がノンストップで行えるなど学習環境の充実が図られている。また、屋上に設けられた「ルーフトップ・ラボ」が地域と連携した環境貢献活動や創造的な学びの場として有効に活用されている。施設設備、物品等の維持管理は規程に基づき適切に行われており、火災・地震対策、防犯対策については、災害時対応マニュアルを整備するとともに、定期的に訓練を実施するなど、災害等発生時に迅速に対応できるように備えている。

学内全館にWi-Fi環境を整備しているため、効果的な授業が展開できるようになっている。学生の利用する情報ツールは、学内専用ポータルサイト、学習管理サイト、学生用メール等があり、いずれもクラウドシステムにより学外からもアクセスできるなど、教職員との情報の共有が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去3年間で収入超過となっている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人を代表してその業務を総理し、寄附行為の規定に基づき理事会を開催して適切に運営している。理事は法令及び寄附行為の規定に基づき適切に選任されており、理事会は学校法人の健全な経営へ向けた意思決定機関としての役割を果たしている。

学長は教学の最高責任者として短期大学の運営全体にリーダーシップを発揮し、学習成果を獲得するために教育研究上の審議機関として教授会を置き、適切に運営している。学長及び教授会の下には教育上の委員会が設置され、それぞれ規程に基づいて適切に運営されており、教授会と委員会の連携の下で検討体制が適切に機能している。

監事は法令及び寄附行為に基づき、公認会計士が行う会計監査と連携を図り、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、理事から業務の報告を聴取している。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事による監査報告書には、理事の業務執行の状況についての記載がないため、私立学校法の規程に従って記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織されており、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき運営され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

学校教育法施行規則及び私立学校法により短期大学が公表・公開すべき教育情報、財務情報が学校法人戸板学園情報公表規程に基づきウェブサイト等により公表・公開されている。

## 東京立正短期大学の概要

設置者	学校法人 堀之内学園
理事長	山田 教周
学 長	清水 海隆
A L O	鈴木 健史
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	東京都杉並区堀ノ内 2-41-15

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
現代コミュニケーション学科	現代コミュニケーション専攻	50
現代コミュニケーション学科	幼児教育専攻	50
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	幼児教育専攻	50
	合計	50

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

東京立正短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月15日付で東京立正短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「人の心のうちに塔を建てよう」であり、「生命の尊重、慈悲・平和」という教育理念は公共性を有したもので、学生便覧、ウェブサイトを通じ学内外に表明されている。

公開講座の実施、科目等履修生の受入れ、地域の商店会との連携協働に関する協定の締結等、地域社会に向けた教育、活動が実施されている。

教育目的・目標については学則で定められ、これに基づき専攻課程ごとに教育目的が定められている。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針を基に、各専攻課程で教育内容に対応して定められ、三つの方針は教育理念に基づいて一体的に作成され、公表されている。

自己点検・評価活動は組織的に行われている。自己点検・評価報告書の作成・公表は令和4年度から、外部評価も令和5年度から実施している。教育の質保証は、GPA制度、成績分布、単位修得状況、卒業生数、就職率等の量的査定、学習ポートフォリオ、学生カルテの質的査定により達成されている。

卒業認定・学位授与の方針は、各専攻課程の卒業要件・成績評価基準や、資格取得要件と関連づけられ示されており、教養教育は、基礎教育科目を中心に行われ、教養教育と専門教育の接続が図られている。また、職業教育は短期大学設置基準にのっとり、専攻課程ごとに実施されている。

入学者受入れの方針は、各専攻課程の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応している。ただし、評価の過程で、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針の中に具体的に示されている。また、学習成果の獲得状況については「学習ポートフォリオ」、「学生カルテ」を整備し、量的、質的に測定され、学内で共有されている。

卒業後評価は、進路先を対象としたアンケートに基づき実施され、学習成果の点検や教育活動の改善に活用されている。

学内にコンピューターラボが設置され授業及び課外指導に活用されている。また、短期大学が購入する図書を学生自身が書店で選べる「選書ツアー」といった取組みにより、学習成果の獲得に向けて教育資源は有効に活用されている。

学習支援については、ウェブサイト上に新入生サイトを開設し、入学前から担任や専任教員による個別指導などにより組織的に行われている。学生生活支援については、担任制を導入しており、きめ細かい対応を行っている。学生委員会と学生部会による学生生活全般の問題への対応等が組織的に行われている。

学生の進路に関わる事項は就職部・就職委員会等の支援体制が敷かれ、就職支援室は学生が利用しやすいように常時開放されているほか、就職ガイダンスや編入学ガイダンスの実施等、進路支援が行われている。

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教員の資格も短期大学設置基準の規定を充足している。非常勤教員も短期大学設置基準に準じて審査・採用され、適切に配置され、専任教員の研究活動は規程に基づき支援されている。

事務職員は、各委員会に参加し、教員と連携して学生の状況の共有を図っている。業務の見直しや、事務処理の効率化・再点検が日常的に行われている。教職員の就業は諸規程に基づいて適切に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場及び体育館は適切な面積を有している。演習室や講義室等、機器・備品も教育課程に対応して整備されている。図書館は適切な面積を有し、蔵書数、座席数も適切である。

施設設備、物品の維持管理は適切に行われている。危機管理規則等を整備し、年2回地震と火事を想定した全学的な避難訓練を行っている。

技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、授業支援システムの導入、アクティブラーニングの促進のため、教室の改修などに取り組んでいる。情報技術向上のため、情報系の授業によってきめ細やかな指導が行われている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は学校法人の歴史に精通するとともに、建学の精神等を理解し、学校法人の運営についての明確な理念の基にリーダーシップを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会をおおむね教授会規程に基づいて開催している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。評議員会は事業計画、予算等に関し、私立学校法の規定に従い諮問機関として適切に機能している。

学校教育法施行規則の規定に基づいた教育情報及び私立学校法に定められた財務情報等はウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「妙法寺門前通り商店会」と連携協働に関する協定書を締結するとともに、「杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンターおよび杉並区関連団体」と連携してボランティア活動や講習会、水泳指導などを積極的に行っており、学外からの意見を聞く機会も設けている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 現代コミュニケーション専攻心理コースでは、四年制大学への編入学支援として、受験支援に加えて、編入学を経て心理職に就くことまで視野に入れながら手厚い指導がなされ編入学実績を上げている。

[テーマ B 学生支援]

- 入学者に対し、ウェブサイト上に新入生サイトの開設、スクーリングを実施し、新学期のスタートがスムーズに行えるよう便宜を図っている。また、簡単料理教室を実施し、一人暮らしを始める学生の支援を行っている。
- 授業評価アンケートの実施後、各教員がフォーマットに沿った改善計画を立て、学生に公表しており、学生の意見が授業改善に反映されている。
- 学生自身が書店で図書館の購入図書を選べる「選書ツアー」の取組みは、学生の図書への関心を高め、学習意欲の向上をサポートするものといえる。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動



するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに必要な記載事項はあり記載方法については教員間で共有されているものの、記載内容にばらつきが見られる。組織的なチェック体制の整備が望まれる。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2025 年度を始期とする新中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「人の心のうちに塔を建てよう」であり、教育綱領及び学則の冒頭に明記されている。「生命の尊重、慈悲・平和」という教育理念は学生便覧に記載されている。建学の精神は教育基本法に基づいた公共性を有したものであり、ウェブサイトを通じ学内外に表明されている。

公開講座の実施、科目等履修生制度の導入、杉並区内の高等教育機関との包括連携協定の締結、「妙法寺門前通り商店会」との連携協働に関する協定の締結等、地域社会に向けた教育、活動が実施されており、また、授業内外の活動として地域に関わる活動を展開している。

短期大学の教育目的・目標については学則で「現代社会におけるコミュニケーション能力を修得するための教育を行い、法華経精神に基づく宗教的情操と文化的教養をつちかい、現代社会の要請に応えうる主体的で人間性豊かな人材の育成を目的とする」とし、それに基づいた専攻課程ごとの教育目的を定めている。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針を基に、現代コミュニケーション専攻では教育内容に対応したコミュニケーション力を軸に、また、幼児教育専攻では保育者育成を軸にして、明確に定められている。

三つの方針は大学の教育理念に基づいて一体的に作成され、ウェブサイト・学生便覧等で公表されている。

自己点検・評価委員会を組織し、定期的に全教職員による自己点検・評価を行っている。

教育の質保証については、量的査定として、GPA制度、成績分布、単位修得状況、卒業生数、就職率、資格取得状況を用い、質的査定として、学習ポートフォリオ、学生カルテを活用して行われている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各専攻課程の学習成果と関連づけて示されており、学則に定める卒業の要件・成績評価の基準や、資格取得要件とも関連づけられている。教育課程は短期大学設置基準及び教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。なお、シラバスについて、必要な記載事項はあるが、記載内容のばらつきが見られるため、組織的

なチェック体制の整備が求められる。卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の見直しは、各専攻課程会議、教務委員会、教授会において定期的に行っている。

教養教育については、建学の精神にのっとり、基礎教育科目に配置されている科目を中心に行われ、教養教育と専門教育の接続が図られている。職業教育は短期大学設置基準にのっとり、専攻課程ごとに実施されている。現代コミュニケーション専攻心理コースでは、四年制大学への編入学を経て心理職に就くことを視野に入れた科目を開講し編入学支援を行っている。

入学者受入れの方針は、各専攻課程の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており学内外に表明され、高等学校から聴取した意見も取り入れて点検している。入学者選抜は、入学者受入れの方針を踏まえ、多面的・総合的に、また公正かつ適正に把握・評価を行っている。なお、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針の中で具体的に示され、2年間で獲得可能な仕組みがある。また、学習成果の獲得状況は、アセスメント・ポリシーに示された指標により測定可能で、測定結果は各専攻課程会議で共有され、量的データがウェブサイトで公表されている。

学生の卒業後評価については、進路先に対するアンケートを実施し、その結果を学内で共有し学習成果の点検や教育活動の改善に活用している。

教育資源の有効活用については、担任制を導入し、学習進捗の確認や個別指導を行っている。授業評価アンケートを実施し授業改善に活用するとともに、結果は学生にも公表されている。学内にコンピューターラボが設置され授業及び課外指導に活用されている。「選書ツアー」等、学生の学習向上に対するサポートがなされている。

学習支援については、入学前より便宜を図り、入学後も大学生活全般にわたる支援の仕組みがある。学習進捗の遅い学生に対しては、担任及び科目専任教員による個別指導がなされ、進捗の速い学生に対しては資格取得の推奨がなされている。学習支援方法の点検は各専攻課程会議、教務委員会、学生委員会等で組織的に行われている。

学生生活支援については、担任制を根幹とし組織的に行われており、カウンセラーと連携したメンタルヘルスケアの体制を整えている。なお、多様な特性のある学生の増加に伴い、環境整備も含め教員の負担軽減につながる学内の態勢をさらに進めることが期待される。また、住居の確保や簡単料理教室の開催など、一人暮らしを始める学生へのサポートも工夫されている。進路支援では、支援体制が組織的に敷かれている。卒業生アンケート調査により、進路支援に対する評価が公表されている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、個々の教員の資格も短期大学設置基準の規定を充足している。非常勤教員は短期大学設置基準に準じて適正に審査・採用され、適切に配置されている。専任教員の研究活動は規程に基づき支援されている。研究成果を公表する場として紀要が毎年発行され、個人研究室の整備、授業コマ数の

基準が服務規程に明記され、研究環境が確保されている。

事務職員は、各委員会に参加し、教員と連携して学生の状況の共有を図っている。業務の見直しや、事務処理の効率化・再点検が日常的に行われている。教職員の就業は諸規程に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場及び体育館は適切な面積を有している。バリアフリー化は遅れているが、障がい者に対して個別に配慮することで対応している。演習室や講義室等、機器・備品は教育課程に対応して整備されている。図書館は適切な面積を有し、蔵書数、座席数も適切である。施設設備、物品の維持管理も適切に行われている。危機管理規則、事象別危機管理マニュアルを整備し、年2回地震と火事を想定した全学的な避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適正に行われており、省エネルギー対策として、照明のLED化を完了し、会議等における紙配付の削減に取り組んでいる。

技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、授業支援システムの導入、アクティブラーニングの促進のため、教室の改修などに取り組んでいる。情報技術向上のトレーニングは、情報系の授業によってきめ細やかな指導が行われている。情報技術を利用した「教務学習支援システム（GAKUEN）」を導入し、履修登録・成績開示・出席状況確認等のオンライン化が推進されている。授業のリアルタイム配信やオンデマンドでの動画配信、教材のアップロードや課題等の授受にも情報技術が利用されている。教職員の情報セキュリティ及び情報技術などの研修も実施され、不正利用の防止対策がなされている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2025年度を始期とする新中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

短期大学の将来像を明確にし、小規模短期大学としての強み弱みを客観的に分析している。私立学校振興・共済事業団からの改善指導に従い、経営改善に取り組んでいる。また、財務担当者による教職員説明会において、経営情報の学内共有がなされている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人創設者の宗教法人堀之内妙法寺の現住職であり、学校法人の歴史に精通し、短期大学の建学の精神を理解し、明確な理念をもっている。学校法人の管理運営については常務理事が理事長の代行となる体制で運営しているが、必要な事項は随時理事長に報告されており、理事長のリーダーシップは発揮されている。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、各種委員会を設置するなど短期大学の運営体制は整備されている。教授会はおおむね教授会規程に基づいて開催され、運営されている。なお、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は理事会・評議員会及び毎月開催される学内理事会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。監事は毎会計年度、監査

報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織している。評議員会は事業計画、予算等に関し、私立学校法の規定に従い諮問機関として適切に機能している。学校教育法施行規則の規定に基づいた教育情報及び私立学校法に定められた財務情報等はウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 相模女子大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 相模女子大学  
理事長 風間 誠史  
学 長 田畑 雅英  
A L O 奥村 裕司  
開設年月日 昭和 26 年 4 月 1 日  
所在地 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

相模女子大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月14日付で相模女子大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「高潔善美」であり、短期大学の教育理念・理想を明確に示し、学園のスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」とともにウェブサイト等に掲載し、学内外に表明している。

地域・社会に向けた生涯学習事業や、地方公共団体等との包括連携協定による活動等を実施している。また、学生が正課外において主体的に取り組む社会貢献活動を「Sagami チャレンジプログラム」として制度化し、学生のキャリア形成を積極的に支援する体制を設けている。

短期大学及び学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき学則に定め、ウェブサイト等により学内外に公表している。また、企業等からの外部評価を実施し、教育目的・目標が地域・社会の要請に込えているかを定期的に点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められた食と栄養に関する専門的な知識や技能を身につけるとともに、実践する力を修得した栄養士となることとしている。

全学的な内部質保証を推進する組織として、内部質保証システムの運用や自己点検・評価に係る基本方針の策定等を審議する「質保証委員会」と、質保証委員会の方針に基づいて自己点検・評価を実施する「自己点検評価委員会」を設置し、点検・評価の結果は年度ごとに「相模女子大学短期大学部点検評価報告書」として公表している。

卒業認定・学位授与の方針には、卒業までに身につける能力・知識・技能が示されており、社会的・国際的な通用性を有している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。教育課程の見直しを定期的に行い、見直し後はその効果について検証を行っている。

入学者受入れの方針には、入学後に学習成果を獲得するために必要な資質を明示し、入試ガイド等に掲載している。入学者選抜は、入学者受入れの方針に基づき、公正かつ適切に実施している。

学習成果の獲得状況については、入学年度別のGPA獲得状況、進路・就職状況等の量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。また、学生の卒業後評価への取組

みとして、「卒業生進路先アンケート」等を実施し、その結果を基に学習成果の点検を行うなど、教育課程の改善や質の向上につなげている。

学習支援として、入学予定者に対し、入学前から入学後にかけて、ガイダンス等が行われている。また、在学中は、個々の学生の目的、理解度に合わせた学習上の配慮や支援などきめ細かな対応がなされている。学生の生活支援が、組織的かつ包括的に行われ、キャンパス・アメニティは、学校法人全体の規模や利点を生かし充実したものとなっており、学生生活の利便性が十分に図られている。さらに、学生の意見や要望を吸い上げる仕組みが機能しており、学生生活の向上につながっている。学生の就職支援が組織的に行われており、そのための設備や支援体制が充実している。

「求める教員像と教員組織の編制方針」に基づき、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、教育課程編成・実施の方針に従って教員組織を編制しており、教員は適切に配置されている。専任教員の研究活動状況については、ウェブサイトにおいて公開している。FD 活動は規程に基づき、専任教職員を対象とした FD 研修会が実施されており、授業・教育方法の改善が図られている。

事務組織の責任体制及び業務分掌については、規程に基づき明確に定められている。また、職員には「職員研修規程」等に基づき SD 活動が実施され、資質向上を図っている。

ネットワーク環境の整備を計画的に進め、Wi-Fi 環境を充実させるとともに、技術者が常駐する「情報処理教室サポートデスク」を設置し、情報技術の向上に向けて学生や教職員を支援している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念等を十分に理解し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、教学運営の最高責任者として学識と見識を有し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教授会は規程に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、毎年度監査計画を策定し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の間問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイトにおいて公表している。また、私立学校法に規定される財務情報を含めた学校法人の情報もウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判



定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「キャリア形成支援ポリシー」の下、学生が正課外において主体的に取り組む地域貢献活動の一環として、「Sagami チャレンジプログラム」が設けられており、授業と同様に「シラバス」を策定し、入学と同時に学生に配布し参加を促している。このプログラムには「マーガレットスタディ」という PDCA サイクルを設け、目標の達成度を確認し、自身の成長や課題を次の活動につなげることができ、キャリア形成にも資するものとなっている。また、教職員、卒業生や地域・企業関係者がアドバイザーとして学生を支援する仕組み「Sagami チャレンジプログラムアドバイザー制度」を構築しており、充実した活動が行われている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 全学生へのきめ細かな面談で現状把握に努め、また、クラウド型教育支援サービス「manaba」や学生専用のポータルサイト「さがみ就職支援ナビ」を活用し、個々人に応じた指導や支援が行われ、教員のみならず、事務職員も積極的に学生の学習成果獲得や進路支援等に取り組んでいる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 事務職員の資質や能力の向上に資する SD 活動が活発であり、全体・初任者・階層別等の研修が多岐にわたり行われている。また、部署ごとの課題解決を目的とした研修や、事務職員の個々の学習ニーズに応じて外部講座の受講料を助成する Off-JT も行われ、多様なニーズに応じた研修制度が設けられている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、学生及び教職員と直接コミュニケーションを図る場として「学長オフィスアワー」を年 2 回開催している。また、コミュニケーションの機会をできる限り確保し、様々な意見や要望を聞き、大学運営の活性化を図るとともに、「地域社会との連携の深化」、「ICT 活用教育の推進・学修成果の可視化」など 6 つの大学改革ワーキンググループを設置し、現代社会のニーズに応える大学改革を推進している。

[テーマ C ガバナンス]

- 部門別監査、併設各部監査、テーマ監査、フォローアップ監査等、充実した内部監査が年次監査計画書に基づき行われている。これらの内部監査において改善を求められた部署は遅滞なく改善のための措置回答書の提出及び改善の措置が義務付けられており、実効性のある監査が実施されている。また、監事、会計監査人、内部監査人が年に複数回一堂に会し、情報交換や意見交換を行う場を設けており、三様監査の充実を図り、ガバナンス向上に努めている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「高潔善美」であり、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。建学の精神は、ウェブサイト等に掲載し、学内外に表明し、自己点検・評価を通して定期的に確認している。

地域・社会に向けた生涯学習事業として公開講座を複数実施しており、地方公共団体、企業と包括連携協定を締結し、社会貢献活動を展開している。また、学園スローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」に基づき定めた「キャリア形成支援ポリシー」の下、学生が正課外において主体的に取り組む活動を「Sagami チャレンジプログラム」として制度化し、学生のキャリア形成を積極的に支援する体制を設けている。

建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標を、「広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における『食』に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成する」と学則に定めている。教育目的・目標はウェブサイト等により学内外に公表され、「内部質保証に関する規程」に基づき企業等からの外部評価を実施し、地域・社会の要請に込えているかを定期的に点検している。

短期大学の学習成果を建学の精神に基づき定めるとともに、学科の学習成果は教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定められた食と栄養に関する専門的な知識や技能を身につけ、実践する力を修得した栄養士となることとしており、学内外に公表されている。

短期大学及び学科の三つの方針はそれぞれ関連付けられており、教授会や大学評議会等において組織的な議論を重ね、一体的に定められている。短期大学及び学科の三つの方針をウェブサイト等で学内外に表明し、入学から卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識の下、教育活動を行っている。

全学的な内部質保証を推進するために、「内部質保証に関する規程」に基づき内部質保証システムの運用や自己点検・評価に係る基本方針の策定等を審議する「質保証委員会」を設置するとともに、質保証委員会の方針に基づいて自己点検・評価の実施に関する事項を審議・運営する組織として「自己点検評価委員会」を設置している。自己点検・評価は、半期ごとに行われ、結果は年度ごとに「相模女子大学短期大学部点検評価報告書」として公表されている。自己点検・評価の結果を「質保証委員会」にて検証し、改善を図っている。

る。

三つの方針及びキャリア形成支援ポリシーに基づき、アセスメントポリシーが定められている。アセスメントポリシーは、「質保証委員会」で定期的に検証されており、教育内容や学習環境等の向上・充実を図っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針には、卒業までに身につける能力・知識・技能が示されており、社会的・国際的な通用性を有している。卒業認定・学位授与の方針は、科会や教授会等において定期的に点検及び評価を実施している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、「全学共通科目」と「専門教育科目」により構成され、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。また、各学期で履修登録できる単位数に上限を設け、単位の実質化を図っている。シラバスには、授業概要、成績評価等、必要な項目が明示されている。教育課程の見直しを定期的に行っており、見直し後はその効果について検証を行っている。

教養科目に該当する全学共通科目は、「建学の精神、本学の歴史などの知識を修得し、本学の学生であることの自覚を涵養するための科目」である「さがみ総合講座」を中心に、体系的に履修できるように配置されており、幅広く深い教養を培うよう編成されている。また、開講する専門教育科目の多くが栄養士資格取得のために必要な能力を育成するよう編成されており、職業教育に直結している。職業教育の効果については、栄養士の資格取得率や就職率等により測定・評価し、改善を図っている。

入学者受入れの方針には、入学後に学習成果を獲得するために必要な資質等を明確に示している。入学者選抜は、入学者受入れの方針に基づき、それぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施されている。学生募集については、入試課に加えて、専任事務職員全員が室員となる「アドミッションズ・オフィス」を設置し対応している。入学者受入れの方針は、併設する高等学校を中心に意見を聴取し点検している。

学習成果の獲得状況については、入学年度別の GPA 獲得状況、「栄養士実力認定試験」の試験結果、進路・就職状況、「卒業年次生アンケート」等の量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。また、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果の達成度を可視化する取組みが令和 6 年度から始動しており、卒業認定・学位授与の方針に示す能力・知識・技能と科目の対応関係を基に、クラウド型教育支援サービスのポートフォリオ機能を活用し、それらの能力等の達成度を可視化させる仕組みになっている。

学生の卒業後評価への取組みとして、卒業生の進路先の人事担当者からの聴取や「卒業生進路先アンケート」等を通じて、卒業生の評価を把握している。また、「卒業生進路先アンケート結果」を基に学習成果の点検を行い、その結果を学長室会議で共有し、教育課程の改善や質の向上につなげている。

科目の学習成果は、シラバスの「授業の到達目標」及び「成績評価」を基に、「質的評価法」及び「量的評価法」により各科目担当者が適切に評価し把握している。優れた栄養士の養成に向け、教員組織内の綿密な連携により、学生の学習状況の把握と指導、授業内容

の改善が行われている。事務職員は、学生の提出物についての確認や指導だけでなく、学習成果の獲得状況を把握し、その向上に貢献している。

学習支援として、入学予定者に対して、入学前から入学後にかけて適切にガイダンス等が行われている。また、在学中も基礎学力や意欲の不足する学生、学習意欲の高い学生、それぞれに制度的な支援が用意されており、個々の学生の目的、理解度に合わせた学習上の配慮や支援など、きめ細かな対応がなされている。

学生の生活支援が、組織的かつ包括的に行われており、キャンパス・アメニティは、学校法人全体の規模や利点を生かして充実したものになっており、学生生活の利便性が十分に図られている。保健センターと学生相談室を中心に、学生の健康管理、メンタルヘルス支援をする体制が構築され、さらに、学生の意見や要望を吸い上げる仕組みが機能しており、学生生活の向上につながっている。

学生の就職支援が組織的に行われており、就職専用のポータルサイト「さがみ就職支援ナビ」を設け、求人、インターンシップの情報提供や面談予約の受付などを行っている。また、栄養士養成課程とは別にビジネス系の資格取得の支援を行っており、進学希望者の支援も含め、進路支援が包括的に行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員及び教授数は短期大学設置基準を満たしており、「求める教員像と教員組織の編制方針」に基づき教員人事に関する規程及び教員人事計画を定めている。教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を編制し、専任教員、助手及び非常勤教員を適切に配置している。専任教員の職位は、「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」に基づき決定している。

専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われており、論文や活動報告は「相模女子大学紀要」を中心に多数掲載され、教育改善に生かされている。研究活動状況については、ウェブサイトにおいて公開している。また、研究倫理規程及び研究活動に係る不正防止規程を定め、研修会等の受講などによりコンプライアンス教育や研究倫理教育を実施している。FD 活動は規程に基づき、専任教職員を対象とした FD 研修会や非常勤教員を含む授業参観等が実施されており、授業・教育方法の改善が図られている。また、専任教員は関係部署と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

事務組織の責任体制及び業務分掌については、規程に基づき明確に定められている。業績評価は、毎年度、組織目標（部署単位）を基に設定した個人目標に照らして行い、その達成状況について四半期ごとに面談を重ねながら確認・評価しフィードバックしている。また、事務職員に対する SD 活動は「職員研修規程」等に基づき実施し、その資質向上を図っている。事務職員は事務をつかさどる専門的な職能を有し、また能力や適性を十分に発揮できる環境が整えられている。

教職員の就業は規程を整備し、学内のネットワークシステム等を通じて教職員に周知するとともに、規程に基づき適正に管理されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うために必要な講義室等の教室や機器・備品等は適切に整備されている。ま

た、図書館も、蔵書量、座席数などが充実しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた参考図書、関連図書が整備されている。

固定資産、消耗品、貯蔵品等の管理に関する規程については、財務諸規程に含め整備している。火災・地震対策、防犯対策のための規程を定め、施設設備を点検・整備し、毎年新入生に対する防火・防災訓練を実施するなど定期的な点検・訓練が行われている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、ウィルス対策ソフトウェアをインストールするなどの対策がなされている。

ネットワーク環境の整備を計画的に進め、Wi-Fi 環境も充実しており、利便性の向上を図っている。また、情報技術の向上に関しては、技術者が常駐する「情報処理教室サポートデスク」を設置し、学生や教職員をサポートしている。情報処理教室や CALL 教室の整備をはじめ ICT 機器の整備も進み、教員に対しては、クラウド型教育支援サービスの活用トレーニングとして利用方法に関する説明及び体験会を実施している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念等を十分に理解し、各設置学校の課題や教職員の要望を的確に把握しながらリーダーシップを発揮しており、学校法人の発展に寄与している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、建学の精神を理解し、学校法人の健全な運営について学識及び識見を有しており、寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は教学運営の最高責任者として、学識と見識を有している。また、学長の選考及びその職務と権限について諸規程が整備され、学長はそれらの規程に基づき職務遂行に努めている。教授会は規程に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。学長は教授会が意見を述べる事項について周知しており、教授会は学生の入学、卒業、学位の授与などの重要事項について審議し、それを受けて学長が決定するシステムが確立している。

監事は、毎年度監査計画を策定し、組織単位で定期的実施されるヒアリングを通して学校法人全体の業務執行状況等の把握に努めるとともに、会計監査人及び内部監査人との情報交換や意見交換等により連携を図るなど、適切に監査を行っている。また、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書及び監事監査結果報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。また、評議員会は私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイトにおいて公表している。また、私立学校法に規定される財務情報を含めた学校法人の情報もウェブサイトにおいて公表・

公開している。

## 長野短期大学の概要

設置者	学校法人 長聖
理事長	イチカワドイル 徳恵
学 長	畔上 一康
A L O	風間 悦子
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	長野県長野市三輪 9-11-29

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		50
幼児教育学科		50
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし



## 機関別評価結果

長野短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月10日付で長野短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「配慮ある愛の実践」と定め、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成を図ることを目的とし、入学式等の諸行事において学生、教職員等にその精神を浸透させるとともに、ウェブサイトへの掲載により学外にも公表している。地域社会貢献は、地元の自治体や企業等と連携し、産学官連携事業や生涯学習事業、ボランティア活動を実践している。

学科の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づき、学則に定め学内外に公表している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と連動し一体的に策定され、三つの方針は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標と関連付けて一体的に定めている。

自己点検・評価活動は自己点検・評価に関する規程に基づき、教職協働により実施している。高等学校関係者からも意見聴取を行い、その結果を学内外に公表している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、到達目標や卒業要件、資格取得要件等を明示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり資格取得に必要な科目を開設し、体系的に編成している。ただし、評価の過程で、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。定期試験やレポート等で到達目標の達成度を評価し、「授業評価アンケート」により理解度や満足度を確認している。

入学者受入れの方針は、学習成果を踏まえて定められ、学生募集要項等に明示している。

学習成果の測定は、「査定（アセスメント）：「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組み」に基づいて機関レベル・教育課程レベル・科目レベルで点検・評価を行う体制を整えており、量的・質的データを活用して教授会で確認・検証している。

学習支援は組織的に行っている。入学前からオリエンテーションを行い学習への動機付けを行い、円滑に短期大学教育への移行を図っている。入学後も履修登録や就職等に向けた学習支援を行い、学生生活、生活指導や健康管理等を組織一体として行っている。進路指導課の事務職員を中心に教員等と連携して就職指導を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、適切に編制している。研究活動は、活動状況や研究成果をウェブサイト等で公表している。FD 活動は、規程に基づいて実施され、組織として授業や教育方法の改善を図るなど適切に行っている。

事務組織は、事務分掌規程等に基づき責任体制を明確にし、SD 活動や教職協働の取り組みを通じてスキルアップ・意識改革を図っている。教職員の就業については、就業規則等の諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。授業に必要な教室、実験・実習室等を整備し、必要な設備、機器・備品を備えている。

施設設備の維持管理は、経理規程等に基づき適切に行われている。防災規程等に基づき自衛消防組織を設置し、全学生・教職員を対象に避難訓練を行うなど防災意識を高めている。

技術的資源に関しては、実験・実習科目の授業において資格を有する助手を配置し、学生に対する技術サービス等の専門的な支援を行っている。学内の情報化を促進するとともに、新たなオンライン型学習支援システムを導入している。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人を代表しその業務を総理し、建学の精神や教育理念、教育目的・目標を理解し、リーダーシップを発揮して学校法人の経営に当たっている。また、理事長は、理事会を学校法人の意思決定機関として、適切に運営している。

学長は、教学運営の最高責任者として、建学の精神に基づき中・長期的な運営計画を構築するとともにビジョンを提示し、リーダーシップを発揮して教学課題に取り組んでいる。教授会は、規程に基づき教育研究上の審議機関として適切に運営されている。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するなど、監査業務を行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報及び財務情報をウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神を具現化するため、毎週水曜日に清掃の時間を設け、学生及び教職員が学内の教室、玄関、階段等の施設の清掃を行っている。これは、教育理念としての「心豊かな人間の育成」の成果の一つとして生かし実践している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養教育において、学習成果の一つである「豊かな人間性を持ち、幅広い教養」の獲得に向け、独自の教養教育科目「信濃の風土と文化」を開設して、長野県の歴史、自然、産業、文化等、地域に関わる多彩な授業内容を導入し、郷土の誇りを守り発展させようという意識を図っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、財産の状況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載することが必要である。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 32 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「配慮ある愛の実践」と定め、これは自分の周囲のものに絶えず関心を示し、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成を図るものである。建学の精神は、掲示物、印刷物、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表し、諸行事での言及や授業科目「総合演習」における教育の場での実践を通して、学内で共有を図っている。

「住みなれた地域で生き生きと生活するために」とのテーマの下、公開講座を開講するほか、地元の自治体や企業等と連携し機能性表示食品を共同開発するなどの産学官連携事業や高齢者向け生涯学習事業、学生が地域社会のイベント等に参加するボランティア活動等を実践するなど、高等教育機関として地域社会に貢献している。

教育目的は、「豊かな人間性と社会人としての広い教養を身につけた、専門性の高い職業で活躍する人材を育成すること」を学則に定めるとともに、学生便覧やウェブサイト等を通して、学内外に公表している。

学習成果は、教育理念・教育目標に基づき、食の専門知識や技能を身につけ、人の命を預かる倫理観や豊かな人間性、協働して活動する態度を兼ね備えることと定め、卒業認定・学位授与の方針と連動し、一体的に策定されウェブサイト等を通して、学内外に公表している。

三つの方針は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標と関連付けて一体的に定め、授業科目を分類し、卒業認定に向けて科目配置の関連性をカリキュラムマップとして明確に示している。

自己点検・評価活動は自己点検・評価に関する規程に基づき、教職協働により実施している。また、毎年開催する高大連絡会や進路指導担当教員等との懇談の場で、高等学校関係者からの意見聴取を行い、自己点検・評価に反映している。

学習成果の測定は、「査定（アセスメント）：「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組み」を策定し、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルでの点検・評価を行う体制を整え実施している。併せて学生からの「授業評価アンケート」結果に基づき教育活動の改善を行い、教育の向上・充実を図っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応しており、到達目標や卒業要件を明示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準にのっとり栄養士、フードスペシャリスト等の資格取得に必要な科目を開設し、各年次に配当するなど、カリキュラムマップにより教育課程を体系的に編成している。教育課程の見直しを定期的実施し、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修登録できるよう CAP 制を導入した。シラバスには、到達目標、授業内容、準備学習に関する情報、成績評価方法、課題等に対するフィードバックの方法、教科書・参考書、担当教員の実務経験や資格等必要な項目を明示している。成績評価は、定期試験や提出課題等を基に成績評価基準により実施している。なお、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教養教育は、幅広く深い教養及び豊かな人間性を涵養することや豊かな自然、生活・文化を郷土の誇りとして守り、発展させようという意識の醸成に加え、多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけるため、教養に関する科目として「信濃の風土と文化」等を配置するなど実施体制が確立している。職場で即戦力となる栄養士の人材育成に取り組む食物栄養学科では、栄養士として必要な知識、技術のみならず、職業人として必要な応用力を身につける職業教育を行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示している。入学者選抜は公平かつ正確に実施している。入学者受入れの方針に対応しているか判断するため、全ての選抜で面接を行っている。また、高等学校関係者から定期的に入学者受入れ等に関する意見を聴取して点検している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率や「短期大学生調査」、「学修時間・学修行動の調査と学習成果の自己評価」等の量的・質的データを活用し測定し、各学期末に教授会で確認・検証している。また、卒業生を対象としたアンケート調査を実施し、その結果はウェブサイトで公表している。

学習支援は、入学前オリエンテーションとして建学の精神や教育課程、資格取得等、学習への動機付けのためのガイダンスを行い、入学後にはクラス担任や学科の教員が資格や就職等の具体的な説明を行い、各自の目標に沿った履修登録となるようアドバイスし、個別相談にも応じている。また、基礎学力が不足する学生に対して補習授業を行い、学習進度の速い学生に対しては、より高度な内容の公開講座への参加や課題の量的配慮など学習支援を行っている。

学生の生活支援を組織的に行っており、学生生活の相談・支援、生活指導、奨学金については教務学生課が対応し、学生の健康管理、メンタルヘルスについては保健室を中心に、学校医、カウンセラー、教員が連携して対応している。また、学生食堂では、長野県健康福祉部が認定する「信州食育発信 3つの星レストラン」に登録され、その基準に沿った栄養バランスの良い昼食を安価で提供している。

就職支援は、進路指導課とクラス担任等の教員が連携して行っている。進路指導室を設け、自由に訪問相談や就職資料の閲覧が常時できるよう対応している。また、「就職ガイド

ンス」を開催し、求人票の見方やエントリーシートの作成方法と、応募までの手順の指導を行うとともに、ハローワークの学生就職支援室と連携し支援している。さらに、キャリアコンサルタントの資格を持った教員が「キャリアデザイン」の授業を実施するなど就職支援の向上・充実を図っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、適切に編制している。教員の採用及び昇任に当たっては、「教育職員の採用に関する規程」及び「教育職員の昇任に関する規程」に基づき適切に行っている。

教員は、教育課程編成・実施の方針に掲げる専門分野での研究活動を行っている。研究室、研究紀要等の研究環境が整備されている。FD活動は、FDに関する規程を整備し、組織として授業や教育方法の改善が図られるなど適切に行っている。

事務組織は、事務分掌規程をはじめ事務関係諸規程等を整備し、その責任体制は明確である。事務職員は、SDに関する規程により各種研修会等を企画し、教職協働の取組みを通じてスキルアップ・意識改革を図っている。教職員の就業については、就業規則等の諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。なお、教職員の就業に関する規程を整備し、適切に周知されているが、規程に基づく管理において、労働時間の把握については客観的な記録等の運用を検討されたい。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。授業に必要な講義室、演習室、実験室、体育館等を整備し、必要な設備、機器・備品を備えている。特に集団給食実習室では、給食管理実習や衛生管理の学びに対応した教育設備を整備・活用している。図書館についても、必要な座席数を確保し、蔵書数、雑誌数、視聴覚資料も十分満たしている。

施設設備の維持管理は、経理規程等に基づき適切に行われている。防火・防災・防犯対策は、防災規程等に基づき「長野短期大学消防計画」を策定し、全学生・教職員を対象に避難訓練を行うなど防災意識を高めている。省資源対策として、校内の照明のLED化、会議資料等のペーパーレス化に取り組んでいる。

技術的資源に関しては、職業教育の実践に向け施設設備の向上・充実を図るとともに、実験・実習科目の授業では、資格を有する助手を配置し、学生に対する技術サービス・専門的な支援を行っている。学内の情報化を促進するとともに、新たなオンライン型学習支援システムを導入し学生の教育効果の向上を図っている。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

令和5年4月に、学校法人聖啓学園と法人合併し、学校法人長聖として新たにスタートした。理事長は平成17年より学校法人聖啓学園の理事長に就任し、法人合併後も引き続

き学校法人長聖の理事長に就任し、建学の精神や教育理念、教育目的・目標を理解し、リーダーシップを発揮して学校法人の経営に当たっている。また、理事長は、学校法人の意思決定機関として、理事会を適切に運営している。

学長は幼児教育から中等、高等教育まで幅広く携わってきた経験に裏打ちされた学識で、中・長期的な運営計画を構築し、短期大学が進むべき方向性を明示し、学生募集、教育・研究の質の向上等、諸課題に率先して対応するなど、リーダーシップを発揮し教職員の理解と協力を得ている。また、教育研究に関する重要事項は教授会の意見を聴取した上で決定するなど、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、定期的に会計監査及び業務監査を実施し、全ての理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事による監査報告書には、財産の状況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育研究活動等の教育情報、学校法人の財務情報等、自己点検・評価報告書及びガバナンス・コードについて、ウェブサイト上で公表・公開するなど説明責任を果たしている。



## 松本短期大学の概要

設置者	学校法人 松本学園
理事長	銭坂 久紀
学 長	木内 義勝
A L O	福田 明
開設年月日	昭和 47 年 4 月 1 日
所在地	長野県松本市笹賀 3118

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児保育学科		100
介護福祉学科		40
	合計	140

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

松本短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月4日付で松本短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

松本短期大学は、建学の精神を明文化し、専門職として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明示している。建学の精神は、ウェブサイトや「教育課程・学生生活ガイド」等により学内外に表明している。

地域・社会貢献の在り方を「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」として明確にし、地域交流センター及び地域交流委員会を組織し、地域・社会に向けた多様な公開講座やボランティア活動などを積極的に行っている。さらに、複数の地方公共団体との連携協定締結により活動の幅を広げ、多様な分野での交流活動や支援活動を展開している。

2 学科共通の教育理念・教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき、学科ごとに教育目標、三つの方針及び学習成果を関連付けて一体的に策定している。これらは、ウェブサイトや「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、学生募集要項、冊子「学びの軌跡」等に掲載し、学内外に表明している。

自己点検・評価に関しては、規程に基づき委員会を設置し、全教職員が関与した組織的な自己点検・評価活動が毎年行われており、その報告書をウェブサイトで公表している。学習成果の査定についてはアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の達成状況を入学前から卒業後までの時期別に、科目・教育課程・機関レベルの複数の査定手法・指標を用いて検証している。その査定手法・指標の点検を組織的に行い、査定結果を教育改善につなげるPDCAサイクルの有効性を高めるべく取り組んでいる。

学科ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの教育目標に基づき策定されており、10項目の学習成果に対応している。各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程は体系的に編成されている。また、カリキュラム・マップを作成し、卒業認定・学位授与の方針の項目別に各学年で学ぶ授業科目を整理し、学生に対して分かりやすく示している。入学者受入れの方針は、各学科で学習成果に対応した方針を定めており、学生募集要項にも明確に示している。

幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士の

資格取得に向けて、それぞれの養成課程の中で実習を含めた職業教育を実施している。

学生の学習上の悩み等の相談には主としてゼミナールまたはチューター担当教員が対応している。各学期終了時には冊子「学びの軌跡」を活用し、学生全員と個別面談を行っている。就職支援は学生部や学生支援委員会がその中心を担い、学科ごとに国家試験対策や就職ガイダンス等の支援の取組みが行われている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の教育研究活動に関する規程は整備され、研究業績はウェブサイトで公開している。FD活動はFD委員会を中心に、各種研修会を実施するなど、授業・教育方法の改善に努めている。

事務組織の責任体制は明確であり、教職員全員が学生や教育活動の情報を共有し、教職協働で学生の支援に携わっている。教職員の就業については就業規則等を整備し、全教職員が閲覧・印刷ができるよう環境を整え、周知を図っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。ケアスペシャリストの養成機関として、新しい音楽棟を整備し、各種実習室を整えるなど、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための環境の充実に努めている。また、技術的資源については、教育課程編成・実施の方針に従って情報技術に関するサービスの導入や専門的な支援等の向上・充実に努めている。施設設備は関係諸規程に従って適切に維持管理している。火災・防災対策として、学生・教職員に対して火災や地震を想定した定期的な避難訓練を実施している。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し業務を総理しており、理事会を学校法人の意思決定機関として運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し学校運営を行っており、学則及び教授会運営規程に基づいて、短期大学の教育研究上の審議機関である教授会を適切に開催し運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する監査に加えて、教学監査にも注力するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法で定められた教育情報、学校法人の情報等については、ウェブサイトでご公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に努める観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」に基づき地域交流センター、地域交流委員会を組織し、学生部・学生支援委員会が中心となって学生にボランティアを推奨し、学生や教職員が多く活動を行っている。また、ボランティアを通して学生の主体性が高まるなど、ケアスペシャリストとしての成長に良い影響を生み出している。さらに、地域関係者と連携する中で、ボランティア活動が地域のニーズに応えられているかを継続的に確認している。

##### [テーマ B 教育の効果]

- 短期大学での学びの全体像について学生の理解を促すために、建学の精神、2 学科共通の教育理念と教育目標、及びケアスペシャリスト育成の 5 つの柱(ねらい)を明示し、これらと各学科の教育目標等の関連性を図示した資料を作成し、「教育課程・学生生活ガイド」に掲載して教育活動に活用している。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 本協会が示した短期大学認証評価の評価基準・観点について 5 段階で評価する自己点検・評価状況チェックリストを独自に作成し、全教職員を対象に毎年回答を求めている。この取り組みによって、全教職員が自己点検・評価の視点を意識しながら短期大学の現状を捉え、向上・充実を図るべき点や改善すべき点を認識することにつながっている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする仕組みとして、「学びの軌跡」システムが効果的に機能している。学生は冊子「学びの軌跡」で、学期ごとに GPA と自己評価に基づく学習成果の獲得状況を自ら把握する機会を得ている。そして、冊子を活用し、各学期終了時に行うゼミナールまたはチューター担当教員との「学生全員面談」は、学習成果を振り返り、その後の目標や課題の明確化を図る機会となっている。

##### [テーマ B 学生支援]

- 幼児保育学科ではゼミナール担当教員、介護福祉学科ではチューター担当教員による、学生に対する継続的な個別指導や相談の体制が確立されている。各専任教員がこれを担当することで少人数での支援が可能となり、学生にも教員に相談しやすい環境がつけられている。新入生にとっては、ゼミナール等を通じた上級生との交流も、学生生活における重要な要素となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

##### [テーマ C ガバナンス]

- 監事は学長及び学科長との面談を行うほか、学内で自ら学生の様子を観察し、声をかけ、情報収集するなど、積極的な姿勢で学校運営の監査を行っている。

#### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 「シラバス（履修ガイド）」には必要な項目が明示されている一方で、記載内容が不十分な箇所があり、「事前・事後学修」の内容については、学生の自己学習へとつながる、より具体的な内容を示すことが望まれる。また、各項目の記載内容に関する教員間の共通理解や、確認体制の強化等による内容の充実が望まれる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

##### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「第2期中期経営計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

松本短期大学は、建学の精神を明文化し、専門職として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明示している。建学の精神とその概説をウェブサイトや記念誌、「教育課程・学生生活ガイド」等に掲載し、学内外に表明している。また、高等学校関係者にはオープンキャンパスや高等学校訪問時、学生には前・後期のオリエンテーション、教職員には教授会等において、建学の精神の涵養、周知に努めている。

「松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義」として地域・社会貢献の在り方を定め、地域交流センター及び地域交流委員会を組織し、地域・社会に向けた多様な公開講座やボランティア活動などを積極的に行っている。さらに、複数の地方公共団体との連携協定締結により活動の幅を広げ、学生、教職員、学園、卒業生が多様な分野で交流活動や支援活動を展開している。

建学の精神に基づき、2 学科共通の教育理念、教育目標を定めるとともに、その教育目標を支えるケアスペシャリスト育成の 5 つの柱を掲げており、各学科の教育目標、三つの方針及び学習成果とともに、ウェブサイトや「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、学生募集要項、「教育課程・学生生活ガイド」、冊子「学びの軌跡」等に掲載し、学内外に表明している。また、各学科の教育目標に基づく人材の養成が地域・社会の要請に込んでいるかについて、資格取得率や就職状況、就職先へのアンケート結果によって毎年点検している。

建学の精神の下、短期大学の学習成果を定め、教育理念、教育目標に基づき各学科の学習成果も明確にしている。また、各学期終了後に行う、「学びの軌跡」システムでの全学生と教員との継続的な個別面談を通して、学習成果の獲得状況を把握・評価しフィードバックする独自の試みを開始している。

各学科の三つの方針は関連付けられ、一体的に定められており、学生募集から卒業に至る教育活動は三つの方針を踏まえて行われている。令和 4 年度には学長を中心に教授会、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、評価委員会、各学科等で議論を重ね、学生が理解しやすい内容となっているかという視点から見直し、改定を行った。

「松本短期大学 自己点検・評価に関する規程」に基づく自己点検・評価委員会と、「松本短期大学 評価委員会規程」に基づく評価委員会を設置し、全教職員が関与した自己点検・評価活動が毎年行われ、報告書をウェブサイトで公表している。また、報告書を踏ま

え、必要な FD・SD 研修や授業改善への取組みを行っている。

短期大学全体でアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の到達状況を入学前から卒業後までの時期別に、科目・教育課程・機関レベルの複数の査定手法・指標を用いて検証している。その査定手法・指標の点検を組織的に行い、査定結果を教育の改善につなげる PDCA サイクルの有効性を高めるべく取り組んでいる。なお、アセスメントとしての各種調査やアンケートの結果が教授会に報告されていると自己点検・評価報告書に記載されていたものの、教授会議事録にはその記録がなかった。既に改善が図られているが、今後は適切に記録されることを期待する。関係法令の変更時はその内容を全教職員で共有し、法令遵守に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神、教育理念と教育目標、ケアスペシャリスト育成の 5 つの柱、各学科の教育目標に基づき、学科ごとに卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針は、それぞれ 10 項目の学習成果に対応している。

各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を体系的に編成している。また、卒業認定・学位授与の方針の項目別に各学年で学ぶ授業科目を体系的に整理したカリキュラム・マップを作成し、達成に向けての道筋を学生に対して分かりやすく示している。なお、シラバスには、必要な項目は明示されているものの、記載が不十分な箇所もあるため、確認体制の強化による内容の充実が望まれる。また、学期ごとに履修登録できる単位数の上限については、「教育課程・学生生活ガイド」掲載の履修に関する内規に定め運用しているが、単位の実質化を図るために科目の範囲など内容の再検討を期待する。

教養教育は、学科ごとにケアスペシャリスト育成の 5 つの柱に対応する科目を編成している。教養科目と専門科目の関連については各学期はじめのオリエンテーションで説明している。

幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士の資格取得に向けて、それぞれの養成課程の中で実習を含めた職業教育を実施している。また、各学科でキャリア形成・キャリアデザインに関する科目を配置し、専門職としての意識形成や進路設計等を学ぶ機会を設けている。

各学科で学習成果に対応した入学者受入れの方針を定めており、学生募集要項にも明確に示している。入学者選抜の方法は、高大接続の観点から多様な方法を採用し、評価方法を学生募集要項に明示するなど、公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況について、GPA、単位取得状況、学位授与率、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得率、介護福祉士国家試験合格率等を活用している。また、「学びの軌跡」システムに加え、学科ごとに履修カルテや複数の評価シート等を用いて学習成果を量的・質的に測定している。

学生の卒業後評価については、就職先へのアンケート調査を定期的に行っている。また、教員による実習巡回では卒業生の評価を聴取し、その結果を基に、就職先で学習成果が発揮されているか、在学中の教育が生かされているかという視点から、各学科で点検を

行っている。

教員は「シラバス（履修ガイド）」に明記した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価するとともに、GPA等のデータや各種の調査等によって学習成果の獲得状況を把握している。全科目に対して「VOICE（学生による授業評価）」が実施され、その結果のフィードバックを踏まえて、教員は授業評価報告書を作成している。

事務職員は所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献し、学生に対する声かけや個別支援を実践している。図書館職員は教員や学生の希望を踏まえて図書を購入し、利便性の向上や利用促進の取り組み等を行っている。

入学手続者に対しては、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」に加えて、各学科で作成した資料等を送付して、授業や学生生活についての情報を提供している。入学後には各学科で学習や学生生活についてのオリエンテーションを実施している。学生の学習上の悩み等の相談には主としてゼミナールまたはチューター担当教員が対応している。また、各学期終了時には冊子「学びの軌跡」を活用して学生全員と個別面談を行い、学習状況の把握と指導に取り組み、さらに、GPA2.0未達の学生については学科会で情報を共有し、個別に指導を行っている。

学生の健康管理は保健室が中心となり、必要に応じて教員と情報共有をしながら支援を行っている。学内に相談箱を設置するとともに、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」によって学生の意見や要望の聴取に努めている。

就職支援のための教職員の組織として学生部や学生支援委員会がその中心を担い、就職活動への意識付けと促進を図っている。また、幼児保育学科では、就職試験等の対策を行うとともに、「自治体就職ガイダンス」を開催して就職に向けた支援を行っている。介護福祉学科では、介護福祉士の国家試験対策に加え、「就職相談会」等を実施して、介護福祉関連の施設・事業所への就職を支援している。また、四年制大学への編入学等の情報を学生部と各学科が共有し、学生の進路支援を積極的に行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。学内諸規程に基づき専任教員の採用と昇任を行い、非常勤教員についても短期大学設置基準の規定を準用し適切な採用・配置を行っている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針等に基づき、各分野で積極的に教育活動に取り組んでおり、研究業績はウェブサイトで公開している。研究活動に関連する規程等は整備され、研究倫理に対する取り組みとして、全専任教員に対して研究倫理及びコンプライアンスに関する研修会を実施している。研究成果の発表の機会として「松本短期大学研究紀要」を発行しているが、研究時間の確保や研究活動に対する支援等が期待される。FD活動については併設大学と共同の規程を定め、FD委員会を中心に、学科別のFD研修会と全体でのFD研修会を実施するほか、教員相互の授業参観に取り組むなど授業・教育方法の改善に努めている。

事務組織は、諸規程に基づき、事務長を中心に責任体制が明確である。事務職員は、個々の能力や適性に応じて各部署に配置され、専門的な職務能力を有している。また、規程に



基づき SD 活動を行い、必要に応じて外部機関の研修会にも参加し能力・知識の向上に努めている。

教職員の就業については就業規則等を整備し、専用パソコンから全教職員が閲覧・印刷ができるよう環境を整え、周知を図っている。この諸規程に基づき、人事、労務管理を適切に行っている。また、倫理委員会が中心になってハラスメント防止に努めている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準にのっとり整備している。令和 2 年度には音楽棟を新設し、各種実習室の整備、情報システムをはじめとする教育環境の充実等に努めている。図書館は、学生の学習成果の獲得に適した図書等を有し、蔵書以外にも、データベース・電子ジャーナル等を契約し、学生・教職員の教育研究のための環境を整備している。障がい者の受入れに対応できるようエレベーター・スロープ及び多目的トイレ等を設置している。

固定資産や物品については財務諸規程を整備し、維持管理を行っている。防犯や災害に向けては、地方公共団体や地域と連絡を取り合い、適切に対応している。火災・防災対策について防火管理規程を整備し、学生・教職員に対しては火災や地震を想定した定期的な避難訓練を実施している。また、震災時等の情報発信、安否確認ツールとして、安否確認サービスアプリを導入し、使用方法についての周知も行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策については規程を定め、情報セキュリティ維持のための対策を実施している。

教職員へのパソコンの貸与や学内 LAN 及び Wi-Fi などインターネット環境の整備を行い、授業や学校運営に活用している。全学生・教職員に、学内ネットワークシステムにアクセスする ID を付与し、ビデオ通話ソフトウェアや電子メール等を活用し、講義資料の掲載、課題配信、遠隔授業などに対応した環境を整備している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「第 2 期中期経営計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、短期大学事務長や学園事務局長という実務経験を有し、建学の精神、教育理念、教育目標を理解して学園の発展に寄与している。理事長は設置する各機関の運営状況の把握のみならず、それぞれを取り巻く環境の変化や課題を理解し、中期経営計画の策定や見直しを通じて、学校法人運営の健全化にリーダーシップを発揮している。また、理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、他の短期大学での管理運営経験を有し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。建学の精神に基づく教育研究を推進し、学生の学習成果の獲得のため、学生や教職員との信頼関係構築に努め、堅実な学校運営を行っている。教授会は学則及び教授会運営規程に基づき開催され、

短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施している。監事は理事会、評議員会へ毎回出席し、学校法人運営全般に関して質問・意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出し、業務を適切に遂行している。また、教学監査にも積極的にに関わり、定例的な教学監査時に行う学生面談のみならず、自ら学生生活について学生から話を聞くために学生の輪に入るなど、運営状況の把握に努めている。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。関係法令等に基づき、学校法人の運営に関する重要事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴く体制となっており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法で定められた教育情報、学校法人の情報等については、ウェブサイトで公表・公開されている。

## 浜松学院大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 興誠学園
理事長	俵山 初雄
学 長	今井 昌彦
A L O	山本 孝一
開設年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
所在地	静岡県浜松市中央区住吉 2-3-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		140
	合計	140

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

浜松学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月4日付で浜松学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」は教育基本法等にのっとりしており公共性を有し、多様な媒体にて学内外に表明され、その解説方法は定期的に点検され更新されている。

地方公共団体や教育機関等との連携活動が積極的に行われている。学生が中心となって企画・運営している「子どもフェスティバル」や、幼児教育・保育に関する教育研究及び教育支援活動を目的とした「子どもの未来創造センター」などによる活動を通して地域・社会貢献に取り組んでいる。

教育目的・目標は明確に定められ、学生に周知されており、毎年シラバス作成時に点検されている。学習成果は、教育目的・目標に基づき、「人間性」、「社会性」、「専門性」の3つの能力の獲得として定められ、科目ごとの学習成果はシラバスに明記されている。三つの方針は相互に関連づけられており、ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧等により学内外に公表されている。

自己点検・評価委員会規程に基づき、同委員会を中心に全教職員が一丸となって自己点検・評価に取り組み、その結果を基に改善活動を行っている。また、他の短期大学との相互評価も実施され、報告書が公表されている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき策定され、学内外に公表されている。教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従い、基本教育科目及び専門教育科目で構成され、短期大学設置基準にのっとり編成されている。教養教育の内容と実施体制が確立されており、専門教育とのつながりは明確である。職業教育の実施体制も明確であり、就職実績のある保育所、幼稚園、こども園の園長・施設長との懇談会を毎年定期的に開催し、卒業生の状況に関するアンケート調査による情報を基に教育内容を改善している。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示され、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

教員は学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、及び卒業後を見通した一貫性のある学生指導を行っている。学期ごとの授業評価アンケートの回答結果を踏まえて作成する「授業改善報告書」は学生にも開示している。

学習支援として、学習の土台作りを目的に、オンライン学習システムを活用した入学前教育を実施し、入学後も同システムを活用して基礎学力の維持と向上を図っている。学生の生活支援では、学務グループと学生委員会を設置し、学生の生活全般にわたる支援を行っている。進路支援については、多くの学生が保育現場を就職先として希望していることから、これに即した支援体制を整えている。

教員組織は短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた教員が配置されている。研究論集が毎年発行され、研究成果の発表の機会が確保されている。科学研究費補助金の採択実績があり、不正防止など研究活動に関する規程は整備されている。教員はFD活動の一環として教員相互の授業参観等を通して授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織の責任体制は明確であり、情報共有等の連携も十分に取られている。教職員の就業に関する諸規程は整備されており、規程管理システムにおいて全教職員に周知している。SD活動に関する規程が整備され、研修等も実施されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館はラーニングラウンジとしても運営されており、蔵書等は整備されている。防災管理規程や地震対策のためのマニュアル及び情報セキュリティに関する基本方針等が整備され、危機管理体制も整えられている。コンピュータ教室や学内LAN、Wi-Fi等の情報通信環境が整備されており、学習環境は整えられている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去2年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人を代表しその業務を総理しており、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めている。理事会は理事長が招集し、学校法人の業務を決している。理事会には各部門から幹部職員等が陪席して学校法人運営に関する協議内容を共有するとともに、学内外の必要な情報を収集して共有を図っている。

学長は教学運営の最高責任者として教育研究に邁進し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営するとともに、さらに学長の意思決定を補佐する運営会議を設置し、ガバナンスを支える体制を整備している。

監事は学校法人の業務、財務の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会へ提出している。評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、学校法人運営に関する重要事項等についての諮問に応えており、適切に運営されている。

短期大学の教育情報及び財務状況を含む学校法人の情報は、ウェブサイト等に公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 幼児教育科の学生たちが中心となり企画・運営を行う、地域の子どもたちに体験学習の機会を提供する「子どもフェスティバル」という50年以上にわたる試みや、発達障がいに関する一般向けの講座等を企画運営する「子どもの未来創造センター」の取組みは、建学の精神を体現した教育活動として地域・社会に貢献している。また、リカレント教育リレー講座として現在推進中の「スマート保育士」育成計画も建学の精神を世に示す独自の試みである。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 就職実績のある幼稚園・保育所・認定こども園の園長・施設長との懇談会を毎年定期的に開催し、卒業生の状況を教員が直接聞き取るとともに、卒業生の評価に関するアンケート調査を行っている。これらを通して職業教育の効果を測定・評価し、得られた情報を基に教育内容・方法等を改善している。

### (2) 向上・充実のための課題

なし

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」と明確に表現された建学の精神は教育基本法等にのっとり、公共性を有している。建学の精神及び「誠の精神」を中心に据えた教育理念は、多様な媒体において学内外に表明されており、その解説方法は定期的に点検され更新されている。

地域・社会貢献として、浜松商工会議所や浜松市私立幼稚園協会等と緊密な連携をとるなど、地域との交流が積極的に行われている。地域の子どもたちに体験学習の機会を提供する「子どもフェスティバル」は、幼児教育科の学生たちが中心となり企画・運営を行っており、学びの成果を発表する場にもなっている。また、幼児教育・保育に関する教育研究及び教育支援活動を目的とした「子どもの未来創造センター」では、公開講座やリカレント事業などを展開している。

建学の精神に基づき定められた教育目的・目標は、新入生オリエンテーションをはじめ、多様な方法で学生に周知されており、教務委員会及び学務グループを中心に、毎年、シラバス作成時に点検されている。学習成果は、教育目的・目標に基づき「自己理解と向上心、他を思いやる心(人間性)」、「常識と教養・自己表現力とコミュニケーション力(社会性)」、「専門知識と技術、実行力と使命感(専門性)」という3つの能力の獲得として明確に定められ、ウェブサイト等で表明されている。科目ごとの具体的な学習成果がシラバスに明記されており、全科目の学習成果との対応表も整備されている。

三つの方針は相互に関連づけられており、改訂を経て現在の形になっている。なお、それぞれの方針と学習成果の3要素（「人間性」、「社会性」、「専門性」）との関連をより明確にする観点から見直すとともに、とりわけ卒業認定・学位授与の方針については、卒業の認定や学位の授与に関する基本的な方針をより明確に示す内容としての検討が望まれる。

自己点検・評価委員会は規程に基づき整備され、毎年定期的に行う自己点検・評価には、同委員会を中心に全教職員が参画し取り組んでいる。他の短期大学との相互評価も実施し、ウェブサイト上に報告書が公表されている。自己点検・評価報告書は各委員会が分担して作成し、報告書はウェブサイトで公表されている。高等学校、地方公共団体、教育機関からの意見聴取、教育実習や保育実習のための実習懇談会でのフィードバック等、学外関係者からの意見聴取も多面的に取り入れられ、その結果は入試選抜制度の改善等に生かされている。教育の向上・充実については、科目レベルと学科・機関レベルでPDCAサイクル

を活用してアセスメントを行っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトに明示されている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則に定められている。

教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従い、基本教育科目及び専門教育科目で構成され、短期大学設置基準にのっとり編成されている。

学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修に関する規程に定めて運用している。

シラバスには、授業の到達目標、授業内容、必要な準備学習の内容・時間、成績評価の方法・基準等、必要な項目が明示されているが、より統一を図るため記載内容の確認方法・体制等について検討が望まれる。

教養教育の内容と実施体制が確立されており、専門教育とのつながりも明確である。教養教育の効果については、学期ごとに授業評価アンケートを行い、その結果を基に教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

職業教育の実施体制は明確である。就職実績のある保育現場の園長・施設長との懇談会を毎年定期的で開催するとともに、卒業生の評価についてアンケート調査を行うことを通じて職業教育の効果測定・評価し、この情報を基に職業教育の内容・方法等を改善している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき策定されており、学生募集要項等に明示されている。入学者選抜の方法は、高大接続の観点により多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率等の量的データや、卒業時満足度調査や卒業生調査等の質的データを活用し測定する仕組みを整えている。「育成される力」と「達成目標」から構成される学科の学習成果と各科目の対応関係については「学習成果」表を定め、ウェブサイト等で学生に提示し説明しているが、学生自身が学習成果の獲得状況を把握できるような仕組みの検討が望まれる。

卒業生の進路先からの評価は、教員による実習巡回時の聴取や、保育現場の園長・施設長との懇談会を通じて行っている。

教員は学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、及び卒業後を見通した一貫性のある学生指導を行っている。学期ごとに行う授業評価アンケートの回答結果を踏まえた「授業改善報告書」を作成し、授業改善に活用し、学生にも開示している。事務職員は、教員と協働し学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学前教育として、学習の土台作りを目的に、オンライン学習システムである「HGU ラーニングベーシックコース」を全入学予定者が受講している。さらに、HGU ラーニングを活用し、初年次教育として「HGU ラーニング・ステップアップコース」を実施して、基礎学力の維持と向上を図っている。

学生の生活支援では、学務グループ（学生担当）と学生委員会（教職員組織）を設置し、



学生の生活全般にわたる支援を行っている。学生の活動として、地域貢献活動が推奨され、ボランティアサークル等が設立されている。近隣の子どもたちを対象として毎年行われる「子どもフェスティバル」を通じた活動も活発である。さらに地域社会との連携強化を目的とした静岡県内の「短期大学交流会」の運営に学生が携わっており、教職員がそれらを支援している。学生生活に関して「相談箱」を用いて学生からの相談を聴取している。今後、相談への対応やその周知方法などについても検討が期待される。

進路支援については、教職員で構成される就職委員会と事務組織であるキャリア支援グループを設けている。多くの学生が保育現場を就職先として希望していることから、これに対応する「就職ガイダンス」をはじめ関連講座を実施するなど、支援体制を整えている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。教員の研究活動の成果については研究論集が毎年発行されており、研究成果の発表の機会が確保されている。科学研究費補助金の採択実績があり、外部研究費の獲得に積極的に取り組んでいる。研究活動における行動規範や不正防止、研究倫理等、研究活動に関する規程は整備されており、研究倫理に関するコンプライアンス研修を実施している。教員は、教員相互の授業参観等を通して授業・教育方法の改善を行っているが、更なる教育力の向上に向け、活発なFD活動の検討が望まれる。

事務組織の責任体制は明確であり、情報共有等の連携も十分に取れている。教職協働の体制と業務改善により、学生の学習成果獲得に向けた環境を整えている。SD活動に関する規程を整備し、教職員対象の研修等も適切に実施しているが、学生の学習成果の向上に向け、更に活発なSD活動の検討が望まれる。

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、規程管理システムにおいて全教職員に周知している。全教職員に対し勤怠管理システムを通じた労働時間の把握を行っており、適切な労務管理体制が整備されている。また、専任教員については労働実態を踏まえ、変形労働時間制が導入されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館はラーニングラウンジとしても運営されており、蔵書、学術雑誌、AV資料が整備されている。防災管理規程や消防計画、火災・地震対策のためのマニュアル等が整備され、定期的な点検・訓練を実施している。情報セキュリティに関する基本方針等が整備され、危機管理体制についても整備されている。コンピュータ教室や貸出パソコン、学内LAN、Wi-Fi等の情報通信環境についても整備されており、授業や学校運営に活用できるよう整えられている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去2年間の経常収支が収入超過となっている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人を代表してその業務を総理しており、また、経営企画室を設置して経営分析を行い、令和10年度までの中期計画「興誠学園

地域共創プラン」を令和 5 年度に策定し、将来像を明確にしている。

理事会は、寄附行為に基づき理事長が招集し、議長を務め、所定の事項について審議するほか、学校法人の業務を決し、意思決定機関として適切に運営されている。また、理事会には各部門から幹部職員等が陪席し、学校法人運営に関する協議内容を共有することにより、理事長がガバナンスを発揮できる環境になっている。理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識と見識を有しており、法令等に基づき選任され、適切に構成されている。

学長は学長選任規程に基づき選出され、建学の精神とその理念に基づいた教育研究に邁進して職務遂行に努めており、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。また、教授会規程に基づき、教授会を適切に運営するとともに、理事会決定事項を共有する場としている。さらに学長の意思決定を補佐する運営会議を設置し、ガバナンスを支える体制を整備している。教授会の議事録は整備されており、学長の下に組織された各種委員会は適切に運営され、各議事録は保管されている。また、学生の懲戒については、学則第 56 条及び「浜松学院大学短期大学部懲戒処分規程」に定められている。

監事は学校法人の業務、財務の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、学校法人運営に関する重要事項等についての諮問に応えており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、短期大学の教育情報及び財務状況を含む学校法人の情報等をウェブサイト等で公表・公開している。

## 愛知医療学院短期大学の概要

設置者	学校法人 佑愛学園
理事長	丹羽 治一
学 長	横尾 和久
A L O	加藤 真夕美
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所在地	愛知県清須市一場 519

< 令和 5 年度入学定員（令和 6 年度募集停止） >

### 設置学科及び入学定員

学科	専攻	入学定員
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40
リハビリテーション学科	作業療法学専攻	40
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	リハビリテーション科学専攻	10
	合計	10

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

愛知医療学院短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月20日付で愛知医療学院短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「佛心尽障」は、「知恵と慈しみの心を持って障がいをもつ人々の心身を広く支える」ことを表し、ウェブサイトなどを通じて公表するとともに、創立記念式典では、理事長や学長から学生、教職員に対して講演等を行っている。

地域社会の発展に寄与することを目的に、清須市や海部郡大治町と官学連携協定を結び、「清須市民げんき大学」などの地域貢献事業を実施し、地域住民を対象にリハビリテーション関連の講話や運動指導等を行っている。また、学生が授業の一環として参加し、実践的な体験を通じて人間性やコミュニケーション能力を養う機会としている。

学科及び各専攻課程の教育目的は、建学の精神に基づいて定められ、定期的な確認が行われている。専攻課程ごとの学習成果は、医療人になるための専門知識の修得と社会人基礎力を養うことを骨子とする教育目的に基づき、5項目を定めている。三つの方針は一体的に定められ、「教学関連委員会」が卒業認定・学位授与の方針に基づく科目の配置等の議論・検討を行っている。

自己点検・評価委員会を中心に、組織的な点検・評価活動を行い、定期的に自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。学習成果の査定についてはアセスメントポリシーを定め、PDCAサイクルの一環として、「IR・情報課」が学習成果のデータ収集と分析を行い、その結果を「FD&SD研修」に活用している。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神及び教育理念に基づき定められ、社会的通用性を有している。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。シラバスには、学生が主体的に学べる授業計画を記載し、学習成果に即した到達目標・評価基準や必要な授業外学習時間等を設定している。職業教育の教育課程は充実しており、カリキュラムマップ・カリキュラムツリーを用いて科目の編成を行っている。ただし、評価の過程で、1年次の授業科目のうち学期をまたいで単位認定している科目があるという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。入学者受入れの方針は学習成果に対応し、学生募集要項等に明記している。

学習成果の査定は、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの三段階で行い、質的デ

ータ・量的データを用いて測定・評価を行っている。卒業生へのアンケート及び、卒業生の進路先を対象とした調査も行っている。

学生の学習成果獲得状況等の情報は教授会等で共有し、保護者との個別懇談会を実施し、情報提供を行っている。事務職員は、キャリア支援課、教育研究推進課を中心に、学生の学習成果獲得状況の把握に努めている。

学習アドバイザーは定期的に学生との面談を実施し、学習方法のアドバイスや全般的なサポートを担当している。生活面でも学習アドバイザーが窓口となり、学年担当教員等と協力し支援に取り組み、また、非常勤教員を含めたオフィスアワーの設定や公認心理師によるカウンセリングなどを実施している。就職支援は、学習アドバイザーとキャリア支援課が協働し行っており、就職状況はキャリア支援課で把握・情報共有を図っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき配置され、専任教員の採用・昇任は、教員選考規程等に基づき行っている。研究倫理を遵守するための定期的な研修を毎年実施している。研究成果を発表する機会として、紀要を発行し、研究業績はウェブサイトで開催している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を充足し、図書館棟にはラーニング・コモンズ等を設置している。また、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室・演習室・実習室は適切に整備され、施設設備等の維持管理は、経理規程・固定資産及び物品管理規程などに基づき実施している。火災・地震対策には自衛消防隊を編成し、避難訓練を行い、緊急時に備えた AED やヘルメットを設置し、非常用物資として、防災毛布・食料・衛生用品などを備蓄している。

技術的資源に関しては、教育課程編成・実施の方針に基づき、ハードウェア・ソフトウェア等の保守管理を行い、学校施設管理委員会が技術的な支援を行っている。主要な教室には、授業のオンライン配信ができる環境を整えている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去 3 年間で収入超過となっている。なお、令和 6 年度の学生募集を停止している。

理事長は、創立時から理事として学校法人運営に携わり、建学の精神を継承するとともに、学校法人を代表し、その運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として機能している。また、理事は私立学校法及び寄附行為に基づき構成されており、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

学長は、これまでの教学・臨床経験を生かし、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、規程に基づき教授会を運営し、教学運営の最高責任者として、教育研究上の審議機関である教授会の意見を参酌して最終判断を行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える人数の評議員で構成しており、理事長を含め役員との諮問機関として運営している。ただし、評価の過程で、評議員会において「役員及び評議員の報酬等規程」の変更等が諮問されていないという、早急に改善を

要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報や財務情報を含めた学校法人の情報は、ウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 清須市との官学連携事業の基幹となる「清須市民げんき大学」は清須市の介護予防普及啓発事業の一端を担っており、「げんき大学同窓会」は卒業生の現状等に関する会報誌「げんき広場」を発行している。さらに地域のニーズに基づき、海部郡大治町との連携協定による「すこやか元気塾」や「はじめての元気あっぷ教室」、企業との連携による実証研究、短期大学独自事業の地域清掃活動「きよすクリーンアップ作戦」や出前授業などを展開し、教職員と学生の協働による地域貢献活動に取り組んでいる。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでおり、「IR・情報課」においては学生の学習成果の獲得状況に係る情報収集・分析・結果の共有を行い、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが機能している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学生による授業評価アンケートについては、FD&SD委員会が設問内容の見直しをはじめ、アンケートの実施、授業評価レポートの作成までを担っており、教育内容の改善に努め、また、科目ごとにまとめられた授業評価レポートはウェブサイトで公表している。
- 入学予定者を対象とする入学前教育が充実しており、数日にわたる「入学前スクール」、「新生ガイダンス」を行った後、「プレースメントテスト」を実施し、短期大学での学びへの円滑な導入教育・初年次教育に配慮している。また、その成果は「入学者アンケート」結果に表れており、多くの学生が入学者受入れの方針を理解し入学している。

- 「functional GPA」を導入し、様々な場面で活用し、学生に対しては成績評価の細かな差異を明確にすることで、学習活動のモチベーション向上につなげている。

[テーマ B 学生支援]

- 学習アドバイザーと学年担当・授業科目担当等の教員が学生一人ひとりの情報を共有し、教職員全体で学習成果の獲得に向けた学生支援システムを構築している。学習・生活支援では、学習アドバイザーが基礎学力の不足する学生の補習授業や学生相談窓口などを担当している。また学生の希望によりアドバイザーの変更を可能とし、非常勤教員を含めたオフィスアワーの設定・公認心理師によるカウンセリングなどにより柔軟な学生対応に努めている。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 研究倫理を遵守するための取組みとして、毎年対面方式で教職員向けのコンプライアンスに関する研修会を開催している。欠席者に対しては当日配布資料を供覧の上、資料の確認アンケートを実施し、フォローアップを確実にしている。

**(2) 向上・充実のための課題**

なし

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、1年次の前期科目のうち再試験で不合格になった科目について、再履修することなく学年末に「特別試験」を行い、単位を認定している科目があるという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会において「役員及び評議員の報酬等規程」の変更などの重要事項が諮問されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「佛心尽障」は、「知恵と慈しみの心をもって障がいをもつる人々の心身を広く支える」ことを表し公共性を有しており、ウェブサイト等で公表するとともに、教授会などにおいて確認・共有している。創立記念式典では、理事長、学長より学生、教職員に対して沿革や建学の精神及び教育理念等について講演等を行い、また、建学の精神の校舎内への掲示などで学内外に表明している。

地域・社会貢献として、地元清須市や海部郡大治町と官学連携協定を結び、「清須市民げんき大学」・「すこやか元気塾」など健康をテーマとする地域貢献事業を実施している。「清須市民げんき大学」における運動実技の指導には授業の一環として学生も参加し、実践的な体験を通じて人間性やコミュニケーション能力を養う機会にもなっている。

建学の精神に基づき、学科及び各専攻課程の教育目的・目標は確立しており、定期的な確認を行っている。学習成果は、医療人になるための専門的知識の修得とともに、社会人基礎力となる人間性やコミュニケーション能力を養うことを骨子とする教育目的に基づき、専攻課程ごとに 5 項目を定めている。「学修成果獲得状況および満足度に関するアンケート結果報告書」では、学習成果に関する学生の理解度の改善がみられるなど、学生への周知が図られている。

三つの方針を一体的に定め、「教学関連委員会」において卒業認定・学位授与の方針に基づく科目の配置等の議論・検討を行っている。また、卒業認定・学位授与の方針を達成するために、附属クリニック・デイケアセンターなどと連携し、臨地実習を行うなど、教育活動を行っている。三つの方針は学修の手引きやウェブサイトなどを通じて、学内外に表明している。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置するとともに、「学長・副学長会議」の下に位置付け、組織的な自己点検・評価活動に取り組んでいる。2年に一度、自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。自己点検・評価を継続し改善につなげる姿勢は、三つの方針などの見直しなどからも確認することができる。

学習成果を焦点とする査定については、アセスメントポリシー（「学修成果」の評価の方針）を定め、各種指標を用いて内部質保証に資する PDCA サイクルの構築に努めている。「IR・情報課」を中心に学習成果の獲得状況に関する収集・分析を行い、教育の質の向上を目指した FD&SD 研修会などを行っている。本協会の内部質保証ルーブリックにおいて



一定レベルを満たし、全教職員が教授会や委員会を通じて内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神及び教育理念に基づき示され、社会的に通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。シラバスは、学生が主体的に学習に取り組めるよう授業計画が記載されており、学習成果に対応した学習到達目標と評価方法の対応関係を科目ごとに明示するなど工夫が図られている。また、年間において履修登録できる単位数の上限を学則及び履修規程に定め、単位の実質化を図っている。教養教育は幅広く深い教養を培うように編成され、医療人育成を目的とした職業教育に関する実践的な科目が充実している。カリキュラムマップで科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を明示するとともに、カリキュラムツリーにより学習の順序性に配慮した科目の編成を行っている。なお、1年次の前期科目のうち再試験で不合格になった科目について、再履修することなく学年末に「特別試験」を行い、単位を認定しているケースがあった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

入学者受入れの方針は学習成果に対応して定められ、学生募集要項に明記している。「学力の3要素」を選考基準として、高等学校調査書・学力試験・面接調査等により総合的に評価し、入学者選抜を行っている。学習成果は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、アセスメントポリシーで定めた機関レベル・教育課程レベル・科目レベルにおいて測定可能になるよう定められている。学習成果の獲得状況は量的なデータだけでなく、質的データによる測定に取り組んでいる。

卒業生の進路先を対象に、毎年度アンケート調査を実施するとともに、毎年、卒業後約5か月を経過した8月には、卒業生を対象としたアンケート調査を行い、授業科目やその内容等の改善に活用している。

学生の成績等の情報は、専攻会議や教授会で共有し、学習成果の獲得状況を把握しており、保護者との個別懇談会を開催し、学生の学習状況等について情報提供を行っている。事務職員は、キャリア支援課、教育研究推進課を中心に、学生の学習成果獲得状況の把握に努めている。

入学予定者を対象とする入学前教育「入学前スクール」により、入学後の学習や学生生活への円滑な接続に配慮し、入学後の「新入生ガイダンス」では、学修の手引き等を配布し、教育課程や履修登録等の学習指導やチームビルディングを目的とした「スタートアッププログラム」を行っている。学習アドバイザーは学生面談を定期的実施し、学習方法の助言や入学から卒業までの指導を行い、学年担当教員や各種担当教員と連携した組織的な学習支援体制を構築している。

生活支援では、学習アドバイザーや学年担当教員が学生相談窓口を担当している。また学生の希望によりアドバイザーの変更を可能とし、非常勤教員を含めたオフィスアワーの設定や公認心理師によるカウンセリングなどの実施により、多面的で柔軟な学生対応に努め、学生の健康管理は健康管理室が担当している。経済的支援として学内奨学金の充実を図り、前年度成績優秀学生を対象とする特待生制度では授業料免除の支援を行っている。

就職支援は、学習アドバイザーとキャリア支援課が協働し行っており、卒業時の内定・就職状況はキャリア支援課で把握・情報共有を図っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき教員が配置されている。専任教員の採用・昇任は、教員選考規程、教員資格審査基準等に基づき行われている。研究倫理を遵守するための定期的な研修を実施し、研究を行う環境として、全ての専任教員に個別の研究室を設け、研究成果の発表の機会として、紀要を発行し、研究業績等についてはウェブサイトで公表している。教員の大学院進学を推奨し研究業績の積み上げを図っており、科学研究費補助金の獲得実績もある。FD活動については、FD&SD委員会規程に基づきFD&SD委員会を設置し、研修会等を企画・開催し、授業・教育方法の改善を図っている。

事務組織は、規程により、部門担当責任者を明示し、事務担当者の役割・責務を明確にしている。SD委員会規程及びFD&SD委員会規程に基づき、学内研修会が定期的で開催され、資質・能力向上の取り組みが行われている。教職員の就業は、就業規則等の関連規程に基づいた勤怠管理システムを導入し、適切に管理している。

校地・校舎面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場、体育室を有し、官学連携協定に基づき市内の運動場や体育館も利用している。図書館には、アクティブラーニングエリア（ラーニング・コモンズ）と図書閲覧・学習スペースがあり、1階には学生ホールを設置している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を適切に整備している。

施設設備は、経理規程・固定資産及び物品管理規程・施設使用規程に基づき、維持管理を行っている。火災・地震対策については、自衛消防隊組織を編成し、附属クリニックと合同で全学的な防災訓練を年2回実施している。また、緊急時に備えたヘルメットやAEDを準備し、非常用物資として、防災毛布・食料・衛生用品などを備蓄している。

技術的資源に関しては、教育課程編成・実施の方針に基づいて、施設設備、ハードウェアやソフトウェアの保守管理を行い、学校施設管理委員会が技術サービス等の紹介や導入の支援を行っている。また、学生貸出用ノートパソコンは図書館と学生支援室において管理し、使用環境を一定に保ちシステム管理を行っている。主要な教室には、授業のオンライン配信が可能なICT環境を整えている。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去3年間で収入超過となっている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は創立時から理事として学校法人運営に携わり、学校法人の代表として、その業務を総理している。また、各種会議体を通じて情報共有を図るなど、リーダーシップを発揮し、学校法人の発展に寄与している。理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として運営を行っている。また、理事は私立学校法及び寄附行為に基づき、構成されており、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有

している。

学長は、医師免許を有し、臨床及び教学経験・学識が豊富であり、短期大学及び併設大学の運営全般のほか、常務理事として理事長を補佐し、教育研究に関する業務や学校法人に関わる総務・財務・人事に関する業務等を総括している。学長は、規程に基づいて教授会を開催し、教学運営の最高責任者として、短期大学の研究教育上の審議機関である教授会の意見を参酌して最終判断を行っている。また、学長は学長選考規程に基づき選任されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える人数の評議員で構成しており、理事長を含め役員との諮問機関として運営している。なお、評議員会において「役員及び評議員の報酬等規程」の変更などの重要事項が諮問されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報及び財務情報を含めた学校法人の情報は、ウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 愛知学院大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 愛知学院
理事長	龍谷 顯孝
学 長	木村 文輝
A L O	犬飼 順子
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
歯科衛生学科		100
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	口腔保健学専攻	10
	合計	10

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

愛知学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月28日付で愛知学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、140有余年にわたって受け継がれてきた「行学一体・報恩感謝」であり、これを基盤として教育理念・理想が定められ、ウェブサイト等を通じて学内外に周知されており、入学希望者や在学生、その保護者に対しても短期大学の理念や目的の理解を深める努力がなされている。

地域・社会活動では、口腔の健康から全身への健康維持を重視し、地方公共団体・企業との連携活動や、教育機関等との包括連携協定による事業等、地域・社会貢献活動とともに、実践的な教育研究活動を行っている。また、学生のボランティア活動を支援し、社会に貢献できる人材の育成にも力を入れている。

建学の精神に基づき短期大学の教育目的を定め、学科の教育目標とともにウェブサイト等で広く表明している。学科の学習成果は短期大学の学習成果を踏まえ、教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素について定めている。また、短期大学、学科それぞれに、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針が示され、それらは一体的に策定されている。

自己点検・評価活動等については、自己点検・評価のための規程と組織が整備されており、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会及び外部評価委員会が設置され、各委員会規程に基づき、定期的な自己点検・評価が行われている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき定め、卒業までに身につける能力等を明確に示している。教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程は5部門で構成され、基礎分野から専門分野へつながるよう体系的に編成されている。学生に対してはカリキュラムマップ等を提示し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と各授業科目との対応関係を明確化している。歯科衛生士の国家資格取得を見据えた専門教育が行われており、その効果は歯科衛生士国家試験の高い合格率として表れている。入学者受入れの方針に対応する多様な入学者選抜の方法を設けて公正かつ適正な選抜が実施されている。

学生の休息や交流のためのスペース等、学生のキャンパス・アメニティの充実化が図られ、学生の健康管理に対して、学生相談室、メンタルヘルスサポートチーム等が整備され

ている。また、クラブ活動を通じた様々なボランティア活動に対して積極的な評価が行われている。歯科衛生士としての資格取得・就職対策として、歯科衛生士国家試験に向けた授業科目における教育支援や各種就職ガイダンスが実施されている。進学希望の学生に対しては、個別相談を行う支援体制が整備されている。

教員組織は短期大学設置基準が定める教員数を満たしている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行い、その成果は毎年、自己点検・評価報告書に掲載し、公表している。

事務組織については、規程に基づき組織され、責任体制が明確になっており、事務職員は、それぞれ専門的な職能を有した上で、その能力を発揮できる環境下で業務を遂行している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意している。また、校舎はバリアフリー化され、障がい者への対応もなされている。施設設備等については諸規程が整備され、適切に維持管理されている。

情報技術の向上及び技術サービスの一環として、「IT サポートオフィス」を設け、ITに関する相談や専門的な支援の体制を整えている。また、学生及び教職員が自身の端末から学内 Wi-Fi に接続しインターネットが利用可能な環境を整備している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長のリーダーシップの下、学校法人の意思決定機関として、原則、毎月1回理事会を開催している。また、日常的な起案案件を審議する学内理事会を毎週開催し、重要事項については理事会、評議員会に上程し協議、決定している。

学長は教学運営の最高責任者として教職員をリードしており、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、教授会では教学委員会をはじめ各種委員会の報告が行われ、学長が的確に指示できる体制を整えている。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

情報公開については、ウェブサイト上に、学校教育法施行規則に定められた教育研究活動等の情報及び私立学校法に定められた学校法人の情報を公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学習支援体制として、学年担任・副担任制を採用していることに加え、1年次と2年次では少人数の学生に対する専任教員によるチューター制の導入、科目により個別指導教員の配置、さらには3年次には歯科衛生士国家試験に対する個別の学習支援体制が整備されており、学生の学習状況に応じた的確な支援体制が整えられている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 学内理事会を毎週開催し、日常的な起案案件を審議するとともに、様々な情報収集、意見交換を行いつつ重要事項については、理事会・評議員会に上程し、協議、決定している。このように、理事長のリーダーシップの下、理事会は短期大学を含む学校法人の管理運営を熟知し、将来構想を考え経営の安定化を図っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要であ

る。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 31 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。



### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「行学一体・報恩感謝」という建学の精神を設立以来、140年余りにわたり受け継いでいる。この精神は教育理念・理想の基盤として、学則に明示されている。さらに、教育基本法に基づく公共性を実質化するために、広く学内外に周知しており、ウェブサイト掲載のほか、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会等において入学希望者や在学生、その保護者に対しても短期大学の理念や目的の理解を深める努力がなされている。

地域・社会活動では、口腔の健康から全身への健康維持を重視し、地方公共団体・企業との連携活動や、地域教育機関との包括連携協定による事業等、地域・社会貢献活動を実施するとともに、実践的な教育研究活動を行っている。また、学生のボランティア活動を支援し、社会に貢献できる人材の育成にも力を入れている。さらに、「歯科衛生士リカレント研修センター」では、歯科衛生士の復職支援や離職防止のための研修活動も継続して行われている。

建学の精神に基づき短期大学の教育目的を定め、学科の教育目標とともにウェブサイト等で広く表明している。教育目的では、人々から信頼される人間形成を重視した教育を基本的使命とし、社会構造や歯科医療環境の変化に適応できる能力を養うことを目指すとしている。教育目標としては、幅広い教養と口腔保健・歯科医療に関する知識・技能を修得し、人々の口腔の健康向上と維持増進に寄与できる社会人の育成が掲げられている。学科の学習成果は短期大学の学習成果を踏まえ、教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素について定めており、教育目的・教育目標とともにウェブサイト等で表明されている。

短期大学及び学科の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針は、それぞれ一体的に策定されている。学習を効果的に進められるように、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目ナンバリングなどが作成されており、これらの情報はウェブサイトや「学生ガイド」で公表され、新入生にはオリエンテーションで説明が行われている。

自己点検・評価活動は規程と組織が整備され、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会及び外部評価委員会が設置されている。定期的な自己点検は、学生による各種アンケートや、教員による自己点検・自己評価等を通じて実施され、その結果は各委員会や教授会で検討されている。教育の質保証に関しては、学習成果の把握と可視化を目的に策定

されたアセスメント・プランに従って、国家試験の合格率を重要な指標の一つとして学習成果の獲得状況が分析・検討され、授業内容・方法や学習指導の改善等に役立てられている。卒業研究の評価方法にはルーブリック評価が導入され、教育の質の向上が図られている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき定められ、卒業までに身につける能力等が明確に示されている。卒業の要件や成績評価の基準等は学則に規定されている。教授会において、卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検・修正が行われている。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に掲げた目標と連動して策定され、5部門からなる教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、基礎分野から専門分野へつながるよう体系的に編成されている。学生に対しては、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを提示し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と各授業科目との対応関係を明確化している。また、授業科目には適切な番号を付加して分類する科目ナンバリングを施し、学習の段階や順序等を示し修得科目を体系的に整備している。

教養教育については、特に外国語教育を重視しており、一部の選択必修科目では専門教育の基礎力として歯科衛生士の生涯教育につながるものが期待されるものとなっている。歯科衛生士の国家資格取得を見据えた専門教育が行われ、職業教育と連動しており、その効果は歯科衛生士国家試験の高い合格率として表れている。なお、教育理念に基づき、単なる学問的知識や技能の修得だけでなく、教養教育を通じた人間形成が重視されているが、科目は自然科学分野に偏っているため、教育理念・目的の3番目に掲げている幅広い教養の修得のために人文科学、社会科学系の更なる科目設置が望まれる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入試ガイド等に掲載している。また、多様な入学者選抜の方法を設けるとともに、それぞれの選考基準を設定し公正かつ適正な入学者選抜が実施されている。なお、高等学校関係者からの意見聴取については、同一法人内にとどまらず、幅広い多様な意見聴取を行う体制を整備することが期待される。

GPA制度を用いた授業科目ごとの学習成果は、シラバスに記載された成績評価基準（成績評価方法）により、「科目別成績評価」として測定されており、最終的な学習成果として歯科衛生士国家試験に合格することが測定可能な指標の一つとなっている。また、学習成果の獲得状況の測定は、学生への授業アンケート、卒業生へのアンケート及び卒業生の進路先（就業先）へのアンケートにより行われており、その結果は教員の自己評価と併せて授業改善に活用されている。また、併設大学の歯学部や薬学部の各種資源を共用することにより、学習成果の獲得に対するサポートが行われている。

入学手続者に対しては、入学前教育や入学後に必要な様々な内容についての情報提供が行われ、入学後の学生生活の円滑化のために役立てられている。学生の学習支援体制として学生の所属学年や学習状況に応じて、基礎学力の不足学生に対する個別指導・相談、授業欠席者に対する本人申し出による補講の実施等、充実した指導体制が整備されている。

学生の休息や交流のためのスペース等、学生のキャンパス・アメニティの充実化が図られており、学生の健康管理に対して、保健室、学生相談室、メンタルヘルスサポートチー

ムが整備されている。また、小学校における歯科保健指導の実施、クラブ活動を通じた様々な歯科ボランティア活動に対して積極的な評価が行われている。なかでも、海外ボランティア活動については積極的に実施されており、一定の成果をあげている。

歯科衛生士の資格取得・就職対策として、歯科衛生士国家試験に向けた授業科目において教育支援、各種就職ガイダンスが実施されている。進学希望の学生に対しては、学年担任、IR・キャリアサポート委員や事務職員等が個別相談を行う支援体制が整備されている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準が定める教員数を満たし、適切に編制している。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表しているほか、研究紀要や学会誌等に公表している。専任教員が研究や研修を行う環境は、おおむね整備されている。FD 委員会による研修会等、FD 活動は活発に行われており、また、研究倫理を遵守するための取組みについては倫理委員会規程を整備するとともに、研究倫理研修会を FD 研修会として毎年実施している。

事務組織については、規程に基づき組織され、責任体制が明確になっており、事務職員は、それぞれ専門的な職能を有した上で、その能力を発揮できる環境下で業務を遂行している。SD 活動については、規程を整備し、教職員を対象に毎年 SD 研修会、講演会等を計画的に実施している。また行動規範、就業規則等、教職員の就業に関する諸規程は整備され、周知されており、教職員の就業は、タイムレコーダー又は出勤簿で、適切に管理されている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場は、授業や課外活動に適切な面積を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意しており、全ての施設でスロープやエレベーターを設置し、バリアフリー化が図られている。学生ホール、食堂、談話室、図書館情報センター、パソコン室、体育館、運動場等は、併設大学との共用となっており、十分な面積を有している。

施設設備については、諸規程が整備されており、備品用品の管理帳票を作成し、施設設備や物品を適切に維持管理している。火災・地震等の災害に対しては、学校法人本部で対策が講じられており、中央監視装置・防災監視盤を導入して、制御・状態監視、及び定期点検を行っているほか、火災訓練は、学生も参加して毎年実施されている。また、コンピュータシステムについても必要なセキュリティ対策を講じている。その他、事業活動において「名古屋市エコ事業所」の認定を受けるなど、SDGs 活動に取り組んでいる。

学生が学習成果を獲得するための技術的資源については、教学サポートのためのウェブサイトを整備し、各種アプリケーションにより学生・教職員向けの情報配信を行っている。また「IT サポートオフィス」を設け、IT に関する相談や専門的な支援の体制を整えている。また学生及び教職員は、自身の端末で学内 Wi-Fi に接続しインターネットが利用できるほか、学生は、パソコン室のパソコンも利用することができる。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財

務体質の改善に努めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

学校法人の運営について原則として毎月1回理事会を開催し、法定事項や規程整備等の重要案件を審議するとともに、学内理事会を毎週開催し、日常的な起案案件を審議し、重要事項については、理事会、評議員会に上程し、協議、決定している。理事長のリーダーシップの下、理事会は短期大学を含む学校法人の管理運営を熟知し、将来構想を考え経営の安定化を図っている。

学長は教学運営の最高責任者として教職員をリードしつつ、理事として理事長を補佐することで学校法人運営とのバランスの取れたリーダーシップを発揮している。教授会は教授会規程に基づき適切に運営されている。また、教授会では教学委員会をはじめ各種委員会の報告を行い、学長が把握し的確に指示できるような体制を整えている。特に教学委員会において教授会の諮問、提案及び教務に関して審議した事項は、教学委員会委員長が教授会にて報告・審議し、学長が教授会で最終判断をするという体制がとられている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。さらに、学校法人の内部監査室と意見交換を行い情報共有を図るほか、定例の理事会終了後、事務担当者より学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況や教学に関して説明を受け、監査を行っている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。ただし、監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員で構成されている。また、評議員会は、学校法人の運営に関する重要事項について意見を述べ、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

情報公開については愛知学院大学短期大学部のウェブサイト上に、「大学の教育研究上の目的に関すること」をはじめ、学校教育法施行規則に定められた教育情報を公表している。また学校法人として、寄附行為、ガバナンス・コード、中長期計画、事業計画書、事業・財務概要、資金運用等について、学校法人愛知学院のウェブサイト上で公表・公開しており、説明責任を果たしている。

## 愛知産業大学短期大学の概要

設置者 学校法人 愛知産業大学  
理事長 小林 英三  
学 長 高橋 実  
A L O 松野 澄江  
開設年月日 昭和 61 年 4 月 1 日  
所在地 愛知県岡崎市岡町原山 12-5

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
国際コミュニケーション学科		600
	合計	600

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	国際コミュニケーション専攻	20
	合計	20

## 機関別評価結果

愛知産業大学短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月28日付で愛知産業大学短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

愛知産業大学短期大学は、通信課程のみの短期大学として、全国を対象に特色ある通信教育を実施している。建学の精神は「豊かな知性と誠実な心を持ち社会に貢献できる人材を育成する」である。また、この建学の精神を敷衍した形で教育目的「一般教養および専門の学問、技術を教授研究し、実社会に適應できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成し、もって地域社会の教育、学術文化ならびに産業の発展に寄与すること」を定めている。建学の精神は、ウェブサイト等により学内外に表明しているほか、入学オリエンテーションや卒業式の折に、理事長・学長の訓話を通して学内に共有されている。高等教育機関として地域開放講座を実施し、地域開放講座部会を立ち上げ、短期大学教員の専門分野を広く市民に知っていただくための社会活動として地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、短期大学及び学科の教育研究の目的を定め、学則上に明示され、ウェブサイト等で広く共有されている。三つの方針は学則に定められており、「学習のしおり」やウェブサイト等で公開している。

「自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を置き、点検・評価を実施し、結果を自己点検評価報告書として作成している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業要件、成績評価の基準を明確に示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程編成・実施の方針に即した教育課程を編成し、実施している。入学者受入れの方針は、学習成果に対応し、卒業後に国内外で活躍する人材となるために必要な知識とスキルが明確に述べられ、入学案内やウェブサイト等で明示している。

教員は、卒業認定・学位授与の方針及び成績評価の基準に沿って学習成果を評価し、学科の学習成果の獲得に向け、責任を果たしている。事務職員は、学科の学習成果の獲得に向け、三つの方針を理解し、学生の学習成果獲得に向けて助言及び指導を行っている。

教員組織は、短期大学通信教育設置基準を満たしており、教育目的に沿った教育課程編成・実施の方針に基づき、非常勤を含めた教員の配置を行っている。専任教員の研究成果は授業の質的向上にも利用されており、その研究内容は、広く一般市民に対しても公開され、地域貢献にも寄与している。

校地、校舎の面積は、短期大学通信教育設置基準を満たしている。各校舎ともエレベーターを完備しており、また校舎の要所に車いす用のスロープを設けるなどしてバリアフリーに対応している。施設設備については、学校法人の規程に基づき管理している。防災については、併設大学が定期的に防災訓練を実施する際に参加している。

ITシステムについては、これまで業務システムのパッケージ化を進め、教務事務系システム、学生支援系システム、教育系システムの3つを導入・運用している。学生支援系システムでは、「通教オンラインサイト」を運営し、学生と教職員の間の連携を深め整備している。ネットワーク環境は十分に確保されており、DX推進室が管理運営している。eラーニング化の展開に合わせ、学生に対して情報通信技術を高めることができる機会やパソコン等が使用できる環境を整備している。

財務状況について、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、適切なリーダーシップの下で、建学の精神、教育ミッションを基本に据えた学校法人運営を行い、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮し、規程に基づき教授会を招集し、教授会の意見を参酌して最終決定を行い、適切な運営がなされている。

監事は、寄附行為等に基づき、理事会、評議員会に出席し意見を述べ、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為の規定に基づき、理事長を含め役員との諮問機関としての責務を果たすべく、適切に運営されている。学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマC 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り込んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学生数の多い名古屋、東京のスクーリング会場では、対面またはオンライン会議システムを活用した学習相談会オープンルームを毎月開催しており、普段自宅で通信授業を受講したり自学自習を柱に学習を進める学生が学習に行き詰まったりすることのないよう、直接教員と面談し質問や相談ができる機会を定期的に設けている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のためにその結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし



### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「豊かな知性と誠実な心を持ち、社会に貢献できる人材を育成する」に基づき、教育研究の目的を「一般教養および専門の学問、技術を教授研究し、実社会に適応できる豊かな人間性や創造性を備えた人材の育成を通じて、地域社会の教育、学術分野ならびに産業の発展に寄与すること」としている。建学の精神は、ウェブサイト等により学内外に表明しているほか、入学オリエンテーションや卒業式の折に、理事長・学長の訓話を通して学内に共有され、スクーリング授業の教室にも額縁に入れて黒板の上の壁面に掲示され、確認されている。

高等教育機関として地域開放講座を実施し、地域開放講座部会を立ち上げ、短期大学教員の専門分野を広く市民に知っていただくための社会活動として実施して地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、短期大学及び学科の教育研究の目的を定め、学則上に明示され、「学習のしおり」やウェブサイト等で広く共有されている。学科の教育目的の達成状況については卒業生アンケートを通じて確認しており、年度末には授業アンケートの内容を参考にしながら、指導方法、授業コンテンツの内容の見直しを行っている。

学科の学習成果として、各種資格試験や教員採用試験合格を掲げており、資格・免許の取得者数、教員採用試験の合格者数及び卒業生の就職先を学校法人の広報誌やウェブサイトに掲載し、学内外に対して学習成果を公表している。三つの方針は学則に定められており、入学案内の冊子やウェブサイト等にも掲載し、入学オリエンテーションにおいても毎回説明している。

規程に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。委員会は、教育研究水準の向上に資するため、短期大学における教育及び研究組織、運営並びに施設設備等の状況について点検及び評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として作成している。しかしながら、自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていないので、改善が求められる。

学科が学習成果として掲げる能力の獲得・達成状況について、機関レベル（短期大学）・教育課程レベル（学科）・科目レベル（授業・科目）ごとに学習成果を査定する方法を有している。それぞれのレベルでの学習成果の査定の結果から課題を発見し、分析を行い、課題に対する改善計画を策定して実行することにより、教育の質の向上を目指している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、卒業要件、成績評価の基準を明確に示しており、教育理念及び教育目標を掲げる人材と認定するとは、教育目標を達成した人材として各授業科目の授業計画に基づく厳格な成績評価の下、卒業の要件を満たしているということを示している。卒業認定・学位授与の方針に示されている学位授与の基準である GPA は、卒業判定、学修奨励奨学金の受給者選抜、卒業表彰の選定基準、及び退学勧告の基準として活用されている。また、1年間に履修登録できる単位数の上限を45単位までとするCAP制を設けており国際通用性を担保されている。

教育課程については、卒業認定・学位授与の方針を念頭に、英語等の習得を語学力、日本語教育、コミュニケーション、あるいは日本を含めた様々な国の文化や歴史など、国際コミュニケーションに必要な多様な知識、国際的に活躍できる知識とスキルの習得を目指す人材を受け入れ、教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成されている。

教育課程編成・実施の方針に従って授業科目を「教養科目群」と「専門科目群」に分けて編成しており、「教養科目群」は学習の素地となる基本的な授業科目と位置づけ、「専門科目群」は、6つのコース編成に合わせた特定分野の知識とスキルの習得に重点を置いている。授業は通信科目と面接科目があり、教育課程の体系化を明示するために、全科目に「科目ナンバリング」を付している。

授業科目の学習成果は授業計画の「達成目標」として明示されている。「国際的に活躍できる人材」にふさわしい能力を身につけることが学習成果として、それぞれの授業科目は、この教育目的に対応してそれぞれの科目で身につけさせる知識、技能並びに態度を具体的に示している。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応し定めており、卒業後に国内外で活躍する人材となるために必要な知識とスキルが明確に述べられている。

学習成果はシラバスに具体的に示されており、学習内容と評価方法だけでなく、科目ごとの達成目標と、科目ナンバリング・学科の学習・教育目標と関連性が整理して記載されており、カリキュラムの中での学科目の位置づけが理解できるよう配慮されている。通信科目ではテキストの読解や課題レポートの作成、小テストなどに向けた学習及び科目終末試験に向けた学習によって、面接授業では講義と自宅での予習・復習及び科目終末試験に向けての学習によってそれぞれの学習成果が十分に上げられるよう工夫されている。なお、学習成果の説明については、短期大学として学生に獲得を要求しているものと、学生が学習の結果として獲得したものの2つが、場面により使用されている。この2つの意味を整理し、前者にのみ学習成果を使用することが望ましい。

各授業科目の単位認定については学則の定めにより、授業科目を履修し、試験、論文、レポートなどシラバスに示された成績評価によって合格を判定し、所定の単位を授与している。

通信教育という特性から、卒業時の就職状況の分析・検討とその結果の就職支援への活用について、卒業時の就職状況を把握するために「卒業生アンケート」を実施しており、令和4年度からはオンラインにより実施している。

教員は、「学位授与の方針」とそれに関わる成績評価の基準に沿って学習成果を評価し、学科の学習成果の獲得に向け、責任を果たしている。また、シラバスの「レポート課題・課題作品」で示したレポート課題や小テスト等により、授業期間中の学習成果の獲得状況を適切に把握するよう努めている。授業内容の担当者間での協力や調整については、コース担当教員ごとに定期的に会議を開き、意思の疎通を図っている。また、年度ごとの学内及び学校法人グループ校間の公開授業により、教員間の相互評価・研修を行い、授業技術や教育内容を随時改善している。通信教育という特殊性から、学生に対し日常かつ継続的に学習支援を行うことには一定の制限があるものの、既に導入しているeラーニング化の拡充と利便性の向上、担任制度の実施状況の検証など様々な方法により、組織的な学習支援体制の一層の充実を図っている。さらに、平成31年度から夜間スクーリングを導入し、令和2年度から完全オンラインスクーリング科目を導入した。

事務職員は、学科の学習成果の獲得に向け、三つの方針を理解し、学生の学習成果獲得に向けて助言及び指導を行っている。また、所属部署の職務を通じてその達成に貢献している。

通信教育部事務室においては、学生の履修登録、成績、卒業、証明書発行に関する一連のデータを教務専門に設置した教務システムにおいて管理し、学生の入学から卒業まで連続した学習支援を行っている。また、大学UD委員会SD部会と短期大学SD委員会とが協働し、定期的に業務改善活動、検証を行うなど事務部門のSD活動を通じて業務改善に取り組んでいる。

学生生活を支援するための特別な組織はないが、学生支援ポータルシステム「通教オンライン」により、個別指導をきめ細かく実施し、学生への学習指導、生活指導に生かしている。

通信制という特性から、就職希望者には就職、転職についての相談・指導を行っているが、学生のほとんどが社会人のため、キャリア支援室の積極的な利用にまでは至っていないという現状がある。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学通信教育設置基準を充足している。授業カリキュラムは、教育課程編成・実施の方針に基づいた編成になっており、教員各々の専門性に応じて担当を振り分けている。教員組織の特徴の一つとして、英語、日本語教育、保育関連教員のみならず、一般教養関連教員が多種多様な科目をオンラインスクーリング、「通教オンライン教材」を使ったeラーニング教材開発を積極的に行っている。

各教員が活発に研究を行っており、その研究成果はそれぞれの教員が所属する学会の機関誌や「愛知産業大学短期大学紀要（年1回発行）」等で公表している。また、併設の愛知産業大学造形学研究所より「造形学研究所報」、愛知産業大学経営研究所より「愛産大経営論叢」が発行されており、発表の機会を十分に確保している。

専任教員の研究成果は授業の質的向上にも利用されており、その研究内容は、広く一般市民に対しても公開され、特に、「愛産大短大地域公開講座」については、平成18年度以来、毎年積極的に開講し、各教員の研究成果を地域に公開するなど、地域貢献にも寄与し

ている。

「ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程」に基づき FD 委員会を設置し、①授業改善のための基本方針の策定、②教員相互の授業研究、③教員業績評価の制度化、④学生による授業評価、⑤講演会・研修会の実施等の活動を行っている。授業に関する学習者の要求への対応は、事務室による窓口対応のほか、教務委員会及び FD 委員会で検討されており、スクーリング（面接授業）や通信授業に対して行われる授業改善アンケートの結果に対しては、個々の担当教員が真摯に受け止め教育の質の向上に努めている。

教育研究を支援するため、全職員が教員との連絡・連携を密にして学習者の要求に適切に対応する体制をとるべく、FD 委員会及び SD 委員会を統合した「UD (University Development) 委員会」を併設大学で平成 23 年度から立ち上げ、それぞれが短期大学と共同で活動中である。

「愛知産業大学短期大学学生による授業評価の実施に関する規程」に記載の「リフレクションシート」は「スクーリング実施報告書」に替えられているため、規程を更新することが望まれる。

短期大学の学習成果を向上させるための事務組織及びその業務分掌は「学校法人愛知産業大学組織規程」に規定されており、事務組織の責任体制は明確となっている。事務室各部署には、短期大学の運営及び学生の支援等の業務を円滑に運営するために必要な能力と適性を有する専任職員を適切に配置している。

事務職員の SD 活動については就業規則に記載されているが、第 14 条勤務規律を指していると思われることから、規程を整備することが望まれる。

学生のオンラインでの Question には事務職員を含めて共有し、早急に適切な担当者に振り分けるなどして Answer の対応ができています。

教職員の人事管理は、諸規程に基づき適切に行われている。

校地、校舎の面積は、短期大学通信教育設置基準を満たしている。各校舎ともエレベーターを完備しており、また校舎の要所に車いす用のスロープを設けるなどしてバリアフリーに対応している。身障者用トイレも設置され、校舎内の要所に自動体外式除細動器 (AED) を設置している。駐車場にも身障者用のエリアを設けている。

施設設備については、学校法人の規程に基づき管理している。防災については、通信教育という特性上、学生のスクーリング受講時期、受講会場、受講者人数がそれぞれ異なる上に教職員の勤務体制が不規則であることから、防災訓練や消防訓練を実施することが困難であり、単独では実施していないが、併設大学が定期的に防災訓練を実施する際に、短期大学も防災訓練に参加している。

IT システムについては、これまで業務システムのパッケージ化を進め、教務事務系システム、学生支援系システム、教育系システムの 3 つを導入・運用している。学生支援系システムでは、「通教オンラインサイト」を運営し、学生と教職員の間連携を深める技術的資源として整備している。本サイトを通して、教職員は、シラバスの公開、学生への連絡、学生へのアンケート等を行っている。また、学生は、科目の履修登録、教員への学習に関する質問、大学への問い合わせ等を行うことができる。

財務状況について、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育ミッションを基本に据えた運営を行い、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会の決定事項、経営に対する課題、学生確保、施設整備、財務状況等について「理事会便り」により冊子が教職員全員に配られ共有されている。

学長は、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮し、規程に基づき教授会を開催し、教授会の意見を参酌して最終決定を行い、適切に運営している。令和4年4月に就任後、ガバナンスの強化を図るため、率先して「愛知産業大学・愛知産業大学短期大学ガバナンス・コード」を新たに策定するなど、リーダーシップを発揮している。

監事は、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会に出席し意見を述べ、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行っている。

評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員で構成され、私立学校法及び寄附行為に基づき理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び学校法人の情報をウェブサイト上で公表・公開している。

## 修文大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 修文学院
理事長	吉田 真人
学 長	丹羽 利充
A L O	有働 真太郎
開設年月日	昭和 30 年 4 月 1 日
所在地	愛知県一宮市日光町 6

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活文化学科		100
幼児教育学科第一部		50
幼児教育学科第三部		80
	合計	230

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

修文大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月31日付で修文大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」は、修文大学短期大学部の教育理念・理想を明確に示しており、地元企業及び地方公共団体との連携を深め、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、短期大学及び各学科の教育目的を学則に定め、学科ごとに専門の学芸を教授研究し、必要な能力を養う教育を実施している。また、各学科の三つの方針をそれぞれ一体的に定め、ウェブサイト、大学案内等で学内外に表明している。

自己点検・評価の規程及び組織を整備し、定期的に点検・評価を行うとともに、学生に教育改善委員を委嘱し、教育内容・設備等に関する意見を聴取している。また、授業評価アンケートを通して、学生の学習に関する問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に基づき、それぞれ明確に示されており、社会的に通用性がある。教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。入学者受入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確にし、学生募集要項に明記しており、入学者選抜の方法は同方針に基づき公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況を各種データに基づき測定・評価しており、就職先への訪問、卒業生へのアンケートを通して、学習成果の有効性を確認している。

教員は、シラバスに示す成績評価基準（評価方法）により学習成果の評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に把握している。入学前は授業・学生生活の情報の提供や学科の専門性に基づいたレポート課題、入学後は学科・学年ごとのオリエンテーションなどを通して学習支援を行っている。学習上の悩みについては、教職員によるサポートのほか、学生同士で相談できるピアサポーター制度を設けている。学生の健康管理・生活支援を組織的に行っているほか、就職支援のために進路支援委員会を整備し、学生の就職活動に関する支援体制の充実に努めている。

教員組織は短期大学設置基準が定める教員数を充足し、教員の採用及び昇任は規程に基づき適切に行われている。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づき成果

をあげており、研究業績はウェブサイトでの公開のほか、毎年紀要を発行し研究報告を記載している。FD 活動については規程を定め、FD 委員会中心に授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

事務組織に関する規程は整備され、責任体制は明確である。SD 活動については教職協働を充実させるため、FD・SD 合同の学内研修会のほか学外の研修会も活用している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業・演習が行える環境を整えており、障がい者への対応としてバリアフリー化を進めている。

施設設備・物品の維持管理、及び火災・防災・防犯対策には必要な規程が整備され、適切に行われている。学内の ICT 環境はセキュリティ対策も含めて適切に管理・運営されており、学内ネットワークについては基幹回線の増強や学内アクセスポイントの整備により、学生の利便性の向上が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」の下、学校法人を代表してその業務を総理している。理事は学園の健全な経営についての識見を有する者が選任され、理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、学校法人の管理運営体制が確立されている。

学長は、教学運営の最高責任者として、短期大学の向上・充実に向けて努力している。教授会での審議事項は、学則及び教授会規程で定められており、教授会は短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、適切に業務を行っている。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報、財務情報を含む学校法人の情報は、ウェブサイト等で公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

○ 建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」は、短期大学の教育理念・理想を



明確に示している。平成 24 年に、「地域づくり構想への提言・貢献」、「文化を通じた地域づくり活動」、「産業界との連携活動」、「国際ネットワークの窓口」を 4 つの柱として「修文地域研究センター」を設立し、地元企業及び地方公共団体との連携、高大連携による催しを積極的に実施するなど、地域に根づいた実践的活動を通じ教育機関として地域・社会に貢献している。

[テーマ C 内部質保証]

- 令和 2 年度より、生活文化学科と幼児教育学科から各 2 名の学生を教育改善委員として委嘱し、短期大学における教育の内容・方法、及び条件整備等に関する意見等、学生から意見を聴取し、改革・改善に活用している。また、授業評価アンケートを通して、学生の予習・復習時間の不足などの問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。
- 専門職を養成する教育課程の中で、幼児教育学科の「卒業研究」や生活文化学科の「特別研究」において卒業論文を作成するほか、生活・医療事務コースとオフィスキャリアコースにおいては専門性を反映したテーマの選択、調査、研究、発表会を行い、製菓コースにおいては授業で取り組んだ作品を基に製作・発表・販売等を実施しており、卒業認定・学位授与の方針に掲げる 5 つの項目（身につけるべき能力等）を総合的に獲得する機会を設けている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学習上の悩みについて、授業担当者や担任など複数の教員による相談体制のほか、学生ボランティアが相談窓口となり学生同士で学習上の悩みを相談できるピアサポーター制度「修文ピアーズ」を設け、学生がより相談しやすい環境を整え、学生支援体制の充実を図っている。また、学習進度の速い学生に対しては、より高度な資格取得を奨励するなど、学生の単位取得状況や GPA、資格取得率などを基に学習支援を実施している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」、及び教育理念「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」は、修文大学短期大学部の教育理念・理想を明確に示しており、ウェブサイト、学生便覧、大学案内等において学内外に表明されている。また、建学の精神は卒業生に対する卒業時アンケートで定期的に確認している。

平成 24 年に「修文地域研究センター」を設立し、「地域づくり構想への提言・貢献」、「文化を通じた地域づくり活動」、「産業界との連携活動」、「国際ネットワークの窓口」を 4 つの柱として地域・社会に貢献している。地元企業との産学連携協定をはじめ、地方公共団体との包括連携協定、高大連携による催しなど、建学の精神に基づき、高等教育機関として地域に根づいた実践的活動を行っている。

短期大学及び各学科の教育目的を学則に定め、建学の精神を基本として、学科ごとに専門の学芸を教授研究し、必要な能力を養う大学教育を実施している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかに関する点検として、卒業生の勤務先等からの聞き取りも踏まえ、毎年の教育課程編成時に学科会において教育目的・目標の妥当性、適切性を検討している。

三つの方針は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき、学科ごとにそれぞれ関連付けて一体的に定め、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等で学内外に表明している。三つの方針については学科会等で点検し、学科間の統一性を図るなど見直しも行っている。なお、卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

自己点検・評価の規程を整備し、自己点検・評価委員会を中心に、定期的に全教職員が関与して点検・評価を行い、自己点検・評価報告書をウェブサイトで公表している。また、各学科から 2 名の学生を教育改善委員として委嘱し、短期大学における教育の内容・方法、及び設備等に関しての意見を聴取している。なお、同一法人が設置する高等学校関係者からも意見を聴取しているが、外部の高等学校関係者を含むステークホルダーから定期的な意見聴取ができる仕組みの構築が期待される。

学習成果を焦点とする査定的手法として、教職員に対して、教育の向上・充実のための PDCA サイクルをステップごとに具体的に明示し、教育目的・目標の検証等に活用してい

る。学習効果を高めるために教員相互の授業公開を行い、授業改善に努めている。また、授業評価アンケートを通して、学生の予習・復習時間の不足などの問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神及び教育研究上の目的に基づき定められ、社会的・国際的に通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づき定められており、教育課程は学生便覧に記載された各学科の教育目標を達成するために、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。学科に関連する資格試験、日程や方法等、学生が計画的に学習を進められるように、カリキュラムツリーにより教育課程の体系を分かりやすく示し、カリキュラムマップには卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明示している。シラバスには必要な項目が明示されている。教養教育及び職業教育については、社会人としての基礎としての基礎教養科目と、学科の専門教育・職業教育との教育課程上の関係性がカリキュラムツリーで具体的に示され、明確であり、学科会等でそれぞれの効果を評価し、改善に取り組んでいる。入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を明確にしており、入学者選抜の方法は選抜区分ごとに選考基準を設け、同方針に基づき公正かつ適正に実施されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などのデータに基づき測定・分析し、評価を行っている。卒業後評価としては、就職先への訪問時に卒業生の評価を聴取し、併せて卒業後1年目の卒業生にもアンケートを実施し、卒業後の進路・職業等に対する在学中の学習成果の必要性について確認や分析を通して、授業改善に取り組んでいる。

教員は、シラバスに示す成績評価基準（評価方法）により、科目の到達目標に照らして学習成果の評価を行い、評価結果により学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、授業評価アンケート結果を授業改善に活用している。入学予定者には、授業・学生生活の情報の提供や、学科の専門性に基づいたレポート課題を出すなどの学習支援を行っており、入学後は学科・学年ごとにオリエンテーションを行っている。学習上の悩みについては、担任制を含め複数の教員による相談体制で対応しており、学生同士で学習上の悩みを相談できるピアサポーター制度を設けている。

学生の生活支援には、学生支援委員会及び学生支援センターが設けられている。学生の通学に関してその一部を短期大学が負担するほか、入学試験時に選抜し卒業まで継続する学内奨学金制度を設けるなど、経済的支援を行っている。医務室、学生相談室でのカウンセリングの体制など、学生の健康管理・生活支援が組織的になされている。

就職支援のための教職員組織は進路支援委員会を整備し、各学科・コースの教員及び学生支援センターの職員が連携して学生の就職活動に関する支援体制の充実に努めている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、専任教員数及び教授数は、短

期大学設置基準を充足している。専任教員の採用及び昇任・非常勤教員の採用は、規程に基づき教員資格審査委員会において総合的に審査され適切に行われている。研究活動及び研究倫理に係る規程を整備し、研究倫理の遵守のため、研究倫理委員会主催の研修会等を実施している。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげており、研究業績についてはウェブサイトでの公開のほか、研究報告を毎年紀要に記載している。FD 活動については規程を定め、FD 委員会中心に授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

事務組織に関する規程は整備され、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は明確である。事務処理に必要な情報機器や備品等の整備については ICT 機器の高度化に合わせて定期的に更新し、事務処理の迅速化・高度化を図っている。SD 活動については教職協働を充実させるため、FD 研修会と合同テーマで研修会を実施し、学外の研修会にも積極的に参加している。教職員の就業については諸規程を整備し、教職員に周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。校舎は、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実験・実習室など必要な授業・演習が行える環境が整えられており、多目的トイレやエレベーターの設置等によりバリアフリー化し、障がい者への対応もなされている。図書館の図書・設備、運動用施設も整備されている。

施設設備、物品の維持管理、及び火災・地震・防犯対策は必要な規程が整備されており、適切に行われている。避難訓練は学生も含めて毎年実施し、災害時における学生の安全確保に努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎的な知識を含め、各学科の専門教育に応じた情報教育を行っている。学内の ICT 機器、ネットワーク環境、ソフトウェア資源はセキュリティ対策を含めて適切に管理・運営されている。また、学内ネットワークについては基幹回線の増強や、学内アクセスポイントの整備がなされ、学生が学内のどこからでも学生自身のノートパソコンやタブレット端末でインターネットに接続できるなど、学生の利便性の向上が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」の下、学校法人を代表してその業務を総理している。また、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事会は、理事長が議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、学校法人及び短期大学の運営・発展に必要な情報収集と、規程の整備が行われている。理事は、学園の健全な経営についての識見を有する者が選任されており、学校法人の管理運営体制が確立している。

学長は、教学運営の最高責任者として、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また、学生に対する懲戒の手続を定め、学生の入学、卒業、学位の授与など、短期大学の教育研究に関わる重要な事項について、教授会に周知するとともにその意見を聴取し、最

終的な判断を行っている。教授会での審議事項は、学則及び教授会規程で定められており、教授会は教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会等の短期大学の教学運営体制は確立している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員で組織され、各評議員は、学校法人の運営に関する重要事項について意見を述べている。評議員会は法令等に基づき開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。

教育機関としての公共性と社会的責任の下、学校教育法施行規則に定められた教育研究活動等に関する情報、及び私立学校法に定められた財務情報を含めた学校法人の情報をウェブサイトにおいて積極的に公表・公開し、その説明責任を果たしている。

## 京都西山短期大学の概要

設置者 学校法人 京都西山学園  
理事長 櫻井 悦夫  
学 長 加藤 善朗  
A L O 脇田 修司  
開設年月日 昭和 25 年 4 月 1 日  
所在地 京都府長岡京市粟生西条 26

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
共生社会学科		90
	合計	90

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

京都西山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月13日付で京都西山短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「智慧と慈悲」が建学の精神であり、建学の目的「仏教精神による人物育成」や建学の理念「学仏大悲心」を端的に表現しており、ウェブサイト等で学内外に表明し、行事等を通して学生、教職員にも周知を図っている。

長岡京市教育委員会との地域連携協定に基づく定期的な公開講座の開講や地域の小学校でのボランティア活動等、地域貢献活動を行っている。

学則に建学の精神に基づき定めた教育目的・目標が明記され、ウェブサイト等で学内外に公開している。

三つの方針は建学の精神に基づき定められ、組織的に全体的な議論と検討を行い、教授会の審議を経て決定され、ウェブサイト等で学内外に公開されている。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を組織し点検・評価活動を行っている。令和3年度から「自己点検・評価簡易報告書」を作成し、ウェブサイトで開催している。令和5年度にアセスメントポリシーを策定し、PDCAサイクルの整備を行った。

専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針、取得可能な資格及び免許状について学生便覧に明記され、周知が図られている。教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を編成し、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

教養教育は、各コースの特性に合わせた基礎学力の習得を目指すことに重点を置き、授業評価アンケートの活用により効果の測定に努めている。

職業教育では、近隣地域の企業や商工会と積極的に連携を図り、夏季及び冬季におけるインターンシップを計画・実施している。

入学者受入れの方針等の情報は、入学案内、募集要項、ウェブサイトで明示されている。高等学校教員を対象とした進学説明会において、入学者受入れの方針についても説明を行い意見聴取している。

学習成果の達成については、学位授与率や資格の取得率により査定されている。学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格取得率等を用いて測定している。学習成果の獲得に向けて、教職員は学生一人ひとりを丁寧に把握し、指導している。



学生からの授業評価を定期的に行い、その結果を受けて授業を見直すことを義務付けている。図書館やコンピュータ、学内 LAN 等の整備もされている。

学習支援・生活支援の組織的な実施では、学生と教職員の距離が近いことを生かして、多様なバックグラウンドを持つ学生たちにきめ細やかに対応している。学生相談室は、心理相談や学習相談等、様々な理由で活用されている。

進路支援については、インターンシップの活用を通して進路への意識を高め、既に進路が定まっている学生に対しては資格取得に向けて指導している。

専任教員の配置は短期大学設置基準を充足し、教員の選考は選考手続にのっとり実施している。研究を行う環境、機会は確保され、「西山学苑研究紀要」の発行や地域貢献事業の実施等にも精力的に取り組んでいる。FD 活動は、救急対応や合理的配慮に関わるもの、留学生の教育の現状と課題に関する内容等を取り上げ、定期的な研修を実施している。

事務組織は、事務局事務分掌規程等の諸規程に沿って責任体制を明確にしている。SD 活動に関しては、SD 委員会規程を整備し、各種団体が主催する研修会にも参加し、事務職員としての能力開発を行っている。人事・労務管理は、教職員の勤務、就業に関する規程を整備し、適切に管理している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足し、必要な運動施設も整備している。図書館は十分な蔵書を有し、特に浄土学関係の書物が充実している。

固定資産及び物品管理規程等を定め、施設設備の維持管理を適切に行っている。防火・防災管理規程、危機管理委員会規程を整備し、自衛消防組織を編成している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は専門業者に委託している。

学内 LAN を教職員用と学生用に分けて構築するなど、セキュリティ対策を講じている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は仏教精神に基づく教育に理解が深く、学校法人を代表してその業務を総理している。寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関としての運営を適切に行っている。

学長は建学の精神、建学の理念を深く理解し、学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、その意見を参酌し、学則の定めに従い、教学部門の最高責任者として所属教職員を統督している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は適切に選任されており、全ての理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織している。ただし、評価の過程で、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあるという、早急に改善を要する事項が認められ、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認したが、その他の議事録にも誤記載や管理等に関する不備が散見されるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築になお一層努められたい。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づいた教育情報、財務情報等をウェブサ

イトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 基礎教育科目として教養教育を実施しており、学科の特性に応じて、語学やスポーツ、情報処理などの科目を設け、教養や基礎学力の習得を目的として所属コースを問わず興味関心に合わせた幅広い科目選択ができる。また、仏教コースでは宗門の教師資格、みらい創造コースでは実社会で求められるヒューマンスキルや実務スキルに関する資格、国際経営コースの留学生は日本語能力試験での N1、N2、保育幼児教育コースでは保育士資格や幼稚園教諭二種免許状等、様々な資格取得が目指せる。

##### [テーマ B 学生支援]

- 学生は、担任教員、ゼミ担当教員、事務職員等、様々な教職員と日常的にコミュニケーションを取る機会があり、それぞれの学生が話しやすい教職員に学習相談等を行うことができる。また、教職員も週に1度定例の専攻会議を開催しており、組織内での情報共有や連携が積極的に行われている。教職員が一体となって学生支援に取り組んでおり、学生や短期大学の課題の解決を図っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策において、実際に学生と教職員が参加する避難訓練が実施されていないため、全学的な訓練を実施することが望まれる。

#### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和 5 年度～9 年度（5 ヶ年）」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。
- 評議員会の議事録作成や管理等に関する不備が散見されるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築に努められたい。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 54 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組みたい。

#### [テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあるという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組みたい。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「智慧と慈悲」を建学の精神とし、仏教による教えを学び、習得していく「智慧」と、思いやりのあるあたたかい心を育む「慈悲」による人間力の形成を目指している。弘安3年に学寮が創設されて740年余りたった現在でも、その根本理念は変わることなく、現在も僧侶を養成するコースを維持している。

長岡京市教育委員会との地域連携協定に基づく定期的な公開講座の開講や、仏教保育専攻の学生を中心に地域の小学校で行われる「らくしん祭り」や「乙訓おやまなびフォーラム」、「あらぐさ祭り」等に参加し、地域へのボランティア活動に取り組んでいる。

教育目的として、学則に「高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」と明記し、教育目標として「地域や社会で活躍できる人材の育成」を掲げ、「他者への思いやり」の心を育みつつ、社会人に必要とされる力を総合的に身につけ、それをもって地域や社会で活躍できる人材を育成することをウェブサイト等で学内外に公開している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針に示されているものの、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が不明確なので、改善が望まれる。三つの方針は建学の精神に基づき定められている。専攻・コース会議で卒業認定・学位授与の方針、教学委員会で教育課程編成・実施の方針、入試広報委員会で入学者受入れの方針を検討した後、自己点検・評価委員会で三つの方針の全体的な議論と検討を行い、教授会の審議を経て学長が決定している。三つの方針はウェブサイト・大学案内等の印刷物で学内外に公開されている。しかし、三つの方針の書き方がコースによって異なっているため相互に調整し、全体を通しての統一感を持たせることが望まれる。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を組織し点検・評価活動を行っている。令和3年度から「自己点検・評価簡易報告書」を作成し、ウェブサイトで公開しているほか、外部評価員からの意見を聴取している。令和5年度にアセスメントポリシーを策定し、PDCAサイクルの整備を行っている。今後PDCAをはじめとする質保証のシステムが機能するように努めることが望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針、取得可能な資格及び免許状について学生便覧に明記され、周知が図られている。

教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を編成しており、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

教養教育の内容と実施体制の確立については、各コースの特性に合わせた基礎学力の習得を目指すことに重点を置き、授業評価アンケートの活用により効果の測定に努めている。

職業教育では、近隣地域の企業や商工会と積極的に連携を図り、夏季及び冬季におけるインターンシップを計画・実施している。

コースごとの入学者受入れの方針や必要経費等の情報は、入学案内、募集要項、ウェブサイトで明示されている。高等学校教員を対象とした進学説明会において、入学者受入れの方針についても説明を行い意見聴取している。

学習成果は、学位授与率や資格の取得率により査定されている。学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格取得率等を用いて測定している。さらに、「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」の視点からその能力を可視化するアセスメントを導入し、ポートフォリオに代わるものとして実施している。

仏教保育専攻では卒業生を対象とした進路調査や同窓会等を活用し卒業生の情報収集を行い、卒業後も相談対応や支援を行なっている。

学習成果の獲得に向けた教育資源の活用について、教職員は、学生一人ひとりを丁寧に把握し、指導している。教職員間の連携も密であり、週に1度行われる専攻会議や事務連絡会議によって情報を共有し、教職員が一体となった支援・指導体制となっている。毎年学期末に「授業をよくするための調査」として学生による授業評価アンケート調査を行い、その結果は授業改善のために活用されている。図書館やコンピュータ、学内 LAN 等の整備も行われており、授業で活用されている。

学習支援・生活支援の組織的な実施については、学生と教職員の距離が近いことを生かして、多様なバックグラウンドを持つ学生たちにきめ細やかに対応している。特に、留学生が多く在学しており、学習進度の個人差が非常に大きいのが、臨機応変に対応している。また、多様な学生を支援するため、独自の奨学金制度等の経済支援制度も設けている。学生相談室は、心理相談や学習相談等、様々な理由で活用されている。学生の相談内容を詳細に記録し保管している。基礎学力が不足する学生、心理的なケアを要する学生に対しては、学生の要請に応じて臨床心理士の資格をもった教員を中心に相談指導を行い、その内容を教職員で共有することで、行き届いた支援・指導ができています。

進路支援については、インターンシップの活用を通して学生の進路への意識を高め、既に進路が定まっている学生に対しては資格取得に向けて指導している。四年制大学へ編入学する学生も年間数名程度おり、教職員が編入学試験対策の指導をしている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を整備し、専任教員は短期大学設置基準を充足しており、教員の選考は選考基準にのっとり実施している。

研究を行う環境、機会は確保されており、研究成果を発表する機会として「西山学苑研究紀要」を1年に1回発行している。非常勤教員や特任教員にサポートを要請し、専任教員の負担軽減に向けた取組みを始めている。

なお、科学研究費補助金や外部研究費の獲得に向けた申請が少ないため、教員評価項目に科学研究費補助金の申請を加えることが明言されている。FD活動は、救急対応や合理的配慮に関わるもの、留学生の教育の現状と課題に関する内容等を取り上げ、定期的な研修を実施している。

事務組織は、事務局事務分掌規程等の諸規程に沿って責任体制を明確にしている。SD活動に関しては、SD委員会規程を整備し、各種団体が主催する研修会にも参加し、事務職員としての能力開発を行っている。事務連絡会議が定期的に行われ、情報共有が行われている。人事・労務管理は、教職員の勤務、就業に関する規程を整備し、適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。運動施設としては、グラウンドと体育リズム室、多目的室があり、適切な広さを確保している。図書館は十分な蔵書と閲覧室を有し、特に浄土学関係の書物が充実している。

固定資産及び物品管理規程、経理規程等を定め、施設設備の維持管理を適切に行っている。防火・防災管理規程、危機管理委員会規程を整備し、自衛消防組織を編成している。しかしながら、火災・地震対策において、実際に学生と教職員が参加する避難訓練が実施されていないため、全学的な訓練を実施することが望まれる。コンピュータシステムについては、セキュリティ対策を専門業者に委託している。節電を徹底し、照明器具のLED化により省エネルギー対策を図っている。

大部分の講義室においてビデオ、DVDの機器を設置し、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンを準備している。また、基礎教育科目で、ICT利活用技能の習得を図っている。学内LANを教職員用と学生用に分けて構築するなど、セキュリティ対策を講じている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和5年度～9年度(5ヵ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。また、短期大学全体の収容定員の充足率低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は西山浄土宗との関わりが強く、仏教精神に基づく教育に理解が深く、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を十分に理解した上で、学校法人を代表してその業務を総理している。寄附行為に基づき理事会を開催し学校法人の意思決定機関としての運営を適切に行っている。また、理事会において選出された3人の常任理事とともに、常任理事会を適宜開催して、寄附行為実施規則によって理事長に委任された業務について諮問し、決定している。

学長は西山浄土宗教師であり、建学の精神、建学の理念等を深く理解している。学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、学則の定めに従い、教授会の意見をくみ取りな

がら教学部門の最高責任者として、その校務をつかさどり、教職員を統督している。教授会は教育研究上の審議機関として学則が定める事項について審議し、学長に意見を述べ、学長はその意見を基に適切な決定を行っている。

なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は適切に選任されており、全ての理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は常任理事会が行われる際も全てに出席している。なお、監事による監査報告書には、理事の業務執行の状況についての記載がないため、私立学校法の規程に従って記載することが必要である。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織している。なお、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、その他の議事録にも開催時刻の誤記載が認められるなど、学校法人全体において正確な議事録の作成に対する意識が希薄であることがうかがわれるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築になお一層努められたい。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づいた教育情報、財務情報等はウェブサイト等を介して公表・公開している。

## 藍野大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 藍野大学
理事長	小山 英夫
学 長	足利 学
A L O	河合 まゆみ
開設年月日	昭和 60 年 4 月 1 日
所在地	大阪府茨木市太田 3-9-25

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
第一看護学科		100
第二看護学科		80
	合計	180

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	地域看護学専攻	40
	合計	40

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし



## 機関別評価結果

藍野大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月27日付で藍野大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である「愛智精神〔Philo-sophia〕にもとづく人間教育」を基盤に医療従事者の養成に努めており、創設者が唱えた「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」を教育の理念として定めている。これらは、自己点検・評価委員会や運営会議で、その意義について話し合わせ、ウェブサイトや学内掲示板等で学内外へ公表・周知している。大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスのいずれにおいても、地元自治体と協定を締結し、地域社会との共生を図っている。

建学の精神を基にして教育目標を定め、学長のリーダーシップの下に、「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」という教育スローガンを掲げている。学習成果を建学の精神と教育理念に基づき定めている。ただし、評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

「教学マネジメント・内部質保証体系図」を整備し、全学的な内部質保証に取り組んでいる。また、アセスメント・プランを策定し、学生生活実態調査や授業評価など各種アンケートを活用して教育の向上・充実を図っている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神や教育理念に基づき看護師及び保健師の養成を目的として明確に示されている。卒業認定・学位授与の方針及び学習成果の達成に向けて、教育課程編成・実施の方針は明確に示されている。教育課程は、他職種との連携について学ぶ「シン・メディカル論」を必修とするなど、医療現場で求められる学習成果を獲得するため、教養科目と専門科目が関連して編成されている。

入学者受入れの方針は各学科の教育課程の特徴に沿った学生を受け入れるものとして明確に示されている。学習成果の測定については、授業科目ごとに履修及び試験に関する規程に基づき適切に実施されている。卒業生の就職先へのアンケートや就職先にもなっている実習施設での聞き取りにより、学生の卒業後評価を行っている。

教職員間及び学生との間で情報共有ツールを活用し、教育課程及び学生支援の充実を図っている。入学前教育を行い、各学生の基礎学力を把握し、補習授業等や個別の学習指導を行っている。学生委員会を中心に、学科ごとに学年担当制とチューター制を導入して、

学生生活全般を支援している。就職支援については、外部講師による履歴書の書き方や面接対策、実習前のマナー講座を行っている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育・研究活動を行っており、定期的な研修において教育方法の改善に努めている。ただし、評価の過程で、教員組織について教授数の不足という早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

事務組織規程により事務職員の責任体制は明確であり、SD 活動による研修会を定期的実施している。教職員の就業は、勤怠管理システムを導入し、労働関係法令、諸規程に基づいた管理が行われている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室、実験・実習室を設置し、機器・備品を整備している。火災・地震対策のため防火規程等を整備し、年 1 回全学生及び教職員が参加する避難訓練が実施されている。学校法人全体のネットワークに閉域網システムを導入し、セキュリティ対策が講じられている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、建学の精神や教育理念に基づき学校法人の運営にあたっている。寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、適切に管理運営しているほか、毎月、各学校の教職員が参加する合同運営委員会を開催し、議長を務めている。

学長は、建学の精神に基づき、教育理念を実践している。学生募集、教員人件費、教育研究経費予算等について教学経営戦略会議で協議を重ねるなど、短期大学の適切な運営に当たっている。

監事は、法令及び監事監査規程に基づき、全ての理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に対して意見を述べている。

評議員会は、寄附行為に基づき理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されており、法令に従い適切に運営されている。

学校教育法施行規則、私立学校法に基づき教育情報や学校法人の情報をウェブサイト公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学長のリーダーシップの下に、近年の学生の特性に着目した「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」という教育スローガンを掲げ、教育目標とそれぞれの科目の関連性を具体的に示している。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 創立者の提唱した理念に根差し、併設大学の看護学科、理学療法学科、作業療法学科及び臨床工学科と連携した科目である「シン・メディカル論」が必修科目として配置されている。これにより、他職種の役割や協働の必要性を学習し、チーム医療を実践する際の具体的な活動を学ぶことが可能となっている。
- 入学者受入れの方針に基づき、対象となる入学者に合わせ、多様な入学者選抜が実施されている。さらに、入学者選抜の基本方針では、入試種別ごとに重視される学力の 3 要素が示されており、受験生の入試に対する理解を深めるものとなっている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 教職員の人事・労務管理に関して、クラウド型の勤怠管理システムを導入し、出勤・退勤時間の管理及びシステムを利用した休暇申請、事務職員の時間外の許可申請を行うことで、巡回訪問中の教員の利便性を高めている。

## (2) 向上・充実のための課題

なし

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定ののっとりて学則等に定めていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後

は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 評価の過程で、令和 6 年 5 月 1 日現在において、短期大学設置基準に定められた短期大学全体の教授数が 1 人不足しているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である、「愛智精神〔Philo-sophia〕にもとづく人間教育」を基盤に医療従事者の養成に努めており、創設者が唱えた「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」を教育の理念として定めている。これらは、自己点検・評価委員会や運営会議で、その意義について話し合わせ、ウェブサイトや学内掲示板等で学内外へ公表・周知している。

大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスのいずれにおいても、地元自治体と協定を締結し、地域社会との共生を図っている。また、高等学校と高短大連携の協定書を締結し、看護職を目指す高校生への働きかけを行っている。

建学の精神を基にして教育目標を定め、学長のリーダーシップの下に、近年の学生の特性に着目した「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」という教育スローガンを掲げている。人材の養成が地域社会の要請に込んでいるかどうかについては、学科会議や地域連携推進委員会で検証を行っている。なお、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は建学の精神と教育理念に基づき定めており、ウェブサイト及び学生便覧で学内外へ公表している。看護師や保健師に求められる資質、態度などについては、臨地実習科目の成績など多角的な指標で評価を行っている。三つの方針は、学科会議や各種委員会で議論した上で自己点検・評価委員会が集約し、運営会議で決定している。

「教学マネジメント・内部質保証体系図」を整備し、全学的な内部質保証に取り組んでいる。また、アセスメント・プランを策定し、修業年限での卒業率や、退学・留年率、国家試験合格率、GPA の分布、学生生活実態調査や授業評価など各種アンケートを活用し、教育の向上・充実を図っている。第三者からの意見聴取が未確立であり、学習成果の検証結果の報告・公表も未実施であるため、アセスメント・プランの検証も含めて、今後の活動の充実が望まれる。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神や教育理念に基づき、看護師及び保健師の養成を目的として、卒業認定・学

位授与の方針が明確に示されている。また、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果の達成に向けて、教育課程編成・実施の方針は明確に示されている。

教育課程は、情報社会及び医療職の現場で働く上で求められる学習成果を獲得するため、教養科目と専門科目が関連して編成されている。特に、他職種との連携について学ぶ「シン・メディカル論」を必修としており学習成果の獲得に資している。教育の効果は、各種の調査により測定・評価されており、教育課程の改善に活用されている。

入学者受入れの方針は各教育課程の特徴に沿った学生を受け入れるものとして明確に示されている。入学対象者に合わせ多様な入学者選抜が実施されるとともに、入試種別ごとに入学者選抜の基本方針が示されている。

学習成果は「履修及び試験に関する規程」に基づき適切に実施されるとともに、その獲得状況は単位取得率や国家試験合格率、就職先アンケート等を通じ、量的・質的に測定されている。また、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果に対応したルーブリックが作成され、ルーブリックに基づく学習成果の測定を実施している。卒業生の就職先へのアンケートや就職先にもなっている実習施設での聞き取りにより、学生の卒業後評価を行っている。

学習成果の獲得に向けて教育資源を活用している。教職員については、学習管理システムやコミュニケーションツールを教職員間及び学生との間で使用し、教育課程及び学生支援の充実を図るため、コンピュータ利用技術の向上を図っている。教員は、成績評価基準に従って、適切に科目の単位認定を行い、卒業認定・学位授与の方針に対応して学習成果を評価、把握している。また、授業評価アンケートを実施し、その結果を授業改善に活用している。基礎学力が不足する学生には、定期試験ごとに学年担当教員やチューターが随時把握し、個別指導するとともに学生相談室への紹介、個人面談の依頼をしており、場合によっては保護者との三者面談を行い、自宅での支援を依頼している。また、進度の速い学生や優秀学生に対しては、個別の指導を行うほか、メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅲ種等の学内特別対策講座と学内団体試験を実施し、意欲ある学生のさらなる資格取得に向けて支援している。

入学前教育を行い、各学生の基礎学力を把握し、補習授業等や個別の学習指導を行っている。学生委員会を中心に、各学科の実情に合わせて学年担当制、チューター制を導入して、学生生活全般を支援している。

学生の就職支援として、外部講師による履歴書の書き方や面接対策、実習前のマナー講座を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

令和6年5月1日現在において、短期大学設置基準で定められた教授数が1人不足していた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教員の採用、昇任は、教員選考規程、教員選考基準等に基づいて行っている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行っている。研究活動に関する規程は教員研究費規程等が整備され、研究倫理委員会とFD・SD推進委員会共催による研究倫理研修が実施されている。定期的に行われる研修において、授業・教育方法の

改善に努め、必要に応じ関係部署と連携している。

事務組織規程により事務職員の責任体制は明確である。事務関係諸規程を整備し、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。SD 活動として研修会を定期的に実施している。日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、必要に応じ教員、法人事務局と連携している。教職員の就業は、勤怠管理システムを導入し、労働関係法令、諸規程に基づいた管理が行われている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室、実験・実習室を設置し、機器・備品を整備している。

火災・地震対策のため防火規程等を整備し、年 1 回全学生及び教職員が参加する避難訓練を実施している。防犯カメラの設置、また事務室、教員室はセキュリティカードによる侵入防止等、防犯対策が講じられている。省エネルギー、省資源対策として、学校法人全体でクールビズを積極的に導入している。

教育課程編成・実施の方針に基づき情報処理演習室にコンピュータシステムを整備している。学生全員にアカウントを配付し、クラウドサービス、学習管理システムやコミュニケーションツールを導入することで効果的な講義を実施している。教職員は常駐するシステムエンジニアと連携して学生への指導を行うことができる体制を整えている。情報処理演習室には有線 LAN を、講義室、食堂など学生が集うスペースにはフリーWi-Fiを整備している。定期的なアップデートやメンテナンスを実施し、両キャンパスで偏りのないよう配慮している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神と教育理念に基づき学校法人の運営にあたっている。隔月に理事会と常任理事会を開催し、適切に管理運営しているほか、毎月各学校の教職員が参加する合同運営委員会を開催し、議長を務めている。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、建学の精神に基づき、教育理念を実践している。自らの専門性に根ざした教育スローガン「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」を掲げて、教育面における責任も果たしている。短期大学としての収支バランスを考慮し、学生募集、教員人件費、教育研究経費予算等について教学経営戦略会議で協議を重ねるなど、短期大学の適切な運営に当たっている。教授会を毎月開催し、教育研究上の審議事項のほか、三つの方針についても検討を行っている。

監事は、法令及び監事監査規程に基づき、全ての理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に対して意見を述べている。財務状況については、公認会計士と意見交換を行い、その結果を理事会に報告し、改善するようにしている。三様監査を中間会計期間時及び期末決算時の年 2 回実施しており、監事、独立監査人及び内部監査室による連携・協力を図っている。

評議員会は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されてお

り、私立学校法の規定に従い、適切に運営されている。寄附行為に規定されている諮問事項について審議している。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報をウェブサイト公表しているほか、私立学校法に定められた財務情報等についても公表・公開している。



## 大阪学院大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 大阪学院大学  
理事長 白井 元康  
学 長 白井 元康  
A L O 後藤 晃範  
開設年月日 昭和 37 年 4 月 1 日  
所在地 大阪府吹田市岸部南 2-37-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
経営実務科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

大阪学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月11日付で大阪学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神及びその具現化に向けて掲げる教育理念は、併設大学と一体の形で確立し明確であり、ウェブサイト等により学内外に表明している。入学時のオリエンテーションにおいて、建学の精神や三つの方針等の説明を行うとともに、これらの理解度の確認を行っている。

地域・社会に向けて、併設大学と一体的な取組みを行うとともに、地方公共団体・企業等との連携協定も多く締結し、社会連携・社会貢献に努めている。

建学の精神及び「短期大学部の使命」に基づき、学科の教育目的・目標が確立している。また、学科の学習成果は、併設大学と共通の「全学的な学習成果」とあわせて、教育目的・目標に基づき定められている。学習成果の到達状況の確認は「成長実感調査」などを用い、学習成果の点検は毎年実施する自己点検・評価のプロセスを通じて行われている。建学の精神、教育目的・目標に基づき、三つの方針がそれぞれ関連づけられて、一体的に定められている。

併設大学と一体で規程及び委員会を整備し、自己点検・評価の実施体制を確立しており、全学的なPDCAサイクルとして「学修PDCA」、「実学PDCA」の仕組みを構築し、教育の質保証に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は、教育目標に基づき、実社会での基礎的な能力を「養成する能力」として明示し、教育課程編成・実施の方針はそれらの「養成する能力」が獲得できるように策定されている。その獲得を目標とした教育課程が短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、教養教育と専門教育との関連がカリキュラムツリーで示されている。学習成果の達成状況は、修得しておくべき能力を9観点に分類し、それぞれ5段階で表記した「DPルーブリック」のほか、「授業評価アンケート」、GPAの分布、卒業率、就職状況などにより測定・評価している。

施設設備は併設大学との共用のほか、短期大学生のみが利用できる「コミュニティ・ラウンジ」を設置し、学生がくつろげる居場所づくりに配慮している。学生生活をサポートするモバイルキャンパスサポート(OGUS)、ヘルプデスクにおける学生からの問い合わせ

への対応、「IT センター」でのコンピュータ利用の促進など、学生の学習成果の獲得支援を行っている。また、基礎学力の向上が望まれる学生には、「学習支援室」でのサポートが用意されている。進路支援として、エクステンションセンターなどにおいて多様な資格取得の支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教員の採用・昇任は「求める教員像および教員組織の編制方針」等に基づき、適切になされている。教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行い、学内外の学会に所属して、研究成果を発表する機会を確保している。FD 活動について、教育開発支援センターが全学的な FD に関する企画・調査を担っており、「FD・SD 講演会」等を実施するなど、教育力向上や意識改革を促進している。事務組織は併設大学と一体的に運営しており、各部署の事務職員が連携して、学生の学習成果の獲得に向け取り組んでいる。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室や演習室等を用意し、図書館も十分な蔵書と座席数を確保し、学生の自主的な学習の取組みを支える施設となっている。施設設備、物品等は規程に基づき適切に維持管理しており、火災・地震等の災害対策として、学生及び教職員が参加する避難訓練を定期的に行っている。

教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク「OGUNET」を整備しており、双方向教育支援システム「OGU-Caddie」を活用して、学外からのアクセスが可能な学習環境を整備するなど、効果的に教育を行っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は学長を兼任し、学内の全ての事項・状況に精通しており、建学の精神及び教育理念の下、リーダーシップを発揮し、学習環境の改善・充実を図り、学校法人全体の発展に寄与している。

学長は、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行い、その運営の職務遂行に努めている。また、学長の諮問機関である短期大学部協議会が大学協議会と合同で開催され、内部質保証に責任を負う組織としても位置付けられている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限内に理事会及び評議員会へ提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織し、法令及び寄附行為に従い理事長を含め役員が諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトを通じて、積極的に公表・公開しており、説明責任を果たしている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神、教育目的・目標、三つの方針等について、入学時に学生・保護者へ説明するとともに、オリエンテーション時に学生の理解度の確認を行い、その結果である「教育方針に関するアンケート集計結果」を教職員が共有することで、入学後の授業への反映や次年度に向けた取組みに生かす試みを行っている。

##### [テーマ B 教育の効果]

- 学生が学習成果を確認できるよう、その達成状況を可視化することができる「DP ルーブリック」や「汎用的能力アンケート」が「成長実感調査」として実施されている。「DP ルーブリック」を用いて、入学時と卒業時に学生が自己評価し、2年間で到達すべき学習成果を確認するとともに、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果の達成状況も確認することができるようになっている。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 教員が各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出し、教員自身の評価基準の改善に結び付けるとともに、学内に加えて地方でも実施する「教育懇談会」において、この報告書を基に保護者などへ評価の理由を説明している。成績や出席が思わしくない学生や、見守りが必要な学生の懇談会への参加を促し、三者面談等を通じた丁寧な指導を行っている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

##### [テーマ B 物的資源]

- 災害時に備えた独自の「緊急地震速報システム」を整備しており、自衛消防隊組織が中心となって各種訓練を実施している。大規模災害が発生した場合に地域住民の一時滞在場所としての役割を担っており、災害備蓄品を常備している。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマD 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神及びその具現化に向けて掲げる教育理念は、併設大学と一体の形で確立し明確である。また、建学の精神及び教育理念は、各種媒体に掲載することで学内外に表明され、教職員はもとより、学生及び保護者にも周知されている。入学時のオリエンテーションでは、配布資料に基づき建学の精神や三つの方針等の説明を行うほか、その説明の後にこれらの理解度の確認を行うように努めている。

地域・社会に向けて、教育研究の成果を還元する公開講座やボランティア活動など、併設大学と一体的な取組みを行うとともに、地元を中心とした地方公共団体・企業等との連携協定も多く締結し、社会連携・社会貢献に努めている。

建学の精神及び学則の「短期大学部の使命」に基づき、学科の教育目的・目標が確立している。学習成果は、併設大学と共通する「全学的な学習成果」とあわせて、学科の学習成果が定められている。学習成果の到達状況の確認は「学生の自己評価による学習成果の測定（「成長実感調査」）」や「教員の成績評価による学習成果の測定」などを用い、学習成果の点検は毎年実施する自己点検・評価のプロセスを通じて行われている。

建学の精神、教育目的・目標に基づき、三つの方針がそれぞれ関連づけられて一体的に定められている。三つの方針を指針として、年度ごとに「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、教育活動に生かすように努めている。三つの方針の策定や改定に際しては、組織的議論を重ねて進められている。

併設大学と一体で規程及び委員会を整備し、自己点検・評価の実施体制を確立している。自己点検・評価報告書を定期的に作成・公表するとともに、自己点検・評価報告書であげた改善計画の進捗状況に関する「自己点検・評価に係る【改善計画】進捗状況表」も定期的に作成・公表している。学生が学習成果を確認できるよう、その達成状況を可視化することができる「DP ルーブリック」や「汎用的能力アンケート」が「成長実感調査」として実施されている。

学習成果の査定としては、教授会やFD推進部会において様々な成果を用いて行っている。併設大学と一体で、全学的なPDCAサイクルとして、主に在学生への調査を用いる「学修PDCA」と、卒業生及び進路先への調査を用いる「実学PDCA」の仕組みを構築しており、広い視野からのサイクル化によるダブルチェックの仕組みを構築している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学科の教育目標に合わせ、実務的な能力だけでなく、広く国際的に活躍することも想定した、実社会で責任をもって行動する基礎的な能力の養成を示している。卒業認定・学位授与の方針の「養成する能力」が獲得できるように、教育課程編成・実施の方針が策定されている。教育課程は大きく5つの項目で体系的に構成されている。教養教育と専門教育との関連がカリキュラムツリーで示され、カリキュラムマップでは9観点の学習成果と科目との関連が示されている。建学の精神における職業人教育をその柱とし、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目的に取り組み、必修科目の「インターンシップ」を中心として、科目間連携をとって一貫した職業教育を実施している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、多様な入学者選抜制度を設けるとともに、選抜方法ごとの選考基準を設定し公正かつ適正に実施している。

学習成果の達成状況については学生が入学時と卒業時に行う「DP ルーブリック」を活用している。「DP ルーブリック」は修得しておくべき能力を9観点到分類し、それぞれ5段階で具体的に表記するようになっており、学生は自分の達成状況を可視化した「レーダーチャート」で確認できるようにしている。また、学習成果の達成状況は、「授業評価アンケート」、GPA 分布や卒業率、インターンシップの状況などにより測定・評価しており、GPA の分布、卒業時満足度調査の結果、就職状況などの学習成果をウェブサイトで公開している。

教員が各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出し、教員自身の評価基準の改善に結び付けるとともに、学内に加えて地方でも実施する「教育懇談会」において、この報告書を基に保護者などへ評価の理由を説明している。

施設設備は併設大学との共用のほか、学内には短期大学生のみが利用できる「コミュニティ・ラウンジ」を設置し、授業の予習、復習のための利用のほか学生がくつろげる居場所づくりに配慮している。学生生活をサポートするモバイルキャンパスサポート(OGUS)や学生用ウェブサイト(WEB PATHOS)の開設、また、「OGUNET ヘルプデスク」における学生からのパソコン利用方法の問い合わせへの対応、「IT センター」でのコンピュータ利用の促進など、学生の学習成果の獲得支援を行っている。

入学前教育や、在学生在が主導する「入学予定者の集い」を実施し、さらには特設サイト「PHOENIX PLAZA」などで入学手続き者に必要な情報を提供することで、短期大学教育への円滑な導入がなされている。入学後には全員に基礎学力チェックを行い、基礎学力の向上が望まれる学生に、「学習支援室」でのサポートが用意されている。経済的支援には「白井奨学生制度」ほか独自の奨学金制度を設けており、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

「進路支援に関する方針」に従って進路支援の組織を整備し、キャリアチューター制度やキャリアサポート制度などの多様な就職支援を行いつつ、進学は教務課が、留学は国際センターが窓口になって進路支援を行っている。全国大学実務教育協会認定資格や、エクステンションセンター及びMELOP(マルチメディア施設)での資格取得の支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。教員の採用・昇任は、「求める教員像および教員組織の編成方針」及び諸規程に基づき適切になされている。

専任教員は教育課程編成・実施の方針の下に研究活動を行っており、それぞれの専門領域に関わる学内外の学会等で研究成果を発表する機会を確保している。研究活動における不正防止及び研究倫理の遵守に関する取組みとして、それぞれ委員会を設置し、関連規程を学内に周知している。

FD 活動について、教育開発支援センターが全学的な FD に関する企画・調査を担い、「FD・SD 講演会」等を実施するなど、教育力向上や意識改革を促進している。また、学科の特性に応じた FD 活動は「FD 推進部会」が企画・調査・実施及び評価を行い、授業・教育方法の改善につなげている。

事務組織は併設大学と一体的に運営しており、責任体制は明確である。「事務職員の定期的到達度測定」を半年ごとに実施し、能力や適性を発揮できる環境を整えており、事務関係諸規程を整備している。「SD 計画基本構想」において求める職員像を明確にして、SD 活動として各種研修を実施しており、各部署の事務職員が連携して、学生の学習成果の獲得に向けて取り組んでいる。

教職員の就業について関連諸規程を整備し、人事・労務管理は庶務課が法人事務局と連携を取りつつ対応している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、スポーツ関連施設等を整備している。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義教室、ゼミナール演習室、パソコン実習室、ビジネス実務演習室等を整備している。図書館も適切な面積を有しており、十分な蔵書と座席数を確保している。

固定資産管理等の諸規程を整備しており、施設設備、物品等を適切に維持管理している。コンピュータシステムのセキュリティ対策も講じている。火災・地震等の災害対策として、学生及び教職員が参加する避難訓練を定期的に行っており、独自の「緊急地震速報システム」を整備し、大規模災害が発生した場合に地域住民の一時滞在場所としての役割を担い、災害備蓄品を常備している。

教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、デジタルサポートの専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。また、学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク (OGUNET) を整備しており、教育支援システム (LMS) 「OGU- Caddie」を活用して、学習管理や学外からのアクセスが可能な学習環境を整備するなど、効果的に教育を行っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。



#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任し、学内の全ての事項・状況に精通しており、建学の精神、教育理念、「短期大学部の使命」の下、教育内容にとどまらず教育施設設備の状況等にも常に目を配り、リーダーシップを発揮して、学習環境の改善・充実に努めるとともに、寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。

理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、建学の精神を理解し、教育に関する諸情報が共有されている。

学長は、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行い、その運営の職務遂行に努めている。教授会は学則及び教授会規程に基づき教育研究上の審議機関として運営され、教育課程の諸問題を共有して議論を重ねているものの、学則と教授会の構成員に関する定めが異なっているため、適切に整備されたい。また、衛生委員会は、規程に基づく回数が開催されていないため、適切な運用が望まれる。

また、学長の諮問機関として、短期大学部協議会が大学協議会と合同で開催されており、さらに、教学に関する事項を全学的立場から協議し各学部間の連絡調整を図るため、学部長会議を設置している。学部長会議の下には、内部質保証システムの一部として、併設大学と合同で、教務部委員会・学生部委員会・キャリアセンター委員会・入試実行委員会・図書委員会・国際センター会議等が位置付けられている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、私立学校法に準拠し、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織しており、理事長を含め役員の諮問機関として、適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究上の基礎的な情報や修学上の情報、自己点検・評価報告書等の、教育の質保証に関する情報を、また、私立学校法に基づき、財務情報を含む学校法人の情報を、ウェブサイトを通じて、積極的に公表・公開しており、説明責任を果たしている。

## 堺女子短期大学の概要

設置者	学校法人 愛泉学園
理事長	重山 香苗
学 長	重山 香苗
A L O	水谷 千秋
開設年月日	昭和 40 年 4 月 19 日
所在地	大阪府堺市堺区浅香山町 1-2-20

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
美容生活文化学科		150
	合計	150

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

堺女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和 7 年 3 月 14 日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和 5 年 7 月 20 日付で堺女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神を「愛と真実の教育・情操豊かな女子教育」とし、教育理念を「教養豊かな自立的人間」の育成としており、ウェブサイト等で学内外に表明している。地域公開講座が実施され、地域・社会貢献が積極的に行われており、学生は各コースでの学びを生かした地域・社会貢献活動に取り組んでいる。

教育目的・目標は確立され、ウェブサイト等で学内外に表明している。建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標に基づき、三つの方針が一体的に策定されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、毎年自己点検・評価報告書を作成・公表している。

卒業認定・学位授与の方針は、学科及びコースごとに明確に策定されている。教育課程編成・実施の方針を踏まえて教育課程は編成されている。

教養教育は、文理双方のバランスを考慮して編成され、学生の満足度も高い。職業教育は実務家教員を中心とし、各コースに対応した実施体制を確立している。

入学者受入れの方針は卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており、学生募集要項やウェブサイトにも明記している。多様な形態の入学者選抜試験が行われ、入学者受入れの方針と対応した選考基準が設定されている。入学者受入れの方針を点検するために、高等学校からの意見を聴取している。

学習成果の獲得に向けて、教員は担当する授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を把握し、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果を評価している。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果の獲得に貢献すべく、他部署や教員と連携しながら職務を遂行している。

学習支援は各コース担当教員を中心に、生活支援は学生委員会、各コース担当教員、学生課によって行われている。

就職支援はキャリア支援センターを設置し、専門職員が就職支援相談業務を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしている。短期大学設置基準に定める教員数が配置されるとともに、美容師や保育士の養成施設指定規則・基準に定められた有資格者の専任教員を適切に配置している。教員の採用や昇任については、規程に基づき適切に行われ

ている。専任教員の研究成果を発表する場として、「紀要」や「短大通信」を毎年発刊している。事務職員は学生と良好な関係を築いて、適切に職務を遂行している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。図書館には、図書とともに視聴覚資料が多数整備され、DVD 視聴のための個別ブースや部屋が設置されている。学内無線アクセスポイントの整備を行うとともに、学生の情報技術向上のための支援を図っている。

経理規程や固定資産及び物品管理規程に基づき、施設設備や貯蔵品等の維持管理が適切に行われている。防災対策として、防災訓練を学生・教職員を対象に実施している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去 1 年間で支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念を理解し、適切にリーダーシップを発揮して、学校法人を代表し業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は理事長が兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、会計監査人とも連携して、学校法人の財産の状況及び会計業務を適宜監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、私立学校法及び寄附行為の評議員会の規定に従って運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法に定められた情報について、適切にウェブサイトにて公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- コースでの学びを実践する場としてビューティーメイクコースの学生が就職活動を再開しようとする女性を対象に行うビジネスメイクセミナーや、幼児教育コースの学生が子どもたちにヘアゴムづくりやヘアアレンジの指導をする活動など、各コースでの学びを生かした地域・社会貢献活動が行われている。これらの活動は授業に組み込まれており、社会的な意義があるものであるとともに、学生の視野を広げ、人間的成長を促すものとして有効である。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長は、学長及び系列の中学校・高等学校の校長を兼務し、学校法人全体の業務を総理するとともに、短期大学の向上・充実に向けて教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。高「短」連携を推進し、収容定員の充足に大きく貢献している。

#### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針と学習成果を共通するものとしているが、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学則第 27 条には「1 年次の履修登録における単位の上限を別に設け、これを超えて登録することはできないものと定める」と規定されているが、その上限単位数については学則及び他の規程には定められておらず、「学生生活の手びき」に示されているだけである。「単位の実質化」の観点から、2 年生も含めて上限単位数について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD 活動及び SD 活動については、それぞれ委員会を設置し、企画及び実施することとしているが、令和 5 年度の FD 研修会の開催は 1 回だけであり、全員が参加する SD 研修会は開催されていない。今後は、教育活動の改善・向上を図る多様な FD 活動、教学運営に必要な資質・能力の向上を図る多様な SD 活動を組織的・計画的に実施するこ

とが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、運用資産に比べて外部負債が多く、短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去1年間で支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 5月開催の評議員会及び理事会において、決算に係る書類として収支計算書及び事業報告書を提出して決算の審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業報告書の記述がない。また、3月末開催の評議員会への諮問及び理事会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がない。このため、議事録作成の不備について改善が望まれる。
- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法第37条第3項が求める「理事の業務執行状況」に関する監査について記載されていないため、理事の業務執行状況について監査を行い、監査報告書へ記載する必要がある。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとり規定されていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組みたい。
- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第49条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組みたい。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神を「愛と真実の教育・情操豊かな女子教育」とし、それを通じて「教養豊かな自立的人間」の育成を教育理念としており、ウェブサイト、募集要項、学内電光掲示板、広報紙等で学内外に表明している。建学の精神に基づいて、地域公開講座が実施され、教学の内容を地域・社会に普及啓発する活動を行うなど、地域・社会貢献が積極的に実施されている。ビューティーメイクコースが堺マザーズハローワークとコラボして開催する、就職活動を再開しようとしている女性を対象にしたビジネスメイクセミナーや、幼児教育コースの学生が子どもたちにヘアゴムづくりやヘアアレンジの指導をする活動など、各コースでの学びを生かした活動が取り組まれ、これらの活動は「さかいSDGs推進プラットフォーム」の活動として継続されている。

教育目的は学則に明示され、実質的、具体的な概念である教育目標として確立され、ウェブサイト等で学内外に表明している。学習成果は学科及び5つのコース毎に定めているが、卒業認定・学位授与の方針と共通するものとなっている。学習成果はコース等のカリキュラムを履修した結果、学習者が知り、理解し、行い、実演できるようになると期待される内容を言明したものであり、学習成果を獲得させるために三つの方針は策定されるものである。したがって、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標に基づき三つの方針が一体的に策定され、ウェブサイト等で学内外に表明されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備して定期的に活動を行い、毎年自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイト等で公表している。しかしながら、自己点検・評価活動に、全教職員が各コース、各種委員会、各部課等で当事者として参画し、全教職員で内部質保証を推進する仕組みを構築することが課題である。学習成果の獲得状況を査定するためにアセスメントポリシーが学科及び各コースに作られているが、収集・評価するデータが示されているだけなので、それをどのような観点及び基準で評価し、どのように教学の改善に活用するのかを示したアセスメントポリシーへと更新することが求められる。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科及びコースごとに明確に策定されている。教育課程編成・実施の方針は学科及びコースごとに策定され、卒業認定・学位授与の方針に対応した内容となっている。CAP 制について、学則第 27 条には「1 年次の履修登録における単位の上限を別に設け、これを超えて登録することはできないものと定める」と規定されているが、その上限単位数については学則及び他の規程には定められておらず、「学生生活の手びき」に示されているだけである。単位の実質化の観点から、2 年生も含めて上限単位数について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。また、シラバスの一部の科目において成績評価の方法に出席点があるなど、記載方法や内容にばらつきが見られることから、組織的なチェック体制を機能させていくことが望まれる。

教養教育は、学科主任、コース主任を中心に文理双方のバランスを考慮して編成され、深く広い教養を身につけられる科目を開講しており、学生の満足度も高い。

職業への接続を図る職業教育において、実務家教員を中心とし、各コースに対応した実施体制を確立している。職業教育の効果を測定・評価するため、就職率、就職先からのアンケートを実施し、それに基づく改善を行っている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており、学生募集要項に明記されている。多様な形態の入学者選抜試験が行われ、入学者受入れの方針と対応した選考基準が設定されている。入学者受入れの方針を点検するために、高等学校からの意見を聴取している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と共通のものとして明示されている。より、具体性があり、測定可能なものにする課題がある。学習成果の獲得状況を査定するためのアセスメントポリシーには量的・質的に評価するために用いるデータが示されているが、評価の観点及び基準を明確にし、これらを教学の改善に活用するための仕組みを確立していくことが課題である。

学生の卒業後評価への取組みとして、就職先アンケートを実施し、卒業生の評価を聴取している。

学習成果の獲得に向けて、教員は担当する授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を把握し、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果を評価している。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果の獲得に貢献すべく、他部署や教員と連携しながら職務を遂行している。学習成果の獲得に向けた学習支援は、各コースの担当教員を中心に行っている。

学生の生活支援は、教員と学生課職員で構成される学生委員会による組織的支援、コース担当教員による個別支援、学生生活全般を支援するための学生課による取組みで行われている。学生食堂では在学生に無料のランチを提供している。学生ラウンジ、DVD 鑑賞ルーム、ジェットバス・ルーム、レクリエーション・ルーム、広いパウダールーム室等を設置し、キャンパス・アメニティを充実させている。

就職支援はキャリア支援センターを設置し、専門職員を置いて、就職支援相談業務を行っている。コースの担当教員、キャリア支援センターの職員が連携し、就職試験対策等の支援を行っている。学生の就職先の声をもとに「接客マナー」、「接客マナー演習」を開講し、学生のビジネスマナー、就職活動に対する意識の向上を目指している。



### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしている。1 学科 5 コースに、短期大学設置基準に定める教員数が配置されるとともに、美容師や保育士の養成施設指定規則・基準に定められた有資格者の専任教員を適切に配置している。専任教員の研究成果を発表する場として「紀要」や「短大通信」を毎年発刊している。教員の採用や昇任については、人事委員会規程や資格審査委員会規程、職員規程・任用昇格細則等に基づき適切に行われている。事務職員は学校法人本部の職員と短期大学の職員がおり、学生と良好な関係を築いて、適切に職務を遂行している。教職員の就業に関しては、諸規程の整備とともに、タイムカードによる出退勤管理や有休休暇の取得対応が適切に行われている。なお、「副学長」職に関する規程が必要である。FD 活動及び SD 活動については、それぞれ委員会を設置し、企画及び実施することとしているが、令和 5 年度の FD 研修会の開催は 1 回だけであり、全員が参加する SD 研修会は開催されていないため、組織的・計画的に実施することが望まれる。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。校舎の耐震化を行うとともに、実習棟、教養棟を新たに建築し、最新の施設・設備の整備及びバリアフリー化を図っている。図書館には、学生の学習支援のための図書とともに、視聴覚資料が多数整備され、DVD 視聴のための個別ブースや部屋が設置されている。経理規程や固定資産及び物品管理規程に基づき、施設設備や貯蔵品等の維持管理が適切に行われている。また、防災対策として、防災訓練を学生・教職員対象に実施している。情報管理についてはサーバーのクラウド化によるデータ保持など、セキュリティ対策が行われている。

学生の学習成果の獲得のために、技術的支援や施設・設備の向上・充実を図っており、クラウドサービスの学生登録や施設内での Wi-Fi アクセスポイントの整備を行うとともに、学生の情報技術向上のための支援を行っている。

財務状況について、運用資産に比べて外部負債が多く、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去 1 年間で支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、専務理事・理事長・学長等を歴任し、今日まで 30 余年にわたって学校法人の発展に携り、建学の精神・教育理念を理解し、適切にリーダーシップを発揮して、学校法人を代表し業務を総理している。理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、理事長が兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。なお、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていなかった点、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

5月開催の評議員会及び理事会において、決算に係る書類として収支計算書及び事業報告書を提出して決算の審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業報告書の記述がない。また、3月末開催の評議員会への諮問及び理事会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がない。このため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

監事は、学校法人の財産の状況について、会計監査人とも連携して、適切な会計業務が執行されているかを適宜監査している。監事は毎月、適宜会計帳簿類を閲監し、理事会、評議員会には必ず出席して必要に応じて意見を述べている。さらに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会、評議員会に提出している。しかしながら、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、学長、法人職員、卒業生、学識経験者、理事の互選から構成されている。評議員会は、私立学校法及び寄附行為の評議員会の規定に従って運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法に定められた情報について、適切にウェブサイト上で公表・公開されている。

## 東大阪大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 村上学園  
理事長 村上 靖平  
学 長 吉岡 眞知子  
A L O 源 伸介  
開設年月日 昭和 40 年 4 月 1 日  
所在地 大阪府東大阪市西堤学園町 3-1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
実践食物学科		70
実践保育学科		80
介護福祉学科		80
	合計	230

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

東大阪大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月21日付で東大阪大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学園訓「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」の下、「学問を通して人間をつくる教育」の実践に努めている。学園訓はウェブサイトや校舎内の各施設における掲示等を通して学内外に表明している。東大阪市と連携・協力に関する包括協定を締結し、学内には「地域連携推進センター」等を設置して、地域・社会に向けた公開講座等を実施するほか、教職員及び学生は多くのボランティアに参加し地域貢献活動を行っている。

学園訓に基づき短期大学の教育目標を定めるとともに、各学科の人材養成の目的を学則に定め、COLLEGE GUIDE等に明記して表明している。「大学改革プロジェクトチーム」等を組織し、人材養成の在り方等について点検・検討を行っている。各学科の三つの方針を定め、その内容を踏まえた入学者選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定を行っている。

「自己点検・評価委員会」が組織され、自己点検・評価活動には全教職員が関与し、組織全体で改革・改善が行われている。学習成果を焦点とする査定的手法として、学生の学習状況をオンラインシステム等により教員が確認しており、教育の向上・充実につなげている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は学園訓に対応している。教育課程は一般教養科目、専門科目、教職科目に分けて体系的に編成している。教育課程の見直しは必要に応じて各「学科会議」や「教務委員会」で行っている。リメディアル教育やキャリア教育の科目を一般教養科目の中に設け、専門教育との関連性を高めている。各学科において専門職養成を進める中で、それぞれの職業教育を行っている。入学者受入れの方針は学科ごとに定められ、学生募集要項に示している。学習成果の獲得状況について、単位取得状況や免許・資格取得状況を、オンラインシステムで管理・測定している。

各学期の終了時に学生による授業評価アンケートが実施され、教員はその内容を授業改善に活用している。教職員にはデスクトップパソコンが支給され、学内ネットワーク等を利用し、授業や管理運営に活用している。また、学生にはeラーニングシステム等により、多様なICT教育を実施している。入学手続者に対して、eラーニングシステムを利用した入学前教育を実施している。学生支援として、学内には学生食堂等を設置している。また、学生寮「桃風寮」を設置し、遠方からの学生を支援している。「保健センター」に保健室と

学生相談室を設け、心と体の両面から学生を支援している。就職支援のため「キャリアサポートセンター」を組織し、就職説明会として多くの学内ミニガイダンスを行っている。

教員組織は短期大学設置基準に定められた教員数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員の採用・昇任は、それぞれ規程に基づいて行っている。専任教員には研究室が整備され、研究活動に関する規程として「個人研究費規程」を整備し、また、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っている。「FD・SD 委員会規程」を定め、授業改善に資する取組みを実施している。

事務組織は、「組織及び事務分掌規程」を定め責任体制を確立している。事務職員は、定期的に学園全体の教職員研修会に参加して職能向上に努めている。就業規則を整備し、教職員が自由に閲覧できるように保存・管理し周知している。

校地及び校舎面積は、短期大学設置基準を充足している。講義室、音楽室のほか、各種実習室・演習室を設置し、それぞれ必要な機器備品を整備している。火災・地震対策として規程等を整備している。コンピュータセキュリティ対策は、セキュリティポリシーを定め、「情報ネットワーク管理運営委員会」が対応している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術的サービス、専門的な支援、施設設備の充実を図っている。教職員に対しては ICT 活用教育研修会を開催して技術の向上を図り、新しい情報技術を活用した授業展開を支援している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、毎年、全教職員研修会において学園訓について訓話を行うなどリーダーシップを発揮し、学校法人の業務を総理している。理事会は、学校法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき適切に運営されている。

学長は、規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌し最終判断を行っている。ただし、評価の過程で、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ウェブサイトにおいて必要な教育情報及び財務情報を含む学校法人の情報を公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 村上学園フェスタは、学園全体を挙げたイベントとして、教育資源や教育成果を地域住民に公開し楽しんでもらう取組みであり、地域に根差した学校としての存在意義や存在価値を高めている。
- 「こども研究センター」は、地域の親子が日常的に集う拠点としての役割を担っており、「こども広場」や「親子で遊ぼう」で実施する制作活動やふれあい遊び等の取組みは、優れた地域貢献活動といえる。また、「こども応援ひろば」では、学生も企画運営に参加しており、実践的な教育の場となっている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 実践保育学科における卒業研究（人形劇、器楽演奏、ダンス）の発表会を在学生だけでなく広く地域住民に公開しており、地域貢献活動としてだけでなく、より透明性の高い成績評価の取組みを行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 学習管理システム「学びの泉」を活用し、入学前教育から、基礎学力強化、応用学習支援及び就職筆記試験対策に至るまでの学習をサポートする e ラーニングシステム「ひがドリ」を導入するなど、授業の ICT 化の積極的な推進がなされている。
- 就職支援として、関連施設等から担当者を招き、昼休みを活用して多数の学内ミニガイダンスを行うなど、学生の状況に合わせた手厚いキャリアサポート体制を整備している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学

位を授与することを明確に示すとともに、学内で共通理解を図ることが望まれる。

- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修登録できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策として「防災体制に関する規程」等を整備しているが、学生も参加する避難訓練については毎年実施することが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人村上学園 経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会の意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があるため、学校教育法に沿った学則及び教授会規程の整備が望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学園訓「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」の下、「学問を通して人間をつくる教育」の実践に努めている。学園訓はウェブサイトや校舎内の各施設における掲示等を通して学内外に表明している。「評議会」等が、学則や三つの方針と学園訓との関係性や整合性を定期的に確認している。

東大阪市と連携・協力に関する包括協定を締結しており、大学の特色を生かして地域発展のための取組みを可能とする組織づくりに努めている。学内には「地域連携推進センター」等を設置し、地域・社会に向けて公開講座等を実施している。教職員及び学生は、地域イベントに参加するなど、近隣の施設や団体と連携し、ボランティアを通じた地域貢献活動を行っている。

学園訓に基づき、『学問を通して人間をつくる教育』の実践を図り、知識や技術に偏重することなく、広く社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成する」を教育目標に掲げ、学則に各学科の人材養成の目的を定め、これらを COLLEGE GUIDE 等に明記し表明している。また、教育目標、教育方針を具体化し教育実践につなげるべく「大学改革プロジェクトチーム」等を組織し、人材養成の在り方について点検・検討を行っている。なお、卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すとともに、学内で共通理解を図ることが望まれる。

三つの方針に基づき、入学者選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定が行われ、三つの方針は、COLLEGE GUIDE 等で学内外に表明している。学科の新設等に伴い、「将来構想委員会」や「評議会」等で議論を重ね、組織的に検討を行っているが、三つの方針の関連付けについては、今後の精査が望まれる。

「自己点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価活動には全教職員が関与し、組織全体で改革・改善が行われる仕組みを有している。ただし、年度はじめに作成する事業計画書に基づき、自己点検・評価に関する項目を事業報告書の中に設け、それをもって自己点検・評価報告書と位置づけている。それらの項目を基に日常の自己点検・評価活動は行われているものの、より質の高い内部質保証体制の確立に向け、自己点検・評価に重点を置いた報告書を定期的に作成・公表することが望まれる。また、学外関係者の意見を聴取して自己点検・評価活動に活用する取組みも望まれる。



学習成果を焦点とする査定の手法として、単位取得状況や免許・資格取得状況など学生の学習状況をオンラインシステム等により教員が確認しており、教育の向上・充実につなげている。今後は、アセスメントプラン等を定め、より包括的で計画的な査定の手法を確立することが望まれる。

学校教育法等の教育法令の変更への対応は、各「学科会議」や「教務委員会」で検討・協議を行い、教授会の承認を経て行っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は学園訓に対応しており、卒業までに身につけるべき能力等を示している。なお、各学科の教育課程編成・実施の方針については、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にすることが期待される。

教育課程は一般教養科目、専門科目、教職科目に分けて体系的に編成しており、教育課程の見直しは必要に応じて各「学科会議」や「教務委員会」で行っている。なお、卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修登録できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。またシラバスにおいては、各科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針における身につけるべき能力等の対応関係を示すことが望まれる。

教養教育を一般教養科目として編成し、リメディアル教育やキャリア教育科目を一般教養科目の中に設け、専門教育との関連性を高めている。また、各学科で目指す免許・資格の履修細則に従って一般教養科目の中に必修科目を定め、専門教育との関連性を明確にしている。職業教育は、各学科が目指す免許・資格取得関連の授業科目等を通して行っている。

入学者受入れの方針は学科の教育目的・目標に応じて、学科ごとに明示され、学生募集要項に明確に示している。多様な入学者選抜方法を取り入れ、選抜方法ごとに選考基準を定めて公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況を把握するため、単位取得状況や免許・資格取得状況を、オンラインシステムで管理・測定している。また、在学生対象の学生アンケート、卒業研究アンケートなどの学生調査を実施している。

学生の実習先訪問において、卒業生の状況と評価を聴取している。卒業生の進路先及び卒業生を対象としたアンケート調査は実施しておらず、今後の取組みが望まれる。

教員はシラバスに記載されている単位認定の方法及び基準に従い、各科目の成績評価を行っている。各学期の終了時に学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善に活用している。学生に対する履修及び卒業に至る指導はアドバイザーが行い、各学科で情報を共有している。教職員にはデスクトップパソコンが支給され、学内ネットワーク及びオンラインストレージサービスを利用し、授業や管理運営に活用している。学生には学内ネットワークにアクセスする ID を付与し、連絡や授業に活用している。そのほか、学習管理システム「学びの泉」を設け、学習管理システムと合わせた ICT 教育を実施している。

入学手続者に対して、e ラーニングシステム「ひがドリ」を利用した入学前教育を実施

している。「ひがドリ」には、学力強化のための基本サイトと応用サイトを用意し、基礎学力が不足する学生や進度の速い学生に対する学習支援を行っている。学習上の悩みはアドバイザーのほか、学生相談室や保健室でも相談できる体制を整備している。

学生の生活支援のため、「学生支援部」を組織している。学内には学生食堂を設置するほか、コンビニエンスストアを開設している。学生寮「桃風寮」を設置し、遠方からの学生を支援し、独自の奨学金を設け、修学支援を行っている。「保健センター」に保健室と学生相談室を設け、心と体の両面から学生を支援している。学生ラウンジに意見箱を設置し、学生の要望を聴取している。様々な国からの留学生が在籍しており、その対応として法人本部に「国際交流センター」を設置し、ベトナム語や中国語に対応のできる職員を常駐させるなど支援体制を整えている。学生のボランティア活動は授業の一環としても実施し、積極的に評価している。

就職支援のため、「キャリアサポートセンター」を組織し、求人の閲覧や就職相談などを行う施設を有している。就職説明会として多数の学内ミニガイダンスを行うほか、資格取得や就職試験対策として、各学科で課外授業を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員の採用・昇任は、それぞれ「教員採用規程」、「教員昇任規程」に基づいて行っている。

専任教員には研究活動のための研究室が整備され、研究活動に関する規程として「個人研究費規程」等を整備している。また、週1日の研修日を設けるほか、特別研修のための海外出張を補助する「海外特別研修規程」を整備している。「教育研究紀要」を発行し、毎年数名の専任教員が科学研究費補助金の助成を受けて研究活動を行っている。ただし、過去5年間、研究業績のない教員が複数名おり、研究支援体制や研究活動の更なる充実が望まれる。「研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っている。FD活動について「FD・SD委員会規程」を定め、授業改善に資する取組みを実施している。

事務組織は、「組織及び事務分掌規程」を定めて責任体制を確立している。事務職員は、定期的に学園全体の教職員研修会に参加して職能向上に努めており、またSD活動として規程に基づき、学内研修会を実施している。事務室は、学内ネットワークを通じて相互連携できる体制を整備している。事務局長及び次長と各部署の課長による部課長会議を毎月開催し、業務改善を図っている。

就業規則を整備し、教職員が自由に閲覧できるように保存・管理し、周知している。教職員の就業は出退勤カードで管理され、総務部及び法人事務局で適正に管理している。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準を充足している。併設大学と共用のグラウンド及び体育館を有している。障がい者対応として校舎をバリアフリーとし、校舎の各棟にエレベーターを設置している。授業を行う施設として、講義室、音楽室のほか、各種実習室・演習室を設置し、それぞれ必要な機器・備品を整備している。図書館には多くの設置学科関連の図書を所蔵し、図書館運営委員会が設置され適切に運営している。

「経理規程」を整備し、施設設備及び物品を維持管理している。火災・地震対策として「防災体制に関する規程」等を整備しているが、学生も参加する避難訓練については毎年実施することが望まれる。防犯対策としては、学内外に防犯カメラを設置し、警備会社に委託して監視している。コンピュータセキュリティ対策は、セキュリティポリシーを定め、「情報ネットワーク管理運営委員会」が対応している。省エネルギー推進のため、全館の照明を順次 LED 化し、電気消費量の削減を図っている。

情報処理演習室をはじめ、各学科に特有の実習・演習施設を有し、技術的サービス、専門的な支援や施設設備の充実を図っている。教職員に対しては ICT 活用教育研修会を開催して技術の向上を図り、新しい情報技術を活用した授業展開を支援している。学生ホールをはじめ主要な教室には学内 LAN を設置し、オンライン授業への対応も可能となっている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人村上学園 経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、毎年、全教職員研修会において学園訓について訓話を行うなどリーダーシップを発揮し、学校法人の業務を総理している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、理事会は、学校法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき適切に運営されている。

学長は、「学長候補者推薦規程」に基づき選任され、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終判断を行い、自己点検・評価委員会の委員長を務めるなどして短期大学の向上・充実に向けて努力している。学生に対する懲戒の手続は「学生指導委員会規程」に定めている。なお、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、教授会の意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があるため、学校教育法に沿った学則及び教授会規程の整備が望まれる。また、教授会議事録については作成されているものの、議事内容等が明確になるよう工夫されたい。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、必要に応じて意見交換や情報交換を行っている。また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会に提出している。公的研究費の運営・管理に関する監査については、規程に基づき、理事会に報告することが望まれる。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に運営されている。寄附行為に基づいて適切に諮問が行われており、理事長を含め役員との諮問機関として機能を果たしている。

学校教育法施行規則に基づき、ウェブサイトに必要な教育情報を公表している。また、私立学校法に定められた情報も同様に公表・公開し、説明責任を果たしている。

## 神戸教育短期大学の概要

設置者 学校法人 夙川学院  
理事長 増谷 昇  
学 長 三木 麻子  
A L O 井本 英子  
開設年月日 昭和 40 年 4 月 20 日  
所在地 兵庫県神戸市長田区西山町 2-3-3

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		130
	合計	130

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

神戸教育短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月19日付で神戸教育短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

神戸教育短期大学は、前身である裁縫塾の「堅実な家庭婦人の育成」の伝統を受け継ぎつつ、寄附行為に教育目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、イエス・キリストの教えを教育の根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」と定めている。教育理念として、「愛と誠実」、「清新な学識」を定め、学生手帳や学生募集要項等に掲載し、入学式、卒業式での学長の式辞、講話を通じて学内外に表明している。

子育て親子の交流の場の提供と援助等を目的として、キャンパス内に「子育て広場 うらら KOBE」を設置するなど、地域社会に貢献している。

教育目的・目標は、神戸教育短期大学教育理念ならびに方針に関する規程において、「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる3つのポリシーを定める」と規定され、ウェブサイト等により公表されている。学習成果は、教育目的・目標により明確に示され、授業、面談等で学生に周知するとともに、ウェブサイトで公表し、学科運営会議や教授会において随時点検している。三つの方針は、関連付けて一体的に定めており、教学マネジメント委員会、学務委員会、学科運営会議、3つのポリシーを反映した大学の取組の適切性点検・評価委員会等で協議し、教授会での審議を経て学長が決定している。

自己点検・評価委員会規程を定め、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果をウェブサイトで公開している。学習成果を査定するため、アセスメント・ポリシーを設定し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの三段階で査定している。

卒業認定・学位授与の方針は、学位を授与する3領域とその領域における計6つの具体的な到達目標を明確に示し、ウェブサイトや学生募集要項等で広く周知している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。単位の実質化のためのCAP制を令和6年度から開始している。成績評価の基準は、学則に明記し学生に周知している。

教養教育科目の全てが専門教育科目と関わるように教育課程を組成し、カリキュラムマップ等でも示されており、教養教育と専門教育との関連は明確である。

入学者受入れの方針は明確であり、学生募集要項等やウェブサイトにより周知している。

学習成果については、教育課程レベルと授業科目レベルでそれぞれ具体的に示され、成果の測定も可能である。

「就職先事業者等対象就業状況調査」を実施し、卒業生の状況や評価の把握をしている。

学習上の悩み等の相談には、クラスアドバイザー、科目担当者のほか、学生相談担当の教員が、必要に応じて複数で随時指導助言を行うとともに、学生の能力に応じた学習上の配慮や学習支援を行っている。

学務委員会の下に学生支援部会を置き、学生生活全般に対する指導・提案を行っている。学生の課外活動を支援するため、課外・自主活動奨学金に関する規程を設け、学生の課外活動に対して助言するとともに奨学金の支給を行っている。就職支援のため、「キャリア支援室」に実務経験のある職員を配置し、教員と連携して支援、相談業務を行っている。

専任教員の職位は、教員選考規程及び教員選考規程細則に基づき決定され、教員の採用及び昇任に関しては、教員選考規程等にのっとり、適切に選考されている。ただし、評価の過程で、教員組織について教授数の不足という早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。専任教員の研究活動については、短期大学の研究紀要及び教育実践研究紀要により外部に公開している。週1日の研究日を確保して研究活動の推進に努めている。授業評価アンケートで点検・評価し次年度の教育改善を行い、学生の学習成果の獲得に努めている。

事務組織は、組織規程及び事務分掌規程に基づき、指揮命令系統・責任の所在を明確にしている。教職員の就業管理は、就業規則及び関連諸規程を基に適切に行われ、専用の勤怠管理システムを導入し、学校法人事務局で一括管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、教育活動に必要な教室や機器備品を、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備している。防災については、防火等管理規程を定め、安否確認システムによる訓練を実施するとともに、避難経路の確認を実施している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、建学の精神や教育理念を熟知しており、幼児教育・保育に特化する方針を提案し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、その地位にふさわしい学識と短期大学運営の識見を有しており、学長選任規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を聞き最終的な判断を行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査するとともに、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える人数の評議員で組織され、私立学校法の規定に沿って運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法にのっとり教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 子育て親子の交流の場の提供と援助等を目的として、キャンパス内に週に3日「子育て広場 うらら KOBE」を開催している。子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供等を行い多くの利用者があり、地域貢献を行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 消防計画で策定した全学的な避難訓練の実施について、学生が参加しての訓練を行うことが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 評価の過程で、令和6年5月1日現在において、短期大学設置基準に定められた短期大学全体の教授数が1人不足しているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後

は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。



### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

神戸教育短期大学は、前身である裁縫塾の「堅実な家庭婦人の育成」の伝統を受け継ぎつつ、寄附行為に教育目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、イエス・キリストの教えを教育の根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」と定めている。教育理念として「愛と誠実」、「清新な学識」を定め、学生手帳やGUIDE BOOKに掲載し、新入生オリエンテーション、入学式、卒業式での講話や学長の式辞等を通じて学内外に表明し共有している。さらに、学生募集要項にも明記し、オープンキャンパスでも必ず教育理念について説明するなど、受験生や保護者に説明している。

地域社会への貢献は、子育て親子の交流の場の提供と援助等を目的として、キャンパス内に週に3日「子育て広場 うらら KOBE」を開催している。子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供等を行い多くの家族が利用している。

教育目的・目標については、神戸教育短期大学教育理念ならびに方針に関する規程が定められ、「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる3つのポリシーを定める」と規定されている。学生には、オリエンテーションや各授業、実習指導等を通じて説明している。

学習成果は、教育目的・目標により明確に示され、授業、面談等で学生に周知するとともに、ウェブサイトで公表し、学科運営会議等や教授会において随時点検している。

三つの方針は、関連付けて一体的に定めており、組織的に議論を重ねて作成するために、教学マネジメント委員会、学務委員会、学科運営会議、3つのポリシーを反映した大学の取組の適切性点検・評価委員会等で協議し、教授会での審議を経て学長が決定している。

内部質保証に関しては、自己点検・評価委員会規程を定め、第三者評価を含む自己点検・評価活動を運営する組織と位置付けて、実施体制を確立している。毎年度、自己点検・評価を実施し、教育の質保証を図り、短期大学の向上・充実に向けて取り組んでいる。アセスメント・ポリシーは、三つの方針に基づき、機関レベル（短期大学レベル）、教育課程レベル（学科レベル）、科目レベルの三段階で学習成果を査定する方針を定めており、単位取得状況、GPA、免許・資格の取得率、専門職への就職率が客観的指標となっている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針については、短期大学士（こども学）を授与する3領域として「情意的領域（関心・意欲・態度）、認知的領域（知識・理解・思考・判断）、技能・活動的領域（技能・表現）」を設け、さらに具体的な到達目標を明確に示しており、これらの方針をウェブサイトや学生募集要項、学生手帳で表明し、広く周知している。また、方針そのものは、教学マネジメント委員会で適切に議論されている。

教育課程編成・実施の方針については、卒業認定・学位授与の方針に対応している。単位の実質化のためのCAP制を令和6年度から開始している。成績評価の基準は、学則に明記し学生に周知している。

教養教育については、開講している全ての教養教育科目が専門教育科目と関わるように教育課程が組成されており、教養教育と専門教育との関連は明確である。

職業教育については、主たる目標である保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得に向けた施策も明確に実施されている。

入学者受入れの方針は明確であり、様々な媒体を通して周知が出来ている。総合型選抜では、プレゼンテーション方式を導入し、高大接続の観点からも特色のある選抜方式となっている。なお、入学者受入れの方針の定期的な点検に関しては、議事録等に点検の記録を残すことが望まれる。

学習成果については、教育課程レベルと授業科目レベルの学習成果が具体的に示されている。学習成果の一つとして資格取得があり、一定期間内での学習成果の獲得や測定が可能となっている。

学習成果の獲得状況の測定指標は明確であり、それらを測定・共有する仕組みを構築している。また、学位授与数、就職率・進学率、資格・免許取得率等の、学習成果の獲得状況を示す指標はウェブサイトで公表している。学内では、学習成果の獲得状況に関して、内容に応じて、クラスアドバイザー、学科運営会議、教授会で共有されているが、学習成果の点検に活用する仕組みの検討が望まれる。

卒業後評価については、「卒業生対象就職状況調査」、「就職先事業者等対象就業状況調査」を実施し、卒業生の状況や評価の把握をしている。

教員はシラバスに示した学習成果を、成績評価や授業評価アンケートで把握し、各学期末に教授会等で共有している。また全教員が授業評価アンケートの結果に対して授業改善報告書を作成し、授業改善に活用している。シラバスの作成に際して記載内容が適正か、教職員によるダブルチェックを通じて、教育内容の相互理解を推進するとともに、最終確認を行うなど、授業担当教員と検討しながら加筆・修正を進めている。

入学者に対して、自由参加のワークショップを開催するとともに、教員による「プレ学習課題」として文章・絵本、音楽等のテーマの課題を提供するなど、入学後の学びにつながるような授業や学生生活に関わる情報を提供している。

学内で複数の奨学金を設けて学生に対する経済的な支援を行っているほか、学生のライフスタイルに合わせた長期履修制度を設定し多様なニーズに応えている。

就職支援のため就職担当部会を置き、学生に必要な支援内容やその実施に向けて検討し、改善に努めている。また就職支援のための施設として「キャリア支援室」を設置し、実務経験のある職員を配置し、教員と連携して支援、相談業務を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。なお、令和6年5月1日現在において、短期大学設置基準に定められた短期大学全体の教授数が1人不足していた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。専任教員の職位は、教員選考規程及び教員選考規程細則によって定められている。

専任教員個々の研究活動については、その成果をウェブサイト上で公開している。学内研究費として、専任教員の個人研究費を助成し、週1日の研究日を確保して研究活動の推進に努めている。FD活動については、授業評価アンケートで点検・評価して次年度の教育改善を行い、学生の学習成果の獲得に努めている。

事務組織は、組織規程及び事務分掌規程に基づき、指揮命令系統・責任の所在を明確にしている。事務職員は、事務分掌により、教務、学生支援、就職、実習、FD等、担当分掌が決められており、各担当教員と緊密に連携して学生の支援にあたっている。

教職員の就業については、就業規則及び関連諸規程を定め、人事管理はこれらの規則・規程の下に適切に行われ、専用の勤怠管理システムを導入し、学校法人の事務局で一括管理している。規程集は、事務局に備え付けるとともに、電子ファイルを学内のサーバの共有ファイルに格納し、周知に努めている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、教育活動に必要な教室や機器備品を、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備している。図書館においては、十分なスペースと蔵書が用意され、学生の興味関心を引く展示等の工夫がなされている。

固定資産及び物品管理については、固定資産及び物品管理細則に基づいて適切に管理されている。防災については、防火等管理規程により必要事項を定め、危機管理規程に基づき危機管理体制を構築しつつあるが、消防計画で策定した全学的な避難訓練の実施について、学生が参加しての訓練を行っていないため適切かつ速やかな実施が望まれる。

学内情報ネットワークの管理運営を学校法人事務局の総務部が担当し、技術的なサービスの向上充実を図るために、外部専門業者が事務局で定期的に勤務している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の建学の精神や教育理念を熟知しており、幼児教育・保育に特化する方針を提案し、学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有する者であり、私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に選任されている。

学長は、その地位にふさわしい学識と短期大学運営に関し識見を有しており、学長選任規程に基づき専任され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を聞き最終的な判断を

行っている。教学活動全般にわたって業務を遂行しており、教職員へ丁寧な説明を行うなどリーダーシップを発揮している。教授会は学則に基づき開催し適切に運営している。

監事は寄附行為にのっとり学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査するとともに、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に監査内容を報告するとともに監査報告書を提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える人数の評議員をもって組織され、私立学校法の規定に沿って運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定にのっとり、教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

## 姫路日ノ本短期大学の概要

設置者 学校法人 日ノ本学園  
理事長 橋崎 良治  
学長 津田 由加子  
A L O 藤田 貴久  
開設年月日 昭和 49 年 4 月 1 日  
所在地 兵庫県姫路市香寺町香呂 890

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

姫路日ノ本短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月3日付で姫路日ノ本短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「キリスト教精神をもって、社会に貢献できる人間を育成する」であり、「神を畏れ敬い、人を愛し、奉仕する人間の育成」という教育理念を明確に示し、学生便覧やウェブサイト等で学内外に表明されている。建学の精神や教育理念は新任教職員研修会や非常勤講師懇談会等で定期的に周知している。

公開講座や講演会を定期的で開催するとともに、姫路市と包括連携協定を締結し、幼児教育・保育分野での提言やそれに基づく活動を行うなど、地域・社会に貢献している。

教育目的・目標は短期大学、学科・コースごとに確立し、学長が入学式、卒業式等において建学の精神、教育理念とともに説明し、学生便覧やウェブサイト等により学内外に表明しており、定期的に点検・見直しを行っている。

学習成果は建学の精神、教育目的に基づいて策定され、ウェブサイト等で学内外に公表され、定期的に点検されている。

三つの方針が一体的に策定され、それを踏まえて教育が実践され、その質が保証されている。自己点検・評価については、規程に基づき自己点検・評価委員会が組織化され、学長を始め全教職員で役割分担し、自己点検・評価を行っている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神、教育目的を踏まえて明確に定め、教授会で定期的に点検を行っている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して明確に定め、基礎教養科目と学習成果との関係、専門科目と学習成果との関係をカリキュラムマップとして学生便覧に示している。入学者受入れの方針は、建学の精神、教育目的に基づいて明確に策定され、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイトに掲載している。

学生への学習の支援は、教務学生部に所属する教員が中心になり行い、アドバイザー制を取り入れるなど、組織的に対応している。学習面での経済的負担軽減のために、奨学金制度や長期履修制度を取り入れている。就職支援のためにキャリアセンターを設置している。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、短期大学設置基準を満たしている。教育研究活動は、地域の研究助成事業に参画し採択されており、研究活動を短期

大学の研究紀要にまとめ定期的に発行している。

事務組織は諸規程に基づき責任体制が明確になっている。事務職員は自己研鑽とともに学内外のSD研修会に積極的に参加している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、耐震化工事も計画的に順次実施している。各教室には授業を行うための機器、備品類が整備されている。図書館は蔵書がわかりやすく整頓され、閲覧席数、蔵書数ともに充足しており、一部の専門書は幼児教育研究センターにも整備されている。

施設設備は諸規程に基づき適切に維持管理されている。防災に関わる諸規則はまだ整備されていないが、避難訓練は消防署の指導に従って実施されている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教養科目に情報リテラシー向上のための講座を設けており、学生と教職員との情報交換のために情報ツールを導入している。情報機器のセキュリティに関しては必要な対策が講じられている。学生の学習支援のために、体育館を除く全学で無線LAN接続が可能であり、学生は持参したノートパソコンやタブレット型端末を授業や学生生活に活用している。

財的状况について、余裕資金はあるものの、学校法全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人の運営全般にわたり適切にリーダーシップを発揮し、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、豊かな学識と経験を生かして教学運営全般の改革、研究活動の活性化に取り組み成果を上げており、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。学則に基づき教授会を開催し、教授会は、学長の意思決定に当たり意見を述べる機関として、教育研究に関する重要な事項を審議している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為、監査規程に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づいて、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報、財務情報はウェブサイト上で公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、

優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 学生が建学の精神を理解して社会に貢献する意義を教育の中で体感できる機会を設けるため、学生のボランティアを単位化して推進している。ボランティアに際しては、学生の自主性を尊重して選択肢を広げるだけでなく、大学が主体となって他大学や関係機関と連携した行事を企画・運営しており、これらのボランティア活動や行事において学習成果を学外に発表する場になっている。

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業時と卒業後の学生にアンケートを実施するだけでなく、卒業生の就職先を訪問(近隣町村についてはほぼ全数)して、細やかな現場の意見を聴取し、教育の効果を把握している。また、図書館と幼児教育研究センターの両エリアで絵本や保育図書を整備しており、図書館は学生や教員向け、幼児教育センターは近隣の幼児や保護者向けに図書の有効活用を行うなど、地域に密着した活動を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 姫路市のまちづくり研究助成事業に毎年継続的に採択され、その成果などを教員個人の研究論文や外部を含めた共同研究論文等にまとめた研究紀要を、令和3年度以降は年2回発行に増やし、積極的に研究成果を発表している。専任教員だけでなく、非常勤講師の研究発表を行っている。また、ウェブサイトでの公表も行うなど研究活動の活性化にも寄与している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条第1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のためにその結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]



- 卒業の要件として学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。
- シラバスには、成績評価の方法が記載されているが、出席点が授業評価の対象になっているものが散見されるため、改善が望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 38 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

明治26年に設立された日ノ本学園は、建学の精神「キリスト教精神をもって、社会に貢献できる人間を育成する」の下、聖書を基盤とした人格形成を掲げ、正義・個人の価値・自主的精神を重んじた教育によって、長きにわたり社会に貢献する人間の育成を行ってきた。この建学の精神は、各種印刷物やウェブサイトで表明するだけでなく建学の精神を踏まえた授業や各種行事によって、学生が建学の精神を認識し、実践することで実現している。学生の自主性に配慮したボランティア活動を授業科目として位置づけ推進していることで、学生が建学の精神を理解して実践する機会を設けており、人材育成の目的を学生が認識することを実現している。

また、地域・社会に向けた各種の講座を開講するだけでなく、学生と教員が協働で永らく途絶えていた「クリスマスキャロリング」（キリストの誕生を祝い歌や演奏で人々の幸せを祈る行事）を主催校として他大学や関係機関と調整を図りながら令和5年に復活させ実施していることは、教育の成果と合わせて建学の精神を地域社会に公表していることに他ならない。

建学の精神に基づき教育目的・目標を短期大学、学科・コースごとに定めており、授業科目ごとに具体化した到達目標を設定して学生に明示している。教育課程における学習成果を定め、各授業科目において学習成果が獲得できるようにカリキュラムマップを作成している。一方で、公表している三つの方針と教育目標の関連性や学習成果を測定する方法が可視化されておらず、学生が戸惑う場面が想定されるが、少人数教育の特性を生かして履修から授業、就職に際して教員による丁寧な指導を実施している。

学習成果の獲得を目的とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。三つの方針に基づいて学習成果を測定・評価するため、学位授与数や進路状況、卒業時アンケート、実習先の意見等を踏まえて総合的に学習成果を検証し、成績評価に反映している。自己点検・評価については、自己点検・評価委員会を組織化して全教職員で役割分担し、授業評価アンケートや卒業時アンケート等各種アンケートを実施して教員間で問題点を協議し、内部質保証に取り組んでいる。しかしながら、近年、自己点検・評価報告書がウェブサイトで公表されていないので、今年度の自己点検・評価報告書の公表が望まれる。教育の質を保証するため、短期大学レベル、学科レベル、科目レベルの3段階で学生の学習成果を測定・評価し、教育の改善につなげている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示し、ウェブサイトや学生便覧などで周知されている。卒業認定・学位授与の方針は教養・心・人材の3つの要素で構成され、社会的・国際的にも通用性がある。また、毎年点検がなされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、ウェブサイトなどで公表されている。カリキュラムマップはウェブサイト、学生便覧で公表されているものの、授業科目群の順序性・体系性を卒業認定・学位授与の方針と関連付けて示すカリキュラムツリーがないので作成されることが望ましい。

卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間または学期において履修できる単位数の上限を定めるCAP制が定まっていないため、今後は学則上にも明記され、学生便覧に記載することが求められる。短期大学設置基準にのっとり、全ての科目で授業時間が適正に確保されている。シラバスには成績評価の方法が記載されているが、出席点が授業評価の対象になる記述が散見されるため、改善が求められる。

基礎教養科目において豊かな人間性や社会性を育むための科目が位置付けられ、キリスト教に関する科目により建学の精神が理解できるように編成している。また、幼児教育に関する専門性の深化を目指し国語力を強化する科目を編成するなど、専門科目との関連が明確である。教育課程は、主に保育職に視点をおいた内容で、保育コース、ライフデザインコースそれぞれにカリキュラムを編成し、2年間を通じた具体的な職業教育が展開されている。

入学者受入れの方針は、学生募集要項、学生便覧やウェブサイトで明示している。多様な入学者選抜を実施しており、それぞれに選考基準が設定されている。入学者受入れの方針の点検は、高等学校訪問などを通じて定期的に行われている。

学習成果の査定は、単位取得状況、成績評価、実習先の評価などに留まっている。そのため、1つにまとめ多様な側面から評価し、改善できるPDCAサイクルが可能となる仕組みづくりに取り組むことが求められる。また、併せて学生が自身の学びを振り返る指標となるルーブリックを作成し、到達度を確認できる仕組みを整えることが必要である。卒業生の進路先から、卒業生に関するアンケートを就職して2か月後に実施しており評価を聴取している。

教員は、学生による授業評価を定期的に受け、授業改善に活用し教育の質の向上に取り組んでいる。事務職員は、所属部署の職務を通じて学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学後のオリエンテーションでは、学生便覧、シラバスなどの各種印刷物が学習支援として配付され、学科の目指す教育について説明が行われている。支援が必要な学生に対して、科目担当教員が課題を与えるなど授業の中で対応している。教職員協働で、学生生活全般の支援に取り組んでおり、入学から卒業に至るまで一人ひとりの学生に応じたサポートが充実している。また、学生の経済的支援に関する独自の奨学金制度の充実を図っている。学生のキャリア教育支援と就職支援は、キャリアセンターを配置しており、求人票・進学や編入学のための募集要項・過去の就職採用情報を提供し、個別相談に応じている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、短期大学設置基準に定める必要な教員数等を満たしている。教員の採用、昇任にあたっては人事規程に従い審査している。

研究紀要は年 2 回発行している。研究活動に関する規程は整備されている。FD 活動については FD・SD 委員会規程に基づき、定期的に行われ、FD・SD 研修活動を着実に推進している。

事務職員は、組織規程、事務分掌規程に基づき業務を遂行しており、責任体制は明確である。事務局では、教務学生課、総務課、経理課が一つの部屋で業務遂行をしており、情報共有や連携が取りやすい環境にあり、日常的に業務の見直しが職員間で実施されている。事務職員には必要な情報機器や備品等を設置している。

教職員の就業や給与に関する諸規程を整備しており、事務局に常備・閲覧可能な体制を整えている。教職員の就業に関しては、規程を基に適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。校舎は、障がい者対応として、スロープや手すり、エレベーター、障がい者用トイレ等を整備し、バリアフリー仕様となっている。授業環境は、講義室、演習室等の教室を用意しており、ICT 教室、マルチメディア教室などが確保され、その他学科の特性に応じた図画工作や音楽関連の授業環境が整っている。授業用の機器・備品は整備されている。図書館と幼児教育研究センターで絵本・童話・保育図書が整備され、用途に応じた書籍管理がなされている。

財務諸規程に基づき、施設設備及び備品を維持管理している。火災・地震対策は、消防計画を策定し、毎年度全学の学生及び教職員参加の避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策は、セキュリティソフトを導入するなど、外部からの侵入防止対策を行っている。

学生の学習支援のために、体育館を除く全学で無線 LAN 接続が可能であり、学生は持参したノートパソコンやタブレット型端末を授業や学生生活に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の統括責任者として、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、学校法人全体の健全な経営と発展に寄与している。理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、豊かな学識と経験を生かして、教学における改革及び研究活動の活性化に取り組み、成果を上げており、また、短期大学付属幼稚園、日ノ本学園高等学校幼児教育進学コース及び短期大学の幼高大連携を推進するなど、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。学長は、教学運営の最高責任者として、学則に基づき教授会を開催し、教授会は、学長の意思決定に当たり意見を述べる機関としている。なお、学生に対する懲戒（退

学、停学及び訓告の処分) の手続に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づき選任され、学校法人日ノ本学園監事監査規程に基づき学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づいて、理事長を含め役員の諮問機関としての役割を適切に果たしている。

教育情報、財務情報はウェブサイトで公表・公開している。

## 山口短期大学の概要

設置者	学校法人 第二麻生学園
理事長	麻生 隆史
学 長	麻生 隆史
A L O	佐藤 嘉倫
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	山口県防府市大字台道字大繁枝 11346-2

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
児童教育学科	初等教育学専攻	30
児童教育学科	幼児教育学専攻	50
情報メディア学科		40
	合計	120

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

山口短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月12日付で山口短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

山口短期大学は「至心」を建学の精神とし、学長が定例教授会ごとに「建学の精神を訪ねて」と題して説明することにより教職員への周知と理解を徹底している。また、学内に「至心」の文字を掲示するなど、建学の精神に対する意識を涵養するとともに、ウェブサイトなどを通じて学内外に公表している。

教育・研究という本来の使命に加えて、地域貢献を重視し、山口短期大学学術研究所が主体となって公開講座や出前講座を積極的に開講しており、建学の精神の具現化に資する取組みとして、学生の社会的活動も盛んである。

短期大学の教育目的には、建学の精神を踏まえ、教員・保育士・技術者の育成を行うことが明確に示されており、その教育目的を「容(かたち)」にするための学科を設置している。短期大学の学習成果は、建学の精神に基づく教育目的・目標をより具体化した文言として定め、学科・専攻課程ではそれぞれの専門的学習成果を明確にしている。三つの方針は、関連づけられ一体的に定められており、ウェブサイト等で学内外へ表明している。

自己点検・評価委員会規程が整備され、副学長を中心に全学的に点検・評価する内部質保証システムが構築されている。また、高等学校の教職員からの意見聴取も行われ、その結果を点検・評価活動の参考とし、改革・改善に活用するとともに、自己点検・評価報告書としてウェブサイト上で公表している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、卒業、成績評価、資格取得それぞれの要件との関連が明確であり、各学科会議で定期的に点検している。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、建学の精神を踏まえて編成され、基礎教育科目では幅広い視野と人間教育を育成する科目、専門教育科目では専門的な知識・技能を養い実践力を身につける科目を開設している。入学者受入れの方針は、求める基礎学力などが明示されており、学生募集要項などで学内外に公表されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に基づき設定され、実施されている。学習成果の獲得状況は、GPAの分布状況、学位取得率、単位修得状況、学習行動・学習成果アンケートなどの質的・量的データにより測定・評価している。

教員はシラバスにルーブリック形式の成績評価基準を明示し、学習成果の獲得状況を適

切に把握している。事務職員は、教育目的の達成状況を把握し、それぞれの所属部署の職務を通じて学生支援を行っている。独自の奨学金制度等により経済的な支援を行い、健康管理担当を置き、学生の心身の健康管理に努めている。留学生の学習・生活面での指導・支援体制も整えている。社会人の受入れ体制、障がいのある学生への支援体制、長期履修学生制度を整備している。学生支援・キャリアセンターに進路指導担当を設け、進路別に支援する体制を整え、学生の進路支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針の下、編制されている。教員の採用、昇任は、規程等に基づいて行われている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて研究活動を行い、成果をあげている。研究活動に関する規程や環境は整備され、研究倫理の遵守にも努めている。FD活動は、FD・SD委員会規程に基づき行われ、授業・教育方法等の改善に取り組んでいる。研究活動に関する諸規程の確認はFD活動を通じて行っている。

事務組織については、組織規程に基づいて責任体制が明確化されており、情報機器、学内LAN等の設備は整備されている。また、SD活動は、FD・SD委員会規程を設けて、FD・SD合同研修会が実施されている。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室をはじめ、図書館、体育館も整備され、施設設備は各種規程に基づき適切に維持管理されている。

技術的資源については規程を整備し、数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進センターを設置し、全学的な情報教育を推進している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は寄附行為の定めるところにより、学校法人の代表としてその業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の意思決定機関として、適切に運営されている。また、理事は、私立学校法に基づき選任され、建学の精神を理解し、その健全な経営について学識及び見識を有している。

学長は、教学運営の最高責任者として、短期大学の運営全般に適切なリーダーシップを発揮している。教授会は規程に基づき開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、議事録が整備され決定事項の共有も図られている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び財務情報を含めた学校法人の情報をウェブサイト公表・公開している。



## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 学長は、定例教授会で毎回、「建学の精神を訪ねて」という講話の中で時事問題などを織り交ぜながら建学の精神を周知させている。教授会議事録にはその要約が詳しく記載され、それを全教職員が共有しており、日常的に建学の精神を意識しながら教育や学務に取り組む環境を構築している。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 開講する全科目について、到達目標ごとに点数を算出するルーブリック評価表を作成し、教員はそれを基に成績評価を行っており、成績評価の妥当性を示している。また、その結果を面談時に学生に提示するとともに、学生が回答する「学習行動・学習成果アンケート」と合わせて量的・質的データとして測定した上で、学習・履修指導等に役立てている。

[テーマ B 学生支援]

- 授業改善について、学生授業評価アンケートの結果を担当教員へフィードバックするだけでなく、評価内容によっては学生部主導で担当教員へのヒアリングや改善へのアドバイスをを行うシステムを構築し、学生にもオフィスアワーでフィードバックをしている。
- 学年別に共通の時間を設定し、時間割に組み込んだオフィスアワーを設定し、学生に対する各種情報提供や学生指導・支援を確実に提供できる体制を整えており、学習成果の獲得に向けた組織的な対応がなされている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進センターを設置し、全学的な教育プ

プログラムを推進し情報教育の充実を図っている。また、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」にも認定されており、情報メディア学科の学生のみならず、小学校・幼稚園教諭、保育士を目指す児童教育学科の学生も修了できる教育プログラムとなっている。

## （２）向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人第二麻生学園 経営改善計画 令和 4 年度～8 年度（5 カ年）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

## （３）早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「至心」であり、この「誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った人間性豊かな人材の育成を目指している。建学の精神については、学長が定例教授会ごとに「建学の精神を訪ねて」と題して説明することで教職員への周知と理解を徹底している。また、学生には入学式等で説明するとともに、学内に「至心」の文字を掲げるなど、建学の精神に対する意識を涵養し、ウェブサイトなどを通じて学外にも広く公表している。

教育・研究という本来の使命に加えて、地域貢献を重視しており、山口短期大学学術研究所が主体となって公開講座や出前講座を積極的に開講している。建学の精神の具現化に資する取組みとして、学生の社会的活動も盛んで、地域イベントへの協力や地域美化活動など、ボランティア活動に意欲的に参加している。また、地域連携・国際交流センターが各方面からのボランティア活動依頼を集約し周知することで、学生のみならず教職員にも参加する機会を提供している。

短期大学の教育目的は、建学の精神を踏まえ、教員・保育士・技術者の育成を行うこととして学則に示されている。その教育目的を「容（かたち）」にするための学科を設置し、各学科・専攻課程の教育目的は、学生便覧、大学案内、ウェブサイトにより学内外への表明を行っている。

短期大学の学習成果（汎用的学習成果）は、建学の精神に基づく教育目的・理念をより具体化した文言として定めるとともに、学科・専攻課程ごとに学習成果（専門的学習成果）を明確にしている。また、学習成果はウェブサイト等で学内外へ表明している。

卒業認定・学位授与の方針には、教育目的に応じた能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与することが明示されている。教育課程編成・実施の方針には、教育目的に応じた能力を養うために必要な教育内容を定め、さらに、それらに応じた能力を有する学生像などを示した入学者受入れの方針を定めている。三つの方針は、学生便覧改訂時に学科会議・教授会で議論されており、ウェブサイトや大学案内等で学内外に表明している。

自己点検・評価委員会規程が整備され、副学長を中心に全学的に点検・評価する内部質保証システムが構築されている。高等学校の教職員からの意見聴取も実施しており、その結果を点検・評価活動の際の参考としているが、外部評価については、組織的な実施体制等の整備が望まれる。自己点検・評価の結果は、教授会での報告を経て、各部署で共有さ

れ、改革・改善に活用するとともに、自己点検・評価報告書として毎年ウェブサイトで公表している。

学習成果を査定する手法として、短期大学全体レベル、学科レベル、科目レベルの各段階で複数の評価指標を定めた検証が行われている。また、教育の質を保証するため、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令遵守に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、卒業、成績評価、資格取得それぞれの要件との関連が明確であり、各学科会議で定期的に点検している。

卒業認定・学位授与の方針にかなう知識・能力を、主体的・対話的な学びにより獲得できる教育を実施することを教育課程編成・実施の方針として定めている。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、建学の精神、教育理念を踏まえて編成され、基礎教育科目では幅広い視野と人間教育を育成する科目、専門教育科目では専門的な知識・技能を養い実践力を身につける科目を開設している。また、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を令和3年度から実施し、「データサイエンス入門」は全学的に履修できる体制が整えられている。1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を学則に明記し、単位の実質化を図っており、シラバスには必要な項目が記載されているが、「予習・復習」の内容については、学生の自己学習へとつながる内容を示すことが望まれる。教育課程等の見直しについては、教務・教育実習委員会を設置し、社会や学生のニーズに沿った評価・改善を行っている。職業教育の効果の測定・評価については、実習先からの評価、学生自身の実習事後の評価を基に成績評価を行っている。

入学者受入れの方針は、入学者が卒業までに身につけるべき学習成果と関連づけ、求める基礎学力などが明示され、学生募集要項などにより学内外に公表されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に基づいており、それぞれ選考基準を設定し実施されている。入学の手続等は学生部の事務職員が主に対応し、入試・広報委員会に所属する教職員も対応している。

各学科・専攻課程の学習成果について、学生が獲得すべき能力が、測定可能な項目として具体的に示されている。学習成果の獲得状況については、科目別ルーブリック評価のほか、GPAの分布状況、学位取得率、単位修得率、資格取得率などにより測定・評価している。また、学習行動・学習成果アンケートでは学習面から生活面まで多岐にわたる項目を設定し、学習成果の獲得状況を把握するとともに、授業改善のPDCAサイクルのために役立っている。学生支援・キャリアセンターにより、就職先である企業や事業所へのアンケート調査を実施し、学習成果の点検や学生支援の充実等の検討資料として活用している。

教員は、シラバスにルーブリック形式の成績評価基準を明示し、定期試験や課題・レポート・発表等により、学習成果の獲得状況を適切に把握している。事務職員は、教育目的の達成状況を把握し、履修及び卒業に至る支援をそれぞれの所属部署の職務を通じて行っている。図書館職員は、学生の図書館利用促進や学習支援を行っている。

入学手続者には学生生活や学びについて「山短通信」を送付し情報提供を行い、学科・専攻課程別には入学前課題を与え、入学後の専門的な学びへの準備を促している。基礎学

力が不足する学生への対応策や成績優秀者への教育的配慮などを行っており、各所に学生ファーストの姿勢での取り組みが展開されている。

学生生活を支援する教職員の組織として、学生支援・キャリアセンターを設置している。独自の奨学金制度を多数設け、経済的な支援も行っている。学生の健康管理等は学生支援・キャリアセンターの健康管理担当が担っており、学生の心身の健康管理に努めている。留学生を積極的に受け入れ、学生部留学生担当が中心となり、学習・生活面での指導・支援体制を整えている。なお、博多サテライトキャンパスに多くの留学生が在籍していることから、オンライン授業以外で防府市にあるキャンパスに在籍する日本人学生との定期的な交流の機会を構築し、留学生の学習・生活支援や日本人学生の異文化理解の促進に取り組むことが期待される。社会人の受入れ体制、障がいのある学生の受入れや支援体制、長期履修学生制度を整備している。

学生支援・キャリアセンターに進路指導担当を設け、進路別に支援する体制を整え、学生の進路支援を行っている。学生の進路先の傾向を把握しつつ、キャリア支援に関する取り組みの点検・評価を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針及び関係規程に基づき適切に編制されており、専任教員の職位も短期大学設置基準を満たしている。研究活動に関する規程や環境が整備され、研究倫理の遵守にも努めている。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて研究活動を行っており、研究成果を研究紀要などに投稿するほか、学会活動や科学研究費補助金の獲得など、研究活動を展開している。専任教員の活動業績等はウェブサイトで公開されている。

FD 活動は、FD・SD 委員会規程に基づき行われ、授業・教育方法の改善に向けた授業評価アンケートを実施し、非常勤教員を含めた全教員に対して授業評価結果を配付し改善のために役立てている。また、研究活動に関する諸規程の確認は FD 活動を通じて行っている。

事務組織は、「学校法人第二麻生学園組織規程」に基づき、事務分掌を明確にし、人員配置等が適切になされており、情報機器、学内 LAN 等の設備も整備されている。SD 活動は、FD・SD 委員会規程を設けて、FD・SD 合同研修会の開催により、事務職員のスキルアップと教員との情報共有・連携強化を図っている。教職員の就業に関して、就業規則等は整備されている。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実験・実習室をはじめ、図書館、体育館も適切に整備されている。バリアフリーは、体育館及び本館トイレの一部において対応がなされている。

施設設備は各種規程に基づき、維持管理がなされている。火災・地震対策は、防火管理に関する規程を整備し、消防計画に基づき、防火管理者が中心となり防火・防災対策を講じるとともに、学生、教職員参加の防火避難訓練を実施している。

技術的資源については、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進センターを設置し、全学的な情報教育を推進しており、課題提出や連絡に学習管理システムを活用する

など、学生の情報機器との接触機会を拡大させている。コンピュータ教室や博多キャンパスとの接続機器など特性に応じた設備等も備えられており、維持管理はネットワーク運用管理委員会等を通じ必要な対応がなされている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人第二麻生学園 経営改善計画 令和4年度～8年度(5ヵ年)」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は短期大学の使命及び教育理念並びに目標を十分に理解し、寄附行為に基づき、学校法人の代表としてその業務を総理している。また、短期大学関連団体の役員を歴任し、文部科学行政などに精通しており、強いリーダーシップを持って学校法人運営に携わっている。さらに、入学式や様々な学校行事の際には、建学の精神についての講話等を通じて学生への啓発を図り、共有を行っている。理事会は、学校法人の運営における責任を認識し、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。また、理事は、私立学校法に基づき選任され、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

学長は、教学運営の最高責任者として短期大学の運営全般に適切なリーダーシップを発揮している。また、建学の精神について教職員や学生への周知・理解を徹底するとともに、副学長と意思疎通を図りながら、教育研究体制や学校運営における決定プロセスに関わると同時に、実態を把握しながら改善や充実に努めている。教授会は規程に基づき開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、議事録が整備され決定事項の共有も図られている。

監事は、寄附行為に基づいて選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監事は短期大学への来訪時に事務部門と業務状況について意見交換するとともに、教職員とも積極的に意見交換するなど、現場の状況を把握した上で適切な助言を行っている。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。寄附行為には、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない事項が明確に定められており、理事長からの諮問に対して適切に評議員会が開催され、必要事項が審議されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び財務情報を含めた学校法人の情報をウェブサイトにおいて適切に公表・公開している。

## 徳島文理大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 村崎学園
理事長	村崎 文彦
学 長	田村 禎通
A L O	岡部 千鶴
開設年月日	昭和 36 年 4 月 1 日
所在地	徳島県徳島市山城町西浜傍示 180

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活科学科	生活科学専攻	40
生活科学科	食物専攻	40
保育科		70
言語コミュニケーション学科		20
音楽科		20
商科		40
	合計	230

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

徳島文理大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月21日付で徳島文理大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「自立協同」は教育基本法、学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、様々な媒体を通じて学内外に表明されている。

学校法人の下に地域連携センターを設置し、地域・社会に向けて様々な公開講座、地域交流活動、出張講義を積極的に実施している。また、地方公共団体、企業等と包括連携協定を締結し社会貢献活動に注力している。

建学の精神に基づいた教育理念を確立し、その精神が教育目的や目標に明確に反映されている。各学科・専攻課程の教育目的・目標については、学則に明記されており、ウェブサイト等で学内外に表明している。

各学科・専攻課程の学習成果の測定や評価が定期的実施され、PDCAサイクルを通じて教育活動の質の継続的な向上が図られ、学習成果はウェブサイトにおいて公表している。

三つの方針の全学的な統一を図り、ウェブサイト等で公表している。三つの方針は相互に関連付けて定められており、カリキュラムチェック表や履修系統図などで確認できる。各学科・専攻課程はこれらの方針に基づいた教育活動を実施し、シラバスチェックなどを通じて一貫性を確保している。

学則に基づき自己点検・評価の体制が整備されており、学長をトップとする責任体制の下で内部質保証に対する取組みが実施されている。教育研究の向上に向けた評価と改善が行われ、その結果はウェブサイトにおいて学内外に公表されている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、卒業の要件及び成績評価の基準、資格取得の要件とともにウェブサイト等に明示している。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。また、シラバスには学習成果を踏まえた到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数等必要な項目を明示し、それぞれウェブサイトで公開している。

全学教務委員会が教養教育・専門教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。また、学科・専攻課程ごとに資格、免許等を取得できる教育課程が編成されており、それぞれの専門職業に必要な知識・能力が育成されるように編成している。



入学者受入れの方針は、学習成果と関連付けられており、入学試験要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は建学の精神及び学則の教育研究上の目的を反映しており、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針との関連性を整理し、具体性を持たせている。

累積 GPA 平均値、学科別累積 GPA 分布状況、資格試験及び国家試験合格率等を、学習成果を検証するための IR 情報としてまとめ、教育の質保証の基礎資料として活用している。

就職先に対する「卒業生に関するアンケート調査」やヒアリングを行い、その結果を各学科・専攻課程内の教員で共有し、教育内容及び成果の点検に活用している。

三つの方針に基づき、シラバスの改善や成績評価基準の明確化を行い、教育内容の改善を図っている。また、ICT 環境の整備や図書館の充実により、学習資源を有効に活用し、教育の質向上に努めている。

入学前教育として基礎学力診断テスト、学力充実対策講座等、多様な学習支援を組織的に実施するとともに、チューター制やオフィスアワー等により個別指導を行っている。

保健センター、学生寮の設置や奨学金制度等により総合的な学生支援体制を敷くとともに、相談室や就職支援システムを活用した情報提供、各種模擬試験や資格取得支援を行うなど、就職支援に積極的に取り組んでいる。

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員等を配置している。専任教員は、FD 活動を通して授業・教育活動の改善を行っている。

事務組織は、規程に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 推進委員会が実施する研修会等により経験年数や職階に応じた資質・能力を身につけられるよう工夫している。教職員の就業に関しては、就業規則等が整備されており、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき必要な設備、機器・備品を備えている。また、校舎等には、障がい者に対する配慮も十分に行われている。防火・防災管理は規程に基づき、年 1 回防火・防災訓練を実施しており、防犯対策についても安全確保に努めている。情報機器については、ハード面、ソフト面での充実が図られており、学生が、パソコン室、マルチメディア室、語学学習室を授業以外の時間に自由に利用できる。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 2 年間で収入超過となっている。

理事会の管理運営体制については、理事長のリーダーシップが適切に発揮されてる。理事会は、学校法人全体の重要事項を審議するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長の意思決定に当たり、各種会議等を通じて関係者の意思疎通が図られており、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制が整っている。

監事は学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行い理事会及び評議員会において意見を述べている。

評議員会は法令等に基づいて開催され、予算や事業計画等の重要事項について、理事会開催前に意見を述べる役割を担っており、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

法令で公開が求められている諸情報については、ウェブサイトにおいて公表・公開する

とともに、請求があった場合には閲覧に供している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 「学科別目標管理シート」の作成と学長によるヒアリングを通じて、組織的かつ継続的な教育の質向上・充実を実現する仕組みを構築している。具体的には、学習成果を基にした評価指標を用いて、全学的及び学科別の教育成果を定期的に評価し、改善方を策定している。さらに、学長によるヒアリングを経て、各学科の目標管理シートを更新し、教育の質の向上に努めている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学生自身が「学習ポートフォリオ」(ポートフォリオ学習支援統合システム)に沿って学期の始めに目標と計画を立て、学期末に達成状況と自己評価を入力することにより、自己課題を明確にしている。また、担任及びチューターが「学習ポートフォリオ」を閲覧することができ、学生個々の学習の進捗状況と学習成果を把握し、指導・助言を行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 「なんでも相談窓口」ではワンストップ型支援を導入し、学生の多様なニーズに応じ、臨床心理士や専門機関との連携窓口としての機能を持たせている。留学生支援においては母国語での相談体制を整え、日本語教育の充実を図るなど、包括的かつ細やかな対応が図られている。
- 全学科において、担任や担任以外の教員であるチューター、全学共通教育センター、就職支援部等が連携して学生支援に努めている。社会的な動向を織り込んだ授業や卒業生と在学生との積極的な交流、学生に寄り添った指導を実践している。その結果、特に商科では過去6年間にわたり就職内定率100%を維持している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ A 人的資源]

- 若手教職員の育成、外部資金の獲得支援、業務基盤の強化を目的に「特色ある教育・研究」事業を実施し、学内教職員から研究を募集し研究費を助成している。また「全学発表会」を開催し研究成果を発表する機会を設けている。

#### [テーマ B 物的資源]

- 校舎に設置してあるエレベーターには、全て障がい者用のボタンを備え、多目的トイレや点字ブロック等を設置し、校舎間の車いすでの移動に配慮するなど、教育環境を整備している。
- 太陽光発電装置の設置と地下水を利用した冷暖房装置を利用し、冷暖房の消費電力の低減化を促進しており、昼間ピーク時の使用電力の削減のため大容量蓄電池の導入も行っている。また、LEDによる省電力化、二酸化炭素量削減対策を講じるための熱源改修工事などを行い、省エネルギー、省資源対策を講じている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

#### [テーマ C ガバナンス]

- 監事が出席していない理事会が開催されている。緊急であったとはいえ、私立学校法に規定されているとおり、監事は理事会、評議員会に出席し意見を述べるのが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「自立協同」は、教育基本法、学校教育法の趣旨にのっとり公共性を有し、様々な媒体を通じて学内外に表明されている。また、理事長、学長等から式典や新入生が受講する授業で講義され、教職員も共に受講し内容を再確認している。建学の精神に基づいた教育理念を確立し、その精神が教育目的や目標に明確に反映されている。学祖の信念と歴代理事長の経験に基づいて形成された建学の精神は、短期大学において共有され、学生や教職員に伝えられている。

学校法人の下に設置された地域連携センターを中心に地域・社会に向けて様々な公開講座、地域交流活動、出張講義、正課授業の開放など、多様な地域貢献活動が広く展開されている。また、地方公共団体、企業、教育機関、NPO 団体等と包括連携協定を締結し社会貢献活動に注力している。

教育目的・目標は学則に明記されており、建学の精神に基づき、学科・専攻課程ごとに具体的な学習成果を「知識・理解」、「技能・表現」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」の4項目に定め、測定や評価を定期的実施している。

また、令和4年に三つの方針の全学的な統一を図り、各学科・専攻課程で建学の精神に基づいて一体的に策定している。三つの方針は相互に関連付けられ、カリキュラムチェック表や履修系統図などで確認できる。各学科・専攻課程はこれらの方針に基づいた教育活動を実施し、シラバスチェックなどを通じて一貫性を確保している。

学則に基づき自己点検・評価の体制が整備されており、学長をトップとする責任体制の下で自己点検・評価委員会が設置され、内部質保証が保たれている。毎年度の委員会において、教育研究の向上に向けた評価と改善が行われ、その結果は学内外に公表されている。また、学習成果の評価を全学教務委員会と教学 IR 部会を中心に、PDCA サイクルを通じて実施し、教育活動の質の継続的な向上が図られている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており卒業の要件及び成績評価の基準、資格取得の要件とともにキャンパスガイド、ウェブサイト及び大学ポर्टレートに明示している。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認

定・学位授与の方針に対応し、ウェブサイトに掲載し、学内外に公開するとともに、キャンパスガイドに掲載して学生全員に配付している。なお、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限についてはキャンパスガイドに示して運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

全学教務委員会が教養教育・専門教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。

職業教育の効果は、卒業生を対象にしたアンケート調査にて把握している。アンケート調査で指摘された内容を基に授業の改善に取り組むとともに、就職先から指摘された内容を基に学習成果の点検に活用している。

入学者受入れの方針は、学習成果と関連付けられており、入学試験要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は建学の精神「自立協同」及び学則の教育研究上の目的を反映しており、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針との関連性を整理し、具体性を持たせている。

教学 IR 部会が、累積 GPA 平均値、各学科別累積 GPA 分布状況、資格試験及び国家試験の合格率等を、学習成果を検証するための評価指標項目に関する IR 情報としてまとめ、教育の質保証の基礎資料として活用している。

平成 28 年度の中央教育審議会の答申に基づき、三つの方針を再検討し、シラバスの見直しを行っており、これにより評価基準の明確化や評価方法の明示、オフィスアワーの記載義務化など、教育内容を改善している。また、GPA を活用した成績評価で学習成果を適切に把握し、学習支援を強化している。FD 研究部会による「全学授業アンケート」の見直しや、ICT 環境の整備により、学生の学習環境も充実している。

入学前教育として e ラーニングシステムを導入しており、入学後はオリエンテーション、基礎学力診断テスト、学力充実対策講座等、多様な学習支援を組織的に実施している。

保健センター、学生寮の設置や奨学金制度などにより総合的な学生支援体制を敷くとともに、相談室や就職支援システムを活用した情報提供、各種模擬試験や資格取得支援を行うなど、就職支援に積極的に取り組んでいる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員、非常勤教員及び補助教員を配置している。教員の採用・昇任については規程に基づき行われており、適切に審査して決定している。研究倫理に関しては全学研究者倫理教育委員会を設置し遵守するための取組みが行われている。専任教員は、FD 活動を通して授業・教育活動の改善を行っており様々な部署と連携して学生の学習成果の獲得向上に努めている。

事務組織は、規程に基づき整備され、責任体制は明確化である。SD 活動は、SD 推進委員会で研修会等を行っており、さらに外部の研修会に参加することにより経験年数や職階に応じた資質・能力の獲得を試みている。

教職員の就業に関しては、就業規則等が整備されており、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、運動場・校舎、体育館は、適切に整備されている。また、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき必要な設備、

機器・備品を備えている。校舎等には、障がい者に対する配慮も行われている。

施設設備及び物品の維持管理は、規程に基づき適切に行われている。防火・防災管理は規程に基づき、年1回防火・防災訓練を実施しており、防犯対策についても安全確保に努めている。また、コンピュータを含むネットワークシステムについても、セキュリティ対策を行っている。様々な省エネルギー、省資源対策を講じており地球環境保全の配慮がなされている。

情報機器については、ハード面、ソフト面での充実が図られており、学生は、パソコン室、マルチメディア室、語学学習室を授業以外の時間に自由に利用できる体制を整えている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去2年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、5つの設置校を統括する最高責任者として各設置校の学長、校長等と連携し、全ての業務を総理するなど、学校法人の運営にリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人全体の業務に関わる重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の円滑な運営を図るため、部局長会等の会議を設置している。学長の意思決定に当たり、教員組織と事務組織が討議・運営する教育開発機構で討議された内容が教授会等でも報告、議論されるなど、多様なルートで意思疎通が図られており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制が整っている。

学校法人全体のガバナンスについては、監事が学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し意見を述べている。しかしながら、監事が出席していない理事会が開催されている。緊急であったとはいえ、私立学校法に規定されているとおり、監事は理事会、評議員会に出席し意見を述べることを望まれる。

評議員会は法令等に基づいて開催され、予算や事業計画、事業に関する中期的な計画などの重要事項について、理事会開催前に意見を述べる役割を担っており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

法令で公開が求められている諸情報については、ウェブサイトにおいて公表・公開するとともに、請求があった場合には閲覧に供している。

## 松山短期大学の概要

設置者 学校法人 松山大学  
理事長 新井 英夫  
学 長 松本 直樹  
A L O 黒田 明良  
開設年月日 昭和 27 年 4 月 1 日  
所在地 愛媛県松山市文京町 4-2

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商科第 2 部		100
	合計	100

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

松山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月30日付で松山短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

松山商科大学の前身である松山高等商業学校創立時に初代校長が「三実」として「真実」、「実用」、「忠実」を校訓に定めて以来、昭和27年の短期大学設置以降も、建学の精神として受け継いでおり、これらは教育基本法に基づく公共性を有し、入学式での学長式辞や学生便覧での説明に加えて、ウェブサイトにも教育理念として掲載するなど、広報に努めている。

短期大学及び併設大学が協働する公開講座として、「松山大学コミュニティ・カレッジ」、「えひめベンチャー起業塾」等を実施し、地域社会に貢献している。

学則で教育目的を明確に示すとともに、建学の精神を踏まえた教育目標を定め、学生便覧やウェブサイトで学内外に公表している。ただし、評価の過程で、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

三つの方針については、「専門的な観点」と「良い社会人の育成の観点」の2つから構成し、一体的に定めている。

自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会を組織し運用するとともに、学外の意見を取り入れる外部評価委員会を実施し、外部評価を受け入れている。

建学の精神と教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針が定められている。

教育課程は幅広い科目で編成されており、学生は自身の興味・関心、将来の進路に合わせて授業を選択することができるようになっている。

入学者受入れの方針は、ウェブサイトのほか、入学案内や選抜試験要項で明示しており、受験生、保護者や高校の進路指導者にも周知している。

授業評価アンケートは毎学期実施し、その結果は個々の教員にフィードバックしている。学内ポータルサイトやWi-Fi環境が整備されており、授業評価アンケートはそれらを活用し、直近の回答率が上がっている。

短期大学事務室は、学生の生活・進路・履修登録等の様々な支援を行っている。学生が求める支援内容は必要に応じて併設大学の他部署・部門につなぎ、サポートをしている。



就職等に関する支援は、主に短期大学事務室やキャリアセンターが担っている。編入学希望者には教員がゼミ等を通して指導にあたっている。

人的資源について、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編制しており、短期大学設置基準を充足している。

校訓を具体化した「実践的職業人の育成」、「教養豊かな良識ある社会人の育成」を目的に、専任教員は実務家教員を中心に採用している。事務組織については規程で責任体制が明確化されている。

物的資源である校地・校舎は、併設大学と共有し面積は十分あり、短期大学設置基準を満たしている。講義室、演習室はじめ、図書館、体育館等、施設も充実している。施設設備については各種規程に基づき維持管理され、計画的に改修・更新が行われている。火災・地震対策、防犯対策については、定期的に訓練を実施している。技術的資源については「情報システム整備に関する基本方針」を策定し、情報システムの整備が進められている。

財的状况について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人松山大学の業務を総理し、適切に管理運営を行っている。理事会は、規定された学校法人の業務及び理事の職務執行を適切かつ十分に監督している。

学長は、建学の精神に基づきリーダーシップを発揮して教学運営を遂行している。教授会は、教授会規則が定めるところにより審議機関として運営されており、議事録等も適切に整備している。

監事は、学校法人松山大学監事監査規程により監査計画を策定・実行し、理事会及び評議員会にて学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べ、監査業務を適切に実施している。

評議員会は寄附行為の規定に沿い、理事の定数の2倍を超える評議員で組織している。評議員会への諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に従って運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の教育情報、財務情報等をウェブサイト上に公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 専任教員の中には、税理士や公認会計士の有資格者もいることから、実学教育を念頭に置いた内容の授業科目があり、授業評価アンケートの結果等により、実学的な学びについて受講した学生の満足度の高さを確認できた。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 「情報システム整備に関する基本方針」が定められ、優先順位を決め、計画的に整備が実施されている。学内ポータルシステム「松大 UNIPA」の刷新導入をはじめ、教育研究活動に資する情報ネットワークのセキュリティ強化、無線ネットワークの全館整備による BYOD (Bring Your Own Device) 対応エリアの拡張等が進められている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 教育の質の向上・充実につなげる授業評価アンケートについて、アンケート結果を担当者にフィードバックしているが、教員からの報告書や改善計画を求めてないため、自由記述部分の活用を含めて、授業評価結果を課題や改善につなげる対応が望まれる。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 令和 5 年度に FD 活動を具体的に推進する組織として「松山短期大学 FD 推進部会」が設けられているが、計画的・体系的な取組みはこれからの課題となっている。非常勤教員も含む全教員間で成績評価方法を検討するなどの FD 研修の実施が望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財的状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準 I 建学の精神と教育の効果**

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

松山商科大学の前身である松山高等商業学校創立時に初代校長が「三実」として「真実」、「実用」、「忠実」を校訓に定めて以来、松山短期大学はその校訓を受け継ぎ、建学の精神として定着させている。創設期に尽力された初代校長を含む3人の恩人の銅像をキャンパスに設置して、「三恩人」の存在と建学の精神の学びを大切にする姿勢を有している。また、入学式での学長式辞や学生便覧での説明に加えて、ウェブサイトにも建学の精神に基づく教育理念を掲載するなど、広報に努めている。

短期大学及び併設大学が協働する公開講座として、「松山大学コミュニティ・カレッジ」、「えひめベンチャー起業塾」、「新居浜生涯学習大学」を実施している。教員は企業と協働した「はだか麦」の商品開発や、道後温泉旅館組合と協働で新商品に関するレシピ開発など行い、道後温泉地域の観光業への地域連携が行われている。

学則で教育目的を明確に示すとともに、建学の精神として校訓「三実」を踏まえた教育目標を定め、学生便覧やウェブサイトで学内外に公表している。

建学の精神である校訓「三実」に基づき、教育目的・目標を定めており、その教育目的・目標に基づき、科目ごとに学習の目的、到達目標をシラバスに明示している。なお、学科の学習成果が明確に定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、学習成果を測定するための査定（アセスメント）の策定が望まれる。

三つの方針については、「専門的な観点」と「良い社会人の育成の観点」の2つから構成し、一体的に定めている。

自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会を組織し運用するとともに、学外の意見を取り入れる外部評価委員会による外部評価を実施している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神と教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針が定められ、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、それぞれ学生便覧に明確に示されている。また、年間で履修登録できる単位数の上限は、松山短期大学細則において40単位以内と定められている。

商業・実務系の学科にふさわしく、教育課程は幅広い科目で編成されており、学生は自身の興味・関心、将来の進路に合わせて授業を選択することができ実学的な支援が充実している。各授業科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に沿って作成されている。授業評価アンケートは毎学期実施し、その結果は個々の教員にフィードバックしているが、教員からの報告書や改善計画を求めてないため、自由記述部分の活用を含めて、授業評価結果を課題や改善につなげる対応が望まれる。学生は教員への連絡等にメールをはじめとする学内通信手段を活用しており、短期大学事務室が学生のサポートを担っている。

実践的職業人としての実学教育を念頭に置いた内容の授業科目を配置し、授業評価アンケートの結果からも、成果が表れていることが確認できる。なお、基礎学力不足の学生への対応について課題意識を有しているものの具体的な支援が策定されていないため、組織としての対応が望まれる。

入学者受入れの方針は、ウェブサイトのほか、入学案内や選抜試験要項の中で明示しており、受験生、保護者や高校の進路指導者にも、これらを通じて周知している。

学内ポータルサイトや Wi-Fi 環境が整備されており、授業評価アンケートはそれらを活用し、直近の回答率が上がっている。

短期大学事務室は、学生の生活・進路・履修登録等の様々な支援を行っている。学生が求める支援内容や必要に応じて併設大学の他部署・部門につなぎ、サポートをしている。学生生活における各種手続きや相談窓口が、1 か所にまとまっており、学生にとってワンストップの対応は便利である。

就職等に関する支援は、主に短期大学事務室やキャリアセンターが担っている。編入学希望者には教員がゼミ等を通して指導にあたっている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

人的資源について、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編制しており、短期大学設置基準を充足している。

校訓「三実（真実・実用・忠実）」を学生と教職員が全員で共有することを目標に取り組んでいる。校訓を具体化した「実践的職業人の育成」、「教養豊かな良識ある社会人の育成」を目的に、専任教員は公認会計士や税理士の経験をもつ教員が多く、実務家教員を中心に採用している。事務組織については規程で責任体制が明確化されており、情報機器、学内 LAN 等、設備も整備されている。専任教員の研究活動に関しては、科学研究費補助金や外部研究費等の獲得について実績を上げながら、公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制の見直し、不正防止に努めている。FD 活動については「松山短期大学 FD 推進部会」で活動を検討することになっているが計画的・体系的な取組みはこれからの課題となっているため、非常勤教員も含む全教員間で成績評価方法を検討するなどの FD 研修の実施が望まれる。SD 活動については「SD 委員会規程」に基づき、学校法人と一体となって委員会が計画的に研修会を実施している。

就業規則、給与規程、育児休業等に関する規程、介護休業等に関する規程等が整備されており、学内ポータルシステムを通じて、いつでも閲覧できる環境が整備されている。また、勤怠管理システムを導入し就業管理をしている。

物的資源である校地・校舎は、併設大学と共有し面積は十分あり、短期大学設置基準を満たしている。講義室、演習室はじめ、図書館、体育館等、施設も充実している。バリアフリー設備も整備され、障がいをもつ学生にも支障のない学修環境が提供されている。施設設備については各種規程に基づき維持管理され、計画的に改修・更新が行われている。火災・地震対策、防犯対策については、定期的に訓練を実施している。

技術的資源については「情報システム整備に関する基本方針」を策定し、それに基づき情報システムの整備が進められている。

財的状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人松山大学の業務を総理し、適切に管理運営を行っている。理事会は、規程に定められた学校法人の業務及び理事の職務執行を適切かつ十分に監督しており、学校法人の組織体制において理事長のリーダーシップが十分に発揮されている。理事は、寄附行為により選任しており、私立学校法の役員選任の規定に準拠している。

学長は、学長選考規程により適切に選任されており、建学の精神に基づき教学運営の遂行に努めている。教授会は、教授会規則が定めるところにより審議機関として運営されており、議事録等も適切に整備している。

監事は、学校法人松山大学監事監査規程により監査計画を策定・実行し、理事会及び評議員会において学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べている。毎年5月に内部監査室及び会計監査人による三様監査を実施して、監査意見の交換を行っている。これらの結果を踏まえて当該会計年度終了後2か月以内に監査報告を適切に実施している。

評議員会は寄附行為の規定に沿い、理事の定数の2倍を超える評議員で組織している。評議員会への諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に従って運営している。また、令和7年度の改正私立学校法への対応のため、寄附行為改正の検討も進めており、適切な対応を図っている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の教育情報、財務情報等をウェブサイト公表・公開している。

## 九州女子短期大学の概要

設置者	学校法人 福原学園
理事長	福原 公子
学 長	奥田 俊博
A L O	船津 京太郎
開設年月日	昭和 35 年 4 月 1 日
所在地	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
子ども健康学科		150
	合計	150

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	子ども健康学専攻	20
	合計	20

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

九州女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月23日付で九州女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

九州女子短期大学の設置母体である福原学園の建学の精神は、「自律処行」であり、短期大学はその精神を学是として教育研究活動を行っている。学園創立60周年を機に、在学生・教職員に建学の精神のより一層の浸透を図るため、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。

地域社会との連携に力を入れ、地域教育実践研究センターを設置し、「学生の質保証の強化」、「教育・研究機能の活用」及び「地域社会との共生」を3本柱に地域連携事業に取り組んでいる。

短期大学及び学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則に「人材養成及び教育研究上の目的」として定め、学生便覧やウェブサイトにより学内外に公表している。

短期大学及び学科の学習成果は卒業認定・学位授与の方針に明示され、それぞれ「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・協働性・倫理性」の3要素で構成されている。また、三つの方針は相互に関連付けられ一体的に定められ、入学から卒業に至るまで、三つの方針を踏まえた教育研究活動が行われている。

自己点検・評価活動は規程に基づき、委員会を中心に活動を行っており、報告書はウェブサイトで公表している。

学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則に定める「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、学習成果の3要素で構成されている。学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。教養教育科目は、実社会で必要とされる教養の習得を目的に編成され、職業教育ではキャリア支援科目を必修科目として配置し、学生が就業意識や職業観を身につけることができる取組みを行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針を達成するための具体的な学生像を示している。入学者選抜では多様な方法が設定され、それぞれに選考基準を設け公正かつ適正に実施されている。

学習成果の獲得状況については、4つのアンケートによる確認のほか、免許・資格取得状況及び就職率・進路決定率等によって測定・評価している。



卒業後評価の取組みでは、就職先へのアンケートや教育実習・保育実習先からの意見聴取を実施し、その結果については学科会議における教員間で共有し、授業の改善等を実施している。

学習支援として、入学試験合格者への入学前教育課題等の送付、入学後の定期的なオリエンテーションの実施、学生の学習に関する相談や基礎学力不足に対する個別指導等を行っている。学生の生活支援は学生部委員会を設置し、併設大学と合同で運営している。就職支援では就職委員会を置き、免許・資格取得関連の講座では模擬試験とその事後指導を行っている。

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制し、短期大学設置基準を充足している。教育活動及び研究活動等に係る個人点検・評価報告書の導入により、研究時間確保につながる体制が整えられている。FD活動は規程を整備し、FD活動を推進するとともに授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織は、組織規則により責任体制を明確にしている。事務職員の能力や適性を十分に発揮でき、またコミュニケーションや情報共有がしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。SD活動は研修委員会規程に基づき実施されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場及び体育館は適切に整備し、各校舎は障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室等を整備し、教室内には免許・資格取得に要する機器・器具等を備えている。図書館は、学生・教職員の資料収集や学習に配慮し整備されている。

施設設備は、経理規則に基づき固定資産及び物品管理規程を定め、適切に維持管理が行われ、防火・防災については規程を整備し定期的な点検・整備を実施している。情報セキュリティ対策は規程に基づき情報の保護・活用及びセキュリティ水準の維持向上を図っている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育目的を理解し、学校法人の代表としてリーダーシップを発揮し学校法人運営を主導している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、学長選考規則に定められた選考基準により選考され、教学運営の最高責任者として、短期大学運営全般にリーダーシップを発揮している。学則に基づく教授会として3つの委員会を設置し、これら機能別教授会を学長に意見を述べる諮問機関として位置付けており、学長はそれらの意見を参酌して最終的な判断を行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、法令等に基づき、理事長を含め役員の評議員として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ウェブサイトにおいて教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域教育実践研究センターの事業として、学生組織である「キャラバン隊」は、芦屋町との包括的地域連携協定に基づき、模擬保育、模擬授業などを出前保育として展開している。「キャラバン隊」の活動では、実践力だけでなく学生の創造性、意欲及び問題解決能力など総合的な人間力の育成を目的とし、地域社会との交流活動を積極的に行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果の査定においては、4つのアンケート調査による改善活動のほか、GPA 分布図に基づいた GPA1.5 未満の学生を対象とした組織的な修学支援、2年間の学びを可視化する「学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）」の作成等、教育活動における課題の発見、改善に向けての PDCA サイクルが機能している。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 学生の主体的な学びの力を高めるため、幼稚園教諭の模擬教室、養護教諭の模擬保健室、保育士の保育ルームのほか、和作法室やアクティブラーニングスタジオ等、学科の教育課程に合わせた施設整備が充実している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ B 物的資源]

- 防火・防災に関する防火防災管理規程には防火防災訓練を年1回以上行うことが規定されているが、令和2年度から防火防災訓練が実施されていないため、学生の参加も含めた防火防災訓練実施の改善が望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

九州女子短期大学の設置母体である福原学園の建学の精神は、「自律処行」であり、短期大学はその精神を学是として教育研究活動を行っている。学園創立 60 周年を機に、在学生・教職員に建学の精神のより一層の浸透を図るため、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一し、学則にも明記した。建学の精神は入学式の学長講話をはじめ、大学案内、入学試験要項などの各種印刷物、及びウェブサイトへの掲載により学内外に表明している。

「地域に根差した実践教育を展開する大学」として地域社会との連携に力を入れ、地域教育実践研究センターを設置し、「学生の質保証の強化」、「教育・研究機能の活用」及び「地域社会との共生」を 3 本柱に地域連携事業に取り組んでいる。その事業においては、芦屋町との包括的地域連携協定に基づき模擬保育、模擬授業などを出前型保育として展開する学生キャラバン隊の活動も行われている。

短期大学及び学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則に「人材養成及び教育研究上の目的」として定めており、学生便覧や「教員ハンドブック」、ウェブサイトにより学内外に公表している。

短期大学及び学科の学習成果は、卒業までに達成すべきものとして卒業認定・学位授与の方針に明確に示されており、それぞれ「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・協働性・倫理性」の 3 要素で構成されている。また、三つの方針は、学則に示す教育目的を踏まえ、相互に関連付けられ一体的に定められており、入学から卒業に至るまで、三つの方針を踏まえた教育研究活動が行われている。

自己点検・評価活動は、規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書の作成を中心として実践している。自己点検・評価報告書は、同委員会による原案作成後、委員会等において教職員からの意見聴取等を経て、学長が決定の上、ウェブサイトにて公表している。また、部長以上の役職者、事務局長及び外部有識者等を構成員とする「九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会」において、毎年、三つの方針に照らした教育活動の適切性等の検証・評価を行うとともに、それらの点検・評価の結果を踏まえて、教育の効果の向上・充実に努めている。

教育の質保証への取組みとしては、「教育の質の保証に係る PDCA サイクル」を活用して教育の向上・充実に努めている。また、教育活動の点検・評価に係るアセスメントプラ

ンを策定し、IR 推進委員会を中心にアセスメントプランに基づく点検・評価に着手している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則に示す「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、学習成果である 3 要素で構成されている。

学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成され、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状及び保育士資格取得を踏まえて科目を配置している。教育課程の点検・改善については、授業科目の連携や年次配当を示したカリキュラムフローチャートを作成し、科目配置の適切性について継続的に点検を行っている。なお、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修に関する規程を定めて運用しているが、学則上にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

教養教育科目は、実社会で必要とされる教養を身につけることを目的に編成され、専門教育科目において、教養教育科目で習得した知識の理解が深められる構成となっている。授業フィードバック・アンケートが実施され、その結果を基に教員の個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）が作成されるほか、学外テストを利用し、学生の基礎学力等の経年変化等の客観的データを把握し、シラバス作成や学生指導等の改善に取り組んでいる。職業教育では、キャリア支援科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修科目として配置し、学生が就業意識や職業観を身につけることができる取り組みを行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針を達成するための具体的な学生像を示している。入学者選抜では多様な方法が設定されており、それぞれに選考基準が設けられ、公正かつ適正に実施されている。

学習成果の査定においては、4つのアンケート調査による改善活動のほか、GPA 分布図に基づいた GPA1.5 未満の学生を対象とした組織的な修学支援、2年間の学びを可視化する「学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）」の作成等、教育活動における課題の発見、改善に向けての PDCA サイクルが機能している。

卒業後評価として、卒業生に関する就職先へのアンケートや教育実習・保育実習先からの意見聴取を実施している。得られた情報は学科会議において教員間で共有し、授業の改善等を実施している。

学習支援として、入学試験合格者には、入学前教育課題に関する資料及び入学手続きに関する冊子を送付し、入学後は定期的にオリエンテーションを実施し、履修指導等を行っている。学生からの学習に関する相談や基礎学力不足に対する個別指導については、オフィスアワー等を利用して対応し、また学生の修学状況には、子ども健康学科、キャリア支援課及び教務課が連絡を密に取り、組織的に対応している。

学生の生活支援の組織として、教職員で構成された学生部委員会を設置し、併設大学と合同で運営しており、健康管理やカウンセリング体制も、施設・職員共に十分な環境が整備されている。また、独自の奨学金等を設け、経済的支援を行っている。

新入生に対して、新入生研修で得た知識（学生便覧内容や実習内規等）を基にした学生

便覧テストを実施するなど、学生の理解向上のための工夫がみられ、かつ必要な解説によって支援している。履修マニュアルと免許・資格取得のための冊子を「履修ガイド」に整理統合して、理解を容易にするための工夫がなされている。

進路支援については、就職委員会において併設大学と合同で対応している。面談専用の施設において、キャリアカウンセラーが学生からの相談に応じる環境を整えている。免許・資格取得関連の講座を開講し、模擬試験とその事後指導を行っている。また、卒業時の就職状況を集計し、1年生対象の就職ガイダンスでの指導に活用している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置しており、短期大学設置基準に規定する教員数を充足している。教員の採用や昇任は、規程に基づき実施されている。教育活動及び研究活動等に係る個人点検・評価報告書の導入により、研究時間確保につながる体制が整えられ、研究成果にもその効果が表れている。研究倫理については、規程に基づき委員会を設置し不正行為の防止に取り組んでおり、研究者倫理教育は学外の研究倫理eラーニングの受講を全教員に義務付けている。FD活動は規程を整備し、FD活動を推進するとともに授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織は、組織規則により責任体制を明確にしている。事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、共同作業スペース、情報機器及び備品等が整備され、コミュニケーションや情報共有がしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。また、毎週月曜日の事務連絡会や毎朝始業時に課内ミーティングを行い日常的な業務の見直しや事務処理の点検・改善に取り組んでおり、SD活動は研修委員会規程に基づき実施されている。

教職員の就業に関する諸規程は、学内ネットワークのポータルサイト専用ページの利用により教職員の常時閲覧を可能とし、グループウェア内の機能により、出張、年休及び超過勤務等、勤怠全般の申請が可能であり、就業は適正に管理されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場及び体育館についても適切に整備されている。各校舎にはエレベーターやスロープを設置するとともに、多目的トイレや階段には手摺りを設け障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を整備し、教室内には免許・資格取得に要する機器・器具、標本等を備えている。ICT（情報通信技術）化に対応する情報処理演習室を整備し、学生が授業外の時間に自由に使用可能な「PCオープンルーム」も整備している。図書館は、閲覧座席や個人閲覧用のAVブース席のほか、小会議室、AV・ブラウジングルーム、多目的学習室を整備し、学生・教職員の資料収集や学習に配慮している。

施設設備の維持管理に関する規則等に基づき、その維持、使用、整理及び使用秩序について適切に行っている。防火・防災については規程を整備し定期的な点検・整備を実施している。なお、令和2年度以降、防火防災訓練が実施されていないため、学生の参加も含めた防火防災訓練実施の改善が望まれる。

情報セキュリティ対策は規程に基づき情報の保護と活用及びセキュリティ水準の維持向上を図っている。学生をはじめとする個人情報保護に関しても、規程に基づき、組織的に対策を講じている。学内には学内LANを整備し、情報処理演習教室、講義室、図書館や

教員の研究室等でコンピュータを接続させ、利用者ごとに準備したネットワークドライブを利用することができる。また、無線 LAN を利用するためのアクセスポイントを教室や廊下等各所に設置し、学生の学習支援に必要な情報処理環境を整備している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育目的を理解し、少子化が進行する中で、入学志願者・入学者の確保を最重要課題に掲げ、学校法人の代表としてリーダーシップを発揮し学校法人運営を主導している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として重要事項の審議・意思決定を行っており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、法令及び寄附行為に基づき適切に運営されている。理事も法令及び寄附行為に基づき、適切に構成されている。

学長は、学長選考規則に定められた選考基準により選考され、教学運営の最高責任者として、短期大学運営全般にリーダーシップを発揮している。学則に基づく教授会として、教育運営委員会、入学試験委員会及び教員人事計画委員会を設置し、それぞれの審議事項を明確化するとともに、これら機能別教授会を学長に意見を述べる諮問機関として位置付けており、学長はそれらの意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、学長は、建学の精神である学是「自律処行」に基づく教育研究活動の推進とガバナンス強化の観点から、評議会の下に各種委員会を設置し、教育研究活動の活性化を図っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるなど、監査業務を適切に行っている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、法令等に基づき開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、ウェブサイトにおいて教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等を公表している。また、私立学校法に定められた学校法人の情報についても、同様にウェブサイトにおいて公表・公開している。

## 名古屋文化短期大学の概要

設置者	学校法人 山田学園
理事長	山田 美智子
学 長	成瀬 正春
A L O	太田 寿江
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	愛知県名古屋市東区葵 1-17-8

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活文化学科第一部	ビジネス専攻	100
生活文化学科第一部	服飾美容専攻	100
生活文化学科第一部	フードビジネス専攻	90
	合計	290

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	生活文化専攻	30
専攻科	生活学専攻	60
	合計	90

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし



## 評価結果

名古屋文化短期大学は、令和3年度の評価において、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、改善意見を付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

### 1. 評価結果の事由

令和3年度の本協会の認証評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の「テーマD 財的資源」に問題が認められたため、改善意見を付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、令和6年6月11日付で当該短期大学から提出された改善状況に関する報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

### 2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、当該短期大学を設置する学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去1年間、経常収支が支出超過であり、運用資産に比べて外部負債が多く、流動比率が低いため、安定した財務基盤の確立を図るよう指摘した。

その後、令和6年度までの各年度の①入学者数及び学生数、②その内の特待生数及び奨学生数、令和5年度までの各年度の③教育研究活動収支及び経常収支、④借入金残高、⑤流動比率、⑥余裕資金の程度などの経営改善計画の履行状況の報告があった。その結果、経営改善計画に基づいて特待生の大幅な削減、教育活動収入の増加、人件費並びに管理経費の削減に取り組み、令和5年度は学校法人全体、短期大学部門の双方で収入超過に、外部負債に比べた運用資産の割合、流動比率はそれぞれ増加に転じている。

以上のことから、経営改善計画に基づいて財務の改善が図られていると判断した。なお、負債がやや多いので、今後も経営改善計画に基づく学生確保及び借入金返済計画に沿って経営改善を進めること、その進捗管理について、学内全体でその対応に当たることが望まれる。

## 参考 1 用語解説

### あ

#### IR (Institutional Research)

短期大学の目標や実情等に応じて情報の公表や達成の状況の評価することをいいます。さらに、他短期大学の発信する情報を分析評価する機能も備えると、自短期大学の戦略を形成する基礎データを作成することが可能となります。また、短期大学のアセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等を整理する、PDCAによる改善を図るためのプロセスを構築することも容易となり、短期大学の管理運営に資するところは大きいものとなります。IRの充実に当たっては、情報の評価・分析を行うことができる専門的職員を育成することが期待されています。

#### アクティブ・ラーニング (Active Learning)

一方的な知識伝達型講義を聞くという(受動的)学習から転換を図るという意味での、あらゆる能動的な学習のことをいいます。能動的な学習には、書く・話す・発表する等の活動への関与と、そこで生じる認知プロセスにより、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力が育成されます。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれますが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことも有効なアクティブ・ラーニングの方法です。

#### アセスメント・ポリシー (Assessment Policy)

学習成果の査定(アセスメント)について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。各短期大学は、アセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等による自己点検・評価と学習成果を向上・充実させるための改善を促すPDCAを含んだアセスメントを一定期間ごとに実施し、内部質保証を図ります。

#### eラーニング (e-learning)

学習活動の主たる場面でコンピュータやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴です。

#### インターンシップ (Internship)

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア(職業選択)に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

#### ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者)

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALOといい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

#### SD (Staff Development) 活動

短期大学の職員に必要な知識及び機能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な取り組みを指します。

「職員」には、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。なお、FD を包含する場合がありますが、ここでは FD と区別し、職員の職能開発活動に限定して用いています。

平成 29 年度から、短期大学設置基準の規定により、各短期大学にはその機会を設けること、その他必要な取組みを行うことが求められています。

#### FD (Faculty Development) 活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みを指します。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

各短期大学は短期大学設置基準の規定により平成 20 年度からその実施を求められています。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もあります。

#### オープンキャンパス (Open Campus)

主に短期大学への入学を希望する者に対して、短期大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、短期大学への関心を高める活動です。

#### オフィス・アワー (Office Hour)

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

#### オリエンテーション (Orientation)

ガイダンス (学生指導) の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

## か

#### ガイダンス (Guidance)

ガイダンスは案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

#### 外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに相当します。

#### 科学研究費補助金

我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする文部科学省の競争的な研究助成費です。

## 学科

短期大学では基本組織として位置付けられます。短期大学の学科は、短期大学設置基準第3条において、「学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの」とされています。

## 学期（関連用語：セメスター制）

各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間で行うものとされ、これを基に1年間を前期・後期、あるいは1学期、2学期、3学期のように区分します。

近年、多くの大学で導入されるようになったセメスター制は、授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。セメスター制は、1学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることができ、また、学年開始時期の異なる大学間における転入学を円滑に実施できるというメリットがあります。

## 学習成果（Student Learning Outcomes）

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることの内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まります。

## 学習ポートフォリオ（Portfolio）

学生が、学習過程並びに各種の成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

## 学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各短期大学において実施方法や活用方法などは異なりますが、FD活動の一部として行われることもあります。

## 学則

短期大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

## 学長・副学長

短期大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（学校教育法第 92 条第 3 項）。学長の資格としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 22 条の 3）。

また、短期大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとされています（同法第 92 条第 4 項）。

## 学校法人

私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

## 学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。平成 27 年度決算から、この財務計算に関する書類の様式が改正され、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」を作成することになっています。

## 学校法人の役員及び理事会

私立学校法によれば、学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「理事の業務執行の状況を監査すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。したがって、監事は、理事会、評議員会に出席し、必要あると認められたときは意見を述べることが求められます。

## 科目等履修生（科目等履修生制度）

短期大学の正規の学生以外の者で、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

## ガバナンス・コード（Governance Code）（自主行動規範）

「学校法人制度の改善方策について」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会、平成31年1月7日）の中で、私立学校の健全な成長と発展につなげるため、私学団体等に自主的な行動規範を定めることが求められ、各私学団体においては、「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（日本私立短期大学協会）」、「私立大学版ガバナンス・コード（日本私立大学協会）」等を制定・公表しています。学校法人においては、これらも踏まえ「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」（私立学校法第24条）となっています。

なお、各私学団体で示しているガバナンス・コードの利活用は、各学校法人に委ねられています。

## カリキュラムマップ（Curriculum Map）

学科・専攻課程の学習成果を獲得させるために編成した教育課程の科目が、科目ごとに、学習成果の中の何を獲得するのかを到達目標にあげ、教育課程と学習成果の獲得の関係を明確に図示したものをいいます。学習成果を獲得させる教育課程編成・実施の方針として、科目間の履修順次及び学習内容の関連性などが明らかになり、アセスメントには欠かせないものとなります。

## 監事

「学校法人の役員及び理事会」を参照。

## 基幹教員

教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいいます。

主要授業科目については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとしています。

なお、学科の基幹教員の数については、短期大学設置基準で詳述されており、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています。

## 機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、短期大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う認証評価は、この機関別評価に当たります。

## 寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体とそれが諸目に記載された寄附行為書（法人の基本法）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません。

### CAP 制（履修登録単位上限制）

単位の過剰登録を防ぎ、単位の実質化を図るため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。短期大学設置基準第13条の2には、「短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされています。

### キャリアセンター（Career Center）

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成11年）」）というキャリア教育の趣旨の下に、短期大学にはキャリアセンターが設置されています。このキャリアセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

### 紀要（研究紀要）

短期大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、短期大学における研究活動を評価する際、短期大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

### 教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化したものです。短期大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

### 教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、人件費や学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が経常収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。本協会の評価基準において、この比率が20%程度を超えているかどうかを目安にしています。

### 教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な教育の在り方を示したものです。

### 教育研究実施組織

短期大学は、教育研究上の目的を達成するために、学科の規模や授与する学位の分野に応じて、必要な教員及び事務職員等を置かなければなりません（短期大学設置基準第20条）。その教員には、教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができます（教授、准教授、講師、助教については、「教授・准教授」、「講師」、

「助教」の項参照)。

### 教員免許状更新講習

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されました。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新を図るための制度です。この制度により免許状の有効期限は 10 年間となりました。なお、令和 4 年 5 月の改正教育職員免許法の成立により、令和 4 年 7 月 1 日から教員免許更新制は発展的に解消されました。

### 教学

短期大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は短期大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関する事、学生の成績に関する事などが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

### 教学マネジメント

教学マネジメントは、短期大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、短期大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みです。その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには短期大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視されます（中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）」より）。

### 教授・准教授

学校教育法では、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」（第 92 条第 6 項）を教授とし、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」（第 92 条第 7 項）を准教授としています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです（同法第 92 条第 6 項及び第 7 項）。短期大学における教授及び准教授の資格は、短期大学設置基準の第 23 条と第 24 条で規定されています。

### 教授会

学校教育法第 93 条により、短期大学が必ず設置しなければならない組織です。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。教授会の組織には、教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

### 教職員

短期大学には、主に教育研究に従事する教員のほか事務を処理する職員、技術職員、図書館に置かれる専門的職員などがおり、この「教員」と「事務職員等」を合わせてこのように表記してい



ます。

## 教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術と違い、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指します。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければなりません。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指しています（中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（平成17年）」より）。

短期大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となります。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての短期大学の存在意義であり、最大の価値でもあります。

## 経常収支

事業活動収支から臨時的な要因によって発生した特別収支を除いた収支で、経常的な事業活動による収支をいいます。また、経常収支差額は、経常収入から経常支出を引いた差額で、経常的な事業活動による収入と支出のバランスを表し、経常的な事業活動が安定的であるかどうかの目安となります。

## 建学の精神と教育理念

短期大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。他方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指します。

## 兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

短期大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師）」という言葉が使われます。

## 公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、短期大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。したがって、短期大学では、正規の教育課程ではなく、サービス活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っているのが現状です。

## 講師

学校教育法によれば、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」となっています。また、講師の資格としては、教授又は准教授になることができる者、あるいは特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第25条）。

## 高大接続

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要です。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要です（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

## 校地・校舎

学校教育法施行規則の第 1 条において、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定しています。そして、その校地に関しては、短期大学設置基準第 27 条、運動場については同設置基準第 27 条の 2 において定めています。校舎に関しては、短期大学設置基準第 28 条において定めています。

## 高等教育機関

学校教育法（第 1 条）で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。同法第 83 条第 1 項では、「大学」の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています。この大学のうち、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする」ものは、専門職大学としています（同法第 83 条の 2）。

また、同法第 108 条は、短期大学に言及し、その目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」とし、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする」ものを、専門職短期大学としています。

学校教育法の第 1 条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第 124 条）、各種学校（同法第 134 条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大学、高等専門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

## CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室

コンピュータを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピュータを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となります。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL（Language Laboratory）教室があります。

## コンソーシアム（Consortium）

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するために組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

## さ

### 査定（アセスメント（Assessment））

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、短期大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法です。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことによって点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがあります。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要です。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（短期大学ごと）、教育課程レベル（各学科・専攻課程ごと）、科目レベル（各教員・授業科目ごと）などの段階があります。

#### (a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われます。短期大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められます。そのため、短期大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければなりません。査定（アセスメント）は、短期大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得させるのか」、「その学習成果はどのような短期大学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することです。

#### (b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学科・専攻課程レベルでの学習成果を設定し、査定します。教育課程と学生支援が対象となり、学科（専攻）長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行います。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行います。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与します。

#### (c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生がそれを獲得したかどうかを査定します。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。

### COC・COC+（Center of Community）

文部科学省では、平成 25 年度から短期大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める短期大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての短期大学等の機能強化を図ることを目的とした「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」を実施してきました。平成 27 年度からは、この事業を発展させて短期大学等が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する短期大学等の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています。

## GPA（Grade Point Average）制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し（たとえば、5段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ4、3、2、1、0のGP）、この単位あたりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

## 事業活動収支

学生生徒等納付金、寄付金、経常費等補助金などの教育活動収入、受取利息・配当金などの教育活動外収入及び資産売却差額などの特別収入の合計である「事業活動収入」の額と、人件費、教育研究経費、管理経費などの教育活動支出、借入金等利息などの教育活動外支出及び資産処分差額などの特別支出の合計である「事業活動支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「事業活動収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。

## 自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科・専攻課程、専攻科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（学校教育法第109条第1項）と定められています。

## 司書

図書館法第4条にあるように、図書館の専門的事務に従事する職員です。また、司書の職務を助ける司書補という職も図書館法で定められています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、短期大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待って取得することができます。

## 就業規則

労働基準法第89条により常時10人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

## 習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業といいます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

## 授業科目（関連用語：一般教育科目）

教育課程は各授業科目を必修科目及び選択科目に分け（短期大学設置基準第6条）、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は短期大学において定めるものとされています（短期大学設置基準第7条）。

一般教育科目は授業科目の区分の一つで、平成3年6月における短期大学設置基準の改正以前

には、開設が義務付けられていた授業科目です。改正後の短期大学設置基準第5条第2項には「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあり、この一般教育科目の精神が反映されています。

### 授業形態（講義、演習、実習）

授業を行っている形態のことです。授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」（実験、実技を含む）があります。

「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、今度は実地において学習する授業方法です。

### 生涯学習（関連用語：リカレント教育）

「一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります」（「文部科学白書」平成18年度版）。教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。

生涯学習を助けるために、教育制度上打ち立てられるべき理念を「生涯教育」といい、このような考え方に支えられた学習支援システムの一つである「リカレント教育」は、学校教育終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいいます。また、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

### 職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指します（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年）」より）。

短期大学は、「当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（短期大学設置基準第20条第5項）ことが求められています。

### 初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、(大学における学習スキルも含めた)学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

## シラバス (Syllabus)

教員が学生に明示する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成20年度から短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、短期大学で修得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合に必要となります。

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

## 私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

## 助教

助教は平成17年の学校教育法の改正により、平成19年から新設されました。同法第92条第8項において「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています。短期大学における助教の資格は、短期大学設置基準第25条の2で規定されています。

## 専攻科

短期大学の専攻科は、短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、特定事項についての教育研究を行うことを目的として設置されているものです。

なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（いわゆる認定専攻科）を修了した場合は、同機構の審査を経た後、同機構から学士の学位が授与されます。

## 専攻課程

短期大学には学科が置かれていますが、教育上特に必要があるときに、学科の中に設けられる組織が専攻課程です（短期大学設置基準第3条第2項）。また、専攻分離とは学科の中を二つ以上に分けることをいい、各専攻課程は〇〇専攻と称されるのが普通です。

## 専任教員

短期大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します（職務内容等については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」を参照）。

なお、学科の専任教員の数については、短期大学設置基準で詳述されており、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています（短期大学設置基準附則第4条第1項第4号）。

## 専門教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教育です。

## 専門（職）就職

短期大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。

## 専門職短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、専門職短期大学を設置するのに必要な基準です。具体的な事項としては、専門職短期大学の学科編制、収容定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

## 総合型選抜

法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来の一般選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的・総合的に評価・判定する選抜が多くの短期大学で行われています。学校推薦型選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入学者選抜であるという点も特徴です。

## 相互評価

相互評価は、本協会が進めてきた評価の一つです。本協会は、平成11年度より、二つの短期大学が自己点検・評価の結果を相互に持ち寄り、率直に意見を交換して改善点を見出すことを通して、当該短期大学における教育の質の維持・向上を図るための相互評価活動を支援しています。

## 卒業後評価

卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することなどを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

## た

### 単位（関連用語：単位数、単位認定、単位互換）

講義、演習、実習・実験などによる授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については、短期大学設置基準（第7条）は、「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるもの」としています。また、同法によると、1単位の授業科目は「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としています。

各授業科目の単位は、その科目を履修した学生に対して試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとなっています。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることできる」（短期大学設置基準第7条第3項）としています。

単位互換は、学生が他の大学あるいは短期大学で履修した単位を、短期大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

### 短期大学士

学校教育法（第104条第5項）によって定められた学位です。学位規則に基づく学位としては、短期大学士のほかに、学士（大学の卒業生）、修士・博士（大学院課程の修了者）、専門職学位（専門職大学院の修了者）があります。

平成17年10月の「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、それまで短期大学卒業生に付与されていた「準学士」の称号に代わって、「短期大学士」の学位が授与されることになりました。この学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとされています（学位規則第5条の4）。短期大学が学位を授与するにあたり、他の学位（学士・修士・博士など）と同様に短期大学士にも専攻分野を付記することになっています。

なお、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位は、短期大学士（専門職）とすることになっています（学位規則第5条の5）。

### 短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、新たに短期大学を設置する場合の教育研究の水準であるとともに既設の短期大学の維持向上のための基準です。具体的な事項としては、短期大学の学科編制、学生定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

### 短期大学評価基準

本協会は短期大学の認証評価を行うために、「短期大学評価基準」を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥三つの方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。

平成30年度からの認証評価では、⑧の内部質保証の仕組みについて重点的に評価を行うものとされています。



## 地域総合科学科（総称）

個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多くのニーズに応えることを目的とした学科の総称です。本協会は平成 15 年開設の学科から、各短期大学が計画した学科の教育の質について構想段階の評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしいものであれば適格と認定しています。また、当該学科の完成年度を待って、構想時の諸目的の達成度の確認をするため達成度評価を行っています。

## チューター（Tutor）制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別に行う仕組みを指します。

## 通信教育

通信手段を用いて行う教育方法であり、短期大学は通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（短期大学通信教育設置基準第 2 条）。授業方法としては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、添削指導により学修を進める通信授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学習させる放送授業、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業などがあります。

## TA（Teaching Assistant）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当てを支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。実験・実習など自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向があります。

## な

### 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みを内部質保証といいます。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に行っていくことが必要です。

## 入学前教育（関連用語：導入教育）

主に推薦入試のような早期に大学進学を決定した次年度入学者や受験負担の軽減措置の入試で合格した次年度入学者が対象であり、課題やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

一方、導入教育は、入学の決まった学生に対し、その入学前後において、学生に学習スキルを身に付けさせ、中等教育からの円滑な移行を促すとともに、入学後の教育内容の効果をより高める

ことを目的として、短期大学が学生に提供する教育です。この教育プログラムは正規課程に付随したものであり、主に新生を対象に初年次教育という形で、多くの短期大学で実施されています。

## 入学定員

1 学年分の学生定員のことです。また、学生定員を収容定員ともいいます。収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学科ごとに学則で定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項及び第 3 項）。この場合、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項）。

## 認証評価

平成 16 年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられました（学校教育法 第 109 条第 2 項）。本協会は、学校教育法第 110 条に基づき、大学・短期大学の認証評価を行う機関であり、平成 17 年度から短期大学、令和 2 年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学の主体的な改革・改善を支援することです。

## は

### PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的・質的データの分析・解釈をとおして、求めようとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCA サイクルとは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることになります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P : Plan（計画））、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D : Do（実行））。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成しているかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C : Check（検証））。その後、FD 活動をとおして論じ合い、課題の解決策を見出します（A : Act（改善））。この一連の行為が PDCA サイクルです。

## 評議員会

私立学校法の規定（第 41 条）により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります（同法第 41 条）。

評議員会の役割としては、私立学校法の規定（第 42 条）に従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、

寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（第43条）。

### ホームカミングデー（Homecoming Day）

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、短期大学の卒業生が卒業短期大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

## ま

### 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」のことであります。卒業認定・学位授与の方針は、各短期大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各短期大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受入れの方針は、各短期大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、短期大学の個性・特色の根幹を成すものです。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。

本報告書では三つの方針は、それぞれ「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」と表記しています。

なお、平成29年度から、学校教育法施行規則が改正され、全ての短期大学は、三つの方針を一貫性のあるものとして策定し公表するものとされました。改正に当たって、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを公表（平成28年3月31日）しています。

## や

### 余裕資金

本協会では、期末の貸借対照表上の「特定資産」、「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を余裕資金としています。

## ろ

### リメディアル（Remedial）教育

補習教育を総称してリメディアル教育といいます。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎と

して必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されています。

#### **履修登録単位上限制**

「CAP 制」を参照。

#### **ルーブリック (Rubric)**

アメリカで開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成されています。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがあります（平成 27 年 中央教育審議会大学分科会、配付資料）。

参考2 会員校一覧（令和6年度）

（都道府県別・五十音順）

旭川市立大学短期大学部	宇都宮短期大学	淑徳大学短期大学部
帯広大谷短期大学	國學院大學栃木短期大学	女子栄養大学短期大学部
釧路短期大学	佐野日本大学短期大学	白梅学園短期大学
光塩学園女子短期大学	育英短期大学	星美学園短期大学
國學院大學北海道短期大学部	共愛学園前橋国際大学短期大学部	創価女子短期大学
札幌国際大学短期大学部	桐生大学短期大学部	帝京短期大学
拓殖大学北海道短期大学	群馬医療福祉大学短期大学部	帝京大学短期大学
函館短期大学	高崎商科大学短期大学部	貞静学園短期大学
函館大谷短期大学	東京福祉大学短期大学部	戸板女子短期大学
北翔大学短期大学部	新島学園短期大学	東京家政大学短期大学部
北星学園大学短期大学部	秋草学園短期大学	東京交通短期大学
北海道武蔵女子短期大学	川口短期大学	東京歯科大学短期大学
青森明の星短期大学	国際学院埼玉短期大学	東京女子体育短期大学
青森中央短期大学	埼玉医科大学短期大学	東京成徳短期大学
柴田学園大学短期大学部	埼玉純真短期大学	東京立正短期大学
弘前医療福祉大学短期大学部	埼玉女子短期大学	東邦音楽短期大学
修紅短期大学	埼玉東萌短期大学	桐朋学園芸術短期大学
盛岡大学短期大学部	城西短期大学	新渡戸文化短期大学
聖和学園短期大学	武蔵丘短期大学	日本歯科大学東京短期大学
仙台赤門短期大学	武蔵野短期大学	フェリシアこども短期大学
仙台青葉学院短期大学	山村学園短期大学	目白大学短期大学部
東北生活文化大学短期大学部	植草学園短期大学	山野美容芸術短期大学
宮城誠真短期大学	敬愛短期大学	和泉短期大学
秋田栄養短期大学	昭和学院短期大学	小田原短期大学
聖霊女子短期大学	聖徳大学短期大学部	神奈川歯科大学短期大学部
日本赤十字秋田短期大学	清和大学短期大学部	相模女子大学短期大学部
聖園学園短期大学	千葉経済大学短期大学部	上智大学短期大学部
羽陽学園短期大学	千葉明德短期大学	湘北短期大学
いわき短期大学	東京経営短期大学	洗足こども短期大学
郡山女子大学短期大学部	愛国学園短期大学	横浜女子短期大学
桜の聖母短期大学	有明教育芸術短期大学	新潟工業短期大学
茨城女子短期大学	上野学園短期大学	新潟青陵大学短期大学部
つくば国際短期大学	共立女子短期大学	新潟中央短期大学
常磐短期大学	国際短期大学	日本歯科大学新潟短期大学
足利短期大学	駒沢女子短期大学	明倫短期大学

富山短期大学	修文大学短期大学部	四天王寺大学短期大学部
富山福祉短期大学	豊橋創造大学短期大学部	常磐会短期大学
金沢学院短期大学	名古屋短期大学	東大阪大学短期大学部
金沢星稜大学女子短期大学部	名古屋経営短期大学	大手前短期大学
金城大学短期大学部	名古屋女子大学短期大学部	関西学院短期大学
仁愛女子短期大学	名古屋文化短期大学	甲子園短期大学
帝京学園短期大学	名古屋文理大学短期大学部	神戸教育短期大学
山梨学院短期大学	名古屋柳城短期大学	神戸女子短期大学
飯田短期大学	鈴鹿大学短期大学部	神戸常盤大学短期大学部
上田女子短期大学	高田短期大学	産業技術短期大学
佐久大学信州短期大学部	ユマニテク短期大学	頌栄短期大学
信州豊南短期大学	滋賀短期大学	園田学園女子大学短期大学部
清泉女学院短期大学	滋賀文教短期大学	東洋食品工業短期大学
長野短期大学	池坊短期大学	豊岡短期大学
松本短期大学	華頂短期大学	姫路日ノ本短期大学
大垣女子短期大学	京都経済短期大学	湊川短期大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部	京都光華女子大学短期大学部	武庫川女子大学短期大学部
正眼短期大学	京都西山短期大学	奈良芸術短期大学
高山自動車短期大学	京都文教短期大学	奈良佐保短期大学
中京学院大学短期大学部	嵯峨美術短期大学	大和大学白鳳短期大学部
中部学院大学短期大学部	藍野大学短期大学部	和歌山信愛女子短期大学
東海学院大学短期大学部	大阪学院大学短期大学部	鳥取短期大学
中日本自動車短期大学	大阪キリスト教短期大学	美作大学短期大学部
平成医療短期大学	大阪健康福祉短期大学	岡山短期大学
常葉大学短期大学部	大阪国際大学短期大学部	川崎医療短期大学
浜松学院大学短期大学部	大阪城南女子短期大学	作陽短期大学
愛知医療学院短期大学	大阪女学院短期大学	就実短期大学
愛知学院大学短期大学部	大阪成蹊短期大学	中国短期大学
愛知学泉短期大学	大阪千代田短期大学	山陽女子短期大学
愛知工科大学自動車短期大学	大阪夕陽丘学園短期大学	広島文化学園短期大学
愛知産業大学短期大学	関西外国語大学短期大学部	岩国短期大学
愛知大学短期大学部	関西女子短期大学	下関短期大学
愛知文教女子短期大学	近畿大学短期大学部	山口短期大学
愛知みずほ短期大学	堺女子短期大学	山口芸術短期大学
岡崎女子短期大学	四條畷学園短期大学	四国大学短期大学部

徳島工業短期大学  
徳島文理大学短期大学部  
香川短期大学  
高松短期大学  
今治明德短期大学  
聖カタリナ大学短期大学部  
松山短期大学  
高知学園短期大学  
折尾愛真短期大学  
九州大谷短期大学  
九州産業大学造形短期大学部  
九州女子短期大学  
近畿大学九州短期大学  
香蘭女子短期大学  
純真短期大学  
精華女子短期大学  
西日本短期大学  
東筑紫短期大学  
福岡医療短期大学  
福岡工業大学短期大学部  
福岡女子短期大学  
九州龍谷短期大学  
佐賀女子短期大学  
西九州大学短期大学部  
長崎短期大学  
長崎女子短期大学  
中九州短期大学  
大分短期大学  
東九州短期大学  
別府大学短期大学部  
別府溝部学園短期大学  
南九州大学短期大学部  
宮崎学園短期大学  
鹿児島純心女子短期大学  
鹿児島女子短期大学

沖縄キリスト教短期大学  
沖縄女子短期大学  
(以上 247 校)